

日本再興戰略 2016（案）

第1 総論

I	日本再興戦略 2016 の基本的な考え方	1
II	日本再興戦略 2016 における鍵となる施策	5
1.	600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」	5
1-1	新たな有望成長市場の創出	
	(1) 第4次産業革命 (IoT・ビッグデータ・人工知能)	
	(2) 世界最先端の健康立国へ	
	(3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大	
	(4) スポーツの成長産業化	
1-2	ローカルアベノミクスの深化	
	(5) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	
	(6) サービス産業の生産性向上	
	(7) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新	
	(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	
	(9) 観光立国	
1-3	国内消費マインドの喚起	
	(10) 官民連携による消費マインドの喚起策	
2.	生産性革命を実現する規制・制度改革	18
	(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入	
	(2) 国家戦略特区の活用 (構造改革の突破口)	
	(3) 未来投資に向けた制度改革	
3.	イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出	22
	(1) イノベーション、ベンチャー創出力の強化	
	(2) 経済成長を切り拓く ^{ひら} 人材の育成・確保	
	(3) 成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画	
4.	海外の成長市場の取り込み	25
5.	改革のモメンタムの活用 (「改革2020」プロジェクトの推進)	27
III	更なる成長の実現に向けた今後の対応	28
IV	日本再興戦略 2016 の主要施策例	31

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 50

1. 第4次産業革命の実現 50

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進

① 産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置と人工知能技術の研究開発・社会実装の推進等

② 規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【プロジェクト抽出体制の整備】

【個別プロジェクトの実行実現】

<BtoC のビジネス領域関連>

ア) IoT を活用した健康・医療サービスの充実強化

イ) 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備

ウ) 小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備

エ) 世界最先端のスマート工場の実現

オ) 次世代ロボットの利活用促進

カ) 産業保安のスマート化

キ) 防災・災害対応に係る IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用推進

ク) i-Construction

ケ) FinTech

コ) キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進

サ) IoT を活用したおもてなしサービスの実現

<CtoC のビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

① データ利活用促進に向けた環境整備

② スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

ア) 第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

イ) 第4次産業革命に対応した金融・資本市場の整備

ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

エ) 公正かつ自由な競争を確保するための実態把握と厳正な法執行

③ 第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築

④ 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及

⑤ 第4次産業革命に対応した IT 産業の構造転換

⑥ サイバーセキュリティの確保と IT 利活用の徹底等

ア) サイバーセキュリティの確保

イ) IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等

ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進

⑦ 第4次産業革命を支える情報通信環境整備

ア) モバイル分野の競争促進

- イ) IoT に対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保
- ウ) 4K・8K の推進

2. 世界最先端の健康立国へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 公的保険外サービスの活用促進

- ① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築
- ② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化
- ③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築
- ④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備
- ⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

ii) ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

iii) 医療・介護等分野における ICT 化の徹底

- ① 医療等分野における ID の導入等
- ② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用
- ③ 個人の医療・健康等情報の統合的な活用

iv) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、グローバル市場獲得・国際貢献

- ① 医療分野の研究開発の推進
- ② クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等によるイノベーション推進
- ③ 信頼性の確保されたゲノム医療の実現等
- ④ 異業種やベンチャー企業も含めたエコシステムの構築
- ⑤ グローバル市場の獲得・国際貢献

v) 「地域医療連携推進法人」制度の具体化

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 生産現場の強化

- ① 農地中間管理機構の機能強化等
- ② 米政策改革の着実な実施
- ③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保
 - ア) 経営力のある農業者の育成
 - イ) 経営体の強化
 - ウ) 次世代人材の確保
 - エ) セーフティネットの整備
- ④ 成長に必要な資金の供給

- ⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用
 - ア) 産業界との連携
 - イ) 生産資材の価格形成の仕組みの見直し
 - ウ) 産学連携による日本版フードバレーの実現
 - エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本的改善
 - オ) 都市における新産業としての農業の振興

ii) 国内バリューチェーンの連結

- ① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現
- ② 生乳の生産・流通構造の改革
- ③ 6次産業化の推進
- ④ ブランド力を発揮するための環境整備等
- ⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

iii) 輸出力の強化

iv) 林業の成長産業化

- ① 新たな木材需要の創出
- ② 原木の安定供給体制の構築

v) 水産業の成長産業化

4. 観光立国の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- ① 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放
- ② 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化
- ③ 文化財の観光資源としての活用推進
- ④ 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上
- ⑤ 滞在型農山漁村の確立・形成
- ⑥ 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統的工芸品等の消費拡大
- ⑦ 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
- ⑧ 東北の観光復興

ii) 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- ① 世界水準のDMOの形成・育成
- ② 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ③ 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開
- ④ 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供
- ⑤ ビザの戦略的緩和
- ⑥ 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
- ⑦ 民泊サービスへの対応
- ⑧ 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化
- ⑨ MICE 誘致の促進

iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- ① 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
- ② 新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備
- ③ 地方空港等のゲートウェイ機能強化
- ④ 訪日クルーズ旅客 2020 年 500 万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充
- ⑤ 公共交通利用環境の革新
- ⑥ キャッシュレス環境の飛躍的改善
- ⑦ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現
- ⑧ 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
- ⑨ 休暇改革
- ⑩ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

5. スポーツ・文化の成長産業化・・・・・・・・・・・・・・・・・・106

5-1. スポーツ産業の未来開拓・・・・・・・・・・・・・・・・・・106

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) スタジアム・アリーナ改革（コストセンターからプロフィットセンターへ）

- ① スタジアム・アリーナに関するガイドラインの策定
- ② 「スマート・ベニュー」の考え方を取り入れた多機能型施設の先進事例の形成支援

ii) スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進

- ① 大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築
- ② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築

iii) スポーツ分野の産業競争力強化

- ① 新たなスポーツメディアビジネスの創出
- ② 他産業との融合等による新たなビジネスの創出
- ③ スポーツ市場の拡大を支えるスポーツ人口の増加（年代や男女等の区別のないスポーツ実施率の向上）

5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・109

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 文化芸術産業及び経済波及効果の拡大
 - ii) 文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換
 - iii) 地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信
 - iv) 文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現
 - ① コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略
 - ② デザインを用いた戦略的な文化の潜在力発揮

6. サービス産業の活性化・生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・112

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 生産性伸び率 10%を達成する成長企業 1 万社の創出
 - ii) 事業分野別の生産性向上
 - iii) 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

7. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新・・・・・・・・・・・・・・・・・・115

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立
 - ① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援
 - ② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援
 - ③ 地域イノベーションの推進
 - ④ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援
 - ⑤ 下請事業者の取引条件の改善
 - ⑥ 地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化
 - ⑦ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継
 - ⑧ 中小企業・小規模事業者による人材の確保・育成
 - ⑨ 地域の中心市街地や商店街の活性化
 - ⑩ 事業継続計画（BCP）の裾野の広い普及の促進

8. ものづくり産業革命の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・122

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) ロボットによる新たな産業革命の実現

- ① ロボット新戦略の実行・進化
- ② 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及
- ③ 研究開発・社会実装の加速化に向けた環境整備等

ii) 航空機産業の拡大

iii) 宇宙機器・利用産業の強化・拡大

9. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化・・・・・・・・・・128

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

- ① 品質と魅力を備えた既存住宅流通市場の形成
- ② 不良資産の解消と新規投資の促進

ii) 次世代住宅の普及促進

iii) 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減

- ① 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費負担の軽減
- ② 地域ぐるみで子供を育む環境の整備

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大・・・・・・・・・・131

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 徹底した省エネルギーの推進

- ① 産業部門における省エネの推進
- ② 民生部門における省エネの推進
- ③ 運輸部門における省エネの推進
- ④ 国民運動による省エネ・低炭素型商品・サービスのマーケット拡大

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

- ① 系統制約の解消
- ② 研究開発・規制制度改革の推進
- ③ 福島県における再生可能エネルギーの導入拡大

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

- ① 電力分野の新規参入と CO₂ 排出抑制の両立
- ② IT の活用による再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムや地産地消型のエネル

ギーシステムの構築

③ 水素社会の実現に向けた技術実装の推進

iv) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

② 国内外をつなぐ柔軟な LNG・天然ガス取引市場の育成・発展

vi) 安全性が確認された原子力発電の活用

vii) 日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進

① エネルギーインフラ輸出等を通じたエネルギー産業の国際展開の推進

② 制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進

11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化 140

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 都市の競争力の向上

ii) 産業インフラの機能強化

II 生産性革命を実現する規制・制度改革 142

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入 142

(1) 新たに講ずべき具体的施策

i) 第4次産業革命を勝ち抜く「目標逆算ロードマップ方式」

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

2. 未来投資に向けた制度改革 144

2-1. 「攻めの経営」の促進 144

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

① 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化

ア) フォローアップ会議における取組

イ) 持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進

② コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現

③ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

- ア) 企業の情報開示の実行性・効率性の向上等
- イ) 会計基準の品質向上
- ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保
- ④ 企業と投資家との対話の促進等

ii) 新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

iii) 事業再生の促進

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・153

(1) 新たに講ずべき具体的施策

i) 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

- ① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育
- ② フィデューシャリー・デューティの徹底
- ③ 金融機関による資産運用の高度化の促進
- ④ 長期安定的投資を支えるツールの整備
- ⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化
- ⑥ 市場の公正性・透明性・安定性の確保
- ⑦ 官民ファンド等による成長資金の供給
- ⑧ 国際金融規制改革への戦略的対応、国際的なネットワーク・金融協力の強化
- ⑨ 東京を国際金融センターとするための連携強化

ii) FinTech をめぐる戦略的対応

- ① FinTech による金融革新の推進
- ② FinTech の動きへの制度的な対応

iii) キャッシュレス化の推進等

iv) 金融仲介機能の質の改善

- ① 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等
- ② 金融仲介機能の更なる充実・強化
 - ア) 融資先企業に対するヒアリングの継続的な実施
 - イ) 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定等
 - ウ) 金融機関と関係機関等の連携強化等

v) 公的・準公的資金の運用等の見直し

vi) 企業年金等の改善

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）・・・・・・・・・・163

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 成長対応分野で講ずべき施策
 - ii) 成熟対応分野で講ずべき施策
 - iii) 分野横断の施策

3. 国家戦略特区による大胆な規制改革・・・・・・・・・・167

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 国家戦略特区の「新たな目標」の設定
 - ① 残された「岩盤規制」の改革
 - ② 事業実現のための「窓口」機能の強化
 - ii) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加等
 - iii) 更なる規制改革事項の追加等
 - ① 東京圏における国際都市機能の更なる向上等
 - ② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化
 - ③ 小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進
 - ④ 国家戦略特区における「民泊」の検証等
 - ⑤ 地域の実情に即した待機児童対策
 - ⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化
 - ⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築
 - ⑧ 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施
 - ⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁
 - ⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
 - ⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和等

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等・・・・・・・・・・175

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化・・・・・・・・・・175

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ
 - ① 大学改革
 - ア) 指定国立大学法人制度

- イ) 卓越大学院 (仮称)
 - ウ) 大学の機能強化の取組の加速
 - ② 競争的研究費改革
 - ③ 国立研究開発法人の改革等 (「橋渡し」機能等の強化)
- ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進
- ① 大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定
 - ② 国立大学法人評価や指定国立大学法人指定へのガイドラインの活用
 - ③ 特定国立研究開発法人等の取組の強化
- iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進
- ① 第4次産業革命に対応した知財等の制度整備
 - ② 国際標準化推進体制の強化
 - ③ 知財・標準化人材の育成
 - ④ 知財紛争処理システムの機能強化
- iv) 「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現
- ① 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備
 - ア) 世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築
 - イ) 「攻め」の地方案件の発掘
 - ウ) 世界と地域をつなぐ関係施策の一体的な実施 (政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザーボードの設置)
 - ② 民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 (大学・国立研究開発法人、大企業等の潜在力の発揮等)

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等 188

2-1. 人材力の強化 188

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

- ① 変革の時代に求められる教育の全国展開
- ② 教育コンソーシアムによる官民の連携強化
- ③ 教員の授業力向上と IT 環境整備の徹底
- ④ 初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化

- ① 第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出 (卓越大学院 (仮称)・卓越研究員制度による人材育成・強化)

- ② IoT・ビッグデータ・人工知能等を牽引するトップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化
- ③ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関
 - ア) 今後の産業界の人材獲得ニーズの反映
 - イ) 新たな時代に即した、柔軟な学習環境の提供
 - ウ) 教える人材の柔軟な確保・育成
 - エ) 「職業プロ養成機関」としての質担保・向上のビルトイン・インセンティブ
- ④ 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催
- ⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人等の養成機能の充実

iii) 企業の人材管理の促進

- ① 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進
- ② 中高年人材の最大活用
- ③ 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化（「セルフ・キャリアドック」の導入・促進等）

2-2. 働き方改革、雇用制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 働き方改革の実行・実現

- ① 生産性の高い働き方の実現
- ② 高度プロフェッショナル制度の早期創設
- ③ 同一労働同一賃金の実現等
- ④ 長時間労働の是正
 - ア) 労働基準法の執行の強化
 - イ) 時間外労働規制の在り方の再検討
 - ウ) 企業の自主的な取組の促進
 - エ) 国家公務員の取組促進
 - オ) 全国的なワーク・ライフ・バランス運動の展開等
- ⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

ii) 労働市場での見える化の促進

iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

2-3. 多様な働き手の参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 女性の活躍推進
 - ① ダイバーシティ経営の実践の促進
 - ② 待機児童解消に向けた取組強化
 - ③ 女性が働きやすい制度等への見直し
 - ii) 高齢者の活躍推進
 - iii) 障害者等の活躍推進
 - iv) 外国人材の活用
 - ① 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討
 - ② 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化
 - ③ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進
 - ④ 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化
 - ⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備
(外国人材受入れの在り方検討)

IV 海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進
 - ii) TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援
 - iii) 対内直接投資誘致の強化
 - iv) インフラシステム輸出の拡大
 - ① 戦略的な人材育成の実施
 - ② 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化
 - ③ 円借款及び海外投融資の一層の迅速化並びに国際開発金融機関との連携強化
 - v) クールジャパンの推進

V 改革のモメンタム ～「改革2020」の推進～・・・・・・・・・・ 217

- (1) 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用
 - i) ストレスフリーな次世代都市交通システム
 - ii) 高齢者等の移動手段の確保・隊列走行の実現

- (2) 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決
 - i) 再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の利用
 - ii) 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

- (3) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
 - i) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト
 - ii) 市街地・空港等

- (4) 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）

- (5) 観光先進国のショーケース化
 - i) 観光地域
 - ii) 東京
 - iii) 成田空港・羽田空港

- (6) 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

別冊 「改革2020」プロジェクト

第1 総論

I 日本再興戦略 2016 の基本的な考え方

(成長戦略第二ステージの使命)

アベノミクス第一ステージでは、これまでタブー視されてきた電力、農業、医療などの分野の「岩盤規制」に切り込むとともに、法人実効税率の抜本的引下げや TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の署名、コーポレートガバナンスの強化など、「できるはずがない」と思われてきた改革を断行してきた。我が国での事業展開の足かせとなっていた、いわゆる「六重苦」は、劇的に改善してきている。実際に、政権交代以降、名目 GDP は約 30 兆円、就業者数は 100 万人以上増加し、企業収益は史上最高の水準に達している。回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の実現を目指していく。

しかしながら、民間企業の動きは、いまだ本格的なものとなっていない。我が国は、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、需給両面で大きな課題に直面する。世界では、先進国経済は新たな需要創出も潜在成長力も伸び悩む「長期停滞論」が指摘され、好調であった中国等の新興国経済も勢いを失っているなど、先行きに不透明感が高まっている。

これを乗り越えて、GDP600 兆円を実現するためには、企業が、豊富な内部留保を設備・イノベーション・人材といった未来への投資に積極果敢に振り向けることが不可欠である。このため、

- ①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、
- ②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、
- ③新たな産業構造を支える「人材強化」、

の三つの課題に向けて、更なる改革に取り組むことが求められる。これこそが、成長戦略第二ステージの新たな使命である。

ビッグデータ・人工知能などの技術革新や、農業の 6 次産業化をはじめとしたビジネスモデルの転換により、大きな発展の可能性が現実のものとなってきている。新たな価値の提供や社会的課題の対応により、潜在需要を開花させるとともに、人口減少社会での供給制約を克服する「生産性革

命」を強力に推進する。

成長戦略第二ステージでは、こうした萌芽^{ほうが}を、既存の組織や伝統的な業種の枠を乗り越え、経済社会全体にわたる、産業横断的な大きなうねりにつなげていく。官民で認識と戦略を共有し、新たな有望市場を創出する、「官民戦略プロジェクト 10」に着手する。

(第4次産業革命と有望成長市場の創出)

今後の生産性革命を主導する最大の鍵は、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボット・センサーの技術的ブレークスルーを活用する「第4次産業革命」である。

「第4次産業革命」は、社会的課題を解決し、消費者の潜在的ニーズを呼び起こす、新たなビジネスを創出する。一方で、既存の社会システム、産業構造、就業構造を一変させる可能性がある。既存の枠組みを果敢に転換して、世界に先駆けて社会課題を解決するビジネスを生み出すのか。それとも、これまでの延長線上で、海外のプラットフォームの下請けとなるのか。第4次産業革命は、人口減少問題に打ち勝つチャンスである一方で、中間層が崩壊するピンチにもなり得るものである。

第4次産業革命は、技術、ビジネスモデル、働き手に求められるスキルや働き方に至るまで、経済産業社会システム全体を大きく変革する。新たな社会システムや産業構造、就業構造の将来像を共有し、それに向けた目標を目指したロードマップに基づいて、オールジャパンで改革を進めなければならない。スピードを重視し、先行的なアイデアを「この指とまれ」方式で実行していくことが重要である。

第4次産業革命に勝ち残る戦略の第一歩は、世界の主要プレイヤーの戦略と、我が国の「強み・弱み」を分析し、「取りに行く」分野を明確にすることである。我が国は、第1幕のネット空間から生じる「バーチャルデータ」のプラットフォームでは出遅れた。しかしながら、第2幕の、健康情報、走行データ、工場設備の稼働データといった「リアルデータ」では、潜在的な優位性を有している。既存の企業や系列の枠を超えて、第2幕の「リアルデータ」でプラットフォームを獲得することを目指していく。

(新たな規制・制度改革メカニズムの導入)

「世界で最もビジネスしやすい国」を目指して、更なる改革を進めるため、新たに二つの改革メカニズムを導入する。

第1に、「目標逆算ロードマップ方式」の導入である。第4次産業革命時代では、技術の予見が難しく、スピードが重視される。いつまでに、どのような技術を社会に実装するのか。あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算して具体的な制度改革の工程を設計する方式を導入する。

第2に、事業者目線での規制・行政手続きコストの削減である。これまで、政府では、規制改革、行政手続き簡素化、行政手続きのIT化は、別々に進められてきた。しかしながら、事業者からすれば、全体としての規制・行政手続きコストが、競争力を左右する要因であり、投資を国内で行うか海外に持っていくか、の決定要素となる。このため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体として、事業者目線で規制・行政コスト全体を削減する、新たなメカニズムを導入する。

(イノベーションと人材の強化)

第4次産業革命を実現する鍵は、オープンイノベーションと人材である。技術の予見が難しい中、もはや「自前主義」に限界があることは明白である。既存の産学官の枠やシステムを超え、世界からトップレベルの人材、技術、資本を引き付ける魅力ある国となれるのか、が勝敗を分けるポイントである。

第4次産業革命が進行する中で、産業構造や就業構造は変革していかざるを得ない。企業と個人との関係も変わらざるを得ない。技術や産業の変革に合わせて、人材育成や労働市場、働き方を積極的に変革していかなければ、雇用機会は失われ、雇用所得は減少し、中間層が崩壊して二極化が極端に進んでしまう。

第4次産業革命の波は、若者に「社会を変え、世界で活躍する」チャンスを与えるものである。日本の若者が第4次産業革命時代を生き抜き、主導できるよう、プログラミング教育を必修化するとともに、ITを活用して理解度に応じた個別化学習を導入する。

大学改革、国立研究開発法人改革を実現し、産学共同研究を大幅に拡大

する。

世界のトップレベルの人材を引き付けるため、世界最速レベルの「日本版高度外国人材グリーンカード」を導入する。

(日本再興戦略 2016)

時代は大きく変わろうとしている。変革を恐れず新たな成長の途^{みち}を目指すのか、世界の先行企業の下請け化の途を取るのか。日本は今、歴史的な分岐点にいる。こうした変革の時代を乗り越え、成長軌道に乗せ、日本を世界で最も魅力的な国とする。

そのための羅針盤が、日本再興戦略 2016 である。

II 日本再興戦略 2016 における鍵となる施策

1. 600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」

1-1：新たな有望成長市場の創出

(1) 第4次産業革命（IoT・ビッグデータ・人工知能）

IoTにより全てのものがインターネットでつながり、それを通じて収集・蓄積される、いわゆるビッグデータが人工知能により分析され、その結果とロボットや情報端末等を活用することで今まで想像だにできなかった商品やサービスが次々と世の中に登場する。サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、また、財・サービスを提供する側と消費する側といった垣根も取り払われるなど新たなビジネスモデルが生み出され、多くの社会的な課題が解決されるとともに、生活の質も飛躍的に向上していく。そうした第4次産業革命の波は、我々が想像する以上のスピードで押し寄せている。

人工知能技術は人間を超えるのか、世界中で論争が巻き起こっている。データ利活用のアイデアによって、誰が競争力を有するかは一夜にして変わる。製造現場など日本が強みを持つ分野と人工知能等の第4次産業革命の鍵を握る技術をどう組み合わせるのか。勝ち目はあるが、ここを逃せばもう後はない。

第4次産業革命は、技術やビジネスモデルがどう革新していくのか、方向性を予見するのが難しく、絶対的にスピードが重視される時代である。官民ともに「待ち」の姿勢は命取りとなりかねない。産学官の英知を結集し、将来のあるべき姿を官民で共有し、そこからバックキャストすることで、技術と我が国の強みをいかしたビジネス戦略を検討する。そして、そうした中で、民によるビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革、官民協調による技術開発の推進やデータプラットフォームの創出促進など具体的なプロジェクトを推進していくことが必要である。なお、こうした施策を推進するに当たり、IoT社会の到来によるデータ流通量の爆発的な増加と、データの付加価値の飛躍的な向上等に対応したサイバーセキ

セキュリティ確保が重要であることは言うまでもない。

予測困難な時代であるがゆえ、ビジネスの新陳代謝のスピードを加速しなければならない。オープンイノベーションや事業分野の迅速な入替え等の重要性がますます増していき、金融・資本市場についても、これまで以上に事業性に応じた成長資金の供給が求められていく。

人材育成にも、可及的速やかに取り組まなければならない。第4次産業革命が進展する中で、「働き手」に求められるスキルや業務は何なのか。人材育成も、そうした将来像からバックキャストして、検討していくことが必要である。

第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業の現場ニーズ、現場目線でITやロボット導入を進めていくことが重要である。小型の汎用ロボットの導入コストを大幅に引き下げることはもとより、個々の事業者のビジネスの実態、業務フロー等に応じ、丁寧にITやロボットの導入を最大限サポートしていく。

急激に起こる様々な変革に対応できるか。一瞬の遅れが致命的になりかねない中、課題は多岐にわたっており、横断的な対応が求められている。このため、第4次産業革命を推進する政府全体の新たな司令塔として、日本経済再生本部の下に「第4次産業革命官民会議」を開催し、政府の取組全体を統括していく。

第4次産業革命の推進に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議におけるSociety 5.0¹の基本方針の検討と連携しつつ進める。

<鍵となる施策>

- ①総合的な司令塔である「第4次産業革命官民会議」の開催
- ②「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

¹ サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらす、人類史上5番目の社会である「超スマート社会」を世界に先駆けて実現（Society 5.0）していく（狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味が込められている）。

- ③規制・制度改革（「目標逆算ロードマップ方式」、「規制改革、行政
手続の簡素化、IT化の一体的推進」、
企業や組織の垣根を超えたデータ利活用プロジェクト等の推進と
セキュリティの確保
- ④第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ⑤「第4次産業革命 人材育成推進会議」における人材育成・
教育関連施策等の具体化
- ⑥中堅・中小企業への第4次産業革命の波及

(2) 世界最先端の健康立国へ

第4次産業革命の中では、「医療」、「介護」の姿も一変する。

健康・予防サービスの成長余力は極めて大きい。ウェアラブル端末の普及、健康・予防サービスに対する個人の嗜好^{しこう}の高まりや多様化等を背景に、サービス需要は今後飛躍的に増大していくものと考えられる。健康・予防サービスは、医療・介護費用の適正化効果も見込まれる。潜在需要の大きさは、ビジネスチャンスの大きさでもある。様々なニーズに、質の高いサービスを柔軟かつ効率的に提供していく。成長産業化に向けたサービス提供ビジネスモデルの確立が大きな課題である。

レセプトや健康診断のデータに加えて、ウェアラブル端末等のIoTによるデータ収集を活用すれば、よりリアルタイムで個人の状況に応じた、効果的なサービス提供が可能となる。これまでの成長戦略の取組で、「データヘルス」や「健康経営」が保険者や企業に定着しつつある中、技術革新をいかしてどのような「個別化健康サービス」の提供を後押しできるのか、検証していく。また、ICT等を活用した予防・健康づくりに向けた取組に対し、インセンティブが付与されるよう、制度設計を進めていかなければならない。

従前からのいわゆる医療、介護分野についても、ICTの利活用に加え、ビッグデータと人工知能、ロボット等の新技術の活用へと第4次産業革命への対応を加速化しなければならない。膨大な臨床データと個々の患者の状態を踏まえた創薬、医療機器開発、個別化サービス等が実現し、これまで以上に質の高いサービスが国民一人一人に行き渡る事となる。介護ロ

ロボットや画像診断から事務作業の効率化等まで、医療、介護の現場負担も大きく軽減される。我が国の誇るべき患者や要介護者に寄り添った丁寧なサービス、チーム医療、チーム介護に、現場がさらに専念することも可能となるのである。

医療については、我が国の誇る国民皆保険制度をいかして、世界に冠たる医療 ICT 活用基盤を構築していく。治療や検査等の膨大なデータを、安全かつ効果的に活用することにより、最先端の創薬や治療、医療機器の研究開発につなげていくことができる。これに加え、こうした膨大なデータについて人工知能等も活用すれば、医療現場で診療を支援する仕組みを構築し、より質の高い医療の実現につなげていくことも考えられる。

また、介護については、人材不足が喫緊の課題である中、ロボットやセンサー、ICT 等、介護現場を支える技術進歩にこれまで以上に取り組んでいくことが必要である。ICT 等により、現場の負担を軽減させる。これに加え、ロボットやセンサー等の技術を最大限活用して、現場の負担を軽減し、新たな取組へのモチベーションを生み出し、高齢者の自立支援につながる質の高い介護を実現する。そしてそれがまた、介護現場のイノベーションに向けた意欲を引き出すという好循環を生み出すよう、早急に検討を進めなければならない。

世界一の長寿国である我が国の健康確保の秘訣は、世界からの注目度も高い。第4次産業革命に対応した新たなサービスを世界に先駆け確立することで、海外市場の開拓と相手国への貢献にもつながることも期待される。

<鍵となる施策>

- ① **ビッグデータ等の活用による診療支援・革新的創薬・医療機器開発**
(治療や検査のデータを広く収集し安全に管理・匿名化する新たな基盤を実現)
- ② **IoT等の活用による個別化健康サービス** (レセプト・健診・健康データを集約・分析・活用)、健康・予防に向けた保険外サービス活用促進
- ③ **ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上** (介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討)

(3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大

地球規模の課題である環境・エネルギー制約を、我が国の最先端技術等で解決するとともに、経済成長に向けた投資を拡大していく。

省エネルギー投資は、投資額そのものに応じた経済効果に加え、生産工程の見直し等を合わせて行うことで、単純な省エネ分を超えるコスト削減や製品・サービスの品質向上等を通じた競争力の強化にもつながるものである。データ利活用によるサービス提供等にビジネスの重心が移っていく中、これまで製造業中心に行ってきた省エネ投資の推進を、流通・サービス業や中小企業にも拡大することが、我が国全体の経済成長にもつながっていく。

再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制を図るとともに、最大限の導入に向けて取り組んでいく。また、2030年頃の大規模な水素サプライチェーンの構築を目指し、燃料電池自動車の本格的な普及を進めるなど、水素社会の実現を進めていく。

本年4月には、電力小売の全面自由化が行われ、多様な事業者による新規参入が始まっている。さらに、需要家側の蓄電池や太陽光発電設備等をネットワークでつなぎ一体的に制御しつつ、新たな需要管理手法であるデマンドリスポンスと組み合わせることで、統合的なエネルギーマネジメントを行う新たなビジネスモデルが生まれつつある。まさにエネルギー分野における第4次産業革命であり、我が国の技術的な強みをいかし、世界市場の獲得を目指した取組を進めていかなければならない。

資源開発・確保は、国の経済活動を支える基盤であり、中長期的な視野に立った対応が必要である。足下では、資源価格の低迷を背景に開発投資が停滞しており、将来の大幅な需給ギャップと資源価格の高騰も懸念される。資源価格の低迷下においても、安定的な資源開発投資を行っていくことが、安定的な経済成長にもつながっていく。

<鍵となる施策>

- ① 流通・サービス業と中小企業等の省エネルギー投資の促進**
- ② 再生可能エネルギーの導入促進と新たなエネルギーシステムの構築**

(燃料電池自動車の本格的な普及など水素社会の実現、「節電量（ネガワット）取引市場」の創設)

③ 資源安全保障の強化

(4) スポーツの成長産業化

スポーツには、人を夢中にさせ、感動させる魅力がある。世界では、スポーツが産業として目覚ましい発展を遂げている例もある。2020年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えようとする今、我が国のスポーツは、その魅力に相応しい経済的な価値を生み出しているだろうか。

人を惹きつける力があるということは、ビジネスで言えば集客力がある、ということである。単に、観戦して帰る、ということでは終わらせるのではなく、持てる集客力をどういかにするか、マーケティングの視点を持てば、我が国でもスポーツを成長産業へと転換させていくことが可能である。

地域に人が集まる、それは、地域活性化のキーワードである。スポーツを核に地域活性化を進める。一つの有力なアイデアである。スタジアム・アリーナをどこに立地し、地域内外からの人を地域のどこに集客することが良いのか。試合がある日、一時のスポーツ観戦のみならず、周辺エリアも含めて一体的に捉え、スポーツを核にしながらその「場」でどういったエンターテインメントや思い出となる出来事を提供するのか。まちづくり的な視点、「モノ消費」から「コト消費」への転換といった視点が重要である。

メディアへの露出、最新のデジタル技術等を活用した新たな観戦スタイルやスポーツ体験のサポート、健康、食、医療、観光、ファッション、文化芸術等の他のビジネスとの融合による新市場の創出など、スポーツの魅力を経済価値に転換していくための取組も進めていく。また、これらの新たな市場の創出を支える人材育成も重要な課題である。

スポーツを産業として捉える上でも、アスリート・ファーストが基本である。アスリートやプレーヤーから生み出された経済価値を競技環境の底上げや最新のトレーニング手法の導入に充てることで、競技レベル、我が

国スポーツの国際的なブランド力の向上につなげるとともに、競技人生・現役期間中を超えて一人一人のアスリートの自己実現に結実させる。そしてそれが、次の新たな経済価値の創出、スポーツの未来開拓へと展開していく。スポーツをめぐるこうした好循環を確立することこそが、目指すべきゴールである。

<鍵となる施策>

- ① スポーツ施設の魅力・収益性の向上
- ② スポーツ経営人材の育成・活用とプラットフォームの構築
- ③ スポーツと IT・健康・観光・ファッション・文化芸術等の融合・拡大

(5) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

住宅市場の活性化は、需要喚起と住宅関連投資の拡大、双方の観点から経済成長に大きく貢献していく可能性がある。

住宅の購入は、一生の中で最も高価な買い物であることが多い。それにもかかわらず、「住宅は購入したらゴールである」と思ってしまい、その後特段の手入れをせずに資産価値が低下してしまう場合も多いのではないだろうか。実際、木造であれば築後約 20 年～25 年で価値がゼロになってしまうとも言われている。そうした評価は本当に正しいのだろうか。

一つの家になん年住み、子や孫に家を残したいと考える方もいれば、老後になったら住宅を担保に生活資金を調達したいと考える方もいよう。人生のステージに応じて住む家を変えたいと思う方もいよう。価値観は人それぞれである。様々な希望や思いをかなえるためにも、新築市場の活性化に加え、大切に住み、適切にリフォームをすれば価値が上がり、資産として評価される、そうした既存住宅市場を作り上げていくことが必要である。

また、第 4 次産業革命は住宅市場にも訪れている。IoT 技術等の新技術を活用し、新たな生活スタイルや健康、セキュリティサービス等を次世代住宅として提供していく。そうした新たな付加価値の提供を含めた住宅市場の開拓も進めていくことで、住宅の資産価値は更に高まっていくと考え

られる。

住宅の資産価値の向上は、老後不安の解消による消費の底上げ、という我が国の消費行動そのものにも変革を与える大きな波及効果を有するものである。そうしたことも肝に命じ、取り組んでいかなければならない。

＜鍵となる施策＞

住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(6) サービス産業の生産性向上

我が国の GDP の約 7 割はサービス産業で占められている。また、地域雇用の大宗もサービス産業で支えられており、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感できるようにするためには、サービス産業の生産性の向上が不可欠である。

サービス産業は、企業間の生産性格差が大きく、業種別に業務内容も大きく異なる。また、地域密着型の事業者が圧倒的に多いため施策の浸透が難しいという特徴も有する。こうしたサービス産業の実態を踏まえれば、画一的ではない様々な角度からの政策的アプローチが求められており、これに丁寧に取り組み、サービス産業の生産性の向上を進めていくことが必要である。既に、昨年 4 月に「サービス産業チャレンジプログラム」を日本経済再生本部決定し、業種横断、業種別、地域レベルでの生産性向上に向けた取組が開始されている。こうした流れを本格化し、「全国規模でのサービス産業生産性向上運動」を形成していく。

サービス産業の生産性向上を^{けんいん}牽引する成長企業の創出に取り組む。時代の主役はサービス産業である。第 4 次産業革命を通じて、純粋なモノづくりや単純サービスの付加価値はますます薄れ、データを利用したサービス提供に軸足を移していくことが不可避となっていく。こうした時代の趨勢を、意欲ある経営者の方に理解してもらいながら、先進的なデータ・IT 利

活用促進等を支援し、2020年までに生産性の伸び率10%程度の成長企業を全国で1万社創出していく。また、例えば、代表的なサービス業の一つに旅館業が存在する。個々の旅館では、例えば、データやタブレットを活用し、個々の宿泊客の様々な要望を旅館全体で共有し、これに応えるといったサービスなど、様々な新しい発想が生まれている。リピーターの獲得に加え、そうした評判がインターネットを介して広く拡散することで、新規顧客の開拓にもつながっていく。こうした取組に加えて重要なのは、地域の魅力の向上である。地域の魅力を通じた集客力の向上と個々の事業者の生産性の向上に向けた取組、これがあいまってはじめて、持続可能な成長モデルとなることを、地域の現場に浸透させていくことが重要である。

業種別の特性を踏まえた生産性の向上を、業種別事業者団体とも密接に連携しながら進めていくことも重要である。既に、現場プロセスのカイゼンをはじめ生産性が高い製造業等の優れたノウハウを、サービス業に普及させていく取組が開始されている。こうした取組を通じて得られた先進的なビジネスモデルや業務フローの標準化手法等を、中小企業等経営強化法（平成28年5月24日成立）に基づき策定する事業分野別指針（生産性の向上に向けて事業分野別に取り組むべき指針）にも盛り込み、業種別事業者団体をはじめとする関係機関等とも連携し中小企業施策等も活用しながら、その普及促進に取り組んでいく。

地域の現場においても、サービス産業の生産性向上に関する取組は高まっている。意識の高い地域では、地方自治体、中小企業団体、地域金融機関等の関係者が一堂に会し、サービス産業の生産性の向上に向けたモデルケースの共有や、個別ケースに関する役割分担、ITをはじめとする専門支援人材の派遣等について継続的に議論する協議会等が設置されている。こうした取組を、まち・ひと・しごと創生に係る地域ブランディングのアプローチと組み合わせ、地域力と個々の事業者の生産性の向上を合わせて進めていくよう地域の現場に働きかけていく。

<鍵となる施策>

- ① サービス産業の生産性向上を牽引する^{けんいん}先導企業の創出
- ② 事業分野別の生産性向上
- ③ 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

(7) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

地域経済の主角は、中堅・中小企業・小規模事業者である。

しかし、地域の事業者にも変革の波が押し寄せている。人口減少が顕在化し、事業者自身の高齢化がますます進展するなど、地域の経済社会の存立そのものが脅かされつつある。こうした変革に対応しながら、自身の持つ潜在力をいかにして最大限に発揮していくか。そうした事業者の挑戦を地域の現場で応援していくことが重要である。

TPP は、地域の企業が世界で活躍する大きなチャンスをもたらす。地域経済を牽引する中核企業や意欲ある中小企業の世界市場への挑戦を徹底的に支援することで、飛躍的な成長につなげていくことが可能である。

人手不足の中で、IT 利活用の促進をはじめとする生産性の向上は、中小企業・小規模事業者にとって重要な課題である。地域の中小企業支援機関とも連携し、IT 利活用事例を丁寧に紹介することで経営者への IT 利活用に関する意識付けを行いながら、ビジネスの実態に合わせた IT 投資や省力化投資等を促進していく。

さらに、下請事業者の取引条件の改善や、地域金融機関による事業性評価融資の促進、事業再生・事業承継の円滑化等を推進することで、経済の好循環を全国の中小企業・小規模事業者に拡大していかなければならない。

<鍵となる施策>

- ① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援
- ② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開
- ③ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援
- ④ 「ローカルベンチマーク」等を活用した担保や個人保証に頼らない成長資金の供給促進、金融機能の強化と事業再生・事業承継の加速化

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

「地域で頑張る農業者の所得を増やす。」、これがアベノミクス第二ステージの農業改革のキーワードである。農地集積・集約化を通じた生産規模の拡大を進め、売上げを増しながら、生産コストや中間マージンの削減を徹底的に行い、国内外の新たなマーケットに挑戦していく。「産業」としての、こうした流れを加速していく。

8億人の巨大市場をつくり出すTPPは、農林水産業にとって、大きなチャンスである。世界からも評価されているおいしく、安全な日本の食を、徹底的に世界にアピールし、成長する世界の需要を取り込んでいくことで、販路開拓・拡大を行っていく。

世代間のバランスのとれた持続可能な農業構造としていくことが重要であり、農業を若者、女性にとって魅力ある「職場」とするため、知恵を絞らなければならない。勘と経験は、財産である。しかし、それが一人の農業者の中に閉じ込められていては、まさに宝の持ち腐れであり、いずれ失われてしまう。若者・女性を含めて次世代に幅広く勘と経験を伝承する。そのためにも、ノウハウの見える化を行い、スマートフォンやタブレット端末に日常生活から親しんでいる若者や女性が効率的に技術を修得できるよう、農業のIT化や自動化を可能な限り進めていくことが重要である。

本年3月4日の未来投資に向けた官民対話では、農業界と経済界が協力して、頑張る農業者を地域の現場レベルから全国的な取組までを通じて幅広く応援するとの決意が表明され、協力体制の構築が確認された。経営力をはじめとする人材力の強化、徹底したコスト削減、輸出力の強化、IT化・自動化など、農業者だけでは一朝一夕には解決できない課題も多い。政府・農業界・経済界でしっかりタッグを組んで、具体的な取組を実行していく。

<鍵となる施策>

- ① **農地中間管理機構の機能強化**
- ② **生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現**
- ③ **人材力の強化**
- ④ **輸出力の強化**

- ⑤ スマート農業の推進（遠隔監視による無人自動走行の実現：2020 年
まで）
- ⑥ 農業界と産業界の連携体制の構築

(9) 観光立国

昨年の訪日外国人旅行者数は 1,974 万人、その旅行消費額は 3 兆 4,771 億円に達し、それぞれこの 3 年で 2 倍以上、3 倍以上と大きく増加した。観光は、「地方創生」の切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円とするなどの新たな目標に向け、こうした流れを更に加速し、観光を我が国の基幹産業へと成長させる。

これまで限定的にしか一般公開してこなかった迎賓館等魅力ある公的施設を大胆に開放するとともに、文化財や国立公園等を観光資源として活用しながら、魅力あふれる観光地づくりを進めていく。利用の拡大により経済的な価値を高め、それを各々の施設の自主財源として活用していく。観光地、各施設自身が、自律した観光地経営との発想に立って努力して初めて魅力が生まれてくる。重要なのは、合意形成のプロセス作りである。時には、外部人材も積極的に活用しながら、観光客が観光地に求めるものは何なのか、何を見たくて、何を体験したいのか、そうした視点での観光地づくりが重要である。このため、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等を戦略的に推進する専門組織である日本版 DMO*を全国各地で形成・育成していく。

※DMO:Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS 等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

観光産業を我が国の基幹産業とするため、古い規制・制度の見直しを行うとともに、産業を支える人材育成にも力を入れる。例えば、トップレベルの経営人材から、地域における観光地づくりをリードする地域観光の中核を担う人材、即戦力となる地域の実践的な観光人材など、幅広い人材育成に本格的に着手する。

新たな目標が絵に描いた餅にならないようにするためには、宿泊施設やCIQ、交通、通信等の受入環境整備を早急に進めることも必要である。国としても全国ベースでの環境整備を進めるとともに、地域ごとに、何が課題で、それにいつまでに対応していくのか、今後の観光需要を見込んだ対応が不可欠である。

国内の観光需要の喚起も重要な課題である。年末年始、ゴールデンウィーク、お盆に観光需要が集中することは、事業者、働き手、観光客の全てにとってマイナスの影響がある。ピーク時には客が押し寄せ、ピーク時以外は稼働率が極端に下がる。事業者が販促活動を行う意欲を持たなかったとしても、ある意味自然である。働き手にとってみても、ピーク時のみ非常勤として雇用されることが多くなり、魅力的な職場とは言えない。観光客にとっても、どこに出かけても混雑し、料金設定も高いため、おのずと満足度が下がり、観光意欲が減退していく。観光需要の平準化は、観光立国の推進に向け、大きな課題である。

<鍵となる施策>

- ① 観光資源の魅力向上（迎賓館等の開放、文化財・国立公園などの活用）
- ② 観光関連規制・制度の見直し（通訳案内サービスの拡大等）
- ③ 地域観光経営（DMO）の推進
- ④ 観光人材の育成
- ⑤ 訪日外国人旅行者の拡大に向けた地域の受入環境整備
- ⑥ 休暇取得の促進・分散化

1-3：国内消費マインドの喚起

(10)官民連携による消費マインドの喚起策

GDP600兆円の実現に向けた道のを確実なものとするため、民間投資の促進に加え、消費マインドの喚起策を検討する。

単純な需要の先食いでは意味がない。国内の需給ギャップを解消する消

費の底上げや、従来の消費行動・購買行動に変革をもたらし、新たな消費の創出につながる「国内消費マインドの喚起」を官民、政府・地方が連携し、実施していくことが必要である。

＜鍵となる施策＞

国内消費マインドの喚起策

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

安倍政権は、エネルギーや農業、医療等の分野において、「戦後以来の岩盤規制改革」を断行してきた。民間投資を呼び込む大きな成果を上げており、日本再興戦略 2016 においても「600 兆円に向けた『官民戦略プロジェクト 10』」に位置付けられている。

安倍政権の改革に終わりはない。

迫り来る第 4 次産業革命、という時代の流れを鑑みれば、新たな規制・制度改革メカニズムを導入していくことも必要である。

第 4 次産業革命は、技術革新の予見が難しく、スピードが重視される時代である。瞬時の遅れは命取りにもなりかねない。先が読めない時代だからこそ、あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算してロードマップを描き、民による技術開発・ビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革等を同時並行的に行っていくアプローチが求められる。想定との乖離かいりが発生した場合も、それを官民で同時に共有し、それぞれのアクションを瞬時に修正していく、そうした柔軟さが求められている。

個別分野の岩盤規制に加え、我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600 兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT

化を一体的に進める新たな改革手法を導入する。

＜鍵となる施策＞

- ① 産業革新の将来像に基づき設定した中期目標からバックキャストして具体的改革を実施する方式の導入（「目標逆算ロードマップ方式」）
- ② 事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

(2) 国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）

国家戦略特区については、来年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

残された「岩盤規制」の突破口を開き、重点的に取り組むべき6つの分野等を定めて、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、具体的事業の「可視化」等について、一層の加速的推進を図る。

一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、一層の強化を図っていく。

(3) 未来投資に向けた制度改革

ア) コーポレートガバナンスの更なる強化

コーポレートガバナンス改革は、成長戦略の最重要課題である。その位置付けに変わりはない。GDP600兆円経済の実現に向けた成長市場が顕在化し、第4次産業革命という移り変わりが早い時代を迎えた今こそ、「攻めの経営」が求められているのである。

「企業と投資家の建設的な対話」、その実効性を上げていくことが求められている。魔法の杖があるわけではない。関係者が、その重要性を認識し、様々な取組を積み重ねていくことが必要である。

コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家サイドから、上場企業に対する働きかけの実効性

を高めていくことが有効である。このため、投資家には、企業側に「気づき」を与える対話を促していく。あわせて、最高経営責任者（CEO）の選解任プロセスや取締役会の構成・運営・評価等に係る上場企業の取組状況を把握、公表していくこと等を通じ、コーポレートガバナンスの実効性向上に向けた上場企業による取組みを促していく。

そして、そうした取組を支える基盤として、企業の情報開示の実効性・効率性の向上や株主総会プロセス電子化等を着実に進めていく。企業の情報開示については、「スチュワードシップ・コード」に掲げる企業と投資家の対話を促進する観点から、これまでの検討を土台にしながら、2019年前半を目途として、国際的に見て最も実効的・効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すこととする。

過去最高の企業収益で、日本経済のフロンティアを切り拓いていく、^{ひら}そうした投資が求められている。

<鍵となる施策>

- ① 企業と投資家の建設的な対話の基盤となる企業の情報開示の実効性・効率性の向上等
- ② 株主総会プロセスの電子化

1) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計に関する取組として、NISA・ジュニア NISA の更なる普及と制度の発展や金融・投資教育の強化を図るとともに、金融機関に対しては、顧客（家計）の利益を第一に考えた行動がとられるよう、また、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、フィデューシャリー・デューティの徹底を図る。

さらに、金融機関は、健全性を確保し、経済や市場のストレス時においても金融機関が十分な金融仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能を発揮する。

FinTech については、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、IT の進展を金融分野に取り込むこと等により、金融サービスの高度化を図り、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化につなげるため、制度面の課題について検討するほか、FinTech 企業が成長していくための環境（FinTech エコシステム）の形成を進める。世界をリードする海外展開も視野に入れた日本発の FinTech ベンチャーを創出し、利用者目線に立った金融サービスの革新を目指す。

また、ビッグデータの利活用を通じ、魅力ある観光の提供やインバウンド需要の更なる喚起や「地域経済分析システム（RESAS）」の政策的活用の検討等につなげていくため、キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用環境の整備を進める。

＜鍵となる施策＞

- ①成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等（NISA の普及、フィデューシャリー・デューティの徹底、長期安定的投資を支えるツールの整備、市場の公正性・透明性・安定性の確保等）
- ②質の高い金融仲介機能の発揮（事業性評価融資や本業支援等の取組強化）
- ③FinTech の推進（FinTech エコシステムの形成等）
- ④ビッグデータの利活用（クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化等）

り) PPP/PFI 等による公的サービス・資産の民間開放拡大

公的サービス・資産の民間開放は、民間の創意工夫をいかした質の高いサービスの効率的な提供につながり、新たな民間投資を生み出す起爆剤ともなり得る構造改革である。

新たなビジネスチャンスの創出、民間の知恵を活用した住民サービスの向上、効率化の促進による公的負担の軽減という、まさに「一石三鳥」の取組である。

空港や文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など、国内外の観光客等の増加により需要の拡大が見込まれる施設等については、サービスの質の向上による更なる観光客等の呼び込み、効率化により生まれる原資を別の成長関連投資に回していくことによる相乗効果等が期待される。

有料道路、水道、下水道、公営住宅など、人口減少による需要減少等が見込まれる施設等についても、民間のノウハウを活用したアセットマネジメントの高度化に加え、海外展開や施設を活用したサービス創出等の新規事業開発など、「成長」の視点が必要である。

公共施設等運営権方式を含め、PPP/PFI 等を大胆に推進していくことが求められている。

<鍵となる施策>

PPP/PFI 等による公的サービス・資産の民間開放拡大

3. イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出

(1) イノベーション、ベンチャー創出力の強化

いよいよ、大学改革、国立研究開発法人改革の実現に向けた「行動の時」である。

第4次産業革命を迎え、オープンイノベーションの機運がこれまで以上に高まっている。技術革新の予見が難しい時代だからこそ、誰と組むのか、経営判断に占める重要性は高まる一方である。大学、国立研究開発法人への期待は大きく、責任も重い。大学、国立研究開発法人は本当に生まれ変わるのか、GDP600兆円経済の実現はそれにかかっている、と言っても過言ではない。

なぜ、これまで、産学連携は進まなかったのか。もちろん大学、国立研

究開発法人だけの問題ではない。大学・国立研究開発法人、企業の双方のトップが、まさにそれぞれの経営戦略の中で、どう Win-Win の関係を構築していくのか。研究者個人と企業の研究部門との微々たる連携ではない、そうした本格的な産学連携が求められている。

特に、第4次産業革命における勝敗の鍵は、人工知能関連分野である。競争のフィールドが、製造現場など日本が強みを持つリアルなデータをめぐる戦いに移りつつある中、まだ、勝機はある。人工知能関連技術とリアルなビジネス領域における我が国の技術的な強みをどういかにして第4次産業革命に挑戦していくのか。今後数年が勝負である。産学官の縦割りを排除し、本気で取り組んでいかねば、我が国の将来はない。そうした危機感を持てるのか、我が国の命運はそこにかかっている。

第4次産業革命は、ベンチャーの時代でもある。機動的な意思決定の下、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャーこそが、GDP600兆円経済実現に向けた中核を担わなければならない。地方からグローバルに挑戦するベンチャー企業も登場し、大企業もオープンイノベーションの相手先として、目の色を変えて有望なベンチャーを探している。世界に通用するベンチャー企業の創出に向けた機運は高まっている。

<鍵となる施策>

- ① 「組織」対「組織」の本格的な産学連携（企業から大学・国立研究開発法人等への投資3倍増：2025年度まで、国内外のトップ人材を集めた世界的研究拠点5か所創出）
- ② 「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化
- ③ 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備

(2) 経済成長を切り拓く^{ひら}人材の育成・確保

第4次産業革命を支える人材の育成・確保に本格的に着手する。

データを活用して付加価値を生み出すのは「人材」である。人工知能等の技術の進歩によって、仕事の内容や働き方は今後劇的に変化していくと

考えられるが、付加価値を生み出すビジネスモデルを考えるのは「人材」なのである。「人材」は、一朝一夕に生まれるものではない。初等中等教育、高等教育、さらには世界に通用するトップレベルの人材育成など、それぞれの過程において、時代の流れを読み、短期・中期・長期などの時間軸も意識しながら、未来投資として、教育システムを進化させていくことが必要である。

第4次産業革命により、教育の現場にも様々な変革が訪れていく。これまで培われてきた優れた伝統と、タブレット端末をはじめとするITを活用した新たな手法の導入、そのバランスを意識しながら、時代に合った教育手法を確立していかなければならない。

時代の流れに即した人材育成や教育手法の確立は、教育界だけで実施しようにも限界がある。実ビジネスの中で必要とされている人材はどのような人材なのか、最新の技術ではどういった教育手法が可能なのか、常に情報をアップデートできるための仕組み作りが重要である。

イノベーティブな発想を生み出すには、人材の多様性（ダイバーシティ）は欠かせない要素である。様々なバックグラウンドや経験、考え方の人間が集まり、そこでの刺激が、誰もが思いつかなかった発想につながっていく。優秀な人材の獲得競争は、今後、世界でますます激化していく。高度な外国人材を受け入れ、長期にわたり我が国の経済成長に貢献してもらう。そうした受入環境を整備しなければ、我が国は取り残される一方である。

<鍵となる施策>

- ① 第4次産業革命を支える人材育成・教育施策
- ② 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催
- ③ 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

(3) 成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画

GDP600兆円経済の実現に向け、人口減少問題は、避けては通れない課題である。一刻も早く出生率の向上に向けた対策を講じていかなければならない。一人目の子供が生まれた時に夫が家事・育児に参画しないと、第二

子以降の出生がなされない傾向が極めて強い。重要なのは、男性の働き方改革である。

働き方改革は、生産性の向上にも貢献する。働き方改革を通じて生まれた自由時間を自己研さんに充てたり、家族と過ごす時間が増えることで心にゆとりが生まれるなど、働き方改革による労働の「質」が向上していくのである。

女性の活躍推進は、安倍政権の柱である。労働力の確保という単なる数合わせの議論ではない。経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出にもつながっていく。女性の活躍推進は、我が国経済社会全体の構造改革を進めるために必要であり、待機児童の解消をはじめ、政策を総動員していく。

知識、経験、ビジネスノウハウ、人脈など、高齢者のもつ財産を活用しないことは、経済的にも、次世代の人材を育成する観点からも大きな損失である。働く意欲のある高齢者の方には、生涯現役で活躍していただく。そうした社会環境を整えることは、高齢者の希望をかなえることや、精神的にも豊かな生活につながっていく。高齢者の活躍推進も引き続き重要な課題である。

<鍵となる施策>

- ① 長時間労働の是正に向けた取組強化
- ② 女性の活躍推進と高齢者の活躍推進

4. 海外の成長市場の取り込み

本年2月に署名されたTPPは、世界のGDPの約4割を占めるアジア・太平洋の8億人の巨大市場の成長を取り込む大きなチャンスをもたらす。海外ビジネスに精通した専門家を活用し、海外事業戦略の策定、現地人材の確保、販路開拓等の総合的な支援を行うなど、中堅・中小企業等の海外展開支援に総力を挙げる。

加えて、TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。また、我が国企業の海外展開に向けたビジネス環境整備のため投資協定・租税条約の締結・改正に向けた取組も加速する。

インフラ需要の高まりは、世界に広がっており、その獲得競争は苛烈を極めている。アジアに限らず、世界の幅広いインフラ需要に応えるためには、官民一体の受注に向けた従来の取組を更に推進するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（本年5月公表）に基づき、世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネーの供給拡大及び更なる制度改善、並びに JICA、JBIC、NEXI、JOGMEC その他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が重要である。競合国との差別化を図るため、資金的なアプローチに加え、戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化や現地人材の育成など相手国のニーズを踏まえた効果的な支援を政府横断的に実施していく。

TPP を契機に我が国を貿易・投資の国際中核拠点（グローバル・ハブ）とすることを目指し、対内直接投資も一層拡大する。各国での誘致競争が激化している。外国企業に日本に目を向けてもらうためには何をすれば良いのか。自治体とも連携しながら、日本の魅力、地域の売りをしっかりとアピールしていくことが必要である。また、ビジネス環境のみならず、生活環境も含め、外国企業と外国人が活動しやすい国としていく取組も一層強化していかなければならない。

＜鍵となる施策＞

- ① 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進
- ② TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援
- ③ インフラシステム輸出の拡大
- ④ 対内直接投資の促進

5. 改革のモメンタムの活用（「改革2020」プロジェクトの推進）

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。我が国は世界中から注目を集め、多くの外国人が訪日する。2020年を一つのゴールと見立て、ショーケース化することを意識しながら改革・イノベーションを進めていくことで、大きな推進力を得ることが可能となるのである。

このため、2020年以降に継承できる財産（レガシー）にもつながることを留意しつつ、我が国の強みである技術力等をショーケース化していく。世界中で新たなビジネスモデルの構築競争となっている自動走行や世界共通の課題である環境・エネルギー問題の解決、人口減少と高齢化といった幅広い課題の解決に資する先端ロボットの活用など、未来を切り拓くプロジェクトを2020年に向けて実施していくことで、我が国と世界の未来を切り拓いていく。

<鍵となる施策>

「改革2020」プロジェクト（自動走行、分散型エネルギー、先端ロボット等）

Ⅲ 更なる成長の実現に向けた今後の対応

(KPI レビューによる PDCA サイクルの徹底)

今回の成長戦略は、成長戦略第二ステージとして「有望成長市場」、「生産性革命」、「人材強化」の三つの課題に向けて、更なる改革に取り組むものである。KPI については、これまでの累次の成長戦略で設定してきたが、成長戦略第二ステージに沿うように施策群ごとに組み替えて再設定するほか、新しい分野については新たな KPI を設定し、更なる高みを目指せるものについては上方修正するなどした。

KPI の再設定は、これ自体が目的ではなく、施策を推進していくための手段である。KPI レビューを徹底して行い、成果が十分に上がっていないものについては、検証・評価を徹底し、なぜうまくいかなかったのか、目標を達成するために追加的に行うべき施策は何か、また、KPI の見直しの必要はないか、など、PDCA サイクルをしっかりと回していくことが重要である。

その際には、KPI が目標達成に向けて順調に進捗していない理由を並べることには注力するのではなく、むしろ、C (チェック) により浮かび上がる問題点を、A (アクション) につなげていくことが必要である。それが、KPI レビューの最も重要な機能である。KPI が設定されている施策群には、複数の施策・複数の府省庁が関係してくることが多く、それらを巻き込んで検討することが必要であり、産業競争力会議が司令塔となって牽引^{けんいん}していくことが重要である。

(第 4 次産業革命への対応)

日本経済再生本部の下に新たに設置する「第 4 次産業革命官民会議」では、政府内の関係会議と連携しつつ、我が国の強みをいかして世界と勝負できる重点分野の戦略や、イノベーション、人材育成をはじめとする横断的な政策の検討を行う。

重点分野については、世界でビジネス創出競争が激化している今だからこそ、個々の新たなビジネスの芽を花開かせるための取組が重要である。新たなビジネスモデルに係る国内外の検討状況を踏まえ、官民で共有すべき将来のあるべき姿を提示しながら、ビジネスモデルの具体化に必要な政

策と規制・制度改革を同時並行的に実施していく。あわせて、「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指した規制・行政手続きコストの削減にも取り組んでいく。

第4次産業革命を支える横断的施策であるイノベーションや人材育成も、いよいよ本格的な取組が開始される。

国立大学改革、国立研究開発法人改革は、いよいよ社会実装の時である。第4次産業革命の鍵を握る人工知能関連分野の技術戦略も、我が国の技術的な強みや海外の動向も広くウォッチしながら、戦略と行動の具体化を進めていく。個々の大学、国立研究開発法人が、自らの強みをベースに、何を目指し、誰と組み、何をするのか、目に見える具体的な取組を進めていくこととする。

人材育成も、第4次産業革命時代のビジネスの現場で求められるスキルや業務内容から人材育成・教育の在り方を検討していく新たな取組が始まる。求められるスキルや業務内容を可能な限り具体化し、どのようなプログラムで、どう教えていくことが最も効果があるのか、産業界と人材育成・教育関係者も巻き込んで議論し、実際の行動につなげていくことが必要である。

「就社」から「就職」へといった流れも今後ますます加速し、働き方そのものも大きく変わっていくものと考えられる。また、様々なアイデア、バックグラウンドを持つ人間が集まり、議論することでインスピレーションが生まれ、独創的なビジネスモデルにつながっていくことからすれば、世界からイノベティブな人材が集まる国を実現していく必要性も高まる一方である。個々人の働き方はどう変わっていき、働いた成果はどう評価されることが相応しいのか、また、海外の優れた人材を日本に呼び込んでいくためにどうすべきか、更に検討を進めていくことが必要である。

(「官民戦略プロジェクト10」の実行・実現)

今回の成長戦略では、アベノミクスによるこれまでの構造改革の成果を、新たな「有望成長市場」としてはっきりと世に示していくことで、伸び行く分野にヒト、モノ、カネが集まり、そこでの切磋琢磨せつさたくまによる生産性向上を進めるとともに、そこで顕在化する制度的課題には政府として断固対応していく、との意思の表れとして「官民戦略プロジェクト10」を提示して

いる。

掛け声倒れに終わってはならない。特に、経済界等とも密接に連絡しつつ、各プロジェクトの内容を具体化し、現場の行動にまでつなげていく。官は規制改革をはじめとする環境整備、民は「攻めの経営」によるイノベーション投資、まさに文字どおり、官民挙げて、各プロジェクトの実行・実現に全力を挙げなければならない。そうした取組の進捗を、KPI レビュー等を通じてしっかりと確認していくことが重要である。

(アベノミクス第二ステージの挑戦)

「GDP600 兆円経済」の実現に向けては、一刻の猶予も許されない。構造改革という幹と、それを取り巻く成長市場や新たなビジネスモデルの創出・育成、さらには成長の基盤となるイノベーションの創出や人材育成、それらを一体的に進めていくことが必要である。

変革の時代を乗り越え、日本の将来を切り拓き、次の世代に輝く未来というバトンを渡していくため、今こそ、産学官のオールジャパンで、スピード感を持って具体的な行動を起こしていかなければならない。それこそが、アベノミクス第二ステージの挑戦である。

IV 日本再興戦略 2016 の主要施策例

日本再興戦略 2016 においては、次章のとおり、昨年の「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策の追加、全工程表のリバイスを行い、今後実行していく方針を打ち出している。

このうち、日本再興戦略 2016 の基本的な考え方にに基づき、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）

1. 600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」

1-1：新たな有望成長市場の創出

(1) 第 4 次産業革命（IoT・ビッグデータ・人工知能）

- ① 総合的な司令塔である「第 4 次産業革命官民会議」の開催
- ・ 第 4 次産業革命に係る政府全体の新たな司令塔として、日本経済再生本部の下に「第 4 次産業革命官民会議」を開催し、政府の取組全体を統括していく。

【本年夏を目途に開催】

② 「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

- ・ 人工知能の分野において、産学官を糾合し、我が国の強みをいかした技術戦略の策定・実行を指揮する司令塔機能として本年 4 月に設置された「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを策定し、研究開発から社会実装までを一元的に推進する。

【本年度中にロードマップを策定】

③ 規制・制度改革（「目標逆算ロードマップ方式」、「規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進」）、

企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進とセキュリティの確保

- ・ 期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施す

る新たな規制改革等の実行メカニズム「目標逆算ロードマップ方式」を導入する。

【本年夏以降を目途に導入】

- ・自動走行やスマート工場の実現、小型無人機の産業利用、産業保安のスマート化、FinTech等を推進するための規制・制度改革等を進め、第4次産業革命を強力に推し進める。

【自動走行：2017年までに実証に向けた制度・インフラ整備】

【スマート工場：2020年までに先進事例を50件以上創出】

【小型無人機：本年夏までに制度設計の方向性を取りまとめ】

【産業保安：本年度中にIoT活用を促すよう
規制柔軟化・実証事業開始】

- ・シェアリングエコノミーの健全な発展に向けて、協議会を立ち上げ、必要な措置を取りまとめる。

【本年秋を目途に取りまとめ】

- ・サイバーセキュリティ対策は「コスト」ではなく「未来への投資」であるとの認識の下、成長産業化等を進めつつ、新たな人材育成プログラムを策定するとともに、重要インフラ防護の在り方や行動計画の見直し等について検討する。

【本年度中に人材育成プログラムを策定・公表】

【本年度末までに行動計画の見直し】

- ④ 第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ・イノベーションを生み出す研究開発や戦略的な投資、迅速な事業再編等を加速するために、法制上の措置も視野に、制度的対応の必要性を含めた施策について検討を進め、必要な措置を講じる。

【年内を目途に結論】

- ⑤ 「第4次産業革命 人材育成推進会議」における人材育成・教育関連施策等の具体化

- ・第4次産業革命を支える人材育成を推進するため「第4次産業革命 人材育成推進会議」を開催し、関係省庁や産業界等の参加を得なが

ら、求められるスキルや業務等の検討を進め、人材育成・教育政策等に反映する。

【本年中に設置】

⑥ 中堅・中小企業への第4次産業革命の波及

- ・中小企業団体等の取組とも連携しながら、中堅・中小企業をIT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。

【今後2年間で1万社以上に支援】

- ・中堅・中小企業へのロボット導入を加速させるため、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用を2割以上引き下げるとともに、ロボットを活用したシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を倍増（1.5万人→3万人）する。

【2020年までに実現】

(2) 世界最先端の健康立国へ

① ビッグデータ等の活用による診療支援・革新的創薬・医療機器開発（治療や検査のデータを広く収集し安全に管理・匿名化する新たな基盤を実現）

- ・医療分野等の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげる「代理機関（仮称）」制度を検討する。その際、例えば「代理機関（仮称）」で収集された膨大なデータを活用して、医療現場にエビデンスに基づく診療支援を提供することが可能となる等、医療関係者や患者がメリットを感じられる仕組みとなるよう検討を進める。

【来年中を目途に所要の法制上の措置を講ずる】

② IoT等の活用による個別化健康サービス（レセプト・健診・健康データを集約・分析・活用）、健康・予防に向けた保険外サービス活用促進

- ・個々人の状況にあった「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を対象者の同意の下で集約・

分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を開始する。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT等を活用した予防・健康づくりにインセンティブが付与されるよう設計を行う。

【本年度中に実証事業開始】

- ③ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上(介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討)
- ・ ロボット等の導入による介護現場にもたらす生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析の実証事業を本年度中から開始するとともに、その分析結果も踏まえ、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応を含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、結論を得る。また、行政が求める帳票等の文書量の半減や介護記録のICT化による業務分析・標準化等により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切なサービスの推進を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

【ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について、来年度中に検討・結論】

(3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大

- ① 流通・サービス業と中小企業等の省エネルギー投資の促進
- ・ 省エネの産業トップランナー制度を流通・サービス業に拡大する。

【2018年度までに全産業のエネルギー消費量の7割をカバー】

- ・ エネルギー削減量だけでなく、原単位の改善、業界やサプライチェーン単位での省エネ等、生産性の向上につながる支援制度、省エネ法に基づく規制制度の見直しを行う。

【本年度中を目途に結論】

- ・ 住宅の省エネ促進のため、トップランナー基準の対象を本年度中に

白熱灯等へ拡大する。2020年までにハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化するとともに、省エネリフォームを倍増する。

② 再生可能エネルギーの導入促進と新たなエネルギーシステムの構築
(燃料電池自動車の本格的な普及など水素社会の実現、「節電量(ネガワット)取引市場」の創設)

- ・水素社会の実現に向け、燃料電池自動車、水素ステーションの導入を加速する。

【燃料電池自動車：普及台数を2020年までに4万台程度、
30年までに80万台程度とする】

【商用水素ステーション：2020年度までに全国で160か所程度、
2025年度までに320か所程度を整備】

- ・家庭の太陽光発電や蓄電池などをIoTを活用して統合的に管理・制御し、電力取引に活用する新たなエネルギーマネジメントビジネスを促進するため、節電した電力量を売買できる「節電量(ネガワット)取引市場」を創設する。そのため、事業者間の取引ルールを策定し、エネルギー機器を遠隔制御するための通信規格を整備する。

【取引市場創設：来年中、取引ルール・通信規格の整備：
本年度中】

③ 資源安全保障の強化

- ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等を通じてリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開する。

(4) スポーツの成長産業化

① スポーツ施設の魅力・収益性の向上

- ・競技場や体育館等を魅力的で収益性を有する施設へと転換するため、施設のアクセス・規模・付帯施設・サービス等、施設整備と運用の在り方に関するガイドラインを策定する。

【本年度中に策定】

- ② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築
- ・スポーツ関連団体の組織運営、収益性、ガバナンス等の経営力向上に向け、スポーツ界内外の多様な人材を対象とした専門的・実践的な育成及びマッチング機能を有するプラットフォームの構築に向けて検討し、結論を得る。 【本年度中を目途に結論】

- ③ スポーツと IT・健康・観光・ファッション・文化芸術等の融合・拡大
- ・デジタル技術（IT）の活用によるスポーツの新たな価値創造、健康産業等の他産業との融合によるスポーツ新市場の創出・拡大等に向けた方策を検討し、結論を得る。 【本年度中を目途に結論】

(5) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

- 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成
- ・既存住宅の資産価値を適切に評価する流通・金融等の仕組みづくりを支援するとともに、品質と魅力を備えた「プレミアム既存住宅（仮称）」の登録制度を創設する。 【本年度中に創設】

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(6) サービス産業の生産性向上

- ① サービス産業の生産性向上を^{けんいん}牽引する先導企業の創出
- ・「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」をはじめとする施策を総動員し IT 利活用等による革新的なサービス開発等を支援することで、2020 年までに生産性の伸び率 10%程度の成長企業を全国で 1 万社創出する。 【2020 年までに生産性の伸び率 10%程度の成長企業を 1 万社創出】
- ② 事業分野別の生産性向上
- ・中小企業等経営強化法（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、7 分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野について生産性向上に向けた指針を策定し、サービス業の特性に応じた IT の導入や経営指導等を支援していく。

【可能な限り速やかに指針策定】

- ③ 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上
- ・地域サービス産業の競争力強化・生産性向上の具体策の検討・実行・普及を行う地域協議会等の場の設置を、地方創生推進交付金等を活用して推進する。

(7) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- ① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援

- ・地域経済分析システム (RESAS) の活用等を通じて地域経済を牽引する中核企業候補を発掘し、世界市場も見据えた事業化戦略の立案、販路を見据えた研究開発、海外販路開拓等を集中的に支援する。

【先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、
5 年間で約 1,000 支援】

- ② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援

- ・TPP を契機とした巨大市場の開拓を後押しするため、「新輸出大国コンソーシアム」の下、我が国の中堅・中小企業に対し、総合的な支援を提供する。

【本年 2 月から実施】

- ③ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援

- ・IT 活用の相談会の開催等を通じて経営者の IT に対する意識改革を進めるとともに、今後 2 年間で 1 万社以上を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援し、さらに、小規模事業者によるネット販売等の取組から中小企業によるデータ利活用などビジネス実態に合わせた IT 投資や省力化投資等を促進する。

- ④ 「ローカルベンチマーク」等を活用した担保や個人保証に頼らない成長資金の供給促進、金融機能の強化と事業再生・事業承継の加速化

- ・本年 3 月に策定した企業の健康診断指標である「ローカルベンチマーク」も活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者と対話を深め、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める事業者に対して成長資金を供給するよう促進する。

- ・金融機関と事業者がともに経営改善や生産性向上などに今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しを進める。あわせて、効果的な事業再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討する。

(8) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

① 農地中間管理機構の機能強化

- ・都道府県による機構活用のインセンティブを高めるため、機構の実績を上げた都道府県に各般の施策に配慮する仕組みを導入する。

【実績集計後の予算配分から導入】

② 生産資材のコスト低減及び生産者に有利な流通・加工構造の実現

- ・農業者の所得向上のため、農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策や、農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策等について、本年秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

【本年秋を目途に結論】

③ 人材力の強化

- ・人材力を構成する経営力、技術力、労働力の強化のため、次世代を担う人材の確保、営農しながらノウハウを学びやすい環境の整備等に向けた具体的な方策を取りまとめる。

④ 輸出力の強化

- ・我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を我が国農林水産物・食品の販路に取り込むため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

⑤ スマート農業の推進

- ・2018年までに有人監視下でのほ場内無人自動走行システムが市

販されることとなるよう、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。また、2020年までにはほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現するため、共同研究の推進と関連制度の整備を進める。

【本年度中に安全性確保ガイドラインを策定】

【遠隔監視による無人自動走行を2020年までに実現】

⑥ 農業界と産業界の連携体制の構築

- ・ 農業界と産業界の連携を強化し、先端技術を有する企業とのモデル的技術開発、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・ 農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、経営発展にいかすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備する。

(9) 観光立国

- ① 観光資源の魅力向上（迎賓館等の開放、文化財・国立公園などの活用）
- ・ 赤坂や京都の迎賓館のみならず、我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設を大胆に一般向けに公開・開放する。

- ・ 文化財について、従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換するため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を整備する。

【本年度当初にプログラム策定、

2020年までに全国に200程度の拠点整備】

- ・ 日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するため、まずは5か所の国立公園で「国立公園ステップアッププログラム2020（仮称）」を策定し、民間の知恵や資金を導入し、外国人向け満喫メニューの整備、上質感の創出、情報発信の強化等を集中的に実施する。

【本年度内にプログラムを策定】

② 観光関連規制・制度の見直し（通訳案内サービスの拡大等）

- ・通訳案内サービスの供給量の拡大を図るため、一定の品質確保を前提に「業務独占規制」など通訳ガイド制度等を見直すとともに、ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督できる制度を検討する。

【2017 年中に制度見直しを実施】

③ 地域観光経営（DMO）の推進

- ・2020 年までに、全国 100 か所で魅力ある観光投資プロジェクトを実施し、官民ファンド等でこれを後押しするとともに、世界水準の DMO を全国で 100 か所形成する。

【2020 年までに世界水準の DMO を全国で 100 組織形成】

④ 観光人材の育成

- ・観光産業をリードするトップレベルの経営人材を育成するため、産学官が連携して教育プログラムを開発し、国内トップ大学への観光経営大学院（MBA）の設置に本格的に着手する。

【本年度から本格的に着手】

- ・地域観光の中核を担う人材育成を強化するため、大学における観光学部等の標準カリキュラムの開発を行う。また、地域の観光産業を支える即戦力となる地域の実践的な観光人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。

【本年度から本格的に着手】

⑤ 訪日外国人旅行者の拡大に向けた地域の受入環境整備

- ・昨年 3 月に設置された地方ブロック別連絡会で明らかになった各地域の課題等について、訪日外国人旅行客数の新たな目標を踏まえ、課題別に実施主体と期限を明確にした上で、早急に対応していく。

⑥ 休暇取得の促進・分散化

- ・教育委員会や学校に対する学校休業日の柔軟な設定・分散化の働きかけ、産業界に対する学校休業日の柔軟な設定・分散化に合わせた有給取得年間3日増の働きかけ、国家公務員の学校休業日に合わせた年次休暇の取得を促進する。

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

① 産業革新の将来像から逆算して具体的改革を設計するロードマップ方式の導入

- ・期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズム「目標逆算ロードマップ方式」を導入する。

【本年夏以降を目途に導入】

② 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内に結論を得る。

【1年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】

(2) 国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）

- ・来年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の突破口を開くなどの取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

【規制改革事項について、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講じる】

(3) 未来投資に向けた制度改革

ア) コーポレートガバナンスの強化

- ① 企業と投資家の建設的な対話の基盤となる企業の情報開示の実効性・効率性の向上等
 - ・「スチュワードシップ・コード」に掲げる企業と投資家の対話を促進する観点から、金融審議会でのこれまでの検討を土台にしながら、関係省庁及び株式会社東京証券取引所が共同して、制度・省庁横断的な検討を行い、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく制度開示の項目の整理や重複解消等を行うことによる、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を2019年前半を目途に実現することを目指す。

【国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備：2019年前半を目途とした実現を目指す】

【事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示する場合の関係省庁の考え方等の整理と共通化可能な項目に係る具体的な進め方の決定：本年度中】

【四半期開示に関する決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析と、今後の必要な改善点の把握：本年中に順次開始】

- ② 株主総会プロセスの電子化

- ・株主総会の招集通知添付書類（事業報告や計算書類等）の電子提供について、原則電子提供とする方向で、来年早期の会社法制の整備の着手も目指しつつ、講ずべき法制上の具体的な措置内容を検討する。

【来年早期の会社法制の整備着手も目指す】

イ) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給

①成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境整備等

- ・フィデューシャリー・デューティの徹底、長期安定的投資を支えるツールの整備、市場の公正性・透明性・安定性の確保といった論点について、金融審議会で検討する。

【本年度中に一定の結論を得ることを目指す】

②質の高い金融仲介機能の発揮（事業性評価融資や本業支援等の取組強化）

- ・金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークを策定する。

【本年度中に策定する】

③FinTechの推進（FinTechエコシステムの形成等）

- ・FinTechをめぐる諸課題と対応を検討し、FinTech企業が成長していくための環境（FinTechエコシステム）の形成等を進める。

【速やかに、フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議において検討を開始する】

④ビッグデータの利活用（クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化等）

- ・クレジットカード取引に伴い得られるデータの標準化を推進する。

【標準化について、年内に結論を得る】

ウ) PPP/PFI等による公的サービス・資産の民間開放拡大

- ・「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に掲げられた2022年度までにPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大するとの数値目標の達成に向け、空港、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等の成長対応分野と有料道路、水道、下水道、公営住宅等の成熟対応分野の双方の取組を強化する。

【2022年度までにPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大】

3. イノベーションの創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出

(1) イノベーション、ベンチャー創出力の強化

① 「組織」対「組織」の本格的な産学連携（企業から大学・国立研究開発法人等への投資3倍増：2025年度まで、国内外のトップ人材を集めた世界的研究拠点5か所創出）

- ・企業から大学・国立研究開発法人に対する投資額を2025年度までに現在の3倍にすることを旨とする。また、本格的な産学官連携・グローバル連携を実践して国内外からトップ人材や投資を呼び込む戦略研究拠点を創出する。

【来年度中に少なくとも5拠点創出】

② 「人工知能技術戦略会議」における研究開発・産業化戦略の具体化

- ・人工知能の分野において、産学官を糾合し、我が国の強みをいかした技術戦略の策定・実行を指揮する司令塔機能として本年4月に設置された「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを策定し、研究開発から社会実装までを一元的に推進する。

【本年度中にロードマップを策定】

③ 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備

- ・昨年度に開始した「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」に関わる取組を、2020年に開催する「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」へつなげていくことも念頭に、アジア、イスラエル、欧州等へと拡充する。

【本年度から実施】

- ・政府機関がベンチャー施策を総動員して、地域での有望ベンチャー企業の発掘から世界市場への挑戦までを重点支援する「政府機関コンソーシアム」を構築するとともに、民間人材による「アドバイザリーボード」を設置し、ベンチャー企業の世界市場への挑戦支援と国のベンチャー支援策に係るアドバイスを実施。

【本年度中に構築】

(2) 経済成長を切り拓く^{ひら}人材の育成・確保

① 第4次産業革命を支える人材育成・教育施策

- ・初等中等教育でのアクティブ・ラーニングの視点による学習、IT を効果的に活用した個に応じた習熟度別学習指導（アダプティブ・ラーニング）、発達段階に即したプログラミング教育の必修化など情報活用能力の育成の徹底を図るため、2020年度から順次開始される新しい学習指導要領の見直しを行う。

【プログラミング教育の必修化など新しい学習指導要領の実施：
小学校 2020年度～、
中学校 2021年度～、高等学校 2022年度～】

- ・高等教育での数理・情報教育を強化するため、トップレベルのデータサイエンティストなどを育成する学部・大学院の整備を促進するとともに、全学的な数学教育の強化（標準カリキュラムの策定）等を実施する。

【来年度より具体的取組を開始】

- ・特定国立研究開発法人と国内トップの研究拠点や大学等が連携し、世界レベルの研究者を呼び込みつつ、IoT・ビッグデータ・人工知能等におけるトップレベルの研究と第4次産業革命を支える人材育成を一体的に行う。

【本年度より実施】

② 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催

- ・第4次産業革命を支える人材育成を推進するため「第4次産業革命人材育成推進会議」を開催し、関係省庁や産業界等の参加を得ながら、求められるスキルや業務等の検討を進め、人材育成・教育政策等に反映する。【再掲】

【本年中に開催】

③ 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

- ・高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカー

ド」を創設する。

【可能な限り速やかに必要な措置を講ずる】

(3) 成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画

① 長時間労働の是正に向けた取組強化

- ・月 80 時間超の時間外労働を疑われる事業場に対する監督指導の徹底、月 80 時間超の時間外労働を定めた三六協定の届け出がなされた場合等の指導助言の強化等、労働基準監督署による監督指導を強化する。 【本年度から実施】

- ・昨年 4 月に国会に提出した労働基準法等改正法案の早期成立を図りつつ、三六協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を行う。

- ・労働時間等設定改善法に基づくガイドラインに、勤務間インターバル措置など、より踏み込んだ措置を自主的な取組の具体例として盛り込む。

② 女性の活躍推進と高齢者の活躍推進

- ・「待機児童解消加速化プラン」の推進や「企業主導型保育事業」の積極的な展開、ICT 活用による業務負担軽減、保育士資格の取得支援等と保育士の更なる処遇改善やキャリアパス構築等、保育の受け皿の整備や保育人材の確保について、安定財源を確保しながら着実に進める。 【本年度から順次実施】

- ・企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営の在り方を明確にするとともに、企業・投資家に対するダイバーシティ経営の訴求力を高めるための方策について検討する。

【新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論】

- ・65 歳以降の継続雇用延長や 65 歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実する。

4. 海外の成長市場の取り込み

① 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進

- ・ TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者^{けんいん}となることを目指す。また、投資協定・租税条約の締結・改正を推進する。

【2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指す】

② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援

- ・ TPP を契機とした巨大市場の開拓を後押しするため、「新輸出大国コンソーシアム」の下、我が国の中堅・中小企業に対し、総合的な支援を提供する。

【本年 2 月から実施】

③ インフラシステム輸出の拡大

- ・ 公的金融機関や官民ファンドによる出融資や貿易保険等を通じた支援の強化に加え、事業実施可能性調査（F/S）や実証事業の充実、現地人材の育成や戦略的対外広報、国際標準の獲得や認証取得のための試験・評価拠点の整備・運用といった支援を政府横断的に効果的に組み合わせ、官民一体の受注に向けた取組を強化する。
- ・ JICA、JBIC、NEXI、JOGMEC その他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保等を行う。

④ 対内直接投資の促進

- ・ 地域における我が国企業と外国企業の提携を促進するとともに、自治体における戦略的な誘致の取組の強化を図る。また、トップセールスを含めた広報の強化にも努める。加えて、外国企業を呼び込む上での障害になる事業環境、生活環境について、規制・行政手続の簡素化や生活環境における外国語対応の促進等、抜本的な改善を図る。

5. 改革のモメンタムの活用（「改革2020」プロジェクトの推進）

- ・各プロジェクトの推進に当たっては、特に、事業の実施主体や実施場所を原則として本年度中に明確化した上で、その進捗状況の管理を厳格に行うこと、必要な規制改革を早期に明確化すること、世界でも顕在化しつつあるもの等の社会的課題の解決に貢献し、2020年以降に継承できる財産（レガシー）にもつながることを留意すること、を全プロジェクトが実施すべき共通課題とする。

(参考)「600兆円に向けた『官民戦略プロジェクト10』」がもたらし得る潜在効果

第4次産業革命	付加価値創出：30兆円[2020年]
世界最先端の健康立国へ	市場規模 26兆円[2020年] (←16兆円[2011年])
環境・エネルギー制約の克服と投資拡大	エネルギー関連投資 28兆円[2030年度] (←18兆円[2014年度])
スポーツ産業の成長産業化	市場規模 15兆円[2025年] (←5.5兆円[2015年])
既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	市場規模 20兆円[2025年] (←11兆円[2013年])
サービス産業の生産性向上 中堅・中小企業・小規模事業者の革新	サービス業付加価値 410兆円[2020年] (←343兆円[2014年])
攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	6次産業市場 10兆円(2020年度) (←5.1兆円[2014年度])
観光立国	外国人旅行消費額 8兆円[2020年]、15兆円[2030年] (←3.5兆円[2015年]) 訪日外国人と日本人の旅行消費額合計 29兆円[2020年]、37兆円[2030年] (←約25兆円[2015年])

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す」

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者)の契約数について、今年中に1,500万契約を目指す。」
(昨年3月末 : 約954万契約)

⇒昨年12月 : 約1,155万契約

(2) 新たに講ずべき具体的施策

第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発や日本の強みをいかした産業化を、産学官を糾合して戦略的に進めるための司令塔機能を設置するとともに、データ利活用・規制制度改革プロジェクト等の発掘及びその実行実現等を国家規模で進めていく。

あわせて、第4次産業革命を支える環境整備を進める。具体的には、スピード感ある変革に対応したビジネスの新陳代謝の促進、人材・教育システムの構築、中堅・中小企業におけるIT利活用の促進、円滑なデータ流通の促進、セキュリティ及び情報通信インフラの整備等のIT基盤インフラの整備等を進めていく。

i) 第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進

- ① 産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置と人工知能技術の研究開発・社会実装の推進等
・第4次産業革命に係るグローバル競争を、総力を挙げて勝ち抜くため、政府、政府関係研究機関、大学、産業界等に係る全ての縦割りを打破し、海外の研究機関等とも戦略的に連携しながら、人工知能技術とリアルなビジネス領域における我が国の技術面等での強みをいかした産業化を加速するための司令塔機能

として、本年4月に設置した「人工知能技術戦略会議」において、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを本年度内に策定する。あわせて、ロボット技術や先端計測分析技術、微細加工技術など我が国が強みを有する技術と人工知能技術との融合分野に関するグローバル研究拠点の整備及び研究開発の実施、革新的な基盤技術の構築、人工知能等のソフトウェアモジュール等のツールの提供や標準化等による人工知能の社会実装の加速、研究環境の向上等を含め、本年中を目途に世界レベルの研究・産業化を行うために必要な施策を具体化することで、研究開発から社会実装までを一元的に推進する。

- ・このような取組と並行して、人工知能の普及及びネットワーク化並びにその社会や人間への影響を踏まえ、人工知能の開発に当たり留意すべき事項（透明性、制御可能性等）について国際的に参照すべき原則の策定及びその継続的見直しその他関連する社会的・倫理的課題に関し、国内外における継続的な議論を推進する。

② 規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【プロジェクト抽出体制の整備】

- ・技術革新の予見が難しく、スピードが重視される第4次産業革命に対応するため、期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズムを本年夏頃以降を目途に導入する【後掲】（「Ⅱ-1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入」において詳細記載）。
- ・第4次産業革命の第1幕は、ネット上のデータをめぐる競争であったが、第2幕は、製造現場など我が国が強みを持つリアルな世界のデータをめぐる競争となる。このため、「IoT推進コンソーシアム」や「ロボット革命イニシアティブ協議会」の活用等を通じて、ビジネスの協調領域の特定を進め、企業や組織の垣根を越えてデータを集め、分析し、集積したデータを資産として活用することを含め、ビジネスにつなげていく取組を強化する。
ー先進的なビジネスプロジェクトの創出及び社会実装を加速する

ため、「IoT 推進ラボ」において①個別企業の短期的なプロジェクトに対して、資金・規制（企業実証特例・グリーゾーン解消制度の活用等）の両面から支援するとともに、②複数企業の中長期的なプロジェクトを活用した実証事業（スマートハウス、インフラ分野等）を通じて、規制改革・ルール整備等の環境整備に取り組む。これらのプロジェクト組成に向けて、企業・自治体等の連携促進を加速するとともに、日本を IoT ビジネスのハブとし、世界各国の IoT ビジネスを日本に呼び込む観点から、欧米、アジア、中東等の各国政府及び海外機関との連携を加速する。さらに、プロジェクトの発掘を全国各地に展開するため、地域の大学・研究機関や企業等とも連携しながら自治体が積極的に推進する「地方版 IoT 推進ラボ」の設置を促進する。

あわせて、本格的な IoT 時代には、クラウド集中型のデータ管理・処理構造から分散コンピューティングの考えを中心に据えた構造に移行することを見据え、ソフトウェアによりあらゆる機能を実現する仮想化技術に加え、協調型人工知能や組み込みソフトウェアを含む分散コンピューティングを実現するための技術戦略を示しつつ、ブロックチェーン技術の産業活用、データ流通の促進に向けた制度的課題等に係る検討を進め、本年秋を目途に対応方針を取りまとめる。

- －「スマート IoT 推進フォーラム」の活動等を通じ、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が保有するテスト環境（テストベッド）のベンチャー企業等における利活用と技術開発等を推進することで、通信・放送・農業・医療・都市／住まいといった、生活に身近で地方創生につながる重点分野におけるサービスの創出支援を行う。
- －「ロボット革命イニシアティブ協議会」において、IoT・ビッグデータ等の活用による製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案や先進事例となる取組の発掘・創出に向けた検討を進める。

【個別プロジェクトの実行実現】

<B to Cのビジネス領域関連>

ア) IoTを活用した健康・医療サービスの充実強化

- ・医療等分野の情報活用等に向けて、次世代医療 ICT 基盤協議会等において「代理機関（仮称）」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる【後掲】（「I-2. 世界最先端の健康立国へ」において詳細記載）。
- ・個々人の状況に合った「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を、対象者の同意の下で集約・分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を本年度中に開始する。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT 等を活用した予防・健康づくりへのインセンティブが付与されるよう設計を行う（「I-2. 世界最先端の健康立国へ」において詳細記載）。

イ) 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備

- ・「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」（平成 28 年 5 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT 総合戦略本部」という。）決定）に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、無人自動走行による移動サービスや高速道路での自動走行が可能となるよう、来年までに必要な実証を可能とする制度やインフラ面の環境整備を行う。また、このような自動走行を含む ITS のイノベーションを推進するため、同ロードマップに基づき、総合科学技術・イノベーション会議における戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の研究開発プロジェクトや、道路等に設置される車両感知器等の交通データ基盤の整備と利活用等に取り組む。
- ・企業の枠を越えて自動走行地図の仕様を統一し、これを基に本年度中に国際標準を提案する。また、官民連携で地図関連データの整備を進め、早ければ 2018 年までの早期実用化を目指す。

ウ) 小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備

- ・早ければ 3 年以内にドローンを使った荷物配送を可能とすることや災害現場における被災状況調査・搜索・救助、インフラ維持管

理、測量、農林水産業などを含む様々な分野で小型無人機がより一層活用されること等を目指し、官民の知見を結集し取りまとめた「小型無人機の利活用と技術開発のロードマップと制度設計に関する論点整理」（平成28年4月28日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会決定）に基づき、「空の産業革命」の実現に向けて、官民が一体となって、小型無人機の機体性能の評価基準の策定や運航管理システムの構築、衝突回避機能の向上等のための技術開発や実証を支援するとともに、安全が確認された新技術から遅滞なく社会に実装できるよう、必要な措置（小型無人機の運航管理、衝突回避等のためのルール等）の検討を順次進めていく。また、本年夏までに、改正航空法の運用を踏まえて安全確保策の体系的整理・共有を図るとともに、本年夏までに安全確保のための制度設計の方向性について取りまとめ、その後、その制度設計の詳細について検討を継続する。さらに、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に使用できる周波数帯の拡張及び電波の出力増力、携帯電話の上空での利用を可能とするために必要な制度整備を行う。

エ) 世界最先端のスマート工場の実現

- ・2020年までに、センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例を50件以上創出し、国際標準を提案する。また、本年4月に共同声明を発出したドイツをはじめ、各国との連携を一層強化する。

オ) 次世代ロボットの利活用促進

- ・次世代ロボットの実現に向けた検討を進める。一定程度均質なデータのインプットを前提に、事前に動作パターンを組み込み、正確かつ迅速に作業を繰り返すといったロボットとは異なり、人工知能を備える等、学習しながら自律的に動作する次世代ロボットの実用化を目指し要素技術を開発する。さらには、人工知能の研究開発・産業化に向けた取組とも連携しながら、複数のロボットが周囲の環境等も認識した上で、自律的に連携していくといった新たなロボット社会の実現に向け、緊急時を含む人の移動・物の輸送、災害対応、インフラ維持管理などをはじめ、幅広い分野に

おける技術開発・実証を進める。

カ) 産業保安のスマート化

・産業保安に関し、IoT等を活用して常時監視を行うなどの高度な自主保安を行う事業者に対して規制上のポジティブインセンティブを導入するなど、保安力に応じて規制を柔軟化する新たな制度を来年度当初から導入する。同時に、企業の枠を越えてデータの共有・活用を進めるためにプラント等での実証を行い、その実証結果を踏まえ、新たな制度の見直しを図る。また、IoT等の活用を反映させた新たな保険商品の開発等も促進させることでスマート化に向けたプラントオーナーの投資を促すほか、IoT等を活用したスマート保安システムを実装していることをプラント等のインフラ輸出における我が国の強みとして活用していく。

キ) 防災・災害対応に係る IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用推進

・災害発生時を想定したスーパーコンピューター等による精緻なシミュレーションの活用による災害対策の強化や災害現場における被災状況調査・捜索・救助へのセンサーやロボット・小型無人機の活用をはじめ防災・災害対応分野における IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用について、その潜在ニーズの大きさを踏まえ、また、将来的な海外展開の可能性も視野に、技術開発・実証及び導入・普及等を積極的に進める。

ク) i-Construction

・盛り土・切り土などの土工では、ドローン等による3次元データを活用するなど調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設生産プロセスにおいて ICT の全面的な活用を推進するため、必要となる基準類を本年度より大規模な国直轄事業に原則として全面適用する（検査日数を5分の1に、検査書類を50分の1に削減）。

ケ) FinTech【後掲】（「Ⅱ-2. 未来投資に向けた制度改革」において詳細記載）

・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律を施行し、仮想通貨への対応や IT の進展に伴う

技術革新への対応など、所要の政令・内閣府令を整備する。

- ・金融ビジネスの国際競争力の強化のため、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」において FinTech をめぐる課題と対応を検討することとし、FinTech エコシステムの構築等に向けて、多様な領域の人材の連携・融合や内外の金融 IT 領域の関係者とのネットワーク形成等を推進する。
- ・金融機関と金融関連 IT 企業等との連携強化等のための環境整備を推進するため、FinTech の更なる展開等も見据え、イノベーションの促進、利用者保護や不正の防止、システムの安全性確保等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において、引き続き検討を行う。その中で、FinTech 企業と金融機関の連携等の今後の発展の方向性を十分に見据えるとともに、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech 企業と金融機関の関係をめぐる法制のあり方等についても、検討を進める。
- ・イノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自の IT 技術をいかしてネット取引の利便性向上等を図るため、必要な法制上の措置を講ずる。

コ) キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進

- ・ビッグデータの利活用を通じて多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉えることにより、優れた商品・サービスの開発、魅力ある観光の提供、インバウンド需要の更なる喚起等につなげるため、次の取組を進める。
 - －本年内にクレジットカード決済、購買情報等に関する必要なデータ標準化を推進する。
 - －昨年改正された個人情報保護法の施行に合わせて、関連事業者団体等におけるプライバシーに配慮した匿名情報化に係るルール整備等を促す。
 - －IT（複数のタグ情報を非接触で瞬時に読み取り可能な電子タグ等）を活用し、サプライチェーンで生まれる多様なデータを集約・利活用するための環境を整備する。
 - －ビッグデータを統計的に分析し、各種統計・調査への寄与や「地

域経済分析システム（RESAS）」など政策的活用についても検討する。

ークレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、クレジットカード取引に係る事業者等が策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、必要な法制上の措置を講ずる。【後掲】（「Ⅱ-2. 未来投資に向けた制度改革」において詳細記載）。

サ) IoTを活用したおもてなしサービスの実現

- ・外国人旅行者等の一人歩きや快適な滞在を可能とする「おもてなし」の実現のため、IoTやクラウド等を用いた属性情報等の活用や事業者間連携により、先進的かつ多様なサービス提供、決済環境の実現等に向けた実証を行い、2020年までに社会実装化を目指す。

<C to Cのビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

- ・ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する。

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

①データ利活用促進に向けた環境整備

第4次産業革命に対応して、日本がその潜在力を余すことなく発揮し、競争力を加速度的に高めていくために鍵となるデータの徹底的な利活用には、それを実現するための環境整備が緊要である。特に、企業や組織の垣根を越えてデータを収集・分析するデータプラットフォームの構築や、パーソナルデータの利活用、安全かつ健全なデータ流通市場の形成等に向けては、縦割りを排し、一体的にルール整備等を進める。

- ・データプラットフォームに関しては、日本の強みを踏まえ、競争領域・協調領域を明確化した上で、官民連携の下、データの集約と、企業間等でのデータ共有、利活用がなされるよう、実証環境や制度・ルールの整

備、国際標準化等を推進する。また、データ流通市場の形成に向け、データを授受する者の中での権利や責任の帰属、取引ルールの明確化等について、関係省庁が連携し早急に検討を進め、迅速な取組につなげる。

- ・ パーソナルデータに関しては、個人情報の取扱いに関して全事業分野に適用される汎用的なガイドラインや匿名加工情報の取扱いに係る必要なルールの整備を個人情報保護委員会において本年中を目途に行う。また、個別にデータ利活用が期待され、そのための環境整備が必要となる分野については、その特定及びスケジュールについて、具体的なデータ利活用プロジェクトを通じて得られる知見等を踏まえて、関係省庁が連携して検討を進め、本年中を目途に結論を得る。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）（行政機関個人情報保護法等改正法）が成立したことを踏まえ、国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行う。
- ・ IoT、AI 時代に流通量が増大しつつある個人に関するデータの安全・安心な利活用の観点から、データ流通における個人の関与の仕組みや健全な取引市場の在り方、個人自らがデータを信頼できる者に託し個人や社会のために活用する等の仕組みについて技術・制度面から本年度末までに取りまとめる。
- ・ 本年 1 月に発足した個人情報保護委員会について、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備の観点から必要な体制を整備する。

② スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

- ア) 第 4 次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等
- ・ ビジネスモデルの移り変わりのスピードが劇的に拡大する中、イノベーションを生み出す研究開発、グローバル競争で勝つための有形・無形資産等への戦略的な投資、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するために必要な施策について検討を進め、制度的対応の必要性を含め、本年中を目途に結論を出し、次期通常国会を含め、早期の関連法案の提出も視野に、必要な措置を講ずる。

イ) 第4次産業革命に対応した金融・資本市場の整備

- ・データの使い方等により付加価値の源泉が非連続的に変わっていく第4次産業革命においては、オープンイノベーションや事業分野の迅速な入替え等の重要性がますます増していく。こうした状況の中、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、成長資金の供給を促すほか、企業の経営陣や取締役会が、経営環境の変化に対応してその役割・責務を実効的に果たしていけるよう、企業と投資家・株主の建設的な対話を促進していく。また、イノベーションを促進するためのエクイティ投資活性化の在り方について検討を進めるとともに、事業性評価融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能の発揮等を促進していく【後掲】（「Ⅱ-2.未来投資に向けた制度改革」において詳細記載）。

ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

- ・情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知的財産（以下「知財」という。）の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、必要な措置を講じる【後掲】（「Ⅲ-1.イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載）。
- ・第4次産業革命等に関連する社会システムや、国際的な技術開発競争が激しさを増す先端技術等の分野において、欧米や中国・韓国による国際標準化活動の強化の動きも踏まえつつ、我が国の優れた技術の国際標準化を一層促進する。さらに、国立研究開発法人産業技術総合研究所をはじめとする国立研究開発法人が対象となる案件に係る計画作成や工程管理を行うなど国際標準化を推進する体制を政府主導で本年中に整備する【後掲】（「Ⅲ-1.イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載）。

エ) 公正かつ自由な競争を確保するための実態把握と厳正な法執行

- ・デジタル技術の進展、新たなビジネスモデルの登場など市場支配力も含めた産業構造が大きく変化する第4次産業革命が進展する中、デジタル市場における公正かつ自由な競争環境を確保し、イノベーションを促進する観点から、関係省庁が協力しつつ、同市場における取引実態を把握するための調査を行う。また、デジタル市場において市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないかを経済環境や市場の変化を踏まえて検証する等により、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う。

③ 第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築

- ・本年4月19日に発表した「第4次産業革命に向けた人材育成総合イニシアチブ」に基づき、①トップレベルの情報人材の育成、②大学・大学院・高等専門学校でのデータサイエンティスト等の育成、③初等中等教育におけるプログラミングなどの情報活用能力の育成等のIT教育などの3層構造で、第4次産業革命を支える人材育成・教育システムを構築する【後掲】（「Ⅲ-2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等」において詳細記載）。
- ・第4次産業革命による産業構造・就業構造の将来像等を踏まえ、各産業で求められるIT・データ関連等のスキルや仕事・職種等について検討し、産業政策、雇用・労働政策、教育政策の実施につなげていく「第4次産業革命 人材育成推進会議」を本年中に開催する。その際、関係省庁、産業界、労働界、教育機関等に広く参加と具体策の実現への協力を求めつつ、具体的な検討を進めていく【後掲】（「Ⅲ-2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等」において詳細記載）。

④ 中堅・中小企業に対するIT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及

- ・ものづくりやサービス分野を中心に、中堅・中小企業によるロボット投資を加速すべく、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用を2割以上引き下げ、中堅・中小企業等へのロボット導入を加速する。そのため、汎用的な作業・工程に使い、基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットの開発を進めるとともに、

ロボットの導入手順の明確化を図る。さらに、ロボットを活用したシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を5年以内に倍増する（1.5万人：現状→3万人：2020年）。

- ・あわせて、我が国全体で第4次産業革命を進めていくため、今後2年間で1万社以上の中堅・中小企業を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。また、この中で、中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンやIoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備を、本年度から開始する。
- ・加えて、小規模事業者によるネット販売等の販路開拓の取組から、中小企業・小規模事業者によるIoTやビッグデータを活用した新商品・新サービスの創出、業種の垣根を越えた企業間連携の円滑化に至るまで、事業者のビジネス実態に合わせたIT投資や省力化投資を促進していく。

⑤ 第4次産業革命に対応したIT産業の構造転換

- ・我が国のIT産業は、業務システムの受託開発・運用に適した企業が多く、丸投げ下請・多重下請構造から抜け出せていない。また、IT技術者も、労働時間に依る評価が中心であり、長時間労働に束縛され、創造的で将来性のある能力開発が行いにくい状況である。こうした状況から脱却すべく、経済産業省、厚生労働省、IT業界団体、経営者団体、労働組合等の関係者の協議の場を設け、多重下請構造と長時間労働の実態把握をし、その上で、改善方策の検討を行い、産業界への要請等を行っていく。また、第4次産業革命に対応したIT技術者の能力の評価を行うためのスキル標準の整備を行う。

⑥ サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等

ア) サイバーセキュリティの確保

IoTにより全てのモノがインターネットにつながる時代において、サイバーセキュリティ対策は、「コスト」ではなく、国民生活や企業の円滑な経済活動を支える「未来への投資」である。こうした観点から、サイバーセキュリティの成長産業化等を進めつつ、昨年閣議決定したサイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）や今年成立した改正サイバーセキュリティ基本法に基づく官民を挙げた取組

を進め、人材育成、政府機関及び重要インフラの対策や、IoT システム対策、研究開発、国際ルール等の形成等を強力に推進する。

- ・人材育成に関しては、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に沿って検討を進める。その際、企業のセキュリティ対策の推進に必要な橋渡し人材層の育成と経営層の意識改革によって、人材需要の喚起を進める。また、今後必要となる人材像のビジョンを明確化し、2020 年までに情報処理安全確保支援士の登録者数 3 万人超を目指すことをはじめとして、産学官連携による教育・演習実施・資格整備等を通じた人材供給を進める。こうした人材の需要と供給の好循環を形成するための各施策をつなぐ取組について検討を進め、本年度中に策定・公表する次期人材育成プログラムに盛り込む。さらに、各府省庁における司令塔機能の抜本的強化、橋渡しセキュリティ・IT 人材（部内育成の専門人材）の確保・育成や対処機関における人的基盤の強化等に取り組む。
- ・重要インフラ防護に関しては、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画の見直しに向けたロードマップ」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に従い、経営層における取組や情報共有、内部統制の強化やマイナンバー制度の運用に係るセキュリティ確保等の「サイバー攻撃に対する体制強化」、情報共有範囲の見直し等の「重要インフラに係る防護範囲の見直し」、国際連携や産学官連携による人材育成等の「多様な関係者間の連携強化」等に係る検討を進め、本年度末までに行動計画の見直しについて結論を得る。なお、早急に対処すべき事項については行動計画の見直しを待たずに対処することとする。特に、産学官連携による重要インフラ・産業におけるセキュリティ人材育成・技術開発のための体制については、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、来年度中に整備する。

イ) IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等 (行政手続・民間取引における IT 利活用の推進)

- ・「法令等に基づく全手続等の^{しっかい}悉皆調査」（いわゆる全数調査）に関し、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室（以下「IT 総合戦略室」という。）は各府省庁の調査・回答状況を本年 6 月を目途に公表し、

その内容につき検証を行い、各府省庁においては今後の取組方針についての検討を行う。

「IT 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定）に基づいて各府省庁が行う行政手続・制度の見直し計画の策定状況を踏まえ、IT 総合戦略室は、各府省庁と連携の下、民間ニーズ等の観点から IT 利活用を優先的に導入すべきと考えられる手続等を特定し、本年末までに導入時期及び必要な法制上又はその他の措置を取りまとめる。

また、それ以外の行政手続等についても、IT 総合戦略室においては、技術革新や民間ニーズなどを勘案し、各府省庁に対して IT 利活用導入のために必要な条件等を聴取し、その内容を検証するとともに、各府省庁は毎年 12 月末までに策定する見直し計画にその検証結果を反映する。

（国・地方自治体の IT 化・BPR の更なる推進）

- ・国の行政機関における業務・システムについては、国民の利便性や公共価値（Public value）を高める観点から、情報システムの運用コスト削減と行政サービスの改善、業務の効率化等に取り組む。このような考え方の下、ハローワーク、年金、国税、登記・法人設立等関係においては、オンライン・デジタルを前提とした業務の体系への刷新を進める。また、法人番号導入を契機に、企業が活動しやすいビジネス環境整備に向けた横断的な取組を推進することとし、事業開始の際に必要な各種手続における登記事項証明書の添付省略やオンライン手続の利用促進等手続の簡素化・迅速化に向けた見直しを行い、平成 30 年度から予定されている登記情報システムの更改等に反映する。
- ・地方公共団体の IT 化・BPR 推進の観点から、従来の取組から得られた知見を他の地方公共団体での取組にいかすために、国と地方公共団体等の間の情報・意見交換の場を提供する仕組み等を検討し、本年度中に取りまとめる。
- ・自治体クラウドの取組事例を深掘り・分析した結果について、今後導入する自治体の取組に資するよう整理・類型化し、その成果を、各自治体に対して提供し、助言を実施する。このような取組を通じて、自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村数を更に増加させ、来

年度までに倍増（約1,000団体）することを図る。

- ・自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等自治体クラウドの質の一層の向上を図る。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、自治体の情報システム改革を推進する。これらの取組を通じて、自治体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図る。

（マイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大）

今年1月に開始したマイナンバー制度に関しては、マイナンバーカードの着実な交付等による国民の信頼性確保を最優先に、来年7月からのマイナポータルの本格運用開始に向けた取組と並行して、国民生活の利便性向上に向けたマイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大に関する検討等を進める。

- ・国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナンバー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。
- ・災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有の在り方について検討を行い、本年度中を目途に方針を取りまとめる。
- ・法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。あわせて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。
- ・法人番号の利活用による法人関連情報の収集に係るコストの削減、

事業開始の際に必要な税務・社会保険等の各種手続の簡素化、オンライン手続のワンストップ化による民間事業者等における事業活性化や行政事務の効率化等を図る。あわせて、法人番号を併記した法人情報のオープンデータ化等を本年1月以降順次開始し、来年1月に「法人ポータル（仮称）」の運用を開始する。

- ・利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度以降順次実現する。

ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進

課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」（平成28年5月20日IT総合戦略本部決定）に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目途に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。あわせて、地方公共団体における地域特性等も踏まえた自主的な取組や、民間企業等による防災等の協調的な分野での取組を促進する。

⑦ 第4次産業革命を支える情報通信環境整備

ア) モバイル分野の競争促進

- ・昨年成立した改正電気通信事業法において携帯電話網の接続ルールの充実等が図られたことを踏まえ、加入者管理機能をはじめとした各種機能の開放やMVNOサービスの更なる利便性向上に係る事業者間協議の促進を通じたMVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備する。また、訪日外国人による国内発行SIMカードの利用促進を図り、モバイル市場における利用環境を整備する。

イ) IoTに対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保

- ・IoT時代のデータ流通を支える情報通信インフラの2020年までの整備に向けて、ネットワークの高度化等のために、ソフトウェア・仮想化技術等の活用によって膨大なIoT機器等を迅速・効率的にネットワークに接続するための最適制御技術の実用化に向けた開発・実証実験を来年度実施するとともに、これらの技術等を活用したネットワークの運用・管理に求められるスキルの明確化やその認定の在り方について検討を行う。あわせて、データセンターの地域分散化や、アドホック無線ネットワークの実現に向けた研究開発等を推進する。また、モバイルネットワークの高度化のためにM2M等向け専用番号の導入に必要な制度整備を本年中を目途に行うとともに、主要携帯電話事業者のスマートフォン利用者向けIPv6対応の来年末までの開始等に向けた取組を促すために、毎年度進捗状況の調査等を行う。
- ・IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、周波数再編の実施や複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進し、周波数帯の確保を進める。あわせて、研究開発の成果を踏まえて来年度から第5世代移動通信システム(5G)の総合実証試験を地方都市を含め先行的に実施するとともに、平成32年頃のサービスインに向けた技術基準策定等の制度整備を進める。
- ・外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所(避難所・避難場所に指定された学校等を含む(推計29,000箇所(※1)))について、国が本年中に作成する整備計画(※2)に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築する。

(※1 箇所数は今後更に精査)

(※2 今後、毎年度改定を予定)

ウ) 4K・8Kの推進

2020年に全国の家帯の約50%で視聴されることを目指し、2018年の衛星放送における実用放送開始など4K・8Kを推進する。

2. 世界最先端の健康立国へ

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」

⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」

⇒2013年度：2008年度比16.0%減

《KPI》「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2011年度）】」

⇒2013年度：医薬品 0.1年、医療機器 0年

(2) 新たに講ずべき具体的施策

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの制度設計等の基盤整備が進む中で、健康・予防に向けた新たなビジネスが広がりつつある。こうした流れが、健康増進に向けた個人の行動変容と、持続的なビジネスモデルの確立につながるよう、新たな取組を進める。さらに、公的保険外サービスによる健康増進等にとどまらず、ICT やロボット、人工知能、ゲノム解析等の技術革新を最大限に活用し、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上、革新的な医薬品・医療機器等の開発・事業化につなげ、世界最先端の健康立国の実現を目指すとともに、グローバル市場の獲得を目指す。

i) 公的保険外サービスの活用促進

① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築

公的保険外サービスが、その後の健康診断や医師や薬剤師、保健師、管理栄養士等の関与による、生活習慣の改善等の具体的な行動変容につながるよう、また、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービスが、地域包括ケアシステムの一環として活用されるよう、医療・介護関係者と民間事業者が連携してサービス提供を行う枠組みを構築する。このため、健康・医療戦略推進本部の下、経済産業省と厚生労働省で、医療関係者や民間事業者団体の協力を得て、こうした枠組み構築に向けた基本的考え方をまとめ、あわせて、これらの分野で特に民間事業者の貢献が

期待される分野を明確にしつつ、持続可能なモデル構築を共同で行う旨を示した基本指針を、本年度中に策定する。策定に当たっては、地域において円滑に取り組を進めることができるよう、例えば、健診未受診者を対象にして切れ目ない対応を行う際の、民間事業者、保険者、自治体、医療機関等の適切な役割分担の在り方等について考え方を示すべく、次世代ヘルスケア産業協議会において、関係者で連携して検討した上でまとめる。この基本指針に基づき、来年度以降、地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を活用し、地域において医療・介護関係者と公的保険外サービス事業者が連携してサービス提供を行うモデルの確立に向けて実証を行い、他地域への横展開を目指す。

② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化

介護分野での保険外サービス市場を創出・育成し、介護・認知症予防、生活支援や見守り、介護食等の、高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく。地域における多様なサービスについて利用者や家族、自治体やケアマネジャー等の関係者が適切に情報を取得できるよう、自治体が商工会等とも連携しつつ、ケアマネジャーや高齢者等に対し、地域の保険外サービスについての説明会や体験会を実施するなどの取組を支援する。加えて、医療・介護関係者等のネットワークを活用し、介護食品の普及に向けた取組を本年度中に実施する。

また、地域において自治体と民間事業者が連携して取組を進めるよう、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」（平成28年3月31日厚生労働省・経済産業省・農林水産省作成）を活用してノウハウを普及させながら、サービスの担い手として民間事業者の活用も重要である旨自治体に対して周知啓発を行う。

③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築

ヘルスケア分野の産業の健全な発展のため、エビデンスレベルの低い製品やサービスは市場から淘汰^{とうた}される仕組みを構築する。運動等のヘルスケアサービスに関しては、アクティブレジャーやヘルスツーリズム等の認証制度を普及させるとともに、客観的な根拠に基づいた産業として育成するため、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資す

るデータの収集・蓄積・評価の在り方に関する検討に着手し、来年度中を目途に具体的な取組を開始するとともに、その結果の幅広い周知を図る。また、健康関連の食市場についても、食品等の成分や食習慣情報も取り込んだビッグデータの活用基盤を構築し、個別の生活習慣を踏まえた食生活のサポートサービス等の発展につなげる。

これらの様々な分野での取組を、ヘルスケア分野において総合的に活用する方策について、例えば、ヘルスケアサービスを提供する事業者が自ら情報登録を行い、利用者がサービスの質を確認できる仕組み（例えば、ホームページ上におけるヘルスケアサービスのデータベース化等）を検討し、次世代ヘルスケア産業協議会において来年夏頃までに方針をまとめる。

④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備

健康寿命延伸産業が持続的・自立的に創出されていくための環境を整備する。このため、産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、健康・医療分野における関係法令の適用範囲を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるよう、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で、グレーゾーン解消事例を整理・公表していく。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給（地域ヘルスケア産業支援ファンド等）、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。加えて、食・農、観光、スポーツなどの地域資源等を活用した産業創出を促進するとともに、高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める。

⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する。健康経営については、質の向上と更なる普及のため、健康経営銘柄を継続実施し、選定方法の改善を行うとともに、個別企業の健康経営の取組と企業業績等の関係性について経営学的視

点も踏まえた分析・研究を本年度中に実施する。また、日本健康会議において、健康経営に取り組む企業を2020年までに500社とする。中小企業向けには、健康経営優良法人認定制度を本年秋を目途に開始するとともに、民間事業者と連携して、認定企業に対する金融市場や労働市場におけるインセンティブが付与される仕組みの検討を本年度中に行う。あわせて、健康経営アドバイザーの普及促進等を通じたノウハウの提供を行う。

また、データヘルス計画の全国展開を加速するため、保険者機能を発揮するのにふさわしい規模を確保できるよう、保険者によるデータの集約・分析や保健指導の共同実施等を支援するとともに、ICT時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論を踏まえ、ICTとビッグデータ等を活用した保険者機能の強化を図る。さらに、データヘルス計画等の保険者の取組については、保険者が民間のヘルスケア事業者を活用しながら被保険者等の健康・予防に向けた取組を効果的に進められるよう、厚生労働省の民間事業者活用ワーキンググループ等において、民間事業者の活用拡大に向けた実態把握や課題整理等を行い、保険者が民間事業者を選ぶ際の留意点の整理、効率的な事業者選びの手法、事業者の質向上に向けた情報開示の在り方等具体的な対応について本年度中に一定の結論を得た上で、来年度以降必要な対応を実施する。あわせて、昨年度に初の取組として実施された「データヘルス・予防サービス見本市」について、本年度中に全国複数都市に規模を拡大して実施し、幅広く保険者・自治体と民間事業者とのマッチングを加速させる。

ii) ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、現場のニーズを反映した使いやすいロボット等の開発支援やロボットやセンサー技術の介護現場への導入をさらに進める。また、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、実証を行うフィールドを早急に決定し、本年度中に事業を開始する。そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、来年度中に結論を得る。

また、介護業務等に関するデータの標準化、介護記録の ICT 化による業務分析・標準化、適切なケアマネジメント手法の普及・サービスの質の評価を推進する。

こうした取組により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切な介護サービスの推進による質の向上を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

iii) 医療・介護等分野における ICT 化の徹底

① 医療等分野における ID の導入等

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、2018 年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。あわせて、医療等分野のデータの徹底的なデジタル化や必要な標準化の取組も推進する。

② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用

国等が保有する医療等分野の関連データベースについては、「医療等分野データ利活用プログラム」（平成 28 年 3 月 30 日次世代医療 ICT 基盤協議会策定）に整理したスケジュールに沿って、患者データの長期追跡や、医療情報データベースシステム（MID-NET）基盤整備事業や小児と薬情報収集ネットワーク整備事業等の各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて、着実に対応を進める。

また、既存の法令との関係を整理した上で、医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤として「代理機関（仮称）」を実現するため、次世代医療 ICT 基盤協議会等において「代理機関（仮称）」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる。その際、例えば「代

理機関（仮称）」で収集された膨大なデータを活用して、医療現場にエビデンスに基づく診療支援を提供することが可能になる等、医療関係者や患者がメリットを感じられる仕組みとなるよう関係各省等で連携して検討を進める。

さらに、これらのインフラも最大限活用しつつ、ICTを活用した患者・国民本位の医療等サービスの提供や持続可能な医療等システムの実現、産官学が一体となった研究開発や新規サービスの創出に向けて、患者・国民、医療等の現場にとって価値あるデータが、医療等の現場が主体となって自律的に作られていく次世代型の医療情報の共通インフラやプラットフォーム等の在り方や実現方策について、保健医療分野におけるICT活用推進懇談会において、本年度に検討を行い、厚生労働省等において必要な対応を実施する。

③ 個人の医療・健康等情報の統合的な活用

ウェアラブル端末からの情報収集等新たな形態が現れ、医療・健康等に関するデータの収集・管理の在り方が進展していく中で、民間の創意工夫を生かした健康管理サービス等の新たなサービス市場の発展を見越して、必要な環境整備を行っていく。まずは、個々人の状況に合った「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を、対象者の同意の下で集約・分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を本年度中に開始するとともに、中小企業や地域への横展開を図る。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT等を活用した予防・健康づくりにインセンティブが付与されるよう設計を行う。また、患者本人が自らの生涯にわたる医療等の情報を経年的に把握できる仕組み（Personal Health Record（PHR））の構築に向け、次世代医療ICT基盤協議会の議論とも連携しながら、データの円滑な流通や事業者の運営モデル等の構築のための研究を本年度中に開始する。これらの各種の健康管理サービス等の提供に向けた取組が、国民の健康増進や生活の質の向上に資するとともに健全な形で発展するよう、相互の取組の連携や必要なルール等の在り方についても、並行して、健康・医療戦略推進本部の下、各省等が連携して必要な検討等を進める。

2018年度までを目標とした地域医療情報連携ネットワークの全国各

地への普及に向けて、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援や診療報酬における ICT を使った情報連携への評価を活用するとともに、相互利用が可能なネットワーク構築の仕組みやノウハウの発信を本年度中に行う。また、医療の必要性が高い重症心身障害者等が全国どこでも安心して救急医療を受けられるためのシステムの構築について、本年度に検討を進める。

iv) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、グローバル市場獲得・国際貢献

① 医療分野の研究開発の推進

昨年 4 月 1 日に発足した国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。具体的には、医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病等の領域ごとの取組の加速化・重点化を図る。新興・再興感染症に関しては、新たなワクチンや、新たな抗菌薬・抗ウイルス薬等の開発を推進する。また、臨床研究に関する法的枠組みを整備するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) の体制強化等を図りつつ、国際水準の質の高い臨床研究・治験の推進を図る。

その際、アカデミア創薬の企業開発への移行を促進するため、企業の戦略等を踏まえた創薬の支援機能を強化していくことが必要である。具体的には、創薬シーズの開発局面に応じた官民共同の支援体制や、知財権利化のための戦略的な体制の構築を進める。

② クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等によるイノベーション推進

国立高度専門医療研究センター (NC) や学会等が構築する疾患登録システムなどのネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築を推進し、効率的な臨床開発のための環境整備を進める。

また、疾病の早期発見・早期治療による先制医療や、患者の個人差を踏まえた個別化医療、再生医療といった先端技術を活用し、効果的な医

療を実現するため、医療機関、企業、研究機関等が緊密に連携し、人工知能、IoT 技術、高精細映像技術等を活用した診断支援システムなどの開発支援や、それらの実用化に当たって要となる性能や安全性の評価技術・体制の整備を行う。その際、人工知能を活用した医療診断支援システムを含め適用される「医療機器プログラムの承認申請に関するガイドンス」(本年3月31日公表)の周知を図り実用化を後押しするとともに、再生医療等製品やバイオ医薬品の製造技術の開発、早期診断技術の開発等を支援する。

さらに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）においては、薬事戦略相談による実用化促進のための支援を強化するとともに、臨床試験成績等のビッグデータを活用し、データ解析等による新たな薬効評価の指標・手法の開発やガイドライン作成等とそれを通じた企業による開発促進の実現に向けて、本年度から試行的に取組を開始した上で、2018年には本格的な取組を行うレギュラトリーサイエンスセンターを設置する。その取組を踏まえ、MID-NETの診療データ及びNC等の疾患登録情報の解析や、企業や医療機関でのMID-NETの活用促進を通じて、安全対策の強化を図る。

③ 信頼性の確保されたゲノム医療の実現等

ゲノム情報の医療への実用化が進む、がん、難病・希少疾病領域について、ゲノム検査・解析、解釈等に関する高度な技術を有する医療機関を含めたゲノム医療提供体制の構築を進めるとともに、ゲノム情報を用いた新たな製品及び技術の臨床における普及に向けた課題解決について検討を進める。

また、消費者向け遺伝子検査ビジネスについては、健康増進等に応用していくことを可能とするため、遺伝子検査の品質・精度管理、科学的根拠に基づいた情報提供、個人情報保護を図る等、健全な発展を図る。

④ 異業種やベンチャー企業も含めたエコシステムの構築

医療現場のニーズに合った優れた医療機器等の開発・事業化に向けて、民間資金も活用しつつ、異業種からの参入、製品コンセプトづくり、知財戦略、人材育成、販路開拓等を支援するとともに、医療現場と医療機器の開発事業者、異業種参入事業者、地域支援機関等のネットワーク（医療機器開発支援ネットワーク）を強化する。また、医療現場とも連携し、

ニーズを効率的・効果的に収集・分析する体制を強化する。その際、地域クラスターの増加・発展に向けて、イノベーションに取り組む中小企業も含め、保険適用・国際展開等の出口戦略を見据えた医療機器開発人材の育成を強化する。

さらに、医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会において、医療系ベンチャーの将来ビジョンや基礎研究から薬事申請等まで見据えた支援の在り方について、ベンチャーに対する研究支援の充実、人材確保の支援、薬事や薬価の相談支援の充実、厚生労働省等によるベンチャー支援体制の確保などの検討を進め、その提言等を踏まえて、医療系ベンチャーへの支援策を講じることにより、大学や研究機関等で発見された優れた医薬品などのシーズの実用化を加速する。こうした取組も含めて、創薬シーズ・技術の開発局面に応じた支援を推進しイノベーションの加速化を図る。

これらを通じて、優れた医薬品・医療機器等開発のためのエコシステムを構築し、健康寿命の延伸や、医療の質の向上につなげていく。

⑤ グローバル市場の獲得・国際貢献

日本発の医療・介護及び医療機器等のグローバル市場での普及のため、相手国・地域のニーズに合った性能・価格水準の医療機器開発を推進する。また、医療機器等に係る実用的な評価法を世界に先駆けて提案し、規制で用いられる基準として受け入れられるよう、国際標準化を推進する。

医療・介護の国際展開のうち、アウトバウンドの推進については、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関 (日本式医療拠点) の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援を行う。医療機器の市場開拓を一層進めるに当たり、医療機器のメンテナンス体制の構築・充実を推進する。

各国での制度整備を見越して、国際機関との連携を強化し、日本が国際保健に係るルール形成の場で主導権を握ることを目指して、国際保健政策人材の育成等を担う人材戦略の司令塔の設置等に取り組むとともに、PMDA のアジア医薬品医療機器トレーニングセンターによる研修等を

通じ、日本の医薬品・医療機器等の規制制度等の理解を促進・普及し、アジア諸国への制度輸出に向けた環境整備に取り組む。また、各種国際会議及び国際機関等との連携を通じて、日本の制度の国際的な普及促進に努め、保健課題の対応において日本の経験・知見・技術が活用されるべく取り組む。

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成 28 年 2 月 9 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づき、感染症危機時の国連機関等による連携対処の枠組み、世界保健機関（WHO）や開発途上国への資金支援を行う「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等への支援、人材の育成・派遣等の仕組みの構築、開発途上国への総合的・効果的な医薬品等の提供方策の展開、国内の感染症危機管理体制・対策の強化、感染症に係る研究能力・機能の強化、国際共同研究等を推進する。また、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成 28 年 4 月 5 日同会議決定）に基づき、AMR 感染症治療薬に関する国際共通臨床評価ガイドラインを策定するほか、新たな制度の実施を含め、薬剤耐性感染症に対する新薬の開発促進策の在り方、動物分野の対応等について検討を行う。途上国に向けた「顧みられない熱帯病（NTDs）」等に対するワクチンを含めた新薬開発についても、日本の製薬産業の優れた研究開発をいかして必要な支援を行う。

さらに、インバウンドの推進として、訪日外国人向けの医療提供（例えば高度な治療を目的とした渡航者への医療提供、観光客への医療の提供）のため必要な環境整備を行う。

これらにより、各国の保健医療水準の向上をはじめ現地の課題解決に貢献するとともに、新興国を中心に拡大するグローバル市場の獲得を図る。

v) 「地域医療連携推進法人」制度の具体化

複数の医療法人等の一体的経営を可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）の成立を受け、来年 4 月の施行に向けて、使い勝手の良い制度となるよう政省令等の整備を進めるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携、医薬品・医療機器の研究開発の基盤の充実等の多様な事例が展開されるよう、効果的に情報発信を行う。また、他病院との一体的経営

を志向する大学附属病院の大学からの別法人化についても、「地域医療連携推進法人」制度と同時に円滑にスタートできるよう、本年中に必要な制度改正を行うとともに、関係者と連携して着実に準備を進める。

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」（2013 年度末：48.7%）

⇒2015 年度末：52.3%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」（2011 年産の全国平均のコメの生産コスト：16,001 円/60kg）

⇒2014 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営* 11,558 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 28%減）
- ・組織法人経営** 11,885 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 26%減）

* 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

** 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 27ha）

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」（2010 年：1 万 2,511 法人）

⇒2014 年：1 万 5,300 法人

《KPI》「6 次産業化の市場規模を 2020 年に 10 兆円とする」

⇒2014 年度：5.1 兆円*

* 食料・農業・農村政策審議会において 6 次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める 7 分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等）の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件にする」（2014 年：236 件）

⇒2015 年（4 月末）：284 件

《KPI》「2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しで達成する」（2012 年：4,497 億円）

⇒2015 年：7,451 億円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得の向上を図るため、これまで「日本再興戦略」に基づき、米政策改革、農協改革等を推進し、農地中間管理機構の創設等を通じ農地の集積・集約を進めてきた。この結果、100ha を超えるようなこれまでにない規模の経営も生まれつつあり、このような動きを一層加速する必要がある。また、8億人の巨大市場をつくり出すTPPは、農林水産業にとって大きなチャンスであり、「攻めの農林水産業」への転換が一層求められる。

このためには、「日本再興戦略」で示された改革事項や「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に基づく施策を着実に実施するとともに、産業界との連携や、ITシステム・ビッグデータの利活用等、生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、売上げの拡大や生産コスト・中間マージンの削減等による生産性の徹底した向上を進める必要がある。

このため、以下のとおり、i) 経営体の育成等による生産現場の強化、ii) 6次産業化の推進等によるバリューチェーンの連結、iii) 世界の食市場を取り込むための輸出力の強化、iv) 林業の成長産業化、v) 水産業の成長産業化に取り組む。

i) 生産現場の強化

① 農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績（借入・転貸）は、初年度（2014年度）の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

- ・機構の実績向上のためには、都道府県知事の強力な指導力が不可欠であり、都道府県による機構活用のインセンティブが高まるよう、実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組みを導入する。具体的には、当該仕組みの対象となる予算項目と機構事業の実績に応じた配分方針について速やかに公表するとともに、当該方針に基づいて、昨年度の機構事業の実績公表後に配分される対象予算について機構事業の実績を考慮し、配分することとする。それ以降の施策配慮の仕組みについては、配分による効果等を検証しながら、対象とする予算や配分の仕方について必要に応じ見直しを行

う。

- ・農地流動化に向けた地域の農業者等の話し合いを促進するため、農地情報を効率的に公開しつつ、機構等に対し、農業法人経営者や企業経営者の更なる登用など役員体制の整備、農地の大区画化に実績を挙げている土地改良区や農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化を含めた現地でのコーディネート活動の充実、遊休農地の課税強化の措置の周知と農地の集積・集約化のための機構に貸し付けた農地の課税軽減の措置の活用等を要請するとともに、その実施状況を把握・公表する。
- ・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。
- ・農地の大区画化等を進める農地整備について、機構により農地の集積・集約が進められている区域での実施を一層強化する。これらにより土地改良事業を一層推進する。また、日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、生産条件が不利な中山間地域については、その特性に応じた産地の収益力向上を図る。

② 米政策改革の着実な実施

- ・水田農業の競争活性化のためには、個々の経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境が必要であり、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施する。また、このような工程を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・米については、主食用米及び飼料用米を対象に生産性向上のKPIを設定しており、PDCAサイクルを通じ確実に達成する。飼料用米については、PDCAサイクルを回す前提として本年秋までに生産コストの内訳を調査・公表するとともに、先進的な取組等を基に作成した生産コスト低減マニュアルを現場に周知・徹底する。

③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保

ア) 経営力のある農業者の育成

- ・意欲ある農業者が、オンラインでの講座も活用しつつ、営農活動と並行して販売、財務、組織管理等の経営に必要な事項を学ぶことができ

るよう、地方自治体、大学、民間機関等による学習の場を立ち上げ、充実・強化する。

イ) 経営体の強化

- ・個人経営の法人化を一層推進するとともに、法人の経営改善を支援する。このため、農業分野における税理士、中小企業診断士などの経営専門家のより一層の活躍に向け、農業分野との接点を広げるための交流会や経営専門家間でノウハウ等の共有を進めるための研修会等を都道府県単位で実施する。
- ・個々の農業経営体が自前で研究・開発部門を持つことは技術的、財政的に困難が多いことから、大学・試験研究機関等の研究成果を農業者等が利用しやすい形で公表するとともに、明確な開発目標に基づき、大学・試験研究機関・企業・農業経営体が一体となって、先端技術の開発・現場実証を行う仕組みを設ける。

ウ) 次世代人材の確保

- ・若者の就農・定着を促進するため、従来の施策の見直しとともに、次世代を担う人材への投資についての施策を検討する。
- ・農家所得の向上につながる新たな技術やサービスを提供する農業関連ベンチャーの活躍や参入を促進するため、表彰制度の創設等を進める。

エ) セーフティネットの整備

- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度について、事業化調査を進めるとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含めて検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- ・大規模経営の創出に伴う離農者の就労の場の確保にも資するため、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の見直し等を行い農村地域の雇用を創造する。

④ 成長に必要な資金の供給

- ・経営体の成長局面に対応した円滑な資金供給を、個人保証に過度に依存しない形で実施することを可能にするため、株式会社日本政策金融

公庫等が本年2月以降本格的に取り組んでいる事業性評価融資について、来年4月以降、実施状況の点検・評価を行い、必要な改善を行う。

- ・民間金融機関による農業融資が活性化するよう、民間金融機関を対象とした研修会の開催等により農業に関連する知識の習得や農業関係者との交流を促進するとともに、株式会社日本政策金融公庫と民間金融機関との連携を強化し、農業融資のノウハウの提供等を進める。また、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・意欲ある農業法人による大規模な経営発展を目指す取組に対応するため、農業法人投資育成事業による農業法人への投資について、1投資主体における1投資先についての投資金額の比率の上限を引き上げる。

⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用

ア) 産業界との連携

- ・農業界と産業界の連携を強化し、農外の知見の活用による生産性の向上を促進するため、先端技術を有する企業との共同による最先端のモデル的技術の開発や、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、更なる経営発展に生かすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備するとともに、従業員のキャリアアップの促進を図るため、農業分野の実態に即した実践的な人材育成プログラムの検討等を進める。

イ) 生産資材の価格形成の仕組みの見直し

農業生産資材（農業機械、肥料、飼料、農薬等）について、農業者の所得向上につながる価格形成の仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策
- ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた

生産資材メーカーの取組

- ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策
- ・生産資材の安価な調達を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

ウ) 産学連携による日本版フードバレーの実現

- ・優れた国際競争力を持つ革新的な温室生産システムを生み出したオランダのフードバレーの事例等を参考に、我が国においても、オープンイノベーションによる革新的な研究開発を進める。このため、本年4月に設立された「産学官連携協議会」等を活用し、日本食・食産業のグローバル展開、健康増進産業の創出、新たな生物系素材産業の創出等の6つのテーマで研究を進め、事業化・商品化が有望な研究成果を生み出す。

エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本的改善

- ・労働力不足による成長制約を打開するため、経験の浅いオペレーターでも熟練農業者並みのトラクター操作が可能となる GPS 自動運転補助装置の普及を図る。このため、準天頂衛星の4機体制が整備される2018年までに海外製品よりも大幅に安い製品の市場投入を目指し、メーカー、大学等の共同研究による技術開発を推進する。
- ・夜間走行、複数走行、自動走行等により、現行の技術体系の下での土地利用型農業の規模限界を打破する高精度 GPS 等の地理空間情報（G空間情報）を活用したトラクターの自動走行システムを実用化する。このため、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。
- ・農業分野で普及しつつある IT システムの高度化や、ビッグデータの利活用を推進するため、農業 IT システムで利用される各種の名称、規格等の標準化やその実装を進める。このため、「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」（平成28年3月31日 IT 総合戦

略本部・新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ)に基づき、本年度においては、昨年度策定した農作業の名称や環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン(本格運用版)、標準利用規約ガイド等を全国に展開・普及する取組等を推進するとともに、農作物の名称や農業情報のデータ交換インターフェースに関する個別ガイドライン(本格運用版)の策定等を行う。

- ・AI(人工知能)やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、「人工知能未来農業創造プロジェクト(仮称)」に取り組み、手作業の軽労化・効率化を実現するロボットの開発や、シェアリングによる流通効率化等の社会実験を進める。
- ・先人の知恵と科学的知見を取り入れた土づくり技術の普及を通じて持続可能な農業を推進し、有機農産物等に対する消費者ニーズに対応するため、生産者や生産グループがきめ細かな技術指導を十分に受けられるよう、外部の「土づくり専門家」と地域の普及組織等が連携して行う土づくりの取組を推進する。
- ・生産基盤の整備に当たっては、ICTの活用による水管理の省力化技術の導入等を推進する。

オ) 都市における新産業としての農業の振興

- ・都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)の制定を受け、都市にしかない斬新で多様な切り口を生かした新しい農業を振興するため、新たな取組の場となる農地の確保や、新規就農者、ベンチャー意識を持った企業等の参入を促進するための法整備等を行う。また、都市農業の成長産業化を図るため、ICTを活用した農業等について検討を進める。

ii) 国内バリューチェーンの連結

① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現

農業者の所得向上のため、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立に向けた仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意

される流通構造を形成するための方策

- ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場等の取組
- ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策
- ・農業者に有利な条件での農産物の販売を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

② 生乳の生産・流通構造の改革

指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド^{かんよう}涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について本年秋までに検討し、結論を得る。

③ 6次産業化の推進

- ・農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が、十分な投資実行により、農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすこととなるよう、農業法人が別法人を作らずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援の方策を検討する。また、スピード感を持った事業展開が可能となるよう、案件審査や管理について現場の裁量を拡大することを求めるとともに、複数の都道府県をまたぐ6次産業化の案件が円滑に形成されるよう A-FIVE による直接出資の活用を進めるよう求める。これらの対応の成果を確認し、その進捗を見極めつつ、投資対象の拡大等の更なる制度・運用の改善について検討する。
- ・農業者がマーケットインの発想で生産のみならず加工や販売に取り組むに当たって課題に直面した際に、その分野について知見のある異業種の専門家を活用して解決を図る取組を推進する。

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

- ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。
- ・地域と結び付いた特色ある農林水産物・食品について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づく地理的表示（GI）の登録を推進するとともに、諸外国との GI 相互保護を促進することにより海外における GI 保護を推進し、海外での日本産ブランドの創出・向上を図る。
- ・まだ食べられる状態で廃棄される食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、食品事業者と消費者、行政の連携による国民運動を抜本的に強化する。また、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、必要としている人や施設に届けるフードバンク活動を推進する。

⑤ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、日本の食文化と国産食材を内外にアピールする場として活用することを目指し、今後、大会組織委員会が策定する食材の調達基準が我が国の農業や漁業生産の特色を踏まえたものとなるよう調整を進める。また、基礎的な準備として、GAP（農業生産工程管理）・HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入や、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大を推進する。また、GAP・HACCP に関し、国際的に通用する水準の認証の仕組みについて、本年度中に運用を開始し、国際規格化に向けた取組を加速する。

iii) 輸出力の強化

我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を、我が国農林水産物・食品の販路に取り込む。このため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

- 特に、同戦略において新たに提示された、
- 1) 在外公館、海外現地事務所、関係省庁等の様々なルートから得られる現地ニーズなど輸出に関する情報の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への一元的な集約と、ウェブページやメールマガジン等を活用した農林漁業者・食品事業者への提供
 - 2) 日本食材の品質を世界にアピールするための、
 - ・日本農林規格（JAS）の仕組みを活用した日本製品の品質や特色を担保する制度の検討
 - ・インバウンド施策との連携による、外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大
 - ・日本文化・食文化と一体となった日本茶を含む日本食材の売込み
 - ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売
 - ・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用
 - 3) 日本食材の戦略的な販売・プロモーションを進めるための、
 - ・輸出戦略実行委員会の下に設置する企画戦略会議において、JETROの機能を最大限活用しつつ行う、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行
 - ・ジャパンプランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備
 - ・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成
 - ・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発
 - 4) 様々な販売ルートの開拓の一環として、農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援
 - 5) 国内の卸売市場の輸出拠点化のための、
 - ・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進
 - ・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和
 - ・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備
 - 6) オールジャパンでの幅広い選択肢を持った交渉により、食品安全、放射性物質、検疫、通関手続などの輸出に関する諸外国の規制等の緩和・撤廃を加速するための、関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム（仮称）」の本年夏までの設置

- 7) 国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化のための、
- ・NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の、本年度中を目指した範囲の拡大
 - ・動植物検疫について、主要海空港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応

について、「7つのアクション」として速やかに着手する。

また、同戦略で定める「国・地域別の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」（「2つのメッセージ」）について、事業者が輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、全国各地での説明会の開催や、ホームページ、SNS等の活用により周知を進める。

これらの取組により、農林水産物・食品の輸出額について、2020年の1兆円目標の可能な限り早期の達成を目指し本年秋までに新たな輸出額の達成目標を取りまとめる。

iv) 林業の成長産業化

① 新たな木材需要の創出

- ・新国立競技場において国産材を積極利用するなど、住宅分野に加え、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化を推進する。このため、CLT（直交集成板）、木質系耐火部材などの新たな木材製品の活用に向け、本年4月までに整備した建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく告示を踏まえ、CLTの建築材料としての普及促進を進めるとともに、各地の工務店をはじめ実務者が取り組みやすい設計・施工ノウハウの普及、木造建築に強い人材の育成、新たな木材製品の生産体制の充実と耐震性能の実証を含めた更なる研究開発の推進等に取り組む。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）の見直しを含め、これまで木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討する。
- ・あわせて、木質バイオマスの利用促進や、セルロースナノファイバー（鋼鉄と同等の強さを持つ一方で、重量は5分の1という特徴をもつ超微細植物結晶繊維）の国際標準化・製品化に向けた研究開発、木材の約3割を占める成分であるリグニンを用いた高付加価値製品の研究開発を進める。

② 原木の安定供給体制の構築

- ・国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報（G 空間情報）と ICT の活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備（「花粉症ゼロ社会」を目指した花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進する。その際、森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により、市町村による林地台帳の整備や、共有者の一部が所在不明であっても共有林の伐採を可能とする等の措置が講じられたところであり、これらの措置の周知・活用により、森林施業の集約化を加速する。あわせて、大規模製材・合板工場等が、大ロットの原木を適時適切に調達できるよう、供給サイド（川上）と流通・加工サイド（川中・川下）を直結する情報共有の取組を推進する。
- ・製材・合板工場や木質バイオマス利用施設を中心に、川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」を全国に十数か所、モデル的に選定し、重点的に育成する。

v) 水産業の成長産業化

漁業・養殖業を持続可能な収益性の高い操業体制へ転換するとともに、水産物の加工・流通、消費の拡大を促進し、水産日本の復活を図るため、以下の施策に取り組む。

- ・漁業地域自らが、食品企業や流通業者、商工会等とも連携してマーケットインの発想を取り込むこと等により、漁業収入の向上・コスト削減を実現し、漁業・漁村の構造改革を目指す「浜の活力再生プラン」の策定を更に加速し、本年度末までに全国で水揚げ量の約 7 割をカバーする 600 件を実現する（昨年度末で 551 件）。また、複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」の策定目標をこれまでの約 3 倍に積み増し、来年度末までに 170 地域・業種で策定することを目指す。
- ・拠点漁港における品質・衛生管理の高度化、水産加工施設の HACCP 対応の推進等により、水産物輸出のより一層の拡大を目指す。
- ・IT の活用等により産地と消費者をつなげ、マーケットインによる高付

加価値型の漁業の取組等を進めるため、消費者のニーズを踏まえた流通の取組を促進する。

- 資源管理の高度化を一層進め、漁業経営の安定・強化を図る。このため、漁業者等による自主的な資源管理の取組である資源管理計画のうち、昨年度中に5年目を終えた約1,400の計画について、評価・検証を踏まえた見直し・改善を本年度内に完了させる。さらに、漁獲量の個別割当方式（IQ方式）に関して、多種多様な我が国漁業の操業実態に合った段階的な導入を検討するため、マサバを対象として実施しているIQ実証試験について、本年度中に中間的評価を行い来年度の実証試験に向けた改善策を取りまとめる。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量制度について、マダラなど適用魚種の拡大に向けた漁業者等との調整を本年度から開始する。
- 養殖業について、飼料や種苗の天然資源への依存度を引き下げ、コスト削減や周年・安定的な出荷による有利販売を実現する。このため、配合飼料のコスト対策や養殖用生餌の安定供給対策で下支えしつつ、昆虫等の利用を含め魚粉の割合の少ない配合飼料の開発・普及を進めるとともに、優良形質を有する系統の育種等により人工種苗の活用を推進する。また、輸出促進にもつながる生産履歴の記録を推進する。

4. 観光立国の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」

⇒2015 年：1,974 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」

⇒2015 年：3 兆 4,771 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

昨年の訪日外国人旅行者数は 1,974 万人、その旅行消費額は 3 兆 4,771 億円に達し、それぞれこの 3 年で 2 倍以上、3 倍以上と大きく増加した。

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であることから、観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興を図るとともに、特定の地域に集中している国内外の旅行者を全国各地に分散・拡大させていく。

このため、以下のとおり、従来の目標を大幅に引き上げるとともに、新たな目標を追加し、これらの目標の達成に向かって、観光立国の実現に向けた取組を総合的・戦略的に進め、観光を我が国の基幹産業へと成長させる。

- ・ 訪日外国人旅行者数：2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人
- ・ 訪日外国人旅行消費額：2020 年 8 兆円、2030 年 15 兆円
- ・ 地方部での外国人延べ宿泊者数：2020 年 7,000 万人泊、2030 年 1 億 3,000 万人泊
- ・ 外国人リピーター数：2020 年 2,400 万人、2030 年 3,600 万人
- ・ 日本人国内旅行消費額：2020 年 21 兆円、2030 年 22 兆円

そのため、我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えるべく、迎賓館等魅力ある公的施設の大胆な開放、自然や農産物・食・伝統文化・景観など、地域の観光資源をいかした地方誘客の促進、広域観光周遊ルートの世界水準への改善など訪日外国人旅行者のニーズに対応した観光周遊ルートの形成促進を行うとともに、消費税免税店の拡大等を通じ、外国人旅行者の更なる観光消費の拡大を図る。

また、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革すべく、全国各地で「日本版 DMO

(Destination Management/Marketing Organization)」の形成・育成を促進するとともに、観光経営人材の育成・強化や宿泊業、通訳案内士等に関する古い規制の見直しによる観光産業の生産性向上等を図る。加えて、遊休資産等を有効に活用・共有する「シェアリングエコノミー」の推進にも資するよう、民泊サービスのルール整備等を行う。

さらに、CIQ や宿泊施設、通信・交通・決済等といった受入環境整備に関し、訪日外国人旅行者の受入体制の充実を目的とし、昨年3月に設置された地方ブロック別連絡会等の活用を通じ、各地域の課題について課題別に実施主体と期限を明確にした上で、早急に対応していく。また、新幹線、高速道路などの高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備による快適な旅行の実現を図る。加えて、年次有給休暇の取得促進や休暇取得の分散化等、観光需要の平準化を図る取組を推進する。

これらの施策を含め、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム2016（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）」（平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、観光立国の実現に向けた取組を進める。取組の中で、KPIの達成に向け、特に講ずべき具体的施策としては以下のとおり。

i) 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

① 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

- ・赤坂迎賓館について、歴史と伝統にあふれる施設の魅力を内外に発信するため、本年4月から、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、本年度第1四半期を目途として、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始する。
- ・京都迎賓館について、本年4月28日から5月9日の試験公開の結果を踏まえ、7月下旬を目途に、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、赤坂迎賓館の特別開館の結果を踏まえつつ、その実施を検討する。
- ・その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開する。

② 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

- ・日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」として、民間の知恵や資金の導入により、外国人向け満喫メニューの整備・支援、国立公園における上質感の創出、海外への情報発信強化といった取組を計画的、集中的に実施するため、本年内に、まずは5箇所国立公園において、「国立公園ステップアッププログラム 2020（仮称）」を策定し、国立公園に外国人を呼び込むための取組を開始する。
- ・エコツーリズムを普及・推進するための広報強化を行うとともに、多様なガイド技術を有する優れた人材の養成、優れた自然景観やジオパーク、温泉などの自然資源を活用した魅力あるプログラム開発、外国人向けツアーガイドの育成などのインバウンド対応など、地域における自然観光資源の魅力向上や多様な利用を図るためのエコツーリズム推進等の取組に対し支援を行う。

③ 文化財の観光資源としての活用推進

- ・従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換を図るため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」に基づき、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組について、2020年までに1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する。

④ 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上

- ・2020年を目途に、主要な観光地で景観計画を策定すべく、全国において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。また、観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、PPP/PFI手法の活用等により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。歴史まちづくり法）の重点区域等無電柱化を推進する。

⑤ 滞在型農山漁村の確立・形成

- ・美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうため、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「食と農の景勝地」として認定し、そのブランド化を強力に推進することにより、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信する。

⑥ 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統的工芸品等の消費拡大

- ・2020年までに、計50か所の商店街・中心市街地・観光地での街並み整備、計1,500箇所（箇所）の商店街・中心市街地・観光地での外国人受入環境の整備を目指し、全国のインバウンド需要獲得に取り組む商店街・中心市街地・観光地において、免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等の取組に対して支援を行い、地域の稼ぐ力を引き出すことで地域経済の活性化を図る。また、商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例を収集・周知し、他の商店街への波及を目指す。
- ・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地が100か所以上になることを目指し、伝統的工芸品産地に訪日外国人等を呼び込み、製造現場等の見学・体験を通じて、伝統的工芸品の魅力を体感してもらうことで、外国人富裕層等の購買意欲をかき立てるとともに、海外有識者の産地招へい、広報強化を通じ、外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等を行う。

⑦ 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

- ・広域観光周遊ルートに対して、専門家チーム（パラシュートチーム）を派遣することにより、修景、体験プログラム開発等を重点的に実施する。
- ・エコツーリズム、酒蔵ツーリズム、ロケーションツーリズム等、各地域の魅力ある観光資源をテーマ別につなぐ観光ルートを、コンテスト方式で本年度早期に選定し、集中支援する。
- ・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活

動等をパッケージで重点支援する。

- ・観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通と連携し、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策を強化する。
- ・訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、広域観光周遊ルートの形成や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。

⑧ 東北の観光復興

- ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の3倍）とするため、海外の旅行会社やメディア関係者等の招請、交通フリーパスの改善、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施するほか、日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第一弾として、東北プロモーションを実施する。

ii) 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

① 世界水準のDMOの形成・育成

2020年までに世界水準DMOを全国で100組織形成するため、特に以下の取組を実施する。

- ・日本版DMOの候補となり得る法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施する。
- ・観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツール「DMOクラウド」を開発し、DMO形成を行う者に対して提供する。
- ・サービス産業の生産性向上に向け、市区町村単位で訪日外国人等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進する。
- ・海外知見も取り入れ、我が国のニーズに対応した人材育成プログラムを策定し、研修を実施するとともに、育成した人材が特定の地域のみ

ならず全国各地で活躍できる仕組を構築する。

- ・地域の課題となっている人材不足に迅速に対応するため、専門的な知識を有するマーケットと地域をマッチングさせ、実際の派遣までを一体的に支援する。
- ・関係府省庁が連携して、地方創生推進交付金なども活用し、組織の立上げから自律的な運営まで日本版DMOに対する総合的な支援を実施する。
- ・官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組を案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施する。

② 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ・観光産業をリードするトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む。）に形成するために、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムの開発に着手する。
- ・地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証を行う。
- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、2019年度の開学に向け、中央教育審議会では本年央までに結論をまとめ、本年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。
- ・地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。

③ 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

- ・温泉街等のまとまりのあるエリアを一体で丸ごと再生し、観光地としてのポテンシャルを強力に引き出すため、「観光地再生・活性化ファンド（仮称）」の全国での継続的な展開に向け、それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を地域経済活性化支援機構（REVIC）によるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。

④ 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

- ・旅館、ホテル等宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設や、古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を行うことにより、宿泊施設不足の解消に取り組む。
- ・宿泊施設に対するインバウンド対応促進事業（Wi-Fi 環境整備、多言語化対応、NHK ワールド TV 等のテレビの国際放送設備に係る整備事業に要する経費の 1/2（上限 100 万円）の支援）を行い、訪日外国人旅行者にとって利用しやすくすることにより、宿泊施設不足の解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進するとともに、クラウド等の ICT 化やマルチタスク化等の業務運営体制の見直しによる宿泊業の生産性向上に取り組む。

⑤ ビザの戦略的緩和

- ・ビジット・ジャパン事業の重点 20 개국・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な 5 개국（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施する。
 - － 中国向けのビザ発給要件の緩和（数次ビザに係る商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長 10 年への延長及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）の決定を踏まえ、今夏までに実施に移す。
 - － ロシア向けの数次ビザ発給要件の緩和（商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長 5 年への延長等）を早期に実現する。
 - － インド向けのビザ発給要件の緩和（一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）を早期に実現する。
 - － 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。
 - － 戦略的にビザ緩和を実施した国において、プロモーションを集中的に実施する。

⑥ 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

近隣アジア諸国からの訪日旅行者数の増加への受入体制整備、軽井沢スキーバス事故を踏まえた旅行における安全確保、生産性が高く、国際競争力のある基幹産業の育成・強化の観点から、以下の制度見直しを来年中に実施する。

- ・多様な旅行者のニーズに対応するとともに、通訳案内サービスの供給量の拡大を図るため、一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」等、通訳ガイド制度を見直す。
- ・利益優先の質の低い又は安全性の低い旅行商品が提供されることを防ぐため、ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督できる制度を検討する。
- ・第3種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を図る。

⑦ 民泊サービスへの対応

- ・住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の^{ひっばく}逼迫状況への対応及び地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められている。これを踏まえ、「規制改革実施計画」に沿って、一定の要件を満たす民泊サービスを適切な規制の下で推進できるよう「家主居住型」と「家主不在型」の類型別に規制体系を構築するべく、厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において引き続き検討を進め、本年6月を目途に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえ、早急に必要な法整備に取り組む。
- ・「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の実施状況等について検証を行い、具体的な課題を把握した上で、制度のより一層の利用が図られるよう検討を行う。

⑧ 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化

- ・欧米豪や富裕層をターゲットとして、旅行先としての日本のブランドイメージを確立する。このため、欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信するほか、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間 100 人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進する。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の参加国・地域との相互交流を図る地方自治体を「ホストタウン」として登録し海外への情報発信の支援を行う。また、同大会開催時に地域に来訪する選手や観光客等に外国語で道案内等を行うボランティア人材を育成・支援する「オリパラアンバサダー（仮称）」導入の検討を進める。

⑨ MICE 誘致の促進

- ・年内に「MICE 推進関係府省連絡会議（仮称）」を設置し、政府横断的に支援する MICE 案件について支援策の検討等を進めるとともに、以下の取組を実施する。
 - － コンベンションビューローの MICE 誘致に関して国際競争力・体制強化のために、グローバル MICE 強化都市に対して、マーケティングの高度化に向けた支援事業を実施する。
 - － ユニークベニユーの利用拡大・普及促進のため、施設管理者と利用者のニーズの齟齬や課題を整理し、施設側とも課題について情報共有を行う。
- ・統合型リゾート（IR）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR 推進法案[※]の状況や IR に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

※IR 推進法案：特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

① 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ・世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、本年度において空港での入国審査待ち時間 20 分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、バイオカート

導入による個人識別情報の事前取得、プレクリアランス（事前確認）の早期実現、信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）を対象とする自動化ゲート制度の導入、世界最高水準の顔認証技術の導入、外国人の出国手続における自動化ゲートの利用拡大等に向けた取組を進める。

- ・出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、欧米等で導入が進んでいる先進的な保安検査機器（ボディスキャナー）を導入する。

② 新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備

- ・これまで出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、本年度に実証実験を開始する。また、ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続可能な航空網を構築する。
- ・観光地へのアクセスの利便性を向上させるため、地域ごとに観光地周辺での交通や既存の共通乗車船券等の現状と、観光客の行動の整合性とを総点検した上で、観光客のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーションを行う。
- ・高速バスネットワークの強化を図るため、サービスエリア・パーキングエリアの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、立体道路制度の拡充により鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を図る。また、地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT 等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進する。
- ・過疎地等における訪日外国人をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、「国家戦略特別区域法」の枠組を活用して、自家用自動車の活用拡大を図る。
- ・高速道路会社が、国、地方自治体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で何回でも利用できる外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開する。

③ 地方空港等のゲートウェイ機能強化

- ・地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道において、複数空港の一体運営（公共施設等運営権方式等）を推進する。
- ・地方空港への国際線就航を促進し、「地方イン・地方アウト」の流れをつくるため、地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、地方空港の国際線の着陸料を軽減する。
- ・首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直し等について、本年夏までに環境影響等に配慮した方策を策定するなど、2020年までの空港処理能力約8万回の拡大について最優先に取り組む。また、2020年以降については、成田空港の抜本的な容量拡大などの機能強化方策の具体化に向けて、引き続き、関係自治体等と検討を進める。
- ・首都圏空港におけるビジネスジェットの受入環境の改善のため、羽田空港における駐機可能スポットの増設を行うとともに、成田空港における受入環境改善の検討を進める。さらに、羽田・成田両空港の連携による更なる受入を図る。
- ・北海道への一層の観光客誘致を図るため、北海道の玄関である新千歳空港について、本年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大するほか、来年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を拡大する。
- ・関西空港について、第1ターミナルの入国審査場の拡張等や新たなLCC専用ターミナルの整備を実施する。また、中部空港について、LCCの拠点化を推進するため、LCC専用ターミナルの整備に着手する。

④ 訪日クルーズ旅客 2020年500万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充

- ・寄港地を探しているクルーズ船社と、クルーズ船を受け入れたい港湾管理者（地方公共団体）との間の、需要と供給の「マッチング」サービスを国（国土交通省港湾局）において開始し、利用可能な岸壁をクルーズ船社に紹介するなどの取組を行い、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現し、我が国へのクルーズ船の寄港を促進する。
- ・クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・栈橋等の整備を推進

するとともに、民間による創意・工夫が盛りこまれた旅客ターミナルビルの整備を無利子貸付制度で支援し、CIQ エリアや商業機能等を備えた国際クルーズ拠点形成する。

⑤ 公共交通利用環境の革新

- ・急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実させるべく、国土交通省の地方の出先機関を中心に昨年3月に設置した地方ブロック別連絡会について、更なる勢いで増加する訪日外国人旅行者により一層の対応を図るべく、本年末を目途に各地方ブロックにおいて取りまとめを行うとともに、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」を活用し、課題解決を強力に図る。
- ・2020年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置し、手ぶら観光の基幹ネットワークの形成を図るため、本年度末までに現行のカウンター数（80程度）を倍増させる。

⑥ キャッシュレス環境の飛躍的改善

- ・3メガバンクの海外発行カード対応ATMの整備について、従来、2020年までに、全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3,000台）する方針であるが、これの大幅な前倒しを要請（2018年中にその大半を設置）する。また、ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行う等の戦略的な取組を促すとともに、取組状況をフォローアップする。
- ・2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。

⑦ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- ・外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所・避難場所に指定された学校等を含む（推計29,000箇所^{*1}））について、国が本年中に作成する整備計画^{*2}に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレ

スに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する。さらに、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速する。

※1 箇所数は今後更に精査

※2 今後、毎年度改定を予定

- ・2020年までに社会実装化を図るとの目標に向け、世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進める。そのため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、旅行会話に加え、減災・防災分野や生活分野への技術の拡大を図る。また、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大に向けて、地方の商業施設や観光地等での実証実験を行う。
- ・外国人サイクリストにも通行ルールを分かりやすく伝えるため、ピクトグラムや路面表示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

⑧ 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

- ・外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実するため、医療通訳・医療コーディネーターの配置支援、院内資料の多言語化等の支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証病院の拡大を通じて、2020年までに、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を、現在の約5倍に当たる100か所で整備することを目標に、まずは本年度までに40か所程度へ拡大する。

⑨ 休暇改革

2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させることや休暇取得の分散化を通じて、休暇の利用による観光の促進を図るため、特に以下の取組を実施する。

- ・労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とする、労働基準法改正案の早期成立を図る。
- ・連続休暇を取得しやすい時季における年次有給休暇取得の集中的な広報や、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得の働きかけ等を行う。

- ・地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点から、更に各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むように教育委員会や学校等に対して一層の周知を図る。
- ・教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進する。
- ・国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

⑩ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、各地の観光地や交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザイン化及び心のバリアフリーを推進するため、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込むとともに、高齢者や子育て世代も快適に旅行できる環境を整備することで消費活動を活性化するため、障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、本年8月を目途に中間取りまとめを行い、年内を目途に「ユニバーサルデザイン 2020」として最終取りまとめを行う。
- ・また、交通バリアフリー基準等の改正や車いす利用環境改善の検討、ナンバープレート寄付金も活用したバス・タクシーのバリアフリー化支援、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅のエレベーター増設やホームドア整備の支援、成田・羽田空港や主要旅客船ターミナルのバリアフリー化、競技会場や観光地の周辺道路等の連続的・面的なバリアフリー化と道路案内標識の改善を行う。

5. スポーツ・文化の成長産業化

5-1. スポーツ産業の未来開拓

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「スポーツ市場規模（昨年：5.5兆円）を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。」

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の40.4%から2021年までに65%に向上することを目指す。」

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、国民・民間企業におけるスポーツ関連消費・投資マインドの向上、海外から日本への関心の高まりなどが予想される中、この機会を最大限に活用し、2020年以降も展望したスポーツ産業の活性化を図り、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させる。

i) スタジアム・アリーナ改革（コストセンターからプロフィットセンターへ）

① スタジアム・アリーナに関するガイドラインの策定

スポーツ観戦の場となる競技場や体育館等について、観客にとって何度も来たくなるような魅力的で収益性を有する施設（スタジアム・アリーナ）への転換を図るため、施設の立地・アクセス、規模、付帯施設、サービス等、整備や運用に関するガイドラインを、本年度中に取りまとめる。また、ガイドラインの作成と具体的な施設の整備・運営に官民共同で取り組むべく、官民連携協議会（仮称）を早期に立ち上げる。

② 「スマート・ベニュー」の考え方を取り入れた多機能型施設の先進事例の形成支援

単機能型のスポーツ施設ではなく、公共施設や商業施設などとの複合的な機能を組み合わせるなど、周辺のエリアマネジメントを含めた、サステイナブルな交流施設としてのスポーツ施設（いわゆる「スマート・ベニュー」）について、国内外の先進事例も参考に、こうした考え方に基

づく施設の設置に取り組む地方公共団体に対する専門家派遣などの国の支援措置を速やかに検討し、その具体化を図る。その際、PPP/PFIの活用について、優良事例の横展開を図るとともに、公共施設等運営権方式を含め、多機能型施設の先進事例の形成に向けノウハウの提供等の支援を実施する。

ii) スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進

① 大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築

日本の大学等が持つスポーツ資源の潜在力（人材輩出、経済活性化、地域貢献等）をいかすとともに、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA（National Collegiate Athletic Association））の在り方について、文部科学省・スポーツ庁を中心に議論を進め、本年度中に設置に向けた方向性について結論を得る。

② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築

スポーツ関連団体の組織運営、収益性、ガバナンス等の経営力向上に向け、即戦力となる経営人材を確保するため、プロリーグ、各スポーツ関連団体、民間企業、教育機関等と連携し、スポーツ界内外の多様な人材を対象とした、専門的・実践的な育成及びマッチング機能を有する「スポーツ経営人材プラットフォーム（仮称）」の構築に向けて検討し、本年度中を目処に結論を得る。

iii) スポーツ分野の産業競争力強化

① 新たなスポーツメディアビジネスの創出

我が国プロ、アマチュア、学生スポーツなど様々なスポーツコンテンツが有する価値を最大限に活用し新たなスポーツメディア・コンテンツ市場の創出に向けて、配信技術の有効活用や海外市場進出の促進、新たな権利ビジネスの在り方等について、諸外国の先進事例を踏まえつつ、本年度より産官学による検討（スポーツメディア検討会（仮称））を行う。

② 他産業との融合等による新たなビジネスの創出

スポーツと健康、食、観光、ファッション、文化芸術等との融合に留まらず、スポーツを「みる」、「する」楽しみをサポートし、拡大するため、スポーツとテクノロジーの融合、デジタル技術（IT）を活用したウ

エアラブルな機器の導入、新たなスポーツ用品の開発・活用、スポーツ関連データの流通促進等によってスポーツが持つ新たな価値を創造につなげる。このため、スポーツ新市場の創造・拡大等に向け、関係省庁と連携し他産業との融合化に向けたビジネスマッチング等の支援措置について検討し、本年度中を目処に結論を得る。

③ スポーツ市場の拡大を支えるスポーツ人口の増加（年代や男女等の区別のないスポーツ実施率の向上）

参加しやすい新しいスポーツの開発・普及等や職域における身近な運動を推奨、ライフステージに応じた運動・スポーツプログラム等の充実、障害者スポーツの環境整備等の方策について検討し、本年度中にその方向性について結論を取りまとめる。

5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国には、長い歴史に裏打ちされた、伝統文化・芸能から、マンガ、アニメ、ゲームまで、多種多様で、しかも世界に類を見ない文化芸術資源が豊富に存在している。こうした資源を最大限に活用することに加え、文化行政に期待される新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化を図り、これまでの文化政策の枠組みや政策手法にとらわれない、分野を越えた取組や産学官連携等により一層取り組む。また、芸術家等の海外派遣や受入れ等による国際文化交流を通じた文化外交をはじめ国内外への効果的発信による日本ブランドの向上を図ること等により、文化芸術資源をもとにした経済波及効果を拡大する。

i) 文化芸術産業及び経済波及効果の拡大

文化財や伝統芸能、芸術文化のみならず、食、教育、文書・音声・映像・ゲームソフトなどのコンテンツ、デザインなども含めて幅広く文化として捉え、その経済波及効果の拡大を図る。このため、文化庁を中心に、国内外の成功事例の分析等を進め、本年度中に政策ロードマップを策定し、施策の具体化を図る。

ii) 文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、以下の取組により、「文化財で稼ぐ」仕組みへの転換を図る。

- ・文化財解説の多言語化等を通じた、我が国の文化・歴史を体現する文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信

- ・文化財の適切なサイクルによる修理、建造物等の美装化等により、観光客を魅了する環境充実
- ・日本遺産をはじめ、文化財を中核とする多様な「稼ぎ方」を可能とする観光拠点を2020年までに全国200拠点程度整備
- ・文化財の収益力向上につながる地方自治体等が行うマーケティングやマネジメントの推進
- ・学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設等による博物館の機能強化、質の高い Heritage Manager 等の養成と配置 等

また、文化施設について、収益力向上を図る観点から、施設の多機能化や公共施設等運営権方式を含め、先進事例の調査・分析を行うとともに、案件形成に向けた PPP/PFI の活用等を推進する。

iii) 地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信

- ・産学官（館）連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成や、活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成に取り組む。文化資源を活用し、利益を創出する新たな社会モデルの形成を推進する。
- ・文化芸術資源を掘り起こし、地域活性化へつなげる「文化プログラム」の全国展開（2020年までに20万イベント）の推進や、文化プログラムに関する文化芸術情報の国内外への発信等に取り組む。その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据え、「beyond 2020 プログラム」を推進し、全国でレガシー創出に資する我が国の文化向上に取り組む。
- ・障害者や高齢者、親子等、広く国民の文化芸術活動への参加を促進し、地域における潜在的顧客・担い手開拓及びビジネス創出につながる先行優良事例の調査・分析及び横展開を進め、全国規模でのワークショップ等の実施に向けた取組の加速化を図る。

iv) 文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現

- ① コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略

- ・IoT 技術の開発・普及により、コンテンツ提供シーンが拡大し、新市場の創出が見込まれる。コンテンツ技術マップに基づき、技術開発を促進し、クールジャパン戦略の推進にも資するコンテンツ産業の更なる活性化と新たな産業の創出を促進する。特に、バーチャルリアリティ（VR）など成長が見込まれる分野における協調領域での研究開発や制度整備等を実施する。
- ・コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開や有望な地域クリエイターの育成を支援するとともに、コンテンツの新たな海外市場開拓のため、権利情報の集約化や字幕・吹き替え等の現地化等の支援、国際連携強化により、コンテンツの利用促進に取り組む。
- ・世界に誇るマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野における実践的活動（OJT）を通じたクリエイターやプロデューサー等の人材育成、メディア芸術分野のアーカイブ化、海外発信を推進する。

② デザインを用いた戦略的な文化の潜在力発揮

製品・サービスの差別化戦略においてデザインの重要性が増しており、文化の潜在力発揮の観点から、以下の取組を実施する。

- ・多様化するニーズを、顧客目線のデザインにより取り込むなど、企業経営におけるデザインの活用方法について普及・啓発を図るべく、先進的な取組を行う企業の情報発信強化や産学官連携の促進などを含むアクションプランを本年度中に策定する。
- ・日本各地の地域に根ざした文化価値を再認識し、経済価値へと変換するため、企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携支援やデザイナーによるスタートアップ支援等を実施する。
- ・高等教育機関（総合大学、芸術大学等）への、デザイン・技術・経営三位一体のカリキュラム導入等の人材育成支援・環境整備に関する施策の具体化を図る。

6. サービス産業の活性化・生産性向上

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%
(2013年：0.8%) となることを目指す」

⇒2014年：1.0%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

サービス産業の活性化・生産性の向上については、「サービス産業チャレンジプログラム」（平成27年4月15日日本経済再生本部決定）に基づき、2020年までにサービス産業の労働生産性の伸びを2.0%とすることを目指し、業種横断・業種別施策のそれぞれを実施してきたところである。今後は、「サービス産業チャレンジプログラム」の取組を更に進化させるべく、サービス産業の活性化・生産性向上の牽引役となる成長企業の創出、法律の枠組みに基づく業種別の生産性向上に向けた取組の更なる展開、中小企業団体等の活用を通じた地域単位での取組の推進に取り組んでいく。また、サービス業の生産性向上協議会における生産性向上に向けた活動を進める。

i) 生産性伸び率10%を達成する成長企業1万社の創出

昨年7月より募集を行った「日本サービス大賞」を通じて収集された優良事例の全国的な普及や「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」をはじめとするあらゆる施策を総動員し、IT利活用等による革新的なサービス開発等を支援し、サービス産業の活性化・生産性の向上を牽引する先導的な事業者として、2020年までに生産性の伸び率が10%程度の成長企業を全国で1万社創出する。また、個々の事業者が自身のサービスの質を「見える化」することを通じて生産性の向上等につなげるための新たな認証制度である「おもてなし規格」の民間規格としての運用を本年夏中を目途に開始する。具体的には、サービス産業の生産性向上に知見を有する機関や、中小企業団体、関連事業者団体等と協力しながら地方自治体とも連携しつつ、認証機関としての審査実務の確立等に向けた実証事業等を本年度中に行い、その成果の周知等を行うことで「おもてなし規格」の普及を幅広く促進し、2020年までに30万社による認証の取得を目指す。また、「おもてなし規格」のISO化に向けて、本年度中に検討に着手するとともに、「サービス海外展開グランドデザイン

ン（仮称）」を策定し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を活用し、サービス産業の海外展開を支援する。

ii) 事業分野別の生産性向上

サービス産業の分野ごとの生産性改善のためのモデル創出・標準化を進めるとともに、官民で設立した、「サービス業の生産性向上協議会」での活動を通じて、製造業等異業種のノウハウを活用した生産性の向上等を促進する。また、こうした取組の成果も活用しながら、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、「サービス産業チャレンジプログラム」対象の 7 分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野の指針を事業者団体とも連携しながら可能な限り速やかに策定し、その内容等を中小企業団体等を通じて幅広く周知徹底しつつ、企業の経営診断ツールである「ローカルベンチマーク」も活用しながら、当該指針に位置付けられた、サービス業の特性に応じた IT の導入や経営指導等を支援することで、制度の積極的な活用を促進する。

iii) 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

「地域サービス産業の競争力強化・生産性向上」を目的として、その具体策の検討・実行・普及を定期的に継続して行う地域協議会等の場を設置して推進する取組を、地方創生推進交付金等を活用しつつ推進する。こうした協議会等の場での意見交換等も通じて、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針や各種優良事例に加え、地域企業の生産性向上に向けた経営支援等の参考となる経営指標・評価手法として本年 3 月に策定した「ローカルベンチマーク」も活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者との対話を深めることを促す。この取組を契機として、地域金融機関等による事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮を一層推進すること等を通じて、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める事業者に対して成長資金が供給されることを促進する。さらに、IT コーディネータ協会や IT 関連団体等と協力して策定した、各地域の IT コンサル人材等の IT 専門家人材リストやサービス現場のカイゼンや新サービスの開発等に係るサービス専門支援人材リストを、地域の中小企業・小規模事業者の相談窓口である「よろず支援拠点」

等の中小企業支援機関に共有しつつ、併せて中小企業支援策も活用することで、地域における相談対応体制を強化する。

7. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年 200 程度を目安に、5年間で約 1,000 支援

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに 4.5%（2004～2009 年の平均値））

⇒2014 年度：開業率 4.9%、廃業率 3.7%（2013 年度：開業率 4.8%、廃業率 4.0%）

⇒起業活動指数 2015 年度：4.8%（2014 年度：3.8%）

※開業率・廃業率については、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後 10 年間を見据えた補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後 10 年間で倍増させる。」を設定。

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2014 年度：859,753 社（2013 年度：805,979 社）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

これまで、地域経済を牽引する中核企業けんいんの創出や、地域資源の活用・地域のイノベーション力向上等による中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立、生産性向上投資を行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、設備投資減税等を実施してきた。さらに、生産性を高める設備投資を促進するため、固定資産税の減税措置を導入した。また、中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口であるよろず支援拠点の強化や好循環の拡大に向けた中小企業・小規模事業者の取引力の強化等にも取り組んできた。

今後は、地域の中核企業となる中堅・中小企業については、地域経済の牽引けんいん力を更に強化する観点から世界市場への挑戦の後押しを強化し

ていく。また、地域のイノベーション力の強化に取り組みつつ、中堅企業・中小企業・小規模事業者については、経済の好循環を全国に拡大していく観点から、IT利活用をはじめとする生産性の向上を徹底的に支援するとともに、経営基盤の強化、取引条件の改善に引き続き取り組む。

優良事例を全国に展開するには、地域の支援機関の協力が不可欠である。よろず支援拠点を中心に、各地域の支援機関のネットワーク化・質の向上に取り組み、経営支援・経営指導の実効性の向上を図る。また、人口減少に伴う人手不足に対応し、地域の雇い入れ・職業訓練支援を推進する。

今後、地域においては、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化がますます進展すると同時に、人口減少が顕在化し、地域の経済構造の在り方そのものに影響が生じ得るとも考えられる。このため、こうした中期的な視野に立ち、中小企業・小規模事業者の支援の在り方を検討していく。

i) 中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立

① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援

地域に産学官金で構成されるイノベーションコンソーシアムを設置し、大学等の優れた技術力に関する目利き力、地域金融機関の有する企業に関する情報及び地域経済分析システム (RESAS) の活用等を通じて地域の中堅・中小企業群の中から、優れた技術等を有し、地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘する。また、支援人材を活用して、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、販路を見据えた研究開発を支援する。これらの取組を含め先導的なプロジェクトを本年度以降、毎年 200 程度を目安に、5年間で約 1,000 支援する。

さらに、グローバル・ネットワーク協議会(仮称)を設置し、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家からなるグローバル・コーディネーター(仮称)を組織化し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。

② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援

中堅・中小企業が、TPP を契機として市場開拓できるよう、TPP の内

容や活用方策について、丁寧な情報提供や相談体制の整備を行うとともに、本年2月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」の下、海外ビジネスに精通した専門家を活用し、必要な支援措置の調整、海外事業戦略策定、現地人材の確保、海外認証取得、販路開拓等の支援を行い、総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上を目指す。

③ 地域イノベーションの推進

潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした 20 程度の拠点において、優秀な外国人研究者の招へいによる国際共同研究の促進や研究支援人材の配置等を行うことにより、世界に通用する研究分野を育成する。

地域の中堅・中小企業に対し、技術シーズを有する橋渡し研究機関との共同研究の実施による新技術の実用化を促進するとともに、橋渡し体制・人材の強化・活用等による全国レベルでの国立研究開発法人と公設試験研究機関との連携を進める。また、地域のコア技術等（競争力の源泉）を核に、地域大学等に事業プロデュースチームを創設することで、日本型イノベーションエコシステムの形成を図る。

さらに、新技術の開発から社会実装までを集中的に実施し、新たな産業集積を通じて地域経済の底上げを図る取組を福島県浜通り地域で推進する。具体的には、イノベーション・コースト構想の下、国内外の人材を呼び込んだロボット・廃炉等の研究・実証拠点を整備し、エネルギー分野（「福島新エネ社会構想」で行う取組を含む。）や農林水産分野等での具体的なプロジェクトを推進する。また、官民合同チームによる地元事業者の支援の強化等を通じ、地域内外の企業を巻き込むことにより、これらの取組を推進する。

中小企業における特許等の権利化・活用については、本年度から、中小企業を対象とする出張面接等の機会の充実、食品の機能性に着目して特許を認める運用の普及、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化及び必要な審査体制の強化を図るとともに、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、本年度から知財戦略策定のための知財調査等の支援メニューの多様化を目指して検討を進め、来年度以降段階的に支援メニューを拡大する。

中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化の加速については、経済産業省と一般財団法人日本規格協会（JSA）が自治体、産業振興機関、金

融機関、大学・公的研究機関等と連携して標準化案件の発掘等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関を本年末までに全国 47 都道府県に拡大する。

④ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、事業分野ごとに経営力向上のための取組等について示した事業分野別指針を、可能な限り早期に策定するとともに、事業分野別経営力向上推進機関と連携して、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係る優良事例を分かりやすく提供していく。また、生産性向上に取り組む認定企業に対して集中的に支援するための仕組みを検討する。さらに、小規模事業者の最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の経営指導員による小規模事業者への寄り添った支援を推進するとともに、生産性向上等に取り組む小規模事業者の販路開拓等を支援する。

特に、人手不足の中で中小企業が生産性向上を図るため、IT 化やロボット等を利用した省力化を官民連携して促進する。第 4 次産業革命の到来も視野に、商工会議所、商工会等とも連携しながら、セキュリティ対策にも留意しつつ、IT 活用・導入事例の紹介及び相談会を開催し、中小企業・小規模事業者の経営者の IT に対する意識改革を進める。

さらに、今後 2 年間で 1 万社以上を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。また、この中で、中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボット導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備を、本年度から開始する。

加えて、小規模事業者によるネット販売等の販路開拓の取組から、中小企業・小規模事業者による IoT やビッグデータを活用した新商品・新サービスの創出、業種の垣根を超えた企業間連携の円滑化に至るまで、事業者のビジネス実態に合わせた IT 投資や省力化投資を促進していく。

⑤ 下請事業者の取引条件の改善

全国の中小企業・小規模事業者への好循環の拡大を実現するためには、政労使合意の浸透を図り、「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行を我が国産業に定着させることが重要である。そのため、信

義則に反する行為には厳正に対処するなど、下請取引の現場の実態を踏まえた実効性のある対策の強化が不可欠である。下請事業者が、取引停止などの影響を恐れて不適正な取引条件であっても言い出すことが難しい実態を踏まえながら、大企業の調達方針や取組方針に関するヒアリング、下請法等の運用の強化、取引上の問題事例やベストプラクティスを掲載した下請ガイドラインの更なる周知徹底、交渉ノウハウを普及するための下請かけこみ寺の機能拡充等によって、大企業の取引の適正化と中小企業の交渉力強化を同時に進め、中小企業の取引条件の改善を図る。また、継続的に取引実態を把握していくとともに、適正な取引慣行の定着に向けた広報を行う。

⑥ 地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化

中小企業・小規模事業者の幅広い相談にワンストップで対応する相談窓口である「よろず支援拠点」の主導により、商工会、商工会議所等の様々な支援機関の関係者が参画する都道府県毎の「地域支援機関連携フォーラム（仮称）」を開催し、情報交換や地域内の連携を深め、地域の支援機関のネットワーク化を進める。

また、全国においても、各地で経営支援を行うよろず支援拠点や商工会・商工会議所等の全国団体からなる「中小企業全国団体協議会」を開催し、各団体の行動計画や支援機関間における連携事例、各支援機関の優良事例の横展開等により、各地の支援機関の機能強化及び相互の連携強化を図る。

さらに、商工会・商工会議所の経営指導員による経営支援能力の向上のため、企業支援のノウハウを提供する。

⑦ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継

地域企業の生産性向上に向けた経営支援等の参考となる経営指標・評価手法（ローカルベンチマーク）も活用しながら、地域の金融機関や支援機関が企業と対話を深め、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める企業に対し、成長資金を供給するよう促していく。

また、危機時における機動的対応や経営者の個人保証に依存しない融資慣行を広めることをはじめ中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮した資金繰りに万全を期すとともに、財務面のサポートの充実等を行

いつつ、金融機関と事業者がともに経営改善や生産性向上などに今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しに係る詳細な制度設計を進め、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。あわせて、地域中小企業の事業再生・事業承継の促進等を図るため、効果的な再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討を行い、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。

⑧ 中小企業・小規模事業者による人材の確保・育成

地域内外の若者・女性・シニアなどの多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、紹介、定着支援を実施する。例えば、中小企業の経営者と大学生の交流会、若手社員の定着に向けた研修、女性のための合同企業説明会、シニア人材の活用事例紹介・情報発信セミナー、企業向け雇用関連助成金活用セミナー、都市部人材への地域企業の魅力の発信等を、地域のニーズに応じて丁寧に実施していく。

また、46道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点の活動を支援し、潜在成長力を有する企業の発掘と、潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材の就業機会の拡充等を図っていくとともに、都市部の大企業と同拠点との連携を強化し、研修等の人事交流や、地方と東京の兼業などプロフェッショナル人材の還流経路の多様化を進める。

さらに、雇用管理制度の整備などを通じて従業員の職場定着に取り組む事業主への支援を分野を限定せずに実施していくとともに、新入社員を将来を担う中核人材へと育成するための専門的な知識・技能の習得支援を中小企業のみならず中堅企業に対しても実施していくなど、地域の中堅・中小企業における人材の確保・育成に引き続き取り組んでいく。

⑨ 地域の中心市街地や商店街の活性化

人口減少、少子・高齢化が進展する中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠。このため、平成28年3月末に策定した「地域のまちづくりを支援する包括的政策パッケージ」等を踏まえ、稼ぐ力の分析、ビジョン・アクションプランの策定・検証等を通じた「稼げるまちづくり」の取組を普及・拡大させるとともに、その一環としてなされる波及効果

の高い商業施設整備・改修等を支援する。また、全国のモデル型商店街におけるインバウンド需要の取込み、ポイントカードの活用による高齢者の見守りサービス等を含めた地域コミュニティ機能の強化、商店街全体の活性化・生産性の向上等を支援するとともに、そうした事例の全国への普及を推進する。

⑩事業継続計画（BCP）の裾野の広い普及の促進

災害等に強いしなやかな経済社会をつくるため、非常事態に備えるための事業継続計画の策定等の取組を積極的に推進することが重要である。そうした取組を行っている企業等を第三者が認証する仕組みを創設するため、本年2月に、認証に係るガイドラインを公表し、4月には認証実施機関が、認証の募集を開始したところ。

今後、認証の実施機関と協力して全国で説明会を開催する等により制度の周知を図り、本年度100件程度、3年間で400件の認証を目標とする。あわせて、認証取得団体における特筆すべき取組を収集・公表するとともに、企業における認証取得のインセンティブの充実を図る観点から、関係省庁との調整やBCPに関連した融資等を行う金融機関等への説明・周知を進め、事業継続の取組の裾野の広い普及を図る。

8. ものづくり産業革命の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2014 年度：製造分野 約 5,901 億円、非製造分野 約 610 億円
(2013 年度：製造分野 約 5,037 億円、非製造分野 約 470 億円)

《KPI》 製造業の労働生産性について年間 2% を上回る向上

⇒2014 年：+2.0% (対前年比)
(2013 年：+1.2% (対前年比))

《KPI》 ロボット介護機器の市場規模、2020 年に約 500 億円、2030 年に約 2,600 億円【約 10 億円 (2012 年)】

⇒2014 年：12.7 億円

《KPI》 ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

いわゆる「6 重苦」の解消に向けた取組は着実に進展しており、製造業の企業業績は改善している。他方、少子高齢化の進展により人手不足感が高まっており、国内生産拡大の制約要因となりつつある。

こうした中、デジタル化の急激な進展や、社会が抱える課題を背景とした新たな顧客ニーズの顕在化とがあいまって、付加価値の源泉が「モノ」から「サービス」、「ソリューション」へと移行。自社の強みをいかしながら、新たなビジネスモデルへと転換していく必要がある。

特に、IoT・ビッグデータ・人工知能がもたらす第 4 次産業革命には、スピード感を持って対応することが求められている。ビジネスモデルそのものの変革が予想以上のスピードで進展しつつあり、例えば、我が国経済成長の牽引役であり、世界に冠たる効率的なサプライチェーンを有する自動車産業では、自動走行という新たなビジネスモデルへの対応が本格化している。今後、こうした流れは、製造業全体に波及していく。

スマート工場については、既に、2020 年までに、センサー等で収集した

データを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例を 50 件以上創出し、国際標準を提案することとしている。本年 4 月に共同声明を発出したドイツをはじめ、各国との連携を一層強化し、これを着実に実現していくことが必要である。

こうした取組に加え、例えば、我が国の強みである素材関連分野では、革新的な素材の開発に関し、IoT・ビッグデータを活用した企業間の協調領域における効率的な研究開発を推進する動きが始まっている。

また、アパレル業では、いわゆるマス・カスタマイゼーションの動きが加速している。造船業でも、シミュレーションや 3D データを活用した開発・生産工程の生産性の向上といった動きが進められており、バイオ分野では、人工知能を含む IT 技術を活用して遺伝子の改変、生育条件の制御等を行うことで、生物の機能を格段に引き出し、利用していく、といった新たな潮流も出始めている。

さらに、産業機械・建設機械・ロボットについては、既に、機械単体売りからアフターサービスの強化や、緻密で効率的な施工管理の提供といった労働力不足に係るソリューションの提供といったビジネスモデルに変化。次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーやカメラシステム等の技術等の研究開発を加速していくことが必要である。

高い安全性と効率性の要求から、材料や機能品で先端技術が数多く使用される航空機産業は、今後年率 5% の成長が見込まれる分野。また、世界では、測位衛星や各種リモートセンシング衛星等の宇宙インフラの整備により、高精度な位置・画像情報等を活用した新事業・新サービスが創出されており、宇宙関連市場の急速な成長が見込まれている。こうした成長分野での競争力を維持・向上し、我が国製造業の今後の成長の芽を育てていくことが必要である。

i) ロボットによる新たな産業革命の実現

① ロボット新戦略の実行・進化

本年 5 月に実施したロボット新戦略に掲げられたアクションプランの実施状況に係るフォローアップを踏まえ、各分野（ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業）の取組を着実に実施するとともに、その進化を図る。

・「ロボット革命イニシアティブ協議会」において、IoT・ビッグデータ等の活用による製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と

連携した国際標準化提案や先進事例となる取組の発掘・創出に向けた検討を進める。また、次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーやカメラシステム等の技術と人工知能技術との融合分野に関するグローバル研究拠点の設置に本年度から着手する。その際、人工知能技術戦略会議との連携も図る。

加えて、一定程度均質なデータのインプットを前提に、事前に動作パターンを組み込み、正確かつ迅速に作業を繰り返すといったロボットとは異なり、人工知能を備える等、学習しながら自律的に動作する次世代ロボットの実用化を目指し要素技術を開発する。さらには、人工知能の研究開発・産業化に向けた取組とも連携しながら、複数のロボットが周囲の環境等も認識した上で、自律的に連携していくといった新たなロボット社会の実現に向け、緊急時を含む人の移動・物の輸送、災害対応、インフラ維持管理などをはじめ、幅広い分野における技術開発・実証を進める。

- ・インフラ点検に用いられるロボットについて、一定の性能を有するロボットの試行的導入を実施し、その結果を踏まえたロボット版点検手順を、本年度以降、分野別に順次策定するなど、ロボット等を用いたインフラ点検の省力化に向けた環境整備を進める。また、その性能を明らかにすることにより開発目標を示し、事業化意欲のある開発メーカーの参画を促す。災害対応に用いられるロボットについては、現場検証の評価結果を踏まえ、現場条件に応じた優れた性能を有する災害調査及び応急復旧ロボットを災害協定等により活用を促進する。あわせて、インフラ点検及び災害対応ロボットについて、風や雨、電波等が複合する外乱環境下における各種ロボットの基礎的な性能を複数同時に満たすことを要求する評価基準等を作成する。
- ・行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、現場のニーズを反映した使いやすいロボット等の開発支援やロボットやセンサー技術の介護現場への導入をさらに進める。また、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、実証を行うフィールドを早急に決定し、本年度中に事業を開始する。そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット

等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、来年度中に結論を得る。また、介護業務等に関するデータの標準化、介護記録の ICT 化による業務分析・標準化、適切なケアマネジメント手法の普及・サービスの質の評価を推進する。

こうした取組により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切な介護サービスの推進による質の向上を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

【再掲】

- ・高精度 GPS 等の地理空間情報（G 空間情報）を活用したトラクターの自動走行システムについて、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018 年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。

② 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第 4 次産業革命の波及【再掲】

- ・ものづくりやサービス分野を中心に、中堅・中小企業によるロボット投資を加速すべく、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用を 2 割以上引き下げ、中堅・中小企業等へのロボット導入を加速する。そのため、汎用的な作業・工程に使い、基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットの開発を進めるとともに、ロボットの導入手順の明確化を図る。さらに、ロボットを活用したシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を 5 年以内に倍増する（1.5 万人：現状→3 万人：2020 年）。
- ・あわせて、我が国全体で第 4 次産業革命を進めていくため、今後 2 年間で 1 万社以上の中堅・中小企業を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。また、この中で、中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備を、本年度から開始する。
- ・加えて、小規模事業者によるネット販売等の販路開拓の取組から、中小企業・小規模事業者による IoT やビッグデータを活用した新商品・新サービスの創出、業種の垣根を超えた企業間連携の円滑化に至るま

で、事業者のビジネス実態に合わせた IT 投資や省力化投資を促進していく。

③ 研究開発・社会実装の加速化に向けた環境整備等

ロボットの研究開発の加速化、実社会への導入・普及の実現に向けた実証実験を促進するため、イノベーション・コースト構想の下、福島浜通り地域において、無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を行う約 50ha 規模のロボットテストフィールド及び研究開発等施設の整備に、本年度の可能な限り早い段階で着手する。

また、適切な性能や安全性を備えたロボットの開発のため、ロボットテストフィールドにおいて、物流、インフラ点検、災害対応の分野を対象に、ロボットメーカー、ユーザー、学識経験者等から成る検討チームを組織し、本年度から、分野ごとに求められるロボットの性能や操縦技能等に関する国際標準を見据えた評価基準やその検証手法の研究開発を開始する。

さらに、研究開発及び社会実装を加速させる契機として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年に、世界が注目する高度なロボット技術を内外から集結させ、様々な社会課題の解決を目指した競技やデモンストレーションを行うロボット国際競技大会を開催する。開催に向け、具体的な開催形式・競技種目について、昨年 12 月に設置したロボット国際競技大会実行委員会及びロボット国際競技大会実行委員会諮問会議において検討し、本年中に決定する。

ii) 航空機産業の拡大

GDP600 兆円の実現に向けて、欧米諸国に比して小規模な我が国航空機産業について、完成機事業を成長の原動力とした成長を図りつつ、デュアルユースの観点も踏まえた戦略的な研究開発の強化に取り組むとともに、航空機の生産工程へのロボットの適用など IoT を活用した生産性の大幅な向上を実現する。また、地域中核企業を軸とした材料・部品産業の強化や技術開発等により、地域に裾野産業を育成する。2020 年の我が国航空機産業について 2 兆円の売上高を目指す。

iii) 宇宙機器・利用産業の強化・拡大

宇宙機器・利用産業の市場については、今後世界での急速な市場拡大が見込まれることを踏まえ、我が国宇宙産業の成長目標、その実現に向けた課題や施策を取りまとめた「宇宙産業ビジョン（仮称）」を策定することとし、本年夏頃を目途に中間的な取りまとめを行う。

宇宙機器産業については、海外市場開拓を本格化し、アジア、中東等の有望市場の案件実現に本年度取り組むとともに、「宇宙システム海外展開タスクフォース」の下で新たな官民連携の枠組みを構築する。また、我が国宇宙産業の国際競争力を強化するため、H3 ロケットや次世代衛星の開発を推進する。さらに、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案も踏まえ、今後、世界で拡大が見込まれるロケット打上げ市場への民間事業者参入のための事業環境を整備する。

地理空間情報（G 空間情報）や宇宙を利用した産業については、準天頂衛星、各種リモートセンシング衛星やG 空間情報センターの利活用により、農業機械の自動走行、スマート林業、無人機貨物輸送や防災システムの高度化等、世界に先駆けた新事業・新サービスを創出するため、主要分野ごとの KPI を含め、その実現に向けたロードマップを、本年中を目途に策定するとともに、本年度中に地理空間情報活用推進基本計画を改訂する。また、準天頂衛星システム等に高度なセキュリティ対策を行うことにより、その安定的な利用環境を確保する。さらに、宇宙・非宇宙分野の企業の融合を図る「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）」の活動を通じて、宇宙関連ベンチャーの創出、新たなビジネスモデル・技術イノベーションの促進を図り、2020 年度までに 100 の宇宙関連新事業の創出を目指す。あわせて、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案も踏まえ、衛星リモートセンシング記録の利活用事業のリスク低減や衛星運用・画像販売事業の育成等を図る。

また、スペースデブリの発生防止など宇宙産業の強化・拡大に不可欠な宇宙空間における国際的なルールの策定に向けた取組を更に推進する。

9. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに既存住宅流通の市場規模を 8 兆円に倍増する
(2010 年 4 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。」

⇒2015 年：4 兆円

《KPI》「2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する。
(2010 年 6 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。」

⇒2015 年：7 兆円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少と少子高齢化が進む中、経済成長を実現していくためには、新築住宅のみならず新たな住宅市場を開拓・育成する必要がある。しかし、我が国では、住宅購入をゴールとする考えや、購入した住宅が必ずしも適切に維持・管理されていないこと等により、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化が図られていない。

そこで、リフォーム等による良質な住宅ストックが数十年を経ても資産として評価され、次世代へ流通していく「新たな住宅循環システム」への転換を図り、既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化していく。また、空き家の増加を抑制するため、「新たな住宅循環システム」の構築と併せ、建替え等による新陳代謝を促していく。

また、IoT 技術等を活用した次世代住宅の普及を促進することで、新たな関連産業の成長を図る。

さらに、若年・子育て世帯の住居費負担を軽減し、安心して子育て等に取り組みめる環境を整備するために、空き家を含めた既存住宅の活用を推進していく。

i) 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

① 品質と魅力を備えた既存住宅流通市場の形成

「新たな住宅循環システム」を構築し、既存住宅流通市場を形成するためには、品質と魅力を備えた既存住宅の流通量の拡大と、そうした住宅ストックを適正に評価する仕組みづくりを併せて進める必要がある。

具体的には、省エネ化や長期優良住宅化リフォームへの支援等を行い、既存住宅の質の向上を進めるとともに、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険等を活用した質の確保を促進する。

また、既存住宅の資産価値を評価する流通・金融等の仕組みづくりへの支援を行うとともに、品質と商品としての魅力を兼ね備えた「プレミアム既存住宅（仮称）」の登録制度を本年度中に創設する。

こうした施策を総合的に講じることで、住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成を図り、住宅の資産価値の目減りによる老後への不安の緩和、消費拡大に貢献していく。

② 不良資産の解消と新規投資の促進

空き家を含む旧耐震住宅の除却・建替え等を促進する。また、空き家の多いマンションの建替え等の促進に向けた合意形成ルールの合理化等について、制度化に向けて検討を進める。さらに、空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、相続登記の促進に向けた制度の検討を行う。これらの取組により、不良資産の解消と新規投資の促進に取り組む。

ii) 次世代住宅の普及促進

多様な居住ニーズに対応するとともに、IoT 技術等の新技術に関連する住生活産業の成長を図るため、IoT 住宅、健康住宅、セキュリティ住宅等の先進的な次世代住宅について、本年度中を目途に、関係省庁や住宅関連メーカー等と連携し、先進事例の収集等を通じた次世代住宅の備えるべき機能やその将来像の検討、海外市場も視野に入れた普及に向け、関連機器等の規格の導入促進の在り方等も含め、様々な課題抽出等を行う。

iii) 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減

① 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費負担の軽減

既存住宅を活用し、若年・子育て世帯の住居費負担の軽減を図るため、若年・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家等の既存の民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。そのため、社会資本整備審議会住宅宅地分科会に設置した小委員会において検討を行い、本年度中に制度化の方向性について結論を得る。また、品質と魅力を備えた既存住宅を無理なく取得できる既存住宅市場を早急に実現する。

② 地域ぐるみで子供を育む環境の整備

まちづくりと連携しつつ、地域ぐるみで子どもを育む環境を整えるため、公的賃貸住宅団地の建替え等を契機とした子育て支援施設等の誘致、民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備促進等への支援を行う。

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年 4 月 1 日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。」

⇒昨年 4 月 1 日に電力広域的運営推進機関を設立。同年 6 月 17 日に送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）が成立。同年 9 月 1 日に電力取引監視等委員会を設立（本年 4 月 1 日に電力・ガス取引監視等委員会に改編）。本年 4 月 1 日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は 29.3%（2015 年度）

《KPI》商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 箇所程度、2025 年度までに 320 箇所程度整備する。

⇒76 箇所が開所済（本年 3 月末）

《KPI》節電した電力量を取引する「ネガワット取引市場」を来年中に創設する。

⇒ネガワット取引に関し需要削減量のポテンシャル評価等を行う技術実証を実施。

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの本格的立上げに向け、産学のトップマネジメント層で構成されるフォーラムや官主体で実務者レベルが集まる検討会といった政策推進の場を創設。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

エネルギーシステム改革の実行とエネルギーミックスの実現に向けて、「エネルギー革新戦略」（平成 28 年 4 月 18 日経済産業省決定）を推進し、エネルギー投資の拡大と CO₂ 排出抑制を図る。この取組を含め、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を着実に実施し、経済成長と温室効果ガスの 2030 年度削減目標の達成を併せて実現する。

また、2℃目標を位置付けたパリ協定を踏まえ、2050 年を見据えて温

室効果ガスを大幅に削減する。このため、国民運動を推進し、社会構造やライフスタイルの変革、技術の社会実装等に長期的、戦略的に取り組むほか、「エネルギー・環境イノベーション戦略」（平成 28 年 4 月 19 日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づく革新的技術の研究開発の強化や我が国が有する優れた技術の海外展開を推進し、世界の排出削減に貢献する。

加えて、資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、世界経済の持続的な成長を支えるとともに、資源の大宗を輸入に依存する我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和するため、資源開発投資の促進策を積極的に展開するとともに、国内外をつなぐ LNG・天然ガス取引市場の育成・発展を通じた低廉な資源調達環境の整備に取り組む。

福島県を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とするため、本年 3 月に第 1 回を開催した官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」において、本年夏までに「福島新エネ社会構想」を策定する。

i) 徹底した省エネルギーの推進

① 産業部門における省エネの推進

製造業などエネルギー多消費産業向けに設定している省エネの産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）を、流通・サービス業に拡大し、2018 年度までに全産業のエネルギー消費量の 7 割をカバーする。昨年度までに全国 17 箇所に構築した省エネルギー相談地域プラットフォーム（省エネ支援事業者が地域の商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等と協力して作る連携体）を拡大し、来年度までに全国に省エネ取組に係る支援窓口を構築する等、中小企業等における省エネ投資等の支援を強化する。さらに、大企業が中小企業への省エネ技術の供与や省エネのための事業連携を積極的に行うことを促進するため、J-クレジット制度との連携も含め、エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。省エネ法）に基づく共同省エネルギー事業の評価方法の見直し（判断基準等の改正）を本年度に行う。

また、経済成長と省エネを同時達成するべく、本年度中にエネルギー削減量だけでなく、原単位の改善に即した省エネや、業界やサプラ

イチェーン単位で複数事業者が協調して行う省エネ等、生産性の向上につながる取組を強力に後押しするよう、支援制度や省エネ法に基づく規制制度の見直しを行う。

② 民生部門における省エネの推進

2020年までに、ハウスメーカー等の新築する注文戸建住宅の過半数が、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）となることを目指す。それに向けて、主要なハウスメーカー等が2020年までに新築注文戸建住宅の過半数をZEH化することを目標として公表することを促すため、本年度からZEHへのインセンティブ付与の仕組みを見直す。また、2020年までに、省エネリフォームを倍増させるため、高性能な窓及び断熱材等による断熱改修や、高効率な給湯設備等への更新を支援する。

2020年までに、新築公共建築物等でのネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現を目指し、本年度から地域、用途、構造等に応じた実証を行い、それを踏まえて2018年度までにZEBの設計ガイドラインを策定する。加えて、発光ダイオード（LED）等の高効率照明を2020年までにフローで100%に、さらに2030年にストックで100%にすることを目指し、本年度中に照明のトップランナー基準の対象を白熱灯等へ拡大する。

③ 運輸部門における省エネの推進

2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指し、保有台数ベースで電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）は2020年までに最大100万台、燃料電池自動車（FCV）は2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目指す。これらの目標の達成に向け、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期に確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める。商用水素ステーションについては2020年度までに全国で160か所の整備を目指す。また、並行してセルフ充填の許容等、水素ステーションに関する規制の見直しを進める。なお、再生可能エネルギー由来の水素ステーション（比較的規模の小さなステーション）については、2020年度までに全国で100か所程度の整備を目指す。

また、車載用蓄電池等の大幅な性能向上、コスト低減に向け、本年

度から5年間、2030年度までに現在の5倍のエネルギー密度(500kwh/kg)を達成することに向けた共通基盤技術の研究開発を推進する。

- ④ 国民運動による省エネ・低炭素型商品・サービスのマーケット拡大
政府・企業・団体・自治体等の連携の下、省エネ・低炭素型の商品・サービスなど、温暖化対策に資する「賢い選択(クール・チョイス)」を促す国民運動を抜本的に強化するため、本年5月に設置した環境大臣をチーム長とする「COOL CHOICE(クール・チョイス)推進チーム」の下にLEDや省エネ家電等の主要分野毎に作業グループを設置するとともに、国民運動実施計画を策定する。これらに基づく効果的な普及啓発や、各家庭へのきめ細かな省エネ対策提案を行う家庭エコ診断を推進することにより、LEDや省エネ家電等、関連市場を拡大する。

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律及び関連制度等に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るとともに、以下の施策を推進する。

① 系統制約の解消

電力広域的運営推進機関において、本年度中に、将来の広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した「広域系統長期方針」の策定を目指すとともに、地域間連系線の運用ルールの見直しを行う。また、出力制御についての具体的なルールの策定、太陽光発電や風力発電の出力予測の高精度化や出力制御技術、蓄電池の放電制御技術の高度化等の技術開発を進める。

② 研究開発・規制制度改革の推進

再生可能エネルギーの自立・安定化のため、発電設備の効率化、蓄電池システムの低コスト化、系統運用の高度化等に向けた技術開発・実証や、浮体式洋上風力発電等の次世代型エネルギーに係る研究開発を推進するとともに、風力・地熱の環境アセスメントの迅速化、風力の導入促進に向けたエリアの設定等の支援、ポテンシャルの高い洋上

風力発電の事業環境の整備、長期安定的な太陽光発電を確保するための規制制度の見直し等に取り組む。

③ 福島県における再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの最大限の導入を図り、未来の新エネ社会を先取りするモデルを創出するため、大規模風力発電の適地である阿武隈山地・福島県沿岸部における風力発電計画の実現に向けて、効率的に送電線を増強するプロジェクトなどを行う「福島新エネ社会構想」を推進する。

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

① 電力分野の新規参入とCO₂排出抑制の両立

本年4月の電力小売全面自由化の下で、新規参入に伴う投資を促進しつつ、CO₂排出削減目標を同時達成するため、主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組みの目標達成に向けた取組を政策面から促す。具体的には、エネルギーミックス及びCO₂排出削減目標と整合する2030年度の電力分野のCO₂排出係数目標(0.37kg-CO₂/kWh)の確実な達成を目指し、省エネ法により発電段階の効率向上を、エネルギー供給構造高度化法により、小売段階の非化石電源比率44%以上を目指す販売電力低炭素化を促進するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(温対法)に基づく排出量算定・報告・公表制度のためのCO₂排出係数の実績の報告の協力を要請する。また、毎年度、取組の進捗状況を評価する。これらの取組により、古くて効率の悪い石炭火力の休廃止や稼働減と新規投資を進める。また、火力発電の発電効率を更に向上させるため、2025年度頃までに、先進超々臨界圧火力発電(A-USC)や石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)など次世代の火力発電技術を段階的に確立する。

② ITの活用による再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムや地産地消型のエネルギーシステムの構築

需要家側のエネルギーリソース(太陽光発電設備、蓄電池、デマンドリスポンス等)をIoTにより統合的に管理・制御し、電力取引に活用する「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス」の立ち上げに向け、デマンドリスポンスの一種であるネガワット取引の取引ルールを本年度中に策定するとともに、来年中にネガワット取

引市場の創設を目指す。さらに、将来必要となる供給力 (kW) を確保する仕組みである容量メカニズムが今後検討される中では、ネガワットの価値が適切に評価された上で取引されるようにしつつ、2030 年度までには、先行的にネガワット取引が普及している米国と同水準 (最大需要の 6%) のネガワットの活用を目指す。また、需要家側のエネルギーリソースを統合制御し、あたかも一つの発電所のように機能させる「バーチャルパワープラント (VPP)」の実証を実施し、2020 年度に 50 メガワットの VPP を構築する。2020 年度までに VPP の自立化を目指し、定置用蓄電池の VPP への活用を促進し、価格低減を加速させる仕組みを来年度中に構築する。加えて、エネルギーシステムの柔軟化・強靱化だけでなく、地域の活性化やバイオマス等地域資源の有効かつ安定的な利用にもつながる地産地消型のエネルギーシステムについて、関係省庁の支援施策の連携も図りつつ、システム導入を進める。

③ 水素社会の実現に向けた技術実装の推進

水素社会の実現に向け、家庭用燃料電池や燃料電池自動車、インフラとなる水素ステーション等の導入を加速化し、水素利用の拡大を図るとともに、水素発電ガスタービン用燃焼器や液化水素運搬船等の水素関連技術の開発・実証を進め、2030 年頃の水素発電の本格導入と大規模な水素サプライチェーンの構築を目指す。また、福島県において再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」モデルを創出する。

iv) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

世界の環境・エネルギー問題を解決する鍵は、革新的技術の開発と普及にある。短期的には既存技術の効率向上や省エネルギーの徹底的な推進が重要であり、我が国発の窒化ガリウム (GaN) 等を活用した高効率デバイスや、次世代自動車導入加速に資する蓄電池、より効率的なエネルギー消費を可能とする構造材料等の研究開発・実証・実装を進め、早期の実用化に向けた取組を推進する。

その上で、本年 4 月に策定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」を踏まえ、2050 年頃を見据え、従来技術の延長ではない有望分野に関する革新的技術の研究開発に重点化し、政府一体となった研究

開発体制を強化することで、CO₂排出量の大幅な削減を実現する。

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、資源開発投資を行う民間企業に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じたリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開し、萎縮する世界の資源開発投資のけん引により世界経済の持続的な成長を支えるとともに、将来我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和し、安定供給を確保する。

国内資源開発に関しては、在来型の石油・天然ガスについて、本年度中に島根・山口沖での試掘調査を実施する。

海洋資源については、砂層型メタンハイドレートについて、本年度中に1か月程度のガス生産実験を実施し、表層型メタンハイドレートについて、資源回収技術の本格調査・研究開発等に着手する。海底熱水鉱床について、世界初となる採鉱・揚鉱パイロット試験を来年度に実施するとともに、レアアースを含む海洋鉱物資源について資源量の詳細な調査・探査や生産技術の調査等に取り組む。あわせて、環境影響評価手法の調査研究、機器等関連技術の実証・試作を進めるとともに、本年度から開始する技術者の育成システムの運用を着実に推進すること等により、海洋産業の強化を進める。

国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性をいかしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。加えて、「都市鉱山」の利用を促進し、リサイクル業者や非鉄製錬業者等の成長を図るため、情報技術等を活用し、動静脈連携によりレアメタル等の金属資源を効率的にリサイクルする革新技术・システムを開発する。また、本年度中に小型家電リサイクル法に基づく再資源化目標の評価・見直しを行うとともに、回収量増加に向けて取り組む。

② 国内外をつなぐ柔軟な LNG・天然ガス取引市場の育成・発展

「LNG 市場戦略」を踏まえ、LNG を合理的な価格で安定的に調達できるよう、世界最大の LNG 消費国という有利な立場をいかし、2020 年代前半までに転売を制限する仕向地条項の緩和、北東アジア地域の需給を反映した LNG 価格指標の確立、国内のガス供給インフラの整備促進等を通じて、LNG・天然ガス取引の流動性を向上し、日本を LNG の取引や価格形成の拠点（ハブ）とすることを目指す。その際には、市場参加者の利便性の観点から、LNG 先物及び電力先物を含め、各種のエネルギー取引ができるだけワンストップで行われる環境を整備する。

vi) 安全性が確認された原子力発電の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

また、原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修などの人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備などの充実・強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努める。同時に、地域の声に耳を傾け、事故収束及び被災者支援の充実に向けた対応等に政府を挙げて取り組む等、原子力に対する社会の信頼の回復に努める。

さらに、安全性向上や放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核不拡散の取組を前提に、国際協力も適切に進めながら、日本原子力研究開発機構や大学等が所有する高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉も活用する等、将来に向けた研究開発を推進する。あわせて、こうした分野の人材育成等に着実に取り組む。

vii) 日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進

① エネルギーインフラ輸出等を通じたエネルギー産業の国際展開の推進

「エネボリューション (Enevolution)」イニシアティブの下、東南アジアを中心とした少なくとも 4 か国に対する、エネルギーマスタープランの策定支援や、省エネ・再エネ目標の実現に向けたロードマップ

の共同作成、ASEAN 4 か国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）におけるエネルギー管理の判断基準の策定や運用能力向上のためのトレーニングシステムの構築支援の 2020 年度までの実施等、我が国がこれまでに蓄積した政策立案経験や先進的技術の活用を通じ、新興国におけるエネルギー政策体系の構築やエネルギーインフラの整備に貢献する。さらに、本年度中に電力の安定供給や環境配慮などの発電所の質を担保するための指標と測定方法をまとめたガイドラインを APEC で策定し、高効率火力をはじめとする質の高い発電所を普及させる。

二国間オフセット・クレジット制度（JCM）について、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により 2030 年度までの累積で 5 千万～1 億 t-CO₂ の温室効果ガスの排出削減・吸収量を見込んでおり、本年度中に 5 か国以上で都市間連携事業を展開するとともに、パートナー国の拡大や案件形成の支援に取り組む。また、民間ベースの事業について、日本企業の貢献を明示した上で、相手国の合意が得られた場合は、原則として JCM とする。これらの JCM 等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、民間活力を最大限活用しつつ、2020 年度までの累積で 1 兆円の事業規模を目指す。

② 制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進

増大が見込まれるアジアの廃棄物に対応するため、39 か国が参加するアジア太平洋 3R 推進フォーラムを活用して各国の廃棄物関連情報をまとめた「アジア・太平洋 3R 白書」を来年度中に公表し、事業者はその活用を促す。また、省エネルギー型資源循環システムの構築に向けた支援を開始するとともに、来年度から循環産業の海外展開支援に新たに新規参入事業者枠を設ける。これらの取組により、民間企業が有する高効率な処理技術等の海外展開を、政府間協力や自治体間連携と併せて戦略的に推進し、焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を 2030 年度までに倍増させることを目指す。

11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。」

⇒2015 年：4 位（2012 年：4 位）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。あわせて、以下の施策を講ずる。

i) 都市の競争力の向上

- ・不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。
- ・都市の魅力を向上させ、国際的な投資と人材を呼び込むため、原則として指定後 5 年を経過した全ての都市再生緊急整備地域等の評価を今後 3 年以内に行うとともに、交通アクセスの利便性や都市機能の集積等を踏まえグローバル企業の活動拠点としてふさわしい地域の指定や見直し等を行うことにより、都市開発を集中的に促進する。
- ・2020 年までに国際会議場や外国人対応の医療、子育て施設等を約 20 か所整備するなど、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、国際的なビジネス・生活環境の向上等を図るとともに、空き店舗、遊休施設等のリノベーション事業など地域の「稼ぐ力」を高める民間活動への支援により、まちの賑わいを創出する。

ii) 産業インフラの機能強化

長時間労働の削減に向けたトラック事業者・荷主等から成る協議会での取組、下請等中小企業の取引条件改善など適正取引の推進に向けた取組、ITを活用した中継輸送を含む共同輸送の導入促進など等を推進するほか、以下の取組等を推進し、2020年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、「物流生産性革命」の実現を図る。

- ・道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進するとともに、利用重視の新たな料金体系の導入やETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策を実施する。
- ・高速道路等へのアクセス性の高い物流拠点の整備等を促進するため、物流拠点との直結や道路空間の有効活用について新たなルールの検討等を行う。
- ・建築物における貨物用エレベータや搬入車両に対応した天井高の確保等により建物内への貨物の搬入をしやすくするため、物流を考慮した建築物の設計・運用ガイドラインを本年度に策定する。
- ・1台で通常的大型トラック2台分の輸送が可能なダブル連結トラックの導入を可能とする特車通行許可基準の緩和を行うとともに、電子データを活用した自動審査システムの強化等により、同許可の平均審査期間について現在の約1か月から10日間程度に短縮する。
- ・IoTやビッグデータ等を活用し、気象に即応し、故障を事前検知できる効率的な船舶運航や船舶の設計・生産の効率化を促進するため、我が国の強みである安全性能、経済性等に係る格付け制度の創設や我が国主導の国際規格の策定により、世界における我が国の船舶の建造シェアを2025年までに約10%（20%→30%）向上させる。

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

(1) 新たに講ずべき具体的施策

第4次産業革命では、技術の予見が難しく、スピードが重視されるため、課題が顕在化してから規制・制度改革の議論を始めるのでは、対応が遅れることにもなりかねない。あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算してロードマップを描き、民による技術開発・ビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革等を同時並行的に行い、想定との乖離が発生した場合も、それを官民で同時に共有し、それぞれのアクションを瞬時に修正していくことが必要である。

また、我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しすることが必要である。

こうしたことを踏まえ、新たな時代に対応し、更なる改革を進めるため、新たに2つの改革メカニズムを導入する。

i) 第4次産業革命を勝ち抜く「目標逆算ロードマップ方式」

- ・技術革新の予見が難しく、スピードが重視される第4次産業革命に対応するため、期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズムを本年夏頃以降を目途に導入する。

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続きの抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得る（早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する）。また、外国企業の日本への投資活動

に關係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に關係する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続きコスト削減に係る手法や目標設定のあり方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続きコスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

2. 未来投資に向けた制度改革

我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。

このため、これまでスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードを策定するなど、企業のコーポレートガバナンス強化に取り組んできている。こうした中、3メガバンクグループをはじめ、上場企業において、政策保有株式の縮減に向けた動きが見られる。また、公共施設等運営権方式の導入により、民間企業に対して公的サービス市場の開放を進めてきた。また、成長志向の法人税改革や機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設等を進めたほか、「未来投資に向けた官民対話」においても、企業の積極果敢な投資判断を後押ししてきた。

今後も引き続き、あらゆる政策を総動員して「世界で最もビジネスがしやすい国」の実現を目指すとともに、形だけでなく実効的にコーポレートガバナンスを機能させることによる中長期的な企業価値の向上や、企業の情報開示の実効性・効率性の向上、企業と投資家の対話の充実、中長期的な視点からの投資を促進する。また、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するほか、質の高い金融仲介機能の発揮等を通じた産業・企業の競争力・生産性の向上、事業分野ごとの課題に応じた公共施設等運営権方式の取組の強化等を図っていくことが重要である。

以上の認識のもと、民間企業の未来投資を積極的に後押しするため、以下の施策を講ずる。

2-1. 「攻めの経営」の促進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 今後3年間（2018年度まで）のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す

⇒ 2014年度：68.4兆円

※今回、これまでのKPI（2015年度までにリーマンショック前の水準（年間約70兆円（2007年までの5年間平均））に回復）を変更。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

昨年は、コーポレートガバナンス・コードの策定・適用や改正会社法の施行など、コーポレートガバナンスに関する「枠組み」が大きな進展を見せたことから、2015年は「コーポレートガバナンス改革元年」であったと言われている。コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。

そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

このような観点から、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）における議論・検討を通じて、機関投資家が、顧客・受益者（最終受益者を含む。）の利益を第一に考えてスチュワードシップ責任を適切に果たすよう、その徹底を図るとともに、投資家と上場企業それぞれの取組による対話の質の向上を促す。

あわせて、フォローアップ会議において、取締役会の実効的な機能発揮や政策保有株式の縮減に向けた上場企業の取組状況をモニターし、コーポレートガバナンスの実効性向上に向けた上場企業サイドの適切な取組の確保を図るほか、金融審議会において、G20/OECD コーポレートガバナンス原則に示されている考え方も踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスに資する市場構造の実現方策について検討を行う。

加えて、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、企業の情報開示の実効性・効率性の向上と、その前提となる会計基準・会計監査の品質向上・信頼性確保を図る。

① 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化

ア) フォローアップ会議における取組

フォローアップ会議における議論・検討を通じて、以下のとおり上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促していく。

- ・投資家と上場企業との「建設的な対話」を実現していくため、機関投資家に対し、個別企業やその事業環境等に関する理解に基づき、企業側に「気づき」を与える対話を行うことを促すとともに、スチュワー

ドシツプ責任に即して顧客・受益者の利益に沿った議決権行使等が確保されるよう、適切な利益相反管理の在り方について検討する。

- ・投資家と上場企業との建設的な対話に資するよう、企業が、資本政策の基本的な方針も含めた経営方針、経営戦略・計画を株主に分かりやすく公表することや、英語により情報発信することなど、対話の基礎となる企業の取組を促す。
- ・取締役会の在り方に関する、フォローアップ会議の提言を踏まえ、日本取引所グループ等と連携して、最高経営責任者（CEO）の選解任や取締役会の構成・運営・評価等に関する上場企業の取組状況を把握、公表するなど、経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たしていくための取組を促す。
- ・政策保有株式の縮減に向けた上場企業の対応状況について、日本取引所グループ等と連携して分析するとともに、事業会社や金融機関それぞれが政策保有株式を縮減するに際し、「保有させている」側の企業が取引中止を示唆すること等により売却を妨げることがないように、状況をモニタリングしていく。
- ・我が国におけるコーポレートガバナンスに関する取組への国際的な理解を高めていく観点から、フォローアップ会議における検討や取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信していく。

イ) 持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進

- ・CEOの選解任プロセスを含めて、取締役会のモニタリング機能の強化を目指す。具体的には、CEOを中心とする経営陣に業務執行の決定権限を委任することで意思決定のスピードを確保し、取締役会が経営戦略の決定や業績評価を中心に行うガバナンス体制に関心を持つ企業ニーズに対応するため、内外の先進的な事例を整理しつつ、取締役会の役割・運用方法、CEOの選解任・後継者計画やインセンティブ報酬の導入、任意のものを含む指名・報酬委員会の実務等に関する指針や具体的な事例集を、本年度内を目途に策定する。また、社外取締役となる人材の質的・量的な向上を更に推進するための方策を関係団体等と連携しつつ検討する。
- ・また、グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、情報開示を充実させ、株主の議案検討と対話の期間を確保する方策等について、更なる検討や取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現

を目指す。

- 一 株主総会の招集通知添付書類の電子提供については、その開示情報の充実等を図るべく、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で、新たな制度の整備に向けた検討を進める。具体的には、本年4月に公表された「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」による提言を踏まえ、①株主総会前に提供すべきと法令上要請された全ての情報がインターネット上で開示されていること、②Web アドレス等の必要最低限の情報は書面で株主に通知されること、③企業が当該制度を採用する上で、株主からの個別承諾は要さないこと、④全ての情報を書面で受け取ることを希望する株主は、その旨企業に要請する必要があること、といった諸外国における電子提供制度の共通点を参考にしつつ、我が国の株主総会を取り巻く制度環境や実態、企業実務の観点も踏まえ、来年早期の会社法制の整備の着手も目指しつつ、講ずべき法制上の具体的な措置内容等を検討する。
 - 一 株主総会における議決権行使プロセス全体の電子化については、株主の議案検討と対話の期間を確保することで権利行使の質を高めるべく、①議決権行使プロセスのワンストップ化や、②議決権の電子行使に関するプラットフォーム同士の連携、③当該プラットフォームの適正かつ円滑な利用手続の在り方等について、関係者や関係団体等に検討することを促した上で、年度内にその検討状況等を確認するための会合を開催する。
 - 一 総会日や議決権行使の基準日に係る国際的・実務的対応を踏まえた設定の在り方についても、効果的かつ効率的な開示の検討の状況を踏まえつつ、関係者や関係団体等における検討状況等を確認するための会合を開催することで、企業・投資家・対話支援産業などの関係者の意識と行動変化を促す。
 - 一 加えて、対話型株主総会プロセスの実現に向けた関係者による取組の進展について内外に情報発信していく。
- ・ESG(環境、社会、ガバナンス)投資の促進といった視点にとどまらず、持続的な企業価値を生み出す企業経営・投資の在り方やそれを評価する方法について、長期的な経営戦略に基づき人的資本、知的資本、製造資本等への投資の最適化を促すガバナンスの仕組みや経営者の投

資判断と投資家の評価の在り方、情報提供の在り方について検討を進め、投資の最適化等を促す政策対応について年度内に結論を出す。

② コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現

G20/OECD コーポレートガバナンス原則に示されているとおり、実効的なコーポレートガバナンスを確保する上で、証券市場のルールは重要な役割を担っている。また、同原則においては、株主が企業の中長期的な企業価値に基づいて企業への働きかけを行う前提として、証券市場において公平かつ効率的な価格発見機能が発揮されることが重要であるとの考え方も示されている。

こうした観点から、以下の点について金融審議会でも検討を行うとともに、証券市場のルールをめぐる国際的な議論にも貢献していく。

- ・実効的なコーポレートガバナンスの確保等に資する取引所の自主規制機能の発揮の在り方
- ・公平かつ効率的な価格発見機能を阻害していないかなどの指摘があるアルゴリズムを用いた高速取引が、市場の公正性・透明性・安定性等に及ぼす影響

③ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

市場における成長資金の供給を促し、企業の持続的成長を図るためには、市場の公正性・透明性を確保し、企業と投資家・株主の建設的な対話を促進することが必要である。

このような観点から、投資家が必要とする企業情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、会計基準・会計監査の更なる品質向上・信頼性確保を図るために以下の取組を行う。

ア) 企業の情報開示の実効性・効率性の向上等

市場における成長資金の供給を促し、企業の持続的成長を図るためには、市場の公正性・透明性を確保し、企業と投資家・株主の建設的な対話を促進することが必要である。このような観点から、投資家が必要とする企業情報が効果的かつ効率的に提供されるための統合的な情報開示の枠組みを実現するとともに、企業が株主総会の日程や基準日を合理的かつ適切に設定するための環境整備を進める。

上場会社の情報開示については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく事業報告・計算書類、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券報告書、証券取引所上場規則に基づく決算短信があり、それぞれ異なる目的・役割がある一方、情報の重複や事務負担、開示時期の適切性、二つの監査報告等、諸外国とは異なる制度等の問題が指摘されている。

これらの問題解決に向けて、「スチュワードシップ・コード」に掲げる企業と投資家の対話を促進する観点から、全ての上場会社に義務的かつ共通に要請される制度開示について、項目の整理や重複解消等を行うことにより、国際的に見ても最も効果的かつ効率的な開示を実現することが必要である。

このような統合的な開示の実現に向けた検討の第一歩として、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において報告書が取りまとめられ、一定の方向性が示された。

以上を踏まえて、企業と投資家の対話を促進する観点から、金融審議会でのこれまでの検討を土台にしながら、関係省庁及び株式会社東京証券取引所が共同して、制度・省庁横断的な検討を行い、2019 年前半を目途として、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指し、以下の総合的な検討及び取組を進める。

- ・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、並びにそれに関連する年度の決算短信や監査報告の在り方について、関係省庁及び株式会社東京証券取引所が一堂に会し、投資家・株主との建設的な対話に積極的な企業等の参画も得て、企業の実際の開示事例に基づく対照表を作成して共有しつつ、制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方等を整理し、その内容を踏まえ、開示内容の更なる制度的な共通化が可能な項目があれば、必要な作業内容と期限を含め、具体的な共通化の進め方について、本年度中に結論を得る。
- ・四半期開示については、国際的な状況や議論も踏まえ、制度開示の必要性や在り方等を継続的に検証する必要があるところ、まずは、株式会社東京証券取引所による決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析と、今後の必要な改善点等の把握を本年中より順次開始する。
- ・上記の情報開示に関する制度改革等の取組を進めつつ、一体的な報告

を作成するのに必要な時間が決算日以降企業側に十分に与えられることにより企業による一体的な開示を促進し、かつ、当該一体的な報告が株主総会よりも前に十分な時間的余裕をもって開示できるようにすることによって投資家の議案検討期間の確保や企業との対話を促進する観点から、対話を重視する企業が株主総会の日程や基準日を欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定する（例えば、諸外国同様、決算日から4か月後に株主総会を開催する、基準日を決算日より後に設定して基準日と総会との期間を短くする等）ための総合的な環境整備の取組を進める。

イ) 会計基準の品質向上

我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、財務会計基準機構、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、日本取引所グループ、企業等と連携して、以下の取組を推進する。

- ・ IFRS の任意適用企業の拡大促進

関係機関等と連携して、IFRS に移行した企業の経験を共有する機会を設けるとともに、IFRS に係る解釈について発信・周知することにより、IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業等の実務の円滑化を図り、IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。

- ・ IFRS に関する国際的な意見発信の強化

のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）等に関して、我が国の考える、あるべき IFRS についての国際的な意見発信を更に強力に行う。

- ・ 日本基準の高品質化

企業会計基準委員会における我が国の収益認識基準の高品質化に向けた検討が加速されるよう、必要な支援を行う。

- ・ 国際会計人材の育成

関係機関等と連携して、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する。また、日本公認会計士協会を通じて、IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し、監査法人に対して適切な取組を促す。

ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保

有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供す

る監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、会計監査の在り方に関する懇談会の提言を踏まえ、以下の取組を進める。

- ・監査法人の組織的な運営のための原則（監査法人のガバナンス・コード）を策定し、監査法人のマネジメントの強化を図る。具体的には、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等を求める。
- ・監査法人に対して、ガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組等について適切に開示・説明することを求めることで、透明性が高く実効的な監査法人のガバナンスの確立に向けた切磋琢磨を促すとともに、監査先企業の株主・投資家を含む市場参加者や当局等、外部からのチェックが効きやすいようにする。
- ・監査人の選解任に係る株主の判断が適切に行われるよう、企業が同一の監査人による監査を受けてきた期間など、企業等による会計監査に関する開示を充実させ、会計監査に関する株主等への情報提供を充実させる。
- ・当局と大手・準大手監査法人等との間で継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準の向上を図る。

④ 企業と投資家との対話の促進等

株式会社東京証券取引所では、3年平均ROEや独立社外取締役の選任等を選定基準にするJPX日経インデックス400を導入し、これに基づく株価指数連動型上場投資信託（ETF）も上場されている。

また、日本銀行では、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の株式を対象とするETFを買い入れる、としている。こうした取組が円滑に進むよう、関係者に対し積極的に促す。

また、投資決定に当たって、ESG要素を重視する見方が広がり、更に進んで国連投資責任原則に署名する機関投資家が増えつつあることも踏まえ、企業の中長期的な成長力や収益力の強化に向けて、企業と投資家との対話が積極的に進むように促す。

ii) 新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

ビジネスモデルの移り変わりのスピードが劇的に拡大する中、イノベーションを生み出す研究開発、グローバル競争で勝つための有形・無形資産等への戦略的な投資、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するために必要な施策について検討を進め、制度的対応の必要性を含め、本年中を目途に結論を出し、次期通常国会を含め、早期の関連法案の提出も視野に、必要な措置を講ずる。あわせて、イノベーションを促進するためのエクイティ投資活性化の在り方についても検討を進める。

iii) 事業再生の促進

私的整理手続における反対債権者がある場合にもなお事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、有識者検討会報告書の内容等を踏まえつつ、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める。

あわせて、地域中小企業の事業再生・事業承継の促進等を図るため、効果的な再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討を行い、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

(1) 新たに講ずべき具体的施策

i) 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するためには、家計と金融機関の双方に対して働きかけを行っていく必要がある。

家計に対しては、少額からの長期・分散・積立投資による安定的な資産形成を広く促すべく、NISA・ジュニア NISA の更なる普及と制度の発展を図るとともに、こうした資産形成に有用な投資に関する金融・投資教育を強化する。

金融商品の販売・開発に携わる金融機関に対しては、顧客（家計）の利益を第一に考えた行動がとられるよう、また、家計や年金等の機関投資家の資産運用・管理を受託する金融機関に対しては、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図ることとし、これにより、国民の安定的な資産形成への貢献を促す。

① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育

- ・家計におけるより安定的な資産形成の実現には、少額からの積立を利用した長期・分散による投資手法が有効であることを踏まえ、こうした積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA 及びジュニア NISA の更なる普及と制度の発展を目指す。
- ・あわせて、積立を活用した長期分散投資の効果について広く周知することの重要性に鑑み、金融経済教育の充実による国民の金融リテラシーの一層の向上を図るとともに、職域単位で役職員等が加入し、金融・投資教育の提供が受けられる職場積立 NISA の更なる普及・定着に取り組む。同様に、職域単位で加入し、金融・投資教育の機会が与えられる確定拠出年金についても、関係省庁が連携しながら普及・定着を図る。
- ・また、家計資産の多くは高齢者によって保有されているが、上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安

定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

- ・足元の預金金利の低下等も踏まえ、個人・家計の資産運用の幅を広げ、少しでも有利な運用を可能とする観点から、元本割れのない個人向け国債について、購入手続きを簡素化することにより、個人が国債を保有しやすくする環境整備を進める。

② フィデューシャリー・デューティーの徹底

- ・商品開発・販売・運用・資産管理といった顧客の資産形成に携わる全ての業者において、フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）の徹底が図られるよう、必要な対応について、金融審議会において検討を行う。
- ・顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供の観点から、投資信託や貯蓄性保険などのリスク性商品にかかる手数料の透明化・適切化に向けた取組を進める。

③ 金融機関による資産運用の高度化の促進

- ・金融機関の資産運用の高度化は、市場の活性化や国民の安定的な資産形成を通じて、経済の持続的成長に資するものである。ゆうちょ銀行やかんぽ生命をはじめとした金融機関の資産運用の高度化について、ビジネスモデルにおける資産運用の位置付けや経営としての問題意識等を確認しつつ取組を促す。

④ 長期安定的投資を支えるツールの整備

- ・家計の長期安定的な資産形成に資するよう、日本取引所グループにおけるJPX日経インデックス400の更なる普及・定着のための取組や、スマートベータ指数などの新しい株価指数の開発を促す。
- ・家計を含む多様な投資家が参加できる厚みのある市場を形成する観点から、家計の長期安定的な資産形成に資する新しい株価指数の開発やETFの組成、ETFの流動性の向上や販売チャネルの在り方等について、金融審議会において検討を行う。

⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化

- ・我が国の資産運用業の競争力強化に向け、運用高度化及び顧客利益最大化のための体制確立、独立系運用業者を含めた運用業者の多様

化を図ると共に、内外から優れた運用者や高度金融専門人材等を呼び込む環境を官民で整備する。

- ・日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける。さらに、東京都が運営する「金融コンシェルジュサービス」や「東京開業ワンストップセンター」等と連携して、拠点開設に係る事項全般について、一括してサポートを行う。
- ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については2018年度上期におけるT+1化の実施に向けて、株式等については2019年中のなるべく早い時期におけるT+2化の実施を目標として、日本証券業協会等による各種の取組が進められており、政府としてもこうした取組の着実な実施を促す。
- ・市場参加者の利便性の向上や日本の取引所の国際競争力の強化といった観点から、引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。
- ・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。また、業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を進める。
- ・債券市場の利便性向上と活性化を図るため、内外の機関投資家が参加する東京プロボンド市場の活性化に向けた市場関係者による取組を政府としても促していく。

⑥ 市場の公正性・透明性・安定性の確保

- ・アルゴリズムを用いた高速取引のシェアが増大する証券市場において、このような取引を行うことが出来ない家計等の投資家との間の公平性や、中長期的な企業の収益性を反映した価格形成が阻害されることのないよう、また、システム面のトラブルが市場に問題を引き起こさないよう、市場の公正性・透明性・安定性を確保する観点から、金融審議会において検討を行う。

⑦ 官民ファンド等による成長資金の供給

官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつも、依然として成長資金供給に対する呼び水の効果の発揮が強く求められている現状に鑑み、更なる機能発揮に向けた取組

みを検討する。

⑧ 国際金融規制改革への戦略的対応、国際的なネットワーク・金融協力の強化

世界的な金融危機後、国際的に規制強化の動きが継続する中で、国際的な金融規制改革に関する問題に戦略的に対応するため、過剰規制の回避等規制の再検証等に関する積極的な意見発信に取り組む。また、金融機関の活動や取引のグローバル化に対応するため、監督当局間の国際協調・連携を更に推進していく。

- ・国際的な金融規制改革に関する問題に戦略的な対応を行うため、広く国際的なコンファレンスの場等を活用し、当局の考え方を積極的に発信する。また、ハイレベルな国際会議を日本で開催するなど、国際金融関係の各種会議、コンファレンス等につき、積極的に開催・誘致を実行する。
- ・我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事務局を設置することが決定した IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う。
- ・FinTechの活用をめぐる国際的議論等に対して積極的に対応する。
- ・海外の金融当局等との間で対話及び協力関係を促進するため、2国間協議を実施する。
- ・本邦企業・日系金融機関の海外進出支援や、日本投資家による海外投資機会を拡充するなどの観点から、アジア諸国等に対し、金融当局の能力向上支援や金融制度整備支援等の深度ある金融協力を実施する。
- ・海外の金融当局における知日派の育成を着実に実施し、中長期的な連携を強化するため、「グローバル金融連携センター」において、アジア諸国のみならず、中東やアフリカ、ラテン・アメリカ等からも研究員の受け入れを強化する。さらに、受入れた研究員とのネットワークを構築し、強化する。

⑨ 東京を国際金融センターとするための連携強化

我が国の経済活性化のためには、その基盤となる資金供給を担う金融の分野を活性化していくことが重要であることを踏まえ、東京を世界中

から人材、情報、資金が集まり、国内外の必要な部門に資金が供給される拠点とするため、東京都や民間等との連携を強化し、ビジネス交流拠点の活性化、国際金融会議の開催・誘致、金融教育等の協働の取組を一層推進するとともに、以下の取組を積極的に進める。

- ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都においては、金融庁に設置する海外のアセットマネージャー／オーナーに対する窓口（前掲）とも連携しつつ、外国の金融系企業に対し、ビジネス全般についてサポートを行う「金融コンシェルジュサービス」を展開するほか、FinTech 企業誘致の推進等に取り組む。国際的な金融規制改革に関する問題に戦略的な対応を行うため、広く国際的なコンファレンスの場等を活用し、当局の考え方を積極的に発信する。
- ・さらに、我が国の金融の中核機能が集積する大手町から兜町地区までの永代通り周辺のエリア（金融軸(Tokyo Financial Street)）が、2020年には、海外の高度金融人材が集積するショーケースとして機能するよう、今後、国・東京都において、国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等に取り組む。
- ・以上の施策も含め、今後、東京都・金融庁・民間事業者等により構成される検討会を設置し、構想推進に資する施策について、当面の対応を年内を目途に取りまとめる。

ii) FinTech をめぐる戦略的対応

近年、FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きが進展しており、金融業・市場に変革をもたらしつつある。利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、IT の進展を金融分野に取り込むこと等により、金融サービスの高度化を図り、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化に繋げていくことが重要である。こうした観点から、以下の施策を講ずる。

① FinTech による金融革新の推進

世界をリードする海外展開も視野に入れた日本発の FinTech ベンチャーを創出し、利用者目線に立った金融サービスの革新を目指す。こうした観点から、産・学の幅広い領域の人材により先進的アイデアが生み出され、エクイティ性の資金供給等によりバックアップされながら、FinTech 企業が成長していくための環境（FinTech エコシステム）の形成を進める。このため、FinTech をめぐる課題等を検討する「フィンテ

ック・ベンチャーに関する有識者会議」での議論を踏まえつつ、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築や海外の関係者との国際的なネットワーク形成等に向けた施策を推進する。

金融高度化を推進するため、企業間の銀行送金電文を、2020年までを目途に国際標準であるXML電文に移行し、送金電文に商流情報の添付を可能とする金融EDIの実現に向けた取組を進める。また、中小企業等の生産性向上や資金効率（キャッシュコンバージョンサイクル：CCC）向上など、XML電文化の効果を最大化する観点から、産業界及び経済産業省において、金融EDIに記載する商流情報の標準化について、本年中に結論を出す。

さらに、安価で急がない国際送金（ロー・バリュー送金）を実現する新たな仕組みの提供、情報セキュリティに留意しつつ銀行システムと連携した多様な金融サービスの創出を可能とする銀行システムのAPI（接続口）の公開及びブロックチェーン技術などの新たな金融技術の活用について、官民連携して検討していく。また、キャッシュ・マネジメントの高度化に向けた環境整備を進める。このため、これらの取組を官民挙げて実行していく体制を整備する。

② FinTechの動きへの制度的な対応

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律を施行し、金融機関と金融関連IT企業等との連携強化等のための環境整備を推進する。さらに、FinTechの更なる展開等も見据え、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討を行う。その中で、FinTech企業と金融機関の連携等の今後の発展の方向性を十分に見据えるとともに、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech企業と金融機関の関係をめぐる法制の在り方等についても、検討を進める。また、イノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自のIT技術をいかしてネット取引の利便性向上等を図るため、必要な法制上の措置を講ずる。

iii) キャッシュレス化の推進等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を図るため、2014年12月に関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づき、観光地や地方のキャッシュレス環境の普及などを推進する。

クレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、2020年までに「クレジットカード決済端末の100%のIC対応化」の実現等、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指し、クレジットカード取引に係る事業者等が策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、加盟店等におけるセキュリティ対策を義務付けることを含め、必要な法制上の措置を講ずる。

キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用を通じて多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉えることにより、優れた商品・サービスの開発、魅力ある観光の提供、インバウンド需要の更なる喚起などにつなげるため、次の取組を進める。

- ・本年内にクレジットカード決済、購買情報等に関する必要なデータ標準化を推進する。
- ・昨年改正された個人情報保護法の施行に併せて、関連事業者団体等におけるプライバシーに配慮した匿名情報化に係るルール整備等を促す。
- ・IT（複数のタグ情報を非接触で瞬時に読み取り可能な電子タグ等）を活用し、サプライチェーンで生まれる多様なデータを集約・利活用するための環境を整備する。
- ・ビッグデータや電子タグから得られる情報等を統計的に分析し、各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成や「地域経済分析システム（RESAS）」など政策的活用についても検討する。さらに、購買履歴データを用い消費統計を作成している民間・大学による先進的な取組に、より多くの事業者が参加することを促す。

さらに、FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自のIT技術をいかして効率的に取引の安全確保を図ること等を含め、必要な法制上の措置を講ずる。

また、全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整

備すべく、金融機関の海外発行カード対応 ATM の設置促進について、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づき、2018 年中にメガバンクの全 ATM 設置拠点の約半数（計約 3,000 台）の大半を海外対応に整備する。

iv) 金融仲介機能の質の改善

金融機関は、人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り巻く様々な環境変化に適時適切に対応し、我が国産業・企業の持続的成長を金融面から支援することが期待される。このような観点から、金融機関の健全性を確保し、経済や市場のストレス時においても金融機関が十分な金融仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能を発揮すること等を通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等につなげていく。

① 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等

- ・金融機関は、経済・市場の大きな変化に機動的に対応し、金融仲介機能を安定的に発揮することを通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組を金融面から支援することが求められる。こうした観点から、金融機関における強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく。特に、システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。また、国際金融規制の見直しや足元の低金利の状況等も踏まえ、金融機関に対しては、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく。地域金融機関については、地域における人口減少や高齢化という状況が自らのビジネスモデルに与える影響等を分析することや、それを踏まえた事業性評価融資やコンサルティング機能の発揮を促す。加えて、地域金融機関に対し、他の中小企業支援機関、地方大学とともに、地域の成長力強化のプラットフォームに参画・連携するよう促すことにより、地域産業・企業の生産性向上や更なる成長の加速化等を図る。こうした取組を通じ、地域金融機関が地域の発展に貢献しつつ持続可能なビジネスモデルを構築するという観点に立つ

- て、中長期的な経営戦略を策定・実行するよう促していく。また、これらの取組に当たっては、必要に応じ、金融機能強化法に基づく資本増強制度や銀行等保有株式取得機構による株式の買取りも活用する。
- ・金融機関による企業の海外進出支援について、実態を把握するとともに、例えば、ベストプラクティスの共有を図るなど、環境を整備し、関係省庁と連携しつつ、金融機関による更なる取組を促す。
 - ・こうした金融機関の取組を後押しする観点から、規制と監督、ルールとプリンシプルを適切に組み合わせ、規制のコストや副作用をできる限り抑えつつ、金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させるとともに、金融機関自身のリスク管理能力の不断の改善につながるようなプルーデンス政策の枠組みについて、検討を行う。また、上記枠組みの実効性を確保する観点から、今後の金融機関に対するモニタリングの在り方についても検討を行う。

② 金融仲介機能の更なる充実・強化

金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進が図られるよう、課題や方策について、金融仲介の改善に向けた検討会議において継続的に議論する。当該議論の内容を踏まえつつ、金融機関の積極的な対応を促すとともに、特に、以下のような取組を積極的に進める。

ア) 融資先企業に対するヒアリングの継続的な実施

融資先企業に対するヒアリングを継続して実施するとともに、当該結果に基づき金融機関と対話することを通じて、企業側のニーズにあった質の高いサービスの提供を金融機関に促す。

イ) 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定等

各金融機関が果たしている金融仲介機能について客観的な評価目線に基づき、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進についてより深度ある対話を行うため、上記企業ヒアリングの結果や外部有識者の知見等を活用して、多様なベンチマークを策定する。金融仲介機能の発揮状況について、経営者保証に関するガイドラインの活用も含め、金融機関による各地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた創意工夫のある具体的な開示を促す。

ウ) 金融機関と関係機関等の連携強化等

地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進に貢献する観点から、金融機関と関係機関等の連携体制等を整備する。

具体的には、第1に、「日本人材機構」等と連携しつつ、企業と金融機関との対話を通じて明らかとなった企業側の課題を解決できるような経営幹部人材の確保に向け、金融機関の具体的な取組を促す。

第2に、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連絡会議」を開催するとともに、雇用創造政策に対する地域金融機関等の助言等の取組を推進するなど、関係省庁が連携しながら、経営管理改善・雇用管理改善双方に取り組む企業等を一体的に支援していくことにより、地域中堅・中小企業の労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。

第3に、融資、既存保証の見直し及び保証債務の整理に当たって、経営者保証に関するガイドラインが積極的に活用されるよう金融機関に促すとともに、事業者への更なる周知を図る。

第4に、事業性評価に基づく融資・本業支援や事業再生支援、再チャレンジ支援に係る能力向上を図る観点から、金融機関に対して「地域経済活性化支援機構」が有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の事業再生、地域活性化・事業再生ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り等）の活用を促す。

v) 公的・準公的資金の運用等の見直し

公的・準公的資金の運用等の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

vi) 企業年金等の改善

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の成立後、その円滑な施行を図るとともに、運用リスクを事業主と加入者等で分担する「リスク分担型確定給付企業年金制度」等の導入により、企業年金等の普及・拡大を図る。

あわせて、年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れの促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る。

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等）

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」

⇒2013 年度～2014 年度の PPP/PFI の事業規模は、約 2.4 兆円（2016 年 3 月時点の数値）

（2）新たに講ずべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものであることから、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に新たに掲げられた文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）

（本年度から 2018 年度までの 3 年間で 3 件の公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の具体化）や公営住宅（本年度から 2018 年度までの 3 年間で 6 件の「PPP/PFI 推進アクションプラン」における 3 類型*の事業の具体化）を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

この目標を前提に、PPP/PFI の重要な柱である公共施設等運営権方式の更なる活用拡大に向けた取組が必要であり、大阪市の水道事業、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件、北海道の複数空港などの先行案件が克服すべき課題に着実に対処することとする。

※公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（類型Ⅰ）、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業（類型Ⅱ）及び公的不動産の有効活用を図る PPP 事業（類型Ⅲ）。

具体的には、公共施設等運営権方式が対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野（成長対応分野）」と「有料道路、水道、下水道、公営住宅など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野（成熟対応分野）」に分類し、以下の取組を行う。

i) 成長対応分野で講ずべき施策

- ・安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について検討する。
- ・国と運営権者間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを検討する。
- ・到着時免税店制度について研究・検討を行う。
- ・円滑な運航及び安全確保を前提に、制限区域内における工事の時間制限緩和や航空灯火使用可能製品の範囲の明確化について検討する。
- ・北海道における複数空港の公共施設等運営権方式の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点で、一体的な民営化を効率的に進める。
- ・市管理空港に係る地方交付税措置や補助等に関しては、独立採算型ではない公共施設等運営権方式の活用によっても財政規律が損なわれない形でのイコルフットィングの在り方について検討する。
- ・案件形成に当たっては、施設単体の公共施設等運営権方式活用の検討にとどまらず、複数施設等を対象にした複合的・一体的な同方式活用を検討する。特に、都市部の文教施設については、周辺の他施設も包含した複合的運営を検討する仕組みを導入する。
- ・文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。
- ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。その際、既存の事業とのイコルフットィングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討するとともに、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。
- ・臨港地区における旅客を対象とした商業活動を円滑に進める手法を検討するとともに、MICE施設の周辺環境整備について、必要であれば国

家戦略特区等も活用して推進する。

- ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設については、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案件数に係る数値目標の設定を行う。

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。
- ・水道事業等における公共施設等運営権方式の導入の可否を検討する際に必要な情報を地方公共団体等に提供するため、海外における先行事例の収集・分析を本年中に行い、結果を周知する。
- ・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定することを検討する。
- ・運営権者が水道法や工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する。
- ・公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。
- ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。
- ・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。

iii) 分野横断の施策

- ・今後の案件拡大に向けて、民間企業との対話の場を速やかに設け、投資可能性を高めるため必要な取組に関する意見聴取を行い、本年中にその内容を取りまとめる。
- ・幅広い分野で公共施設等運営権方式が採用され、従来は民間企業が担っていなかった分野が民間企業に開放されることによって生じる人材ニーズ等を把握し、適切な人材供給が図られ、海外への展開も視野に、適切な産業としての発展がなされるように、必要な環境整備を図る。
- ・先行案件の横展開を図る上で、地方公共団体間の情報・ノウハウの共有が重要なことから、具体的案件形成に向けて検討する PPP/PFI 地域プラットフォームの取組を推進するとともに、確実な案件形成につながるように運用を工夫する。

3. 国家戦略特区による大胆な規制改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」

⇒2015 年 10 月公表時 24 位（前年比 2 位後退）

※ランキング手法の変更により、前年時点での順位は 19 位から 22 位に修正。

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）」

⇒2015 年 10 月公表時 4 位（前年と同順位）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(新たな目標の下での国家戦略特区の加速的推進)

「国家戦略特区」については、平成 25 年 12 月に成立した国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。昨年 7 月改正）に基づき、昨年度末までの 2 年間で集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 50 以上となっており、特に、都市計画の手續迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、平成 26 年 5 月、昨年 8 月、本年 1 月と 3 次にわたり指定してきた 10 の区域（「東京圏」（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）、「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治市」）において、合計 175 もの事業が、それぞれ 50 回、22 回開催した国家戦略特別区域会議（以下、「区域会議」という。）及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、集中取組期間の集大成として、本年 3 月には、『日本再興戦略』改訂 2015 に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、医療、観光、農業などの分野に係る新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同

年5月に成立した。

i) 国家戦略特区の「新たな目標」の設定

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成32年（2020年）を睨みつつ、また、「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成するため、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
 - ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
 - ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
 - ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
 - ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
 - ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革
- など

② 事業実現のための「窓口」機能の強化

また、全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因について、結果として国家戦略特区における措置とならないもの（全国的措置や構造改革特区における措置に加え、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のも

と、一層の強化を図る。

ii) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加等

現在の 10 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。

その際、1 次指定の 6 区域においては、昨年度末に実施したこれまでの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげるとともに、2 次指定以降の区域についても、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCA サイクルによる進捗管理を行っていく。

また、全国の地方自治体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、そのために必要であれば、新たな区域を指定していく。

iii) 更なる規制改革事項の追加等

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、以下の規制改革事項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年 2 回は提案募集を実現する」としていることに基づき、全国の地方自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

その際、成長戦略における改革のモメンタムである「改革 2020」に係るプロジェクトの追加や深掘りを図るための民間事業者や自治体からの提案についても併せて募集を行い、必要な規制・制度改革の実現を図ることにより、各プロジェクトのショーケース化に係る具体化を推

進する。

(世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備)

① 東京圏における国際都市機能の更なる向上等

- ・内外の金融機関等を集積させ関連の人材育成を図るための、東京駅周辺の「東京グローバル・ビジネス・フロント」を構成する11事業を始め、これまでの東京圏において、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」は29事業にも上り、このうち昨年度末までに認定された10事業だけでも、経済波及効果は約2.5兆円にも上るとされている。
- ・引き続き、都心居住促進のための住宅容積率等の緩和（建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例）を進めるとともに、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させるため、区域会議等において必要な調整を急ぎ、「グローバル・ビジネス・100」として、上記「都市再生プロジェクト」の合計数について、今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指す。
- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。

② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

- ・昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。
- ・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。
- ・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿

易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対するPRを強化する。

③ 小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進

- ・『日本再興戦略』改訂2015に基づき、国家戦略特区においては、小型無人機については、昨年7月の仙北市、本年4月の千葉市など、また、自動走行については、本年2月の神奈川県（藤沢市）、同年3月の仙台市などにおいて実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、国家戦略特区における「近未来技術実証」の推進を図るため、本年7月の仙北市における小型無人機の国際競技会の開催を始め、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・また、自動走行については、いわゆる「レベル4（完全自動走行）」までの技術開発を目指すため、「官民ITS構想・ロードマップ2016」（平成28年5月20日IT総合戦略本部決定）に基づき、来年を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、車内に運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等や、ハンドル及びアクセルの無い自動運転車両による走行などが、公道における実証実験として可能となるよう、速やかに所要の措置を講ずる。

④ 国家戦略特区における「民泊」の検証等

- ・内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、現在東京都大田区等の国家戦略特区において行っている、いわゆる「民泊」事業（特区民泊）の取組について、その実績も踏まえ、事業実施に伴う具体的な諸課題に係る検証を行っていく。
- ・その際、現在検討中の民泊ルールの全国措置に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、特区民泊における最低宿泊日数や最低床面積に係る要件なども含め、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

(待機児童への対応など、持続可能な社会保障システムの構築)

⑤ 地域の実情に即した待機児童対策

- ・都市部を中心に、待機児童を速やかに解消することが求められる中で、

本年3月28日に厚生労働省が取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」及び「ニッポン一億総活躍プラン」の内容及びその実施状況も踏まえつつ、必要に応じ、地域の実情や要望に即した待機児童対策を検討し、速やかに結論を得る。

- ・その際の具体的な検討対象には、あくまで保育の質を低下させないことを前提に、国家戦略特区の活用も含め、例えば、保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手の活用、情報公開や第三者評価の推進等を含むものとする。

⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化

- ・待機児童対策として小規模認可保育所の設置を促進するため、共同住宅の用途変更による小規模認可保育所の設置について、東京都が、バリアフリー法に基づく「東京都建築物バリアフリー条例第14条」に係る具体的運用として、小規模認可保育所については、基準を満たさなくても円滑に利用できる旨を通知により明確化できるよう、国においても、小規模認可保育所について同法の建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けていない旨を明確化した上で、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった同法の趣旨を踏まえ、小規模認可保育所において利用する者が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促すための所要の措置を速やかに講ずる。

⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築

- ・日常生活の中で痰の吸引や経管栄養等の「医療的ケア」を必要とする子どもが急増する中で、こうした、いわゆる「医療的ケア児」が義務教育を十分に受けられる機会を保障するため、現在の訪問看護の見直しを含め、学校や通学時等の居宅以外の場所での看護が可能となるよう検討し、速やかに結論を得る。
- ・その際、財源の在り方や財政制約も十分考慮した上で、関係各省の既存の施策とも密接に連携を図るものとする。

⑧ 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施

- ・国家戦略特区ではこれまで、多様な働き方や雇用形態の導入を図るため、「雇用ガイドライン」の整備、「雇用労働相談センター」の設置等

を行ってきた。また、成長分野への人材移動を円滑にするため、役所等からスタートアップ企業への人材移動に係る特例措置等も講じてきた。

- これまでの措置に基づく取組を強化するとともに、自治体など役所で先行して「働き方改革」を進めるための措置を講ずる。例えば、同一労働同一賃金に向けて、公立保育所、消費生活センター等の公的事業所で勤務する正規職員と非正規職員の待遇格差是正に関する取組に係る自治体の状況を踏まえて、一定の規制改革事項の適用の在り方を検討すること等により、役所で先行して問題を解消することを促す。
- また、自治体等からの提案に基づき、特区制度を活用して、公務員を対象に、時間にとらわれない働き方、柔軟な働き方、テレワークの大幅な導入拡大等も図る。

(観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進)

⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

- 訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域（着地）における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源をいかした「地域限定」の旅行商品を企画・提供していくことが重要である。
- このため、宿泊事業者等によるこうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）上の必置資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえて検討し、所要の措置を講ずる。

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

- 国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年 7 月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、今国会に提出し、成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後 1 年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。
- また、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成

28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ)においては、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」についても、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしている。

- ・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。
- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。【再掲】

⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和等

- ・東日本大震災の主たる被災地等における観光及び復興支援を推進するため、地域限定ビザの発給要件の更なる緩和について検討するなど、速やかに所要の措置を講じ、観光客数の増加を図る。
- ・また、併せて、空港などの各種インフラへの公共施設等運営権方式の導入を進めるとともに、その際、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増とすることを目指す。」：企業から大学・国立研究開発法人等への研究費支出（2014 年度実績）1,151 億円

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入る。」

⇒世界大学ランキング 2015-2016 Times Higher Education 誌：100 位以内 2 校、QS 社：同 5 校、上海交通大学：同 4 校

《KPI》「イノベーション（技術力）世界ランキングを 5 年以内に世界第 1 位に。」：2013～2014 年：第 5 位、2014～2015 年：第 4 位

⇒2015～2016 年は昨年より 1 つ順位を下げ第 5 位

《KPI》「年俸制又は混合給与対象者を、2014 年度は 6,000 人、2015 年度は 1 万人規模とすることを目指す。」

⇒2015 年 10 月の年俸制適用者は約 10,400 人（達成）

※今回、新たな KPI を設定（国内セクター間の研究者移動者数を 2020 年度末までに 2 割増加させる。）

《KPI》「2015 年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を 3～4 割とすることを目指す。」

⇒2015 年度実績：32%（2014 年度実績：21%）

※今回、新たな KPI を設定（国立大学法人の第 3 期中期目標期間（2016 年度～2021 年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013 年度～昨年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を 4 割程度とすることを目指す。）

《KPI》「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを目指す。」

※現状：0.028%（2012～2014 年の 3 か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ

本年5月の国立大学法人法の一部改正法（平成28年法律第38号）（以下「改正国立大学法人法」という。）及び特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）（以下「特定国立研究開発法人法」という。）の成立等を踏まえ、イノベーション創出力の強化のための制度整備や、その実装に重点を移す。

このため、本年度から始まった第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）で打ち出された「Society 5.0」の実現・具体化に向け、「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定）の内容を推進する。また、本年度から第3期中期目標期間が始まった国立大学の機能強化、国立研究開発法人の「橋渡し」機能の強化、技術・人材・資金を糾合する共創の場の形成の更なる強化等を図る。また、第4次産業革命が進展する中、オープンイノベーションによる基礎研究から社会実装に向けた開発の連携を迅速化するため、「組織」対「組織」の本格的な産学官連携体制を構築する。これらの取組により、イノベーション創出と、それにより得られた果実の次のイノベーションの種への投資という好循環を形成し、世界一イノベティブな国の実現を目指す。

研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこととする。期間中のGDPの名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、第5期科学技術基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。

また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。

さらに、「知的財産推進計画2016」（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定）に基づき、第4次産業革命に対応した知財制度の構築、国際標準化・認証体制の強化等の取組を推進する。

① 大学改革

ア) 指定国立大学法人制度

改正国立大学法人法の成立を踏まえ、世界トップレベルを目指し、高い経営力により国内外の様々なリソースを呼び込む指定国立大学法人制度の運用を来年度から開始し、来年度中に複数の国立大学の指定を目指す。

また、出資対象事業に係る規制緩和を活用した具体的なモデル事業例の創出を促進する。

イ) 卓越大学院（仮称）

産業界のニーズも踏まえつつ、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等が連携する「卓越大学院（仮称）」を形成する。「卓越大学院（仮称）」では、即戦力にもなる人材を既存の研究科・専攻の枠を超えて育成するとともに、学際融合も含めた学位授与も可能とする。

本年4月に産学官からなる卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議が取りまとめた「基本的な考え方」で新産業創出に資する領域を含む4つの領域が示されたこと等を踏まえ、本年度から開始される大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを来年度から順次構築する。

なお、「卓越大学院（仮称）」では産学共同研究に学生が参画するケースもあるため、大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定（後述）に当たっては、学生関与に係るルールも含めることとする。

今後の日本の産業競争力の鍵を握る人材の効果的・効率的な育成を図る観点から、IoT・ビッグデータ・人工知能やものづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等において卓越大学院（仮称）を形成する場合には、人工知能技術戦略会議等との連携を図るものとする。

ウ) 大学の機能強化の取組の加速

国立大学法人の第3期中期目標期間（本年度～2021年度）を通じて、機能強化経費、学長裁量経費、年俸制への移行等を含む人事給与制度改革による影響額等、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改

革加速期間中（2013 年度～昨年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を 4 割程度とすることを目指す。

また、財務基盤の強化に向けて新たに認められた土地等の貸付事業について、国立大学における具体的な取組を促すため、土地等の貸付事業の考え方に係るガイドラインを本年度中に策定する。

世界から優秀な人材が集う研究拠点を構築する世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）を引き続き推進するとともに、当該プログラムが、融合領域等新領域の創出、人事給与改革、海外からの優れた研究者や寄付金の呼び込み等優れた実績を生み出していることを踏まえ、本年度中に当該取組の経験・ノウハウを学内外に横展開する仕組みを検討し来年度から導入する。また、国立大学法人の評価に当たっても、研究力向上や国際化の取組促進に向けた改革の先進事例として活用する。

なお、WPI プログラムが 2007 年度の支援開始から本年度末で 10 年を迎え、支援終了後の拠点の優れた研究システムの維持・発展の問題が顕在化しているところ、これらのシステム改革の継続のための方策・在り方について、大学改革の取組全体における位置付けを明確化しながら、運営費交付金と競争的経費によるデュアルサポートシステムの再構築の観点を踏まえて、文部科学省において本年度中に検討を行い、一定の結論を得ることを目指す。

② 競争的研究費改革

本年度の競争的研究費の新規採択案件から間接経費 30%の措置を決定した文部科学省及び内閣府に加え、関係府省においても、競争的研究費の間接経費等を必要な審査の上、最大 30%まで認める措置を本年度から試行的に実施する。

文部科学省は、本年度中に国立大学法人における間接経費等の適切な措置の必要性に関する客観的な根拠の収集・提示を行う。

また、内閣府及び関係省庁は、文部科学省による客観的な根拠の提示等を踏まえ、競争的研究費（競争的資金を含む）の間接経費等に係る執行のルール化等、使い勝手の更なる改善に向けた方策について、本年度可能な限り早期に検討を開始する。

さらに、科学研究費助成事業について、若手研究者の人材育成を強化し、新たな学問領域の創成等を促進するため、若手研究者の独立支援（採

採率・充足率の向上)や新審査方式の導入、研究種目の再構築について検討し、本年夏頃を目途に取りまとめ、公表する。

③ 国立研究開発法人の改革等(「橋渡し」機能等の強化)

大学等の技術シーズを最短距離で産業界につなぐための国立研究開発法人の「橋渡し」機能の強化や、技術・人材を糾合する共創の場の形成の更なる強化(クロスアポイントメントの導入や民間との共同研究の推進等)を引き続き推進する。具体的には、来年度から新たな中長期目標期間を迎える国立研究開発法人科学技術振興機構について、中長期目標・中長期計画に独創的な新技術シーズ創出や「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記する。

また、地域の中小・中堅企業のイノベーションに向け、国立研究開発人と公設試験研究機関(公設試)・地方大学・海外研究機関等との連携強化を引き続き推進するとともに、橋渡し機能を担うべき国立研究開発法人が、国家プロジェクトの成果を確実に社会実装につなげるための仕組み(サンプル提供、技術の国際標準化等)を本年度中に構築する。海洋資源調査・開発技術、宇宙航空技術、自然災害観測・予測・対策技術、量子科学技術などの長期的な国の成長の原動力となる基幹技術については、国立研究開発法人による研究開発・社会実装を推進・強化するとともに、その過程でスピナウトとして生まれる技術等をベースにした、ベンチャー等の創出を促進する。

さらに、イノベーションをめぐる環境が予想以上のスピードで変化していることを踏まえ、各省が連携して、国内外の科学・産業技術動向の調査・分析を行い、日本の「強み」、「優位性」をいかした戦略・ロードマップの策定を行うとともに、国立研究開発法人等におけるイノベーションの創出加速化に向けた研究開発基盤の高度化や ImPACT をはじめとする挑戦的・革新的な研究開発の発展・展開を図る。

ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進

これまでの大学改革や国立研究開発法人の改革により、大学・国立研究開発法人の双方で機能強化をはじめとした自己改革の取組の動きが具体化しつつあり、特に外部機関との連携や技術の社会実装へ強い関心が寄せられている。また、第4次産業革命をはじめイノベーションをめぐ

る環境が予想以上のスピードで変化し、国内外を問わず技術を広く取り込むことが企業にとってもますます重要となっており、オープンイノベーションに対する期待がかつてないほど高まっている。

こうした状況を踏まえ、これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展させる。

具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。また、指定国立大学法人制度や特定国立研究開発法人制度をも踏まえつつ、本格的な産学官連携・グローバル連携を実践し内外の企業等からの投資を呼び込む中核的なモデル機関を来年度末までに少なくとも5機関創出する。これらの機関を中心として、世界水準の報酬・制度・生活環境により世界中からトップ人材等を集める研究開発・実証拠点の形成を推進する。

また、このような取組を推進するため、文部科学省と経済産業省は、産学連携を深化させるための大学、国立研究開発法人側の目標設定、体制強化や企業におけるイノベーション推進のための意識・行動改革の促進などイノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話をしながら実行・実現していく場を本年度中に創設する。その他、以下の取組を推進する。

① 大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定

一般社団法人日本経済団体連合会が本年2月に取りまとめた提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」には、本格的な産学官連携の実現に向けて、産業界から見た大学や国立研究開発法人等の課題として、企画提案機能を含めた産学官連携の推進体制、知財の取扱い、営業秘密の保護、共同研究の経費負担の在り方や経費の使途の透明性の向上、相互のクロスアポイントメント制度を活用した人事交流の在り方等、多岐に渡る課題が挙げられている。関係府省におけるこれまでの検討等をも踏まえつつ、産業界とも調整の上、産学官連携を円滑に推進する観点から、これらの課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインを関係府省が連携して本年秋までに策定する。なお、ガイドラインには

産業界の取組が期待される点についても盛り込むものとする。

② 国立大学法人評価や指定国立大学法人指定へのガイドラインの活用

毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たり、①で策定するガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価の際に、参照すべき取組の例として活用する。また、指定国立大学法人の指定に際しても、産学連携を行うに当たって①で策定するガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはなされる計画となっているかを十分踏まえるものとする。

③ 特定国立研究開発法人等の取組の強化

世界水準の研究成果の創出が期待される特定国立研究開発法人等について、IoT・ビッグデータ・人工知能やものづくり・ロボット等の駆動系との融合分野、再生医療、エネルギー・環境、ナノテクノロジー・材料等、GDP600兆円を実現する上で革新的なイノベーションが求められる分野等において、国内企業のニーズも踏まえて、非競争領域を中心に産学官連携の研究開発・実証拠点の形成を進める取組に本年度中に着手し、又はその取組を強化する。その際、10年以上先に革新的な成果を実現するための基礎研究の取組の強化や、同一業種の複数企業の参画、海外の優れた組織や研究者の取り込み等に配慮する。

加えて、ナノテク・材料分野など我が国が強みをいかせる分野においてビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、人的・研究ネットワークの構築を図る。これらの取組の方向性に加え、特定国立研究開発法人の機能強化に向け、研究開発に係る物品・役務の調達など、運用事項や制度的隘路^{あいろ}の把握・認識共有を関係者間で行い、必要に応じてその改善に取り組む。

また、特定国立研究開発法人における効果的な取組について、他の国立研究開発法人への波及を促進させるための方策について検討する。

さらに、特定国立研究開発法人等は、自らの強みを発揮できる場合において、卓越大学院（仮称）の形成に積極的に協力するとともに、指定国立大学法人等との連携を強化する。

iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

① 第4次産業革命に対応した知財等の制度整備

IoT・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知財の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。

こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、その対象とする行為等に関するガイドラインの策定、ライセンス環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。

② 国際標準化推進体制の強化

第4次産業革命等に関連する社会システムや、国際的な技術開発競争が激しさを増す先端技術等の分野において、欧米や中国・韓国による国際標準化活動の強化の動きも踏まえつつ、我が国の優れた技術の国際標準化を一層促進する。

具体的には、自動走行、スマート工場、ロボット等の重点分野に関して、技術の検証やデータの収集・解析等の実証作業も必要に応じて行いつつ、我が国発の国際標準提案の量的・質的拡充を図る。

さらに、国際標準化機関における我が国からの迅速な提案の実施や他国からの提案への対応を強化するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所をはじめとする国立研究開発法人が、対象となる案件に係る計画作成や工程管理を行うなど、国際標準化を推進する体制を政府主導で本年中に整備する。

③ 知財・標準化人材の育成

将来の知財人材等の量・質的な拡大を図るため、創造性の^{かんよう}涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解に向けた教育の推進が必要である。このため、次期学習指導要領の方向性に沿って、知的財産に関する資質・能力が教育課程総体として育まれるよう各学校における教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図るとともに、教育現場における

学習を地域・社会と協働して行う体制の構築を支援するため、関係省庁や関係団体等から構成される「知財教育推進コンソーシアム（仮称）」を本年度中に整備する。

また、知財教育に資する教材（産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等）の作成を進める。あわせて、各企業における標準化を事業・経営戦略の一部に組み込むべく最高標準化責任者（CSO）の設置を促すとともに、産業界が活用できるよう、標準化人材に係る新たな資格制度を来年度に創設することを念頭に、一般財団法人日本規格協会を中心に検討を行う。また、大学・大学院において文系・理系を問わず知財・標準化に関する講座の設置拡大を進める等、産官学で連携して標準化人材を育成する。

④ 知財紛争処理システムの機能強化

知財紛争処理システムについて、営業秘密の保護や制度の濫用防止を考慮した適切かつ公平な証拠収集手続等を実現するため、知財の価値を高め、イノベーション創出に資するような知財紛争処理システムの機能強化の在り方について、産業界をはじめとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、本年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。

iv) 「ベンチャー・チャレンジ 2020」の実現

これまでも政府においては、制度整備や補助金など、様々なベンチャー支援策を実施してきた。しかし、世界市場での競争の在り方や産業構造全体に非連続な大転換を生じさせるような真の意味でのグローバル・ベンチャーが持続的に生み出されるような社会とはなっていない。政府機関のみならず、起業家自身、大学、研究機関、地方等も含め、「世界への意識」が欠けていたのではないか。

また、関係省庁等による施策の連携が十分に図られているとは言えない状況にある。支援を受けるベンチャー企業側が自らの事業内容や成長ステージ等に照らして最適な施策を探さなければならず、さらに、施策自体は自らの状況に適したものであっても、施策が活用している支援人材・支援機関等を各省庁等が独自に開拓してきた結果、広い選択肢の中でベンチャー企業の求めるニーズに最も適した支援人材・支援機関等をマッチングする、といったことが十分に行われて来なかったのではない

か。こうした点を^{きよしんたんかい}虚心坦懐に反省しなければならない。

政府や地方自治体、企業、大学・研究開発機関、金融機関、経済団体等に至るまで関係機関全てが、グローバル・ベンチャーが自然発生的に連続して生み出される「ベンチャー・エコシステムの構築」を共通の目標と認識し、各々が上記のような課題を解決しなければならない当事者であるということを強く自覚する必要がある。それぞれの主体が、ベンチャー企業のニーズに対しできることを積極的に探し、また、他の主体とも連携も深めていく。そうした「攻めの運動形成」を仕掛け、今までとは次元の異なるベンチャー創出を実現していくことが必要である。

このため、2020年を一つの目標とし、我が国のベンチャー・エコシステムの目指すべき絵姿と、それを実現するための政策の方向性、民間等のエコシステムの構成主体との連携の在り方を、「ベンチャー・チャレンジ 2020」として取りまとめた。(平成 28 年 4 月 19 日日本経済再生本部決定)

米国では、成功した起業家をはじめ、地域経済のリーダー、企業など幅広い者が、ビジネスで得た果実等を社会に還元し、社会的課題の解決に貢献していくといったいわゆるフィランソロピーの概念が確立し、社会的好循環のサイクルが形成されている。我が国にもこうしたサイクルを定着させることは、成長と分配の好循環の観点からも極めて重要な課題である。

今後、これに基づき、下記の施策を推進していく。

① 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備

地域も含め、全国のベンチャー企業が世界市場へ挑戦していく道筋となる「地域と世界の架け橋プラットフォーム」を整備する。このため、

- ・昨年度より開始された「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」の質を高め、アジア、イスラエル、欧州等へと拡充していくとともに、2020年のグローバル・ベンチャーサミット（仮称）の開催へとつなげていくことで、世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築を図る。

- ・地方への案件発掘キャラバンの実施等により「待ち」ではない「攻め」の案件発掘を展開していく。
- ・世界と地域をつなぐ関係施策を一体的に実施するため政府関係機関コンソーシアムを設置し、地域での有望ベンチャー企業の発掘から世界

市場への挑戦まで一貫通貫で支援する体制を構築する。あわせて、各省、各独立行政法人等がこれまでネットワーク化してきた民間のベンチャー支援人材であってベンチャー支援に関するネットワークを国内外に広く有する者等から政府全体のベンチャー支援に係るアドバイザリーボードを設置し、国のベンチャー支援策や個々のベンチャー企業への支援に関するアドバイス等を充実していく。さらに、そうしたプロセスにベンチャー支援人材を幅広く巻き込み、様々なノウハウを共有することで、我が国のベンチャー支援人材の質、厚みを増していくこととする。なお、政府関係機関コンソーシアム、アドバイザリーボードに、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」等により拡充していくグローバル人材のネットワークを共有し、世界の潮流に遅れをとることのないよう留意する。

ア) 世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築

世界最先端のベンチャー・エコシステムであるシリコンバレーの起業家やベンチャー支援機関等と日本の起業家等をつなぐ枠組みを構築することで、事業提携先の発掘やビジネスノウハウの向上等を支援する（「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」等）。

また、シリコンバレーとの連携の質を高める観点から、我が国との協力関係に熱心なシリコンバレーの起業支援者等の発掘を強化するとともに、こうした取組を、アジア、イスラエル、欧州等の他の先端拠点にも面的に拡大し、各地域の特性に応じた戦略的な連携体制を構築する。

さらに、海外のベンチャーキャピタルによる日本の研究開発型ベンチャーへの投資を促す仕組みの構築や世界最先端の技術・知見を取り込んだ研究・社会実装拠点の形成等、海外の起業家や起業支援者等の呼び込みを強化するとともに、こうした取組と大企業との連携を強化し、民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築につなげていく。

加えて、2020年の「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」（東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる2020年に、世界中から、一流の経営者、起業家、ベンチャーキャピタル、機関投資家等を招いてビジネス・マッチング等を行う世界規模のイベントを開催予定。）に向けて、他の国際的な大規模イベント等とも連携しながら、我が国のベンチャー・エコシステムの魅力を海外の経営者、起業家、ベンチャーキャピタル、機関投資家等に向けて「見える化」し、関係省庁一体とな

って情報発信していく。

イ) 「攻め」の地方案件の発掘

特区の活用やシェアリングエコノミーの推進等を通じて、過疎や人手不足等の地域の課題を解決するための新事業の普及を後押しする。

また、政府関係機関等による地域案件発掘キャラバンや地方のスタートアップアクセラレータ、創業支援に熱心な市区町村との連携強化を図る。

さらに、地域のネットワーク活用による地域経済を牽引する中小・中堅企業の発掘、地域大学を起点にしたイノベーション創出支援、「地方版IoT推進ラボ」の創設等の施策を一体的に実施し、地方案件の「攻め」の吸上げを徹底していく。

加えて、世界や首都圏で起業や経営にかかる経験を積んだ人材が地方に環流し、地方の企業に対して「攻めの経営」を促すとともに、起業家の発掘や地域づくり等を担えるような仕組みを構築する。

また、社会的起業を目指す心ある若者の発掘・育成も含めて、地域の共通課題を、ベンチャースピリットと民間事業ノウハウを持って積極的に解決する、パブリックベンチャーの形成を進める。

ウ) 世界と地域をつなぐ関係施策の一体的な実施（政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザリーボードの設置）

政府関係機関コンソーシアムでは、施策広報の連動、各種イベントの合同開催、申請書類の共通化、各種調査結果（大学発ベンチャーの成長要因分析、起業活動の国際比較等）の共有及び活用促進、統計・データベースの整備、政府全体のベンチャー施策マップの作成等について検討し、可能な限り連携し実施していく。

アドバイザリーボードでは、地域ベンチャー企業の攻めの発掘等を通じて各政府関係機関から提案等のあった成長可能性を感じるベンチャー企業等に関する支援方針のアドバイスや、外部機関・企業等への橋渡し等を実施する。その際、政府機関は連携して各政府機関の有する政策支援を講じていくこととする。また、アドバイザリーボードは、各施策の実施スキームや活用すべき支援人材の人選等に関し、アドバイスを行う。

さらに、ベンチャー企業への資金供給の在り方等についても引き続き

検討を進めるとともに、政府調達に係るベストプラクティスの収集・横展開等を行っていく。

② 民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援（大学・国立研究開発法人、大企業等の潜在力の発揮等）

国立大学法人による大学発ベンチャーへ投資するファンドへの出資が可能となったことから、引き続き東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学の四大学のファンドによる投資活動を促進する。

また、大学の研究成果を活用してコンサルティング事業等を行う者への出資を可能とする指定国立大学法人制度の積極的な活用を推進する。

さらに、少なくとも5つの大学・国立研究開発法人について、世界のトップ人材や企業との共同研究施設を備えた、世界最先端の戦略研究拠点とすることを目指す。併せて、企業と大学双方のトップが関与した本格的な産学連携の実現に向けて、大学による、組織を挙げた産学連携体制の構築及び知財マネジメントの徹底を促す。

加えて、民間企業によるベンチャー投資活性化等のため、大企業とベンチャー企業との連携促進や官民ファンドによるマッチング投資等によって、ベンチャーやVCへの出資やカーブアウトを推進するとともに、その投資先となるベンチャー企業の増加に向けて、起業に挑戦する人材の増加を目指し、人材育成の取組を推進する。

あわせて、米国の動向等も参考に、我が国に馴染む、いわゆるフィランソロピーのあり方について検討する。

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-1. 人材力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す。」(2014 年度：71.4%)

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率について、2020 年度までに 100%を目指す。」(2014 年度：31.9%)

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す。」(2014 年度：27.2%)

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年（2018 年まで）で 24 万人」（2014 年：12 万人）

⇒2015 年：12 万人

《KPI》「2020 年：20～34 歳の就業率 79%（2012 年：74%）」

⇒2015 年：76.1%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

『日本再興戦略』改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、人的資本への投資が確実かつ長期的なリターンを得るとの考えに基づき、未来を支える人材力を強化するために、起業家体験等を含めたキャリア教育の推進や、専修学校と産業界が連携した教育体制の構築、大学等におけるインターンシップの推進、専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実、働き手のキャリアアップに関する取組等を掲げた。こうした人材力強化に係る取組は、引き続き推進していくことが重要である。また、グローバル人材育成の観点から、英語能力向上のための取組強化や、海外の子供たちが質の高い教育を受けられるよう在外教育施設における教育環境機能の一層の強化を図るべきである。同時に、新たな第 4 次産業革命という大変革を見据え、未来投資である人材力強化の観点から新たな取組を進めて行く必要がある。

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

第4次産業革命の時代に向けて、一人一人の多様な能力を最大限に引き出し、異なる多様な知を結びつけながら新たな付加価値を生み出すことができる人材の育成が求められる。

そのためには、初等中等教育において、社会や世界の変化に対応した「社会に開かれた教育課程」を地域・社会と連携しながら実現し、「次世代の学校」に相応しい、アクティブ・ラーニングの視点による学習や、個々の学習ニーズに対応した教育を実現するとともに、必要な情報を活用して新たな価値を創造していくために必要となる情報活用能力の育成（プログラミングを含む）が必要である。

また、ITや外部人材の活用により多忙な雑務から教員を解放し、教員の負担軽減と授業に向き合う時間確保を図ることも重要である。

これらの課題解決に向けて、必要となる初等中等教育改革の取組について、以下に掲げていく。

① 変革の時代に求められる教育の全国展開

新たな時代に向けて我が国の強みを生かした教育改革を推進するため、教員の授業力の向上と積極的なIT活用のベストミックスを図りながら、語彙や読解力などの知識・技能、創造的な課題解決力を育み、対話的・主体的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点による学習改善や個に応じた指導（アダプティブ・ラーニング）を徹底し、「次世代の学校」に相応しい、学校の中における課題解決力の育成や個々の子供の理解度に応じた丁寧な教育を実現する。

また、次代に求められる、課題発見・解決にITを活用できる情報活用能力を発達段階に応じて育成するため、全ての教科の課題発見・解決等のプロセスにおいて、各教科の特性に応じ、ITを効果的に活用する。プログラミング教育については、小学校における体験的に学習する機会の確保、中学校におけるコンテンツに関するプログラミング学習、高等学校における情報科の共通必修科目化といった、発達の段階に即した必修化を図る。

このような教育を全国的に実施するため、小学校においては2020年度から、中学校においては2021年度から、高等学校においては2022年度から開始される新しい学習指導要領の見直しに関する結論を本年度

中にまとめ、必要な措置を講じる。

さらに、新たな時代を牽引する突出した人材の育成に向けて、既存の取組を見直しつつ、理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象とした特別な教育の機会を設けることにより、その能力を大きく伸ばすための取組を検討・推進する。

② 教育コンソーシアムによる官民の連携強化

アクティブ・ラーニングやプログラミング教育を含め、学校現場で利用される IT 教材・コンテンツは画一的に決めるのではなく、学校現場のニーズに応じて、民間や教育現場の創意工夫による教員の授業力を支えるものを広く共有・評価し、進化させながら普及していくことが重要である。そのため、文部科学省を中心に経済産業省や総務省が連携して、本年中に学校関係者や教育関連や IT 関連の企業・ベンチャーなどで構成される官民コンソーシアムを設立し、優れた教育コンテンツの開発・共有や学校への外部人材の派遣などの IT を活用した教育を加速させる官民連携による取組を開始する。

③ 教員の授業力向上と IT 環境整備の徹底

学校現場で子供と向き合う一人一人の教員の授業力を最大限発揮させるためには、海外の優れた取組を参考にしながら、IT や民間教育ツールを効果的に活用することが有効である。そのため、教員養成・研修において、IT 等を活用した教員の授業力を更に向上させるための取組を強化する。こうした取組を推進するため、教員の資質向上を図る教員養成・採用・研修の一体改革のための法案について、次期国会を含めた早期の提出を目指す。

また、学校現場に民間等の外部人材の活用を図ることが重要であるため、地域・社会との連携・協働を推進するとともに、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用を促進する。

さらに、IT を活用した教育を行う上では、学校の IT 環境整備も重要である。そのため、学校で使用する IT 機器の整備やネットワーク環境について、海外の優れた取組も参考にしつつ、子供が利用する端末の「1 人 1 台体制」や安定した無線 LAN 環境などを構築する必要がある。その際、個々の子供に応じた多様な教材や動画コンテンツなど処理するデータ量が従来より飛躍的に増加する傾向や、校務支援システム等と一体的

に機能することが求められる点など、ソフト面の要素も勘案しながら、2020年以降の教育現場に求められる実用的・効果的なIT環境を整備することが重要である。こうした観点を見据えながら、教育現場で求められる機器や無線LAN環境等の標準化、地方自治体の規模や整備状況に応じた計画的な環境整備などの具体的方策を「教育の情報化加速化プラン」として今夏までにまとめた上で、IT環境整備計画の策定を促すなど、地方自治体等における取組を着実に進める。

④ 初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

初等中等教育の情報化を進める上で、例えば、教員が作成した自作教材等をクラウド等で管理・共有する際の著作権に関する課題などを解決するために、権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、本年度中に文化審議会においてあるべき方向性について取りまとめることを目指す。

また、今後の初等中等教育の情報化を進めていく上で、教育コンテンツの活用や子供の学習情報などをクラウド上で管理・共有していくことが有効であり、全国の学校現場に普及させる必要がある。教育分野におけるクラウド活用に向けた地方公共団体における個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーの対応については、自治体によって取扱いが異なるところもある。そのため、個人情報の保護・情報セキュリティの確保とクラウド活用による教育現場での利便性・効率性の整合が全国で図られるよう、総務省は、文部科学省と連携しながら、先進事例等を本年度中に整理し公表することにより、学校現場における教育の情報化を促進する。

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化

① 第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出（卓越大学院（仮称）・卓越研究員制度による人材育成・強化）

産業界のニーズも踏まえつつ、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等が連携する「卓越大学院（仮称）」を形成する。「卓越大学院（仮称）」では、即戦力にもなる人材を既存の研究科・専攻の枠を超えて育成するとともに、学際融合も含めた学位授与も可能とする。

また、本年4月に産学官からなる卓越大学院（仮称）検討のための

有識者会議が取りまとめた「基本的な考え方」で新産業創出に資する領域を含む4つの領域が示されたこと等を踏まえ、本年度から開始される大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを来年度から順次構築する。

なお、「卓越大学院（仮称）」では産学共同研究に学生が参画するケースもあるため、大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定に当たっては、学生関与に係るルールも含めることとする。【再掲】

また、優れた若手研究者が安定したポストと自由な研究環境で活躍できることを可能にする卓越研究員制度については、本年2月から公募が開始されたところであり、多数の民間企業からも卓越研究員受入れの意思が表明されたことは、人材・技術の流動化の観点からも歓迎すべき動きである。本年中の卓越研究員及びその受入機関の決定の実績等を分析しつつ、大学、国立研究開発法人、民間企業等での卓越研究員の受入れが円滑に進むよう、制度を着実に推進する。特に、特定国立研究開発法人や指定国立大学法人では、他機関に先駆けて民間企業等とのクロスアポイントメント制度を活用した卓越研究員の受入れを積極的に推進する。

② IoT・ビッグデータ・人工知能等を牽引する^{けんいん}トップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化

IoT・ビッグデータ・人工知能等の進展に対応した未来社会を創造する人材の育成・確保に向けて、高等教育において、高度なレベルのデータサイエンティストなどを育成する学部・大学院の整備を促進する。理工系の基礎となる数学教育の標準カリキュラムの開発等を通じて全学的な数理・情報教育の強化を行うとともに、数理・情報教育を行う産学連携ネットワークの構築など、大学・大学院・高等専門学校における数理・情報分野に関する専門人材の育成機能を強化する。

また、トップレベルの人材育成のため、特定国立研究開発法人等において、高等教育機関等と連携し、世界レベルの研究者を糾合してIoT・ビッグデータ・人工知能やモノづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等における研究と人材育成を一体的に行うとともに、ナノテク・材料、地球環境分野など我が国が強みをいかせる分野においてビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、専門人材を育成する。なお、これらの融合領域等において、卓越大学院

(仮称)が形成される場合や卓越研究員が選定される場合には、人工知能技術戦略会議等との連携を図りつつ、即戦力にもなる博士人材や優秀な研究者の育成を図る。

③ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関

産業構造の急激な変化とともに、働き手に必要とされる能力・技術も加速度的に変化を続けていく現在、誰もが、必要なタイミングで、迅速かつ柔軟に高度な職業的専門性を身に付けることができる環境整備が必要である。この環境整備の実現を担う「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」について、専門性に富み、従来の大学卒業生と同等以上の賃金・学位を得て、世界の産業革命をリードするような現場レベルの革新を牽引し得る「高度職業人材」を輩出する教育実施体制を備え、我が国の人材力を抜本的に強化する今までにない「職業プロ養成機関」として創設する。入職前の若者はもちろん、現職でのステップアップ・より活躍できる職を希望する意欲的な社会人など、幅広い年齢層が学ぶ場として、質の高い実践的な職業教育と柔軟な学習環境を提供するため、平成 31 年度の開学に向け、以下について中央教育審議会の議論を経た上で、今年中を目途に所要の法的措置を講ずることを目指す。更に、法案成立後速やかに、新たな時代に即した設置基準を整備する。

ア) 今後の産業界の人材獲得ニーズの反映

第4次産業革命が進行する中で変化していく、産業界で求められる人材層や人材スペックといった新たな社会的ニーズを、国や関係業界と連携しながら適切に把握し、優先順位をつけて個々のカリキュラムやプログラムに反映できる仕組みを整備する。

イ) 新たな時代に即した、柔軟な学習環境の提供

実社会における変化に即時的に対応し、若年層・社会人を問わず高度な職業的専門性を習得できるよう、施設・設備等について合理的かつ柔軟なものとするとともに、社会人がアクセスしやすい多様なカリキュラムが提供される仕組みを整備する。

ウ) 教える人材の柔軟な確保・育成

それぞれの分野で教える適切な人材を十分に確保・育成するため、

実務家教員をはじめ、産業界の人材獲得ニーズに対応できる外部人材を積極的に活用する。その際、ティーチングスキルを短期間で身に付けられる研修機会を提供する等、実務家教員の効果的な登用が実質的に進む仕組みも併せて整備する。

エ) 「職業プロ養成機関」としての質担保・向上のビルトイン・インセンティブ

受講者の就職率・起業率、社会人受講率、受講者満足度等の実績に基づいた客観的指標と支援策とをリンクさせた評価制度を構築する。また、「専門性に富み、従来の大学卒業生と同等以上の賃金・学位を得て、世界の産業革命をリードするような現場レベルの革新を牽引し得る『高度職業人材』を輩出する教育機関」という社会的意義・使命を確保するため、十分な質を担保しながら認可する仕組みを整備する。

④ 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催

第4次産業革命が進行し、産業界で求められる人材層や人材スペックも変化していくことが予想される中、中長期的な産業構造・就業構造の変化を踏まえ、成長産業で活躍できる人材を、戦略的に育成していく必要がある。このため、関係省庁・産業界・労働界・教育機関・職業訓練機関や人材育成産業等が連携しながら、今後到来すると考えられる産業構造・就業構造の変化と、その中で想定される新しい産業に即した人材像・その資質や能力を適切に描き出すとともに、その結果を官民で認識共有し、職業能力開発政策・教育政策等へ具体的に反映させる仕組みを本年中に整備する。

⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人等の養成機能の充実

日本経済の成長を支える経営人材を質・量ともに豊かに輩出し、サービス産業等の生産性の向上を図るため、経営系専門職大学院について、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる特定分野の強化といった各校の特徴を伸ばす形での人材養成機能の充実を図る。また、専門職大学院制度を早急に見直し、学生や産業界など多様な関係者の視点を取り入れた評価の充実、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化等を進

める。

高等専門学校について、今後の社会の変化や企業のニーズに対応した学科再編などの教育プログラムの見直しを推進する。また、グローバルに展開する日本企業を支える人材育成のため、東南アジア等から高等専門学校への留学生受け入れや、これらの国への高等専門学校の海外展開を促進する。

専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受け入れ促進等に関する方策や、「職業実践専門課程」の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方について、本年度中に検討し、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

さらに、これらの高等教育機関における高度専門職業人等の養成機能充実に当たっては、中長期的な産業構造の変化を踏まえ、成長産業で活躍できる人材育成を戦略的に行う等の制度の充実に努める。

iii) 企業の人材管理の促進

① 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進

企業の人材育成等の取組に関する情報（以下「職場情報」という。）について、求職者にとって実用性が高く、人材育成に前向きに取り組む企業が積極的に評価されやすいデータベース化が必要である。このため、求職者に有益な「職場情報」のフォーマットを作成し、幅広い「職場情報」の積極的な提供を企業に要請する。また、企業の「職場情報」を求職者に提供する際、企業間の比較を容易にし、希望に沿った職業選択に資するよう、一覧化を図る。これらについて、来年度からの実施を目指し、本年度中に対処方針を取りまとめる。

② 中高年人材の最大活用

企業を取り巻く環境変化の加速化により、企業内の人材育成のみでは変化に十分に対応できなくなっており、また、転職等により様々なキャリアを持つ働き手が増加している中で、特に即戦力を必要としている企業（例えば地方の中小企業や成長軌道にある新興企業等）で、能力と経験を有する人材が持てる能力を存分に発揮できる仕組みを整備すべきである。このため、公益財団法人産業雇用安定センターにおける「試行在籍出向プログラム」を通じ、試行型出向のノウハウ・課題を整理・取

りまとめ、平成 30 年度の創設を目指す更なる支援制度の在り方を来年度中に検討し、結論を得る。また、「セルフ・キャリアドック」等による若年期からの継続的なキャリアコンサルティングの機会を確保する。

③ 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化（「セルフ・キャリアドック」の導入・促進等）

未来を担う若者が、職業生活において自身の能力や個性を發揮できる環境の実現を目指す。そのため、若者雇用促進法の成立も踏まえ、企業による職場情報提供の促進や「セルフ・キャリアドック」の導入促進等、企業における人材育成等を推進するとともに、専門実践教育訓練等を活用して、労働者のキャリア形成に資する IT 技術の習得など、自発的な能力開発を支援する。また、生産性の高いものづくり分野の人材育成のため、若者の技能検定の受検料の減免を速やかに検討し本年内に結論を得るとともに、技能五輪国際大会の日本への誘致に向けた具体的な方策を検討し、来年度年央までに結論を得る。

2-2. 働き方改革、雇用制度改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「失業期間6か月以上の者の数を今後5年間で2割減少」(2012年：151万人)

⇒2015年：108万人

《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間で9%」(2011年：7.4%)

⇒2014年：8.9%

《KPI》「2020年：20～64歳の就業率 81% (2012年：75%)」

⇒2015年：78.1%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少がもたらす供給制約に対応し、引き続き持続的な成長を実現するため、労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図りつつ、生産性の高い働き方の実現や、多様な働き手の参画に向けた働き過ぎ防止について、取組を強力に推進する。

i) 働き方改革の実行・実現

① 生産性の高い働き方の実現

更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するためには、個人が「就社」意識から脱却し、職の選択に当たり、職場に長時間拘束されず、能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの価値を最大限引き出せる職場か否かを重要な考慮要素とする考え方が社会の中で一層浸透することが重要である。このため、労働時間や人材育成等に関する企業の取組・実績の見える化を更に進めるための方策について検討を進める【後掲】(「Ⅲ-2-2-ii)労働市場での見える化の促進」において詳細記載)。また、働き方改革に関して様々な形で好事例の収集・公表が行われているが、労働時間削減のみでなく、生産性を向上させ、収益の拡大につながるという視点も踏まえたものへと充実させていく。また、テレワークのような柔軟な働き方について、企業の生産性向上に貢献する在り方を調査分析・公表すること等により、活用促進を図る。

加えて、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連絡会議」を開催するとともに、雇用創造政策に対する地域金融機関等の助言等の取組を推進するなど、関係省庁が連携しながら、経営管理改善・雇用管理改善双

方に取り組む企業等を一体的に支援していくことにより、地域中堅・中小企業の労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。

② 高度プロフェッショナル制度の早期創設

「高度プロフェッショナル制度」について、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、創造性の高い働き手がある能力を十分に発揮し、効率的な働き方ができるような選択肢を増やしていくことが重要である。このため、省令で規定することとしている対象業務について、時代とともに変化する新しい産業や市場におけるイノベーション創出につながる業務が、労使間の適切な話し合いにより適切かつ柔軟に認められるよう、労働基準法等の一部を改正する法律案の成立後、労働政策審議会において検討し、早期に結論を得る。

また、制度導入に当たっては、

- ア) 企業側の支援として、制度対象者の労務管理を行いやすくするために必要な情報や就業規則記載例を法定指針やリーフレット等に明記する。
- イ) 労働者側の支援として、制度利用希望者へ丁寧な情報提供を行うとともに、必要に応じて制度対象者の不安を解消し、トラブル発生時の迅速な問題解決を支援する、ワンストップの相談体制の整備・周知等の支援策を実施する。

③ 同一労働同一賃金の実現等

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるべく、非正規雇用労働者の待遇改善を更に徹底していく必要があり、同一労働同一賃金を実現するため、

①労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定し、普及啓発を行う。

②ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明らかにする。その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。

また、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月 28 日正社員転換・待遇改善実現本部決定）を踏まえ、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力的に推進する。

④ 長時間労働の是正

長時間労働を前提とする働き方の改革を男性・女性を問わず社会全体で進めていくことにより、育児と介護等を理由にこれまで仕事に就けなかった新たな働き手の就労等が可能となる。また、労働時間の減少を生産性向上で補おうとする企業の様々な取組・工夫や勤務時間内で成果を挙げようとする個人のモチベーションの高まりが労働の「質」を向上させることにより、企業の稼ぐ力が向上するとともに、出産・育児と仕事の両立促進等により、出生率の向上につながることも期待される。また、少子化対策の観点からは、我が国の人口分布等からも、早急に長時間労働是正の取組を強化することでより高い効果が得られることに留意すべきである。世界における日本の産業競争力を維持し、持続的な経済成長を実現するため、また、日本社会の構造的課題である少子高齢化に挑戦するためにも、長時間労働是正の取組をこのタイミングで迅速に政策決定し、強化することが必要である。既に政府の働き方改革に向けた様々な取組により、働きながら出産・育児にチャレンジするマインドが高まる動きが顕著になっており、このタイミングを捉えて、更に後押しすることが重要である。

ア) 労働基準法の執行の強化

労働基準法に基づく労働基準監督署による監督指導を強化する。特に月 80 時間超の時間外労働が疑われる全ての事業場を重点監督の対象として、監督指導を徹底する。また、月 80 時間超の時間外労働を定めた三六協定の届出がなされた場合等の指導助言を強化する。

また、労働基準法の執行を強化する観点から、労働基準法の内容や相談窓口の周知徹底を改めて図るとともに、監督指導の強化を実効あるものとするため、必要な人員体制の整備を含め、監督指導・捜査体制の強化を行う。

イ) 時間外労働規制の在り方の再検討

昨年 4 月に国会に提出した労働基準法等の一部を改正する法律案の

早期成立を図りつつ、三六協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を行う。

ウ) 企業の自主的な取組の促進

法執行の強化のための措置に加え、長時間労働の是正に向けた企業の自主的な取組を促進するため、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）に基づくガイドラインを改正し、勤務間インターバル措置を講じることなど、より踏み込んだ措置を自主的な取組の具体例として盛り込む。また、長時間労働是正や勤務間インターバルの導入に向けて自主的に取り組む企業を支援する。

エ) 国家公務員の取組促進

企業での取組を促進する上でも、国家公務員の長時間労働の是正に向けた取組を推進する。具体的には、本年4月より拡充されたフレックスタイム制も活用した「ゆう活」、業務効率化、長時間労働是正に向けた管理職等の取組・実績の人事評価への反映の再徹底等の「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づく取組を進め、これら「働き方改革」の進捗を踏まえてシステムによる勤務時間管理を検討する。また、「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」での検討を踏まえ、ペーパーレス化やテレワークに関する先進事例の横展開を速やかに実施するとともに、国会関係業務の効率化の促進を図る。加えて、管理職に求められるマネジメント能力の把握やその向上に向けた取組の在り方について検討する。

オ) 全国的なワーク・ライフ・バランス運動の展開等

長時間労働是正に向けた社会的気運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスの実現のためのセミナー等が全国で展開されているが、その際、意識啓発にとどまらず、ワーク・ライフ・バランス実現のための具体的な実践方法やベストプラクティスの共有を図るものへと内容を充実させていく。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現が企業の業績等にもたらす効果を把握・分析するため、これまで国の表彰や事例収集等の対象となった企業におけるその後の取組・実績についてフォローアップを行う。企業におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を促進するた

め本年度より導入した、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を国の調達においてより幅広く評価する枠組みについて、本年度中に独立行政法人等の調達に拡充し、来年度から原則完全実施する。あわせて、地方公共団体や民間企業等における同様の取組の促進を図る。

⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。

ii) 労働市場での見える化の促進

女性の活躍推進企業データベースの開設（本年2月）や若者雇用促進法による職場情報提供の開始（本年3月）等、職場情報の「見える化」の取組について、人材育成や長時間労働是正などの働き方改革に積極的な企業ほど労働市場で選ばれ、それが企業の自主的な取組を更に促進する、という好循環の実現を目指す。このため、これらの情報提供の仕組みについて不断の改善を図るとともに、若者・女性といった属性に縛られない利便性の高い情報開示の仕組みとなるよう、様々な「見える化」の取組の統合等に向けて、①利便性の高い検索機能や企業間比較の仕組みの導入、②「えるぼし認定」「くるみん認定」「ユースエール認定」「なでしこ銘柄」「健康経営銘柄」などの各種認定制度等との連携（取得の有無の表示等）、③情報提供の対象項目（長時間労働是正の観点から、例えば、三六協定で締結された時間外労働時間数について、企業の情報提供を可能とする等）、④長時間労働の是正や多様な働き方等、上場企業における働き方に関する方針の開示の在り方等についても検討した上で、来年度からの実施を目指し、本年度中に対処方針を取りまとめる。

iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、昨年10月に設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等

の在り方に関する検討会」において、解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方の検討を速やかに進め、可能な限り早期に結論を得た上で労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

2-3. 多様な働き手の参画

(1) KPI の主な進捗状況

(女性の活躍推進)

《KPI》「2020年：女性の就業率（25～44歳） 77%」

⇒2015年：71.6%（2012年：68%）

《KPI》「来年度末までに約50万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」（「待機児童解消加速化プラン」）

⇒2013年、2014年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人

(高齢者の活躍推進)

《KPI》「2020年：60～64歳の就業率 67%」

⇒2015年：62.2%（2012年：58%）

(障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率 2.0%」

⇒2015年：1.88%（2012年：1.69%）

(高度外国人材の活用)

《KPI》「2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す。さらに2020年末までに10,000人の高度人材認定を目指す。」

⇒ポイント制の導入（2012年5月）から2015年12月までに高度人材認定された外国人数は4,347人

(2) 新たに講ずべき具体的施策

女性活躍推進法が本年4月から全面施行され、企業等において、同法に基づく行動計画の策定等の取組が進展していることをも踏まえ、女性活躍の更なる推進に向けて、以下の施策を推進する。あわせて、「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、非正規雇用の女性の待遇改善、テレワークの推進を含めた多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革等の取組を推進する。

また、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバー人材センターの業務拡大等を盛り込んだ雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）が本年4月から順次施行されることも踏まえ、高齢者

の活躍促進に向けて、生涯現役で活躍できる社会の実現に向けた環境整備を加速する。

外国人材の活用については、IT分野においては、外国人IT人材の日本への留学やその後の就労支援等を実施するため、昨年11月、コンピュータソフトウェア協会を母体として、アジア等IT人材定着支援協議会が設立された。世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくため、IT人材等の優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込んでいく。

i) 女性の活躍推進

① ダイバーシティ経営の実践の促進

これまでの「なでしこ銘柄」や「ダイバーシティ経営企業100選」等の取組を踏まえ、好事例の分析等を通じて、企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営（女性のみならず、外国人や障害者等の登用を広く含む。）の在り方を明確にするとともに、例えば、ダイバーシティ経営を促進する情報提供の在り方等、企業・投資家双方への訴求力を高める方策について議論する新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論を得る。

また、上記検討の場とも連携しつつ、企業の人材管理の観点にとどまらず、資本の効果的な活用という観点から、持続的な価値創造に向けた投資のあり方検討会において、持続的な企業価値を生み出すための企業経営や投資の在り方、それを評価する手法について、狭義のESG（環境、社会、ガバナンス）だけでなく、人的資本、知的資本等を視野に入れた総合的な検討を本年度中に行い、一定の結論を得る。

② 待機児童解消に向けた取組強化

来年度末の待機児童解消の実現に向け、「待機児童解消加速化プラン」、本年3月に取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」等を踏まえて、経済・財政再生計画の枠組みの下、安定財源を確保しつつ、保育の受け皿の整備や保育人材の確保を着実に進める。具体的には、本年3月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第22号）により創設された「企業主導型保育事業」の本年度からの積極的な展開、ICTの活用等による業務負担軽減や保育士資格の取得支援等の取組とともに、保育士等の更なる処遇改善やキャリアパス

の構築を行う。

大規模マンション等の建設時の保育施設併設を促進するため、容積率緩和の特例措置を活用した保育施設併設のモデル事例を取りまとめて、地方自治体等への周知を図る。その際、地方自治体内における都市計画部局及び建築部局と保育部局の連携等を深め、都市計画の立案時点や、特例措置の許可申請時点から、関係部局間で連携した取組がなされるよう、地方自治体への周知徹底を行う。

今後も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。その際、中長期的に、専門的知識と技術をもつ保育士の社会的評価を向上させ、保育士がより魅力ある職業となるよう、諸外国における保育士の制度・事例の調査・分析を本年度中に行い、保育士の社会的評価をより向上させる方策について検討を行う。

③ 女性が働きやすい制度等への見直し

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。

税制については、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ）や「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月13日政府税制調査会取りまとめ）を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。

社会保障制度については、本年10月からの大企業での短時間労働者への適用拡大の施行を円滑に進めるとともに、中小企業についても、労使合意に基づく適用拡大の途^{みち}を開く制度的措置を講じる。また、年金機能強化法附則第2条に基づき、被用者保険の適用拡大の施行後3年以内に、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

ii) 高齢者の活躍推進

働く意欲のある高年齢者が年齢に関わりなく、その能力や経験をいかして生涯現役で活躍できる社会の実現を目指し、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実する。また、地域の協議会を活用して多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを全国に展開していくとともに、ハローワークの「生涯現役支援窓口」や高年齢退職予定者のマッチングのプラットフォームとなる「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」の活用等を通じて、高年齢者の再就職支援を行い、高年齢者の活躍機会の飛躍的向上を図る。

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

iv) 外国人材の活用

第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、高度IT人材のように、情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる高度外国人材について、より積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である。

このため、高度外国人材の受け入れに向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍してもらえるような戦略的な仕組みを構築する。

① 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討

高度IT人材など、日本経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが必要である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期

間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。

また、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。

② 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を速やかに策定し、また、企業との連携実績、インターンシップの実施計画等の観点に基づいた適切な認定等を受けた特別プログラムを修了した者については、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きの際に必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じた上、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。

加えて、留学生関係団体と連携した普及広報の強化や外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を通じて、関係省庁が連携し外国人留学生の日本国内での就職を推進する。

また、日本政府のODA等の公的資金を活用した、アジア各国での高度人材育成事業により輩出された人材は、我が国との親和性が高い者が多く、国内産業のイノベーションを促進するとともに、母国の発展にも貢献し、我が国と各国の紐帯を強める一助ともなることが期待される。こうした人材が日本とアジア各国との間で還流することを促すため、アジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等における、日本政府のODAによる高度人材育成事業の内容に日本の産業界のニーズを反映させ、充実を図る。また、これらの事業を既に実施している大学・大学院に加え、これまでかかる事業を実施していなかったアジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等についても、優秀な学生等に対して次の措置を講ずる。

- ・我が国とアジアの開発途上国双方におけるイノベーション環境の改善に、人材育成の面で貢献することを目的として、来年度から平成33年までの5年間で1000人を目標に優秀な学生等を日本に招

へいし、長期・短期の研修（日本の大学への留学、日本企業でのインターンシップ等）を提供する。

- ・優秀な学生等のうち日本企業への就職を希望する者に対して、ジョブフェア、マッチング事業等のサービスを各省が連携して効果的に提供する。
- ・優秀な学生等であって、外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。

③ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進

本年3月より開始された「製造業外国従業員受入事業」の仕組みを参考として、製造業以外の我が国経済の成長に資する分野についても、我が国企業の強みをいかしたグローバル展開を促進する取組を拡大する観点から、特定の専門技術を国内で修得する必要性に応じ、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とすることについて、本年度内にニーズ調査を実施の上、検討を行い、結論を得る。

④ 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化

今後、一層の外国人材の受け入れを目指すに当たっての基盤として、外国人の在留状況をより適切に管理する必要がある。このため、「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、更なる在留管理の適正化に向けて検討を進める。また、オンライン化を含めた在留資格手続きの円滑化・迅速化について平成30年度より開始するべく、所要の準備を進める。

⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備

外国人の受入れ推進のためには、在留管理制度上の取組のみならず、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必要がある。特に、教育環境については、日本の一般的な公立学校においても日本語指導を受けながら学校生活を過ごせるよう、可能な限り早期に日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語指導受講率100%を目指すとともに、特に日本語指導の必要な外国人児童生徒の

多い地域においては「JSL カリキュラム」における指導が確実に実施されるようにする。また、医療機関、銀行、電気・ガス事業者等に対して、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行うよう関係省庁から働きかけるとともに、特に「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」については本年度中に 40 か所程度へ拡充する等、生活環境の整備を進める。

(外国人材受入れの在り方検討)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

IV 海外の成長市場の取り込み

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

⇒2015 年度末時点 : 39.5%

※日本の貿易総額に占める、2015 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2015 年貿易額ベース)

※6 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中。

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。」

⇒2015 年末時点 : 24.4 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。」

⇒2013 年度 : 13.8 兆円 (2010 年度 : 12.6 兆円)

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」

⇒2014 年 : 約 19 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む。

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」

⇒2014 年度 : 143.6 億円 (2010 年度 : 66.3 億円)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

新興国を中心に拡大を続ける海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国の地域に取り込んでいくための官民一体の取組を推進する。本年 2 月に署名された TPP の発効は、世界の GDP の約 4 割を占めるアジア・太平洋の 8 億人の巨大市場の成長を取り込む大きなチャンスをもたらす。これを契機として、「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定) に基づく施策を着実に実施することを含め、中堅・中小企業を含む技術力を持った我が国企業の輸出・海外進出を加速化するとともに、対内直接投資を一層拡大し、我が国が、貿易・投資の国際中核拠点(グ

ローバル・ハブ)として持続的成長を遂げることを目指す。

その際、工業品やインフラシステムの海外展開のみならず、地域の特色をいかした地場産品、農産品や、放送コンテンツをはじめとするコンテンツ、サービスの海外展開も推進する。また、各分野間での相互連携や、観光をはじめとした他産業との連携も強化し、地域経済の好循環拡大を図る。

i) 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進

TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者^{けんいん}となることを目指す。

また、我が国企業の海外展開に向けたビジネス環境整備のため、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成 28 年 5 月公表)の下、2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の署名・発効を目指す。本目標に向けて、戦略的かつ積極的に新規協定の締結及び既存協定の改正を推進する。交渉相手国については、相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、産業界の要望、外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案^{けんあん}の上、毎年度、政府内にて検討を行う。

協定の内容については、新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保するとともに、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じてスピード感を重視した柔軟な交渉を行うことに加え、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることを目指す。これらの取組を一層加速化するため、外務省を中心に関係省庁が連携し、交渉官数の増加、民間人材の参加促進などにより、交渉体制の整備・強化を図る。

さらに、健全な国際的投資・経済交流の促進により我が国経済を活性化する観点から、今後とも、相手国との経済関係、経済界からの要望等を踏まえ、近年の経済情勢の変化に対応した既存の租税条約の改正を進めるとともに、将来的に我が国との投資関係の発展が見込まれる投資先国との間で新規に条約を締結することで租税条約ネットワークの拡充

に努める。また、取組を一層加速化するため、関係省庁が連携し、交渉体制の整備・強化を図る。

ii) TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援

これまで海外展開に踏み切ることができなかった地域企業をはじめ、我が国の中堅・中小企業が、TPP により構築されるグローバル・バリューチェーンに参画し、巨大市場を開拓するための TPP 利活用支援を強力に展開する。このため、TPP の内容や活用方策について丁寧な情報提供及び相談体制の整備を行うとともに、本年 2 月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」の下、海外ビジネスに精通した専門家を活用し、個々の支援対象企業に対し、必要な支援措置の調整や海外事業戦略策定、現地人材の確保、海外認証取得、販路開拓等の総合的な支援を行う。その際、関係省庁、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、商工会・商工会議所、海外に展開する日本企業へ融資や助言等を行う金融機関などの各種支援機関が、在外公館や ODA 等も活用しつつ連携することにより、従来組織単位では実現できなかった成功事例の創出とその横展開を図る。支援対象は、工業製品に限定することなく、伝統工芸品、農産品、サービスなど幅広い分野とするとともに、TPP による外資規制の緩和を背景に海外展開の促進が見込まれるコンビニエンス・ストアなどの流通産業との連携を促進する。これらの取組により、総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上を目指す。

iii) 対内直接投資誘致の強化

TPP を契機に我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指して策定された「政策パッケージ」（平成 28 年 5 月 20 日対日直接投資推進会議決定）に基づく施策を実施し、対内直接投資を更に促進する。

投資誘致において主要な役割を果たす地域の自治体が各地域の事情・特性を考慮した戦略的な外資誘致方針を作り上げ、誘致の成功事例を積み上げていくことを支援するため、自治体担当者への人材育成や、内外における投資成功事例の提供に加え、地方創生推進交付金の活用も含めた自治体事業の支援等、自治体への支援策を充実させる。また、これまで海外との接点のなかった地域の中堅・中小企業が、外国企業の経営資

源を活用して技術力強化、販路拡大等の成長力強化を実現できるよう、出資・業務提携を含めた外国企業との提携を促進する。加えて、総理・閣僚のトップセールスの効果的な活用や、在外公館等を通じた広報の強化に努めるとともに、JETRO の体制強化を通じ、投資インセンティブの提供等個別案件への営業と支援を強化することにより、研究開発部門等の高付加価値部門の積極的誘致に努める。

さらに、外国企業を呼び込む上での障害となる事業環境、生活環境の抜本的な改善を図るため、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定）を着実に実施することに加え、上記の「政策パッケージ」に基づき、外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続の抜本的簡素化について1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し速やかに着手する。並びに、全ての小学校への外国語指導助手(ALT)等外部人材2万人以上の配置や教員養成・実践的な研修の充実等により、全ての児童生徒に対する質の高い英語教育を実施するとともに、日本法令の外国語訳の拡充や高度人材の呼び込みの強化、外国人留学生の日本での就職促進、外国人児童生徒の教育環境の改善、日常生活における外国語対応の促進にも取り組んでいく。

iv) インフラシステム輸出の拡大

新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要を巡り、受注獲得競争が一層激化する中、世界の幅広いニーズに応えつつ受注目標を達成するため、「インフラシステム輸出戦略」（平成28年度改訂版）（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）や「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月公表）とその具体策（昨年11月公表）に盛り込まれた施策を着実かつ効果的に実施・活用するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（本年5月公表）に基づき、世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大及び更なる制度改善、並びにそれらに資するJICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤確保を行う。インフラシステム輸出は新興国と我が国の双方の経済成長に貢献するとの認識のもと、日本のインフラ事業の魅力を一層高め、競合国との差別化を図るため、政府は、経協インフラ戦略会議

を通じ、案件毎の調整チームの設置等により、政府横断的な対応を推進し、日本企業の積極的な取組を後押ししていく。その際、公的金融機関や官民ファンドを総動員し、出融資や貿易保険等の支援を強化することに加え、現地人材の育成や戦略的対外広報、事業実施可能性調査(F/S)及び実証事業の充実、国際標準の獲得、認証取得のための試験・評価拠点の整備・運用等の支援も含め、様々な政策ツールを効果的に組み合わせ、迅速な意思決定を確保しつつ、官民一体の受注に向けた取組を主導する。

また、インフラシステム輸出に関わる過去の様々な事例を検証の上、教訓・課題を整理し、関係機関等で共有して今後の受注にいかす。さらに、政府間対話の枠組み、首脳・閣僚レベルの会談の機会、現地大使等と先方政府とのネットワークを活用し、これらと人材育成、制度構築支援等の各種支援ツール、民間企業によるインフラ案件の受注に向けた活動との連携を図りつつ、相手国政府の産業政策や開発計画の策定段階から戦略的に関与し、民間企業の受注に結び付ける具体的な取組を推進する。

① 戦略的な人材育成の実施

「産業人材育成協力イニシアティブ」(平成27年11月公表)の着実な実施を含め、幅広い新興国の成長市場において、インフラ分野のエンジニア育成など、持続的成長に資する産業人材の育成を推進する。その際、即戦力となる産業人材や、産業政策策定を担う行政官の育成のみならず、高等専門学校を含む我が国高等教育機関や研究機関による育成・研究協力も必要である。また、インフラ整備計画の意思決定上のキーパーソンとなる政府関係者等に対し、我が国が比較優位にある環境、安全、エネルギー効率等の基準の重要性に関する認識を高め、それらの基準を、相手国の具体的規制、評価基準の形で組み込んでいくことを狙いとする戦略的な人材育成を行う。さらに、海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備も推進する。

② 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化

我が国の「質の高いインフラ」の理念の解説や発信を、総理・閣僚のトップセールス、駐日大使館への働きかけ、在外公館の活用等、対象に

応じた効果的な手段を用い、関係省庁・機関横断的に展開するとともに、本年中に我が国のインフラ技術の優位性を紹介する PR 映像等対外広報資料の作成や、一元的な情報発信のためのウェブサイトの整備を行い、戦略的な対外広報を実施する。また、国際会議等における「質の高いインフラ投資」の対外発信や、東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)をはじめとした国際機関の事業実施を通じ、同概念の国際的スタンダードとしての位置付けの確立を目指す。国際開発金融機関においては、インフラの質の高さを考慮した調達制度改革が行われるよう働きかけを行う。分野別の取組としては、APEC において、発電所の質の高さを担保するためのガイドラインを本年度内に策定するよう取り組むとともに、その他の分野における取組のアプローチについても検討を進める。

③ 円借款及び海外投融資の一層の迅速化並びに国際開発金融機関との連携強化

新興国からインフラ案件の早期完工を求める動きがますます強まっていることに対応するため、円借款や海外投融資の迅速化のために改善された新制度について、相手国政府に対して周知を図ること等により、活用を促進するとともに、円借款の魅力向上のため、更なる迅速化を実施する。

また、独立行政法人国際協力機構(JICA)がアジア開発銀行(ADB)と合意した新たな支援パッケージや、同機構が米州開発銀行(IDB)と拡充に合意した協調融資枠組みを活用するとともに、我が国人材の採用促進に取り組み、案件組成の上流段階から積極的に関与する具体的事例を創出する。さらに、その他の国際開発金融機関とも、同様の協力関係の構築を進める。

v) クールジャパンの推進

昨年12月に設立された「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下で、魅力あるコンテンツと周辺産業が連携した一体的な海外展開を図るため、相乗効果・波及効果の高い具体的な連携案件の組成を推進する。具体的には、民間のコンテンツ関連イベント等の機会に、ビジネスセミナーを開催し連携事例の紹介等を行うことを通じて、コンテンツ分野のみならず、食・観光・製造等、多様な関連事業者の連携に対する関心を喚起するとともに、連携に関する各分野のニーズ調査を行い、連携

案件の事業化の可能性が高い分野・事業者等を特定する。その上で、それら関連事業者と関係機関が参加するマッチングフォーラムを開催し、連携候補案件の発掘を行う。さらに、これら候補案件の事業化を支援するため、クールジャパン機構による連携案件への出資に向けた事業化アドバイスなど、マッチング支援策の強化を図る。

また、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、同プラットフォームの下に検討会を設置し、羽田空港跡地等におけるクールジャパン拠点構築に向けた民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。一方、海外においては在外公館等のクールジャパン拠点機能の抜本的な強化を行う。

さらに、クールジャパンを担う人材の育成を推進するとともに、クールジャパン機構による支援を積極的にかつより柔軟に展開する。また、コンテンツの国際的な発信力を強化するため、コンテンツ産業の振興のための諸施策を講じる。加えて、地方発のクールジャパン案件の発掘機能を強化し、地域経済の更なる活性化を促進するため、JETRO 等の支援機関の連携により、外部人材や海外の有識者を活用し、魅力ある地域資源の磨上げから海外販路開拓までを一貫して支援する。

日本産酒類については、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」の下で、日本食等と併せ、在外公館や国内外における多様な人的ネットワークやコンテンツ等を活用した情報発信、訪日外国人旅行者等に対する酒蔵ツーリズム等のプロモーションの充実や免税店制度の活用、地理的表示制度の活用による付加価値の向上等を図るとともに、関係省庁や JETRO による販路拡大支援、輸出先国における環境整備等の課題を整理した上で政府一体となって取り組む。

V 改革のモメンタム ～「改革2020」の推進～

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催され、我が国が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する2020年をモメンタムとして、改革・イノベーションを加速していくことが重要である。

このため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を梃子（レバレッジ）に、成長戦略に盛り込まれた施策を加速させる、改革・イノベーションの牽引役（アクセラレータ）として、2020年までに我が国として成し遂げるべき中核となるプロジェクトで、後世代に継承できる財産（レガシー）となるものを、政府を挙げて推進する。具体的には、世界からの注目度の上昇に合わせた実行により高い政策効果を生み出すことができ、我が国の強みを社会実装・ショーケース化し、海外にアピールできるものであって、その後の経済成長につながるものとして、以下の3つの重点政策分野における6つのプロジェクトの展開を図っていく。

特に、事業の実施主体や実施場所を原則として本年度中に明確化した上で、その進捗状況の管理を厳格に行うこと、必要な規制改革を早期に明確化すること、社会的課題の解決に貢献し、2020年以降に継承できる財産（レガシー）にもつながることを留意すること、を全プロジェクトが実施すべき共通課題とし、プロジェクトの推進を図っていく。

そのためにも、プロジェクトごとに、中長期的な視点から、解決に貢献すべき世界の社会的課題や2020年以降を視野にレガシー（財産）として残すべき点等について明確化する。同時に、2020年のショーケース化の成功に焦点を当てた視点からも、現在からの積上げと2020年からの逆算の双方から進捗管理のためのマイルストーンを検討・明確化しつつ、国家戦略特区制度も活用し、加速化すべき規制改革事項の明確化や2020年のショーケース化の際に重視すべき点の検討を行う。こうした時間軸を異にする双方の視点からの検討を通じ、各プロジェクトの磨上げ等を行うこととする。また、必要に応じ、プロジェクトの追加・見直しも含め、改革のモメンタムを高めるための不断の検討を行う。

(技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出)

(1) 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用

i) ストレスフリーな次世代都市交通システム

① 解決すべき社会的課題

- ・高齢者、障害者等の移動制約者を含む全ての人が快適に移動することができる社会の実現を目指す。

② プロジェクト概要

- ・都心と臨海副都心を、自動運転技術（車いす等が介助なしで乗降できるバス停止着制御等）を活用したバス路線で結節する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年9月にプロジェクトの事業者を京成バス株式会社に決定した。実施場所となる具体的なルートについては、本年4月に策定された事業計画において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の時点で虎ノ門から国際展示場駅までの路線を実現すること等が示された。
- ・スムーズな加減速、自動幅寄せ（正着制御）、公共車両優先の交通システム等の研究開発・実証を実施している。

④ 主な課題・今後の取組

- ・地方を含め、どのように取組を広く展開・普及促進していくのか、具体的な検討が必要である。
- ・本プロジェクトが世界最先端の技術水準で、ショーケース化たり得るものとなっているのか、把握することが必要である。

ii) 高齢者等の移動手段の確保・隊列走行の実現

① 解決すべき社会的課題

- ・高齢者、障害者等の移動制約者を含む全ての人が安全・快適に移動することができる社会の実現を目指す。
- ・人口減少社会における労働力（ドライバー）不足へ対応する。
- ・シェアリングエコノミー社会の在り方を踏まえ、安全・安心と利便性の双方を確保できるビジネスモデルの作り込みを目指す。

② プロジェクト概要

- ・最寄り駅と目的地を結ぶ「ラストワンマイル」において、自動走行技術を活用し、移動制約者も利用可能な移動手段を提供する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行によ

る移動サービスを可能とする。

- ・高速道路等で先導トラックに後続トラックを電子連結等させる隊列走行技術等を確立し、都市間のトラック運送事業において、隊列走行を実現する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年度から開催している産学官の「自動走行ビジネス検討会」において、ニーズの明確化や事業モデルの確定に向けて検討が必要な課題の抽出等を行った。

④ 主な課題・今後の取組

- ・事業の実施主体や実施場所を本年度中に明確化する。
- ・「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」（平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行による移動サービスの実現に向け、必要な制度やインフラを整備する。また、2020 年の高速道路等でのトラックの隊列走行の実現に向け、事業モデルの明確化、技術開発・実証、制度・事業環境に係る検討を進める。さらに、2020 年以降、完全自動走行の実現を目指す方策等について、検討を行う。

（2）分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

i) 再生可能エネルギー由来の CO₂ フリー水素の利用

① 解決すべき社会的課題

- ・世界共通の課題であるエネルギー・環境問題の解決を目指す。

② プロジェクト概要

- ・地方に豊富に賦存する再生可能エネルギー源を活用して CO₂ フリー水素を製造し、それを都市部へと輸送し利用するサプライチェーンを構築することで、地方と都市の再生可能エネルギーに係る需要と供給のアンバランスを解消する。

③ 現在までの取組状況

- ・事業採算性を確保できるプロジェクトの具体的な構築に向けた検討を進めるため、水素・燃料電池戦略協議会の下に実務者ワーキンググループを設置することを決定した。
- ・大規模水素製造装置の技術実証事業や水素輸送技術の開発・技術実証事業等を実施している。

④ 主な課題・今後の取組

- ・事業の実施主体や実施場所を本年度中に明確化する。あわせて、経済性も意識した事業モデルの検討を行う。
- ・水素の輸送方法等に係る技術実証を進めるとともに、水素ステーションに係る規制見直し（セルフ充填、液化水素ポンプの実用化等）を「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等にとり、実施する。

ii) 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

① 解決すべき社会的課題

- ・世界共通の課題であるエネルギー・環境問題の解決を目指す。
- ・シェアリングエコノミーを意識したビジネスモデルの作り込みを目指す。

② プロジェクト概要

- ・地域に分散して存在している再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等と、高度な需要管理手法であるデマンドレスポンス等を統合的に制御・活用することで、あたかも一つの発電所（「仮想発電所（VPP:Virtual Power Plant）」）のように機能させる効率的なエネルギーマネジメント手法を確立する。

③ 現在までの取組状況

- ・再生可能エネルギーの出力予測のための気象観測・予測データ活用等に向けた技術開発を実施している。
- ・本年 1 月にエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会を設置し、エネルギー機器の遠隔制御に係る通信規格の整備等について検討を開始した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・VPP 事業に係る有識者によりプロジェクト採択、進捗管理を行う「VPP 事業委員会（仮称）」において、本年度中に実証事業の実施者を決定し、プロジェクトの実施主体や実施場所を明確化する。
- ・蓄電池の群制御技術等の確立に向けた取組を進めるとともに、引き続き通信規格の整備やサイバーセキュリティの確保に向けた検討を進める。また、来年中のネガワット取引市場の創設に向けて「ネガワット取引に関するガイドライン」の改定等を行う。

(3) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

i) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト

① 解決すべき社会的課題

- ・人口減少社会における労働力不足へ対応する。
- ・あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者、障害者、外国人を含む多様な人達のストレスフリーな生活を実現する。

② プロジェクト概要

- ・日本科学未来館等があり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設に近接する台場及び青海地域等を中核として、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年9月に有識者による「ユニバーサル未来社会推進協議会」を立ち上げ、昨年10月より会員募集を開始した（会員数：本年4月現在で61企業・団体）。
- ・本年4月に、ユニバーサル未来社会推進協議会に「千葉県幕張新都心ワーキンググループ」を設置し、実証フィールドを幕張新都心地域まで広げた。

④ 主な課題・今後の取組

- ・2020年のショーケース構築に向けたアクションプランの策定を進めるとともに、引き続きユニバーサル未来社会に関連するプロジェクト等の推進のため、ワーキンググループを課題ごとに設置し、技術開発・実証をはじめとする社会実装に向けた課題を明確化する。

ii) 市街地・空港等

① 解決すべき社会的課題

- ・人口減少社会における労働力不足へ対応する。
- ・高齢者、障害者、外国人を含む多様な人達のストレスフリーな生活を実現する。

② プロジェクト概要

- ・市街地や空港など人々が日常的に行き交う環境におけるロボット活用に係るルールを整理・検討し、当該ルールの下で、多様なロボットが公共空間の至る所で、サービスを常時提供する姿を世界に発信する。

③ 現在までの取組状況

- ・ロボット活用に係る民間事業者等で構成されている「ロボット革命イ

ニシアティブ協議会」にロボットイノベーションワーキンググループを昨年9月に設置した。

- ・同ワーキンググループに設置したサブワーキンググループにおいて、ロボット活用に係る安全性確保に関するルールについて検討を進めるとともに、ショーケース化に向けた実証事業の実施等を通じたユースケースの創出等に関して関係事業者等との連携を進めているところである。

④ 主な課題・今後の取組

- ・本年度から、利用シーンを想定した実証事業を実施し、プロジェクトの実施場所・実施主体を明確化した上で、プロジェクトの具体化を図る。
- ・並行して、ロボット革命イニシアティブ協議会サブワーキンググループにおいて、上記実証事業の結果を踏まえ、必要に応じ安全確保に関するルールの追加・見直しを行う。

(4) 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）

① 解決すべき社会的課題

- ・世界に先駆け超高齢化社会に対応する我が国医療の世界への発信を行う。

② プロジェクト概要

- ・2020年を我が国の医療を海外に発信する好機と捉え、海外からのニーズが高く、我が国の医療が国際的優位性を有すると考えられる分野に着目して、国外からの医療サービス（健診や治療・検診（治療後のフォローを含む。））の受診者を積極的に受け入れる医療機関をリスト化し、渡航受診者による我が国医療の実体験の機会を拡大する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年6月に、医療国際展開タスクフォースの下に設置されたインバウンド・ワーキンググループにおいて「医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入機関の外国への情報発信に関する考え方―医療渡航支援企業認証等ガイドライン―」を取りまとめ、公表した。
- ・昨年9月に、国内医療機関での受診を訪日前から帰国後に渡り一貫して支援する医療渡航支援企業として、株式会社ジェイティービー（JTB）及び日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）の2社を、認

証組織である一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ) が認証した。

- ・昨年9月に、モスクワでの医療渡航展示会に日本ブースを出展。認証医療渡航支援企業及び我が国の医療機関等が、ミニセミナーや個別相談対応等により、我が国医療のPRを実施した。また、昨年12月にも、北京での医療渡航展示会において、認証医療渡航支援企業等が我が国医療のPRを実施した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・MEJにて日本国際病院（仮称）の枠組みとその基準を、医療関係者を中心とした有識者委員会で検討しており、基準を満たす医療機関を募集し、本年度中に、「日本国際病院（仮称）」となる医療機関を公表する。
- ・医療渡航支援企業認証等ガイドラインの効果検証・課題抽出を行い、必要に応じ新たな対応を検討する。
- ・我が国医療の海外プロモーションについて、これまでの実施結果も踏まえ、今後の戦略の具体化を早期に図る。

(訪日観光客の拡大に向けた環境整備等)

(5) 観光先進国のショーケース化

i) 観光地域

① 解決すべき社会的課題

- ・2020年に訪日外国人旅行者 4,000万人を達成するという目標を見据え、観光先進国を目指す。

② プロジェクト概要

- ・戦略的に観光を進める地方都市を選定し、その都市において日本版DMOを設立した上で、観光資源の磨上げ、キャッシュレス・多言語翻訳等の環境整備、在外公館等の活用や個人の属性に応じた情報発信等を実施することにより、観光先進国を体現する観光地域を作る。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年11月に広く全国より提案を募集し、本年1月に、釧路市・金沢市・長崎市の3市を観光立国ショーケースとして選定した。
- ・関連省庁がメンバーとなる支援チームを設置し、意見交換を実施した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・実施の場所として選定決定した、釧路市・金沢市・長崎市の3市にお

いて本年度、日本版 DMO が発足予定。

- ・本年度中に、当該日本版 DMO が中心となって、観光立国ショーケースとして観光資源の魅力磨上げ等を行う実施計画を策定する。
- ・また、当該実施計画を踏まえ、観光資源の磨上げ等に対し、優先的に支援する。
- ・加えて、観光資源の磨上げに当たって必要となる規制改革について、明確化を図るとともに、速やかに対応を進める。

ii) 東京

① 解決すべき社会的課題

- ・2020 年に訪日外国人旅行者 4,000 万人を達成するという目標を見据え、観光先進国を目指す。

② プロジェクト概要

- ・東京の主要ターミナルや東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設等を結ぶ連続的なエリアにおいて、バリアフリー化及び分かりやすい案内情報提供等を推進する。
- ・また、心のバリアフリーについて国民の理解を促進する。

③ 現在までの取組状況

- ・公共交通機関のバリアフリーの在り方について、有識者や関係事業者、障害者団体等で構成する検討会を設置し、空港から競技会場等までのアクセス経路の調査・検討を実施した。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場やそのアクセス経路等におけるユニバーサルデザイン化に向けて、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を策定中であり、そのうち構造物の設計に影響する項目については、先行して検討を行い、本年1月に、国際パラリンピック委員会の了承を得た。
- ・東京駅において案内表示調査・歩行者移動支援などを実施した。
- ・心のバリアフリーは、継続的な取組を進めた。

④ 主な課題・今後の取組

- ・東京大会の競技会場や成田・羽田空港等からのアクセス経路において必須となっているユニバーサルデザイン化を進めるに当たっては、公共交通機関のバリアフリー化と個人の属性に応じた案内情報提供や心のバリアフリー等を連携させ、ショーケースとしての訴求力を高めていく必要がある。そのため、本年末を目途にショーケースとしての

事業の内容を明確化する。

- ・さらに、国土交通省を中心として関係省庁が密接に連携するとともに、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議において、ショーケースの磨上げを図りつつ、全国へユニバーサルデザインの社会づくりを展開する。

iii) 成田空港・羽田空港

① 解決すべき社会的課題

- ・2020 年に訪日外国人旅行客 4,000 万人を達成するという目標を見据え、観光先進国を目指す。

② プロジェクト概要

- ・成田空港・羽田空港の鉄道・バスのアクセス改善、空港をゲートウェイとした情報発信拠点化等により利便性・快適性を向上させる。

③ 現在までの取組状況

- ・本年4月に、鉄道による空港アクセスを含む「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(交通政策審議会答申)の取りまとめがなされた。
- ・国家戦略特区における空港アクセスバス事業を、特区法上のメニューとして創設した。また、深夜・早朝時間帯における空港アクセスバスの利便性向上等を図った。
- ・空港を情報発信の拠点とすべく、デジタルサイネージの整備・機能の高度化に向けて、昨年度、標準仕様を策定した。多言語対応の技術開発も進めているところである。

④ 主な課題・今後の取組

- ・鉄道・バスによる空港アクセス改善及び個人の属性に応じた様々なコンテンツの発信、バリアフリー情報の提供、最先端のトイレ整備については、世界に開かれた日本の玄関口として、ショーケースにふさわしいものとするために、本年度中に具体的な取組内容及び実施主体・時期を明確化する。
- ・そのため、国土交通省を中心として関係省庁が密接に連携するとともに、協議会等を設置し、ショーケースの磨上げを図る。

(対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上)

(6) 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

① 解決すべき社会的課題

- ・国際的な注目度の高まりをレバレッジにして、対日直接投資を拡大し、ビジネス環境の改善を図る。

② プロジェクト概要

- ・2020年をターゲットイヤーとして、①Japan Business Conference (JBC)、②Regional Business Conference (RBC)、③スポーツ・文化・ワールド・フォーラム、④グローバル・ベンチャー・サミットなど、各種ビジネスカンファレンスを開催し、対日直接投資拡大に向けた対外発信を強化する。

③ 現在までの取組状況

- ・2019年から2020年にかけて開催されるRBCに向け、地方自治体における誘致戦略の策定や情報発信等について、JETROを通じた支援等を実施している。
- ・本年10月のスポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催に向け、昨年7月に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム官民協働実行委員会」を開催し、関係省庁や経済界、地方公共団体とも協力し、オールジャパンで本フォーラムを実施する体制を整備した。
- ・2020年のグローバル・ベンチャー・サミットの開催に向けた環境整備として、起業家や大企業内の新事業担当者をシリコンバレーへ派遣する人材育成プロジェクトの推進や、SLUSH、SXSW等の国際的なマッチングイベントへの参画等を実施した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・JBC、RBC、グローバル・ベンチャー・サミットについては、開催に向けた具体的な工程を明確にする。
- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムについては、成長戦略の内容のPR等に向けた検討を具体化することに加え、世界経済フォーラムと連携して実施する官民ワークショップ等の議論の成果を検討し、「改革2020プロジェクト」をはじめとする政府の成長戦略に反映する等、対日直接投資拡大に向けた施策との連携を図る。

中短期工程表

※ 全政策分野に関して2013年度から現時点までの進捗状況を示すとともに、当面3年間（2018年度まで）と2019年度以降の詳細な施策実施スケジュールを整理したもの。政策群ごとに達成すべき成果目標（KPI）を設定する。

※ KPIのうち下線を付したものは、「『日本再興戦略』改訂2015」の中短期工程表から追加・変更したもの。

I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現	2
2. 世界最先端の健康立国へ	20
3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	28
4. 観光立国の実現	33
5-1. スポーツ産業の未来開拓	50
5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化	51
6. サービス産業の活性化・生産性向上	55
7. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新	61
8. ものづくり産業革命の実現	75
9. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化	77
10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大	79
11. 都市の競争力向上と産業インフラの機能強化	98

II. 生産性革命を実現する規制・制度改革

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入	105
2-1. 「攻めの経営」の促進	106
2-2. 活力ある金融・資本市場の実現	114
2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）	122
3. 国家戦略特区による大胆な規制改革	124

III. イノベーション創出、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化	125
2-1. 人材力の強化	139
2-2. 働き方改革、雇用制度改革	148
2-3. 多様な働き手の参画	150

IV. 海外の成長市場の取り込み	157
------------------	-----

中短期工程表「第4次産業革命の実現①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進①	<p><産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置等> 「人工知能技術戦略会議」の設置(2016年4月)</p>	研究開発目標と産業化のロードマップ等の策定			<ul style="list-style-type: none"> 海外の研究機関等とも連携したロードマップに基づく人工知能に関する技術開発・産業化の実行 世界レベルでの競争力ある技術×AIに係る研究開発拠点の整備、研究環境の向上等の推進 			<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 	
	<p>・「インテリジェント化が加速するICTの未来像に関する研究会」において、ICT分野の技術革新が急速に進展する中、大きく変貌する未来社会の像を展望し、現在取り組むべき課題を提言(2015年6月)</p> <p>・「AIネットワーク化検討会議」において、AIネットワーク化に関し、目指すべき社会像、AIネットワーク化の社会・経済への影響・リスク、当面の課題等について検討し取りまとめを公表(2016年4月)</p>	AIの普及及びネットワーク化の進展に伴う社会的・倫理的課題に関する国内外の議論の推進						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) 	
	<p><規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進> 【プロジェクト抽出体制の整備】</p>	<p>新たな規制改革等の実行メカニズム導入に向けた検討</p>	新たな規制改革等の実行メカニズムの導入、実施						<ul style="list-style-type: none"> OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
	<p>「IoT推進コンソーシアム」の設置(2015年10月)</p> <p>※「IoT推進コンソーシアム」の下に、「IoT推進ラボ」、「スマートIoT推進フォーラム」を設置。</p>	<p>「IoT推進コンソーシアム」、「ロボット革命イニシアティブ協議会」等の活動を通じた新ビジネスの創出及び必要な環境整備等の促進 (規制改革、起業や組織の垣根を越えたデータ利活用等の促進等)</p>						<ul style="list-style-type: none"> MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 	
		<p>「IoT推進ラボ」等を通じた取組： ・個別企業の短期的なプロジェクトに対する資金・規制の両面からの支援 ・複数企業の中長期的な実証プロジェクトへの支援 ・地方版IoT推進ラボの設置の促進等</p>						<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 	
		<p>「IoT推進コンソーシアム」等を通じた、国際機関等との事業連携・国際協力の推進</p>							
		<p>ブロックチェーン技術の産業活用、データ流通の促進に向けた制度的課題等への対応方針の検討</p>			制度的課題等への対応				
		<p>「スマートIoT推進フォーラム」の活動等を通じ、テストベッド(ネットワーク技術等を活用したテスト環境)の利活用や研究開発・社会実証・標準化の一体的な推進による新サービス創出支援</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 	
	<p>「ロボット革命イニシアティブ協議会」の設置(2015年5月)</p>	<p>製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案等の推進</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す 	
		<p>高精度のセンサーやカメラシステム、人工知能を備えた次世代ロボット等の研究開発・実用化推進</p>							

中短期工程表「第4次産業革命の実現②」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進②	<規制・制度、データ利活用プロジェクト等の推進> 【個別プロジェクトの実行実現】(BtoCのビジネス領域関連) (IoTを活用した健康・医療サービス)							<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度末までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す 	
	(高度な自動走行の実現に向けた環境整備)	<ul style="list-style-type: none"> 運転支援システム高度化計画の決定(2013年10月) 官民ITS構想・ロードマップの決定(2014年6月)及び改定(2015年6月) 公道実証実験等の開始 自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンの策定・公表(2015年1月) 	治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行うための新たな基盤となる「代理機関(仮称)」制度を検討し、2017年中を目途に所要の法制上の措置	保険者・企業が有するレセプト・健診情報や健康情報を集約・分析し、「個別化健康サービス」の実証事業を実施	社会実装 他分野や他主体への横展開	官民ITS構想・ロードマップ2015に基づく戦略の展開	官民ITS構想・ロードマップ2016に基づく戦略の展開	HMI(ヒューマンマシンインターフェース)等を用いた安全運転支援システム・自動運転の公道実証実験の実施	高速道路における大規模実証実験、限定地域の公道における無人自動走行等の実証実験の実施

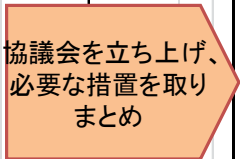
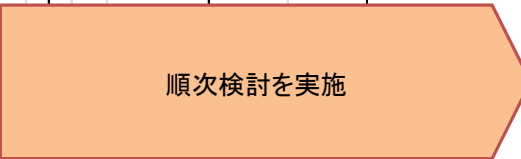
中短期工程表「第4次産業革命の実現③」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概要要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進③	<規制・制度、データ利活用プロジェクト等の推進> 【個別プロジェクトの実行実現】(BtoCのビジネス領域関連) (小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備)							<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) 	
	・「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」において運用ルール全体の骨子の取りまとめ(2015年6月) ・航空法の改正による小型無人機の基本的な飛行ルールの導入(2015年12月) ・「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、制度設計の方向性及び利活用と技術開発に関するロードマップの検討	制度設計の方向性及び利活用と技術開発に関するロードマップの取りまとめ	ロードマップに基づく技術開発・実証、環境整備に向けた更なる検討その他の必要な措置の実施			無人地帯における目視外飛行による利活用の本格化に向けた取組の実施	有人地帯における目視外飛行による利活用の本格化に向けた取組の実施		
	(世界最先端のスマート工場の実現)	2020年までに、センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例を50件以上創出し、国際標準を提案							<ul style="list-style-type: none"> OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
	(次世代ロボットの利活用促進)	新たなロボット社会の実現に向けた技術開発・実証の取組の実施							<ul style="list-style-type: none"> MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す
	(産業保安のスマート化)	IoT・BD・AIを活用した高度な自主保安を行う事業者に対して、規制上のポジティブインセンティブを導入するなど、保安力に応じて規制を柔軟化する(新たな制度の導入)。			プラント等での実証事業の結果を踏まえ新たな制度の見直しを図る。				
		企業の枠を超えてデータの共有を進めるためにプラント等での実証を行い、その実証結果を新たな制度に反映させる。							<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

中短期工程表「第4次産業革命の実現④」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の垣根を越えたデータ活用プロジェクト等の推進④ 確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ活用プロジェクト等の推進④	<p><規制・制度、データ活用プロジェクト等の推進> 【個別プロジェクトの実行実現】(BtoCのビジネス領域関連) (i-Construction)</p> <p>測量や検査等の15の基準とICTの建設機械のリース料を含む新積算基準を整備(2016年3月)</p>	<p>ICTの全面的な活用等によるあらゆる建設生産プロセスの生産性向上(i-Constructionの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTの全面的な活用(ICT 土工) (小型無人機に関する基準類を作業規程の準則へ反映するための取組等) 全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等) 施工時期の平準化 						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する
	<p>(FinTech)</p> <ul style="list-style-type: none"> ITの急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境変化を踏まえ、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において、決済高度化に向けたアクション・プランを含め、提言を取りまとめ、公表(2015年12月) 上記提言を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を通常国会に提出(2016年3月) 	<p>FinTechの動きへの制度的な対応を進める観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法等の一部改正法の早期施行に向けて所要の政令・内閣府令を速やかに整備し、金融機関と金融関連IT企業との連携強化や仮想通貨への対応等のための環境を整備 イノベーションを促す環境を整備するため、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討。その中で、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech企業と金融機関の関係をめぐる法制の在り方等についても、検討。 <p>海外展開も視野に入れた日本発のFinTechベンチャーを創出するため、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置し、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築などFinTechエコシステムの構築を進めるとともに、FinTechに係る国際的なネットワーク形成等を行う。</p>						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)
	<p>(キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進)</p> <p>キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性向上を図るための対応策を取りまとめ、公表(2014年12月) キャッシュレス決済のビッグデータの利活用に向けた環境整備の具体的方策として、「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタンディグループ」報告書を公表(2016年2月)</p>	<p>関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づく下記施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人向けの利便性向上等 クレジットカード等を消費者が安全に利用できる環境整備 公的分野の効率性向上の観点から電子決済の利用拡大 <p>クレジット決済端末の100%IC対応化等の取組</p> <p>クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を推進</p> <p>関連事業者団体におけるプライバシー配慮に関するルール整備を促す</p> <p>ビッグデータの政策的活用(各種統計調査への寄与、新たな消費統計の作成)の検討等</p> <p>金融機関の海外発行カード対応ATMの設置促進</p>						<ul style="list-style-type: none"> OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
	<p>流通・物流分野における情報の利活用に関する対応策を取りまとめ、公表(2016年5月)</p>	<p>購買情報(レシートデータ)のフォーマット策定</p> <p>個人情報の保護・利活用に向けたガイドライン策定</p> <p>IT(複数のタグ情報を非接触で瞬時に読取可能な電子タグ等)を活用した実証事業</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す
	<p>(IoTを活用したおもてなしサービスの実現)</p>	<p>IoTやクラウド等を用いた外国人旅行者等の属性情報等の活用や事業者間連携による先進的かつ多様なサービス、決済環境の提供等に向けた実証事業を実施</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
								<p>社会実装化</p>

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑤」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進⑤	<規制・制度、データ利活用プロジェクト等の推進> 【個別プロジェクトの実行実現】(C to Cのビジネス領域関連:シェアリングエコノミーの推進)	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会			
						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑥」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
第4次産業革命を支える環境整備①	<データ利活用促進に向けた環境整備>							<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が2015年の通常国会で成立(2015年9月)	汎用的なガイドラインや匿名加工情報に係るルールの整備			国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協力関係の構築等の取組の推進			
	「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案」国会提出(2016年3月)	国民・事業者への周知・広報			個別にデータ利活用が期待される分野の特定及びスケジュールについて本年中を目途に結論			
	安全・安心なデータの流通の円滑化に向けた検討結果を中間整理として取りまとめ(2016年5月)	内閣官房IT総合戦略室において、データ流通における個人の関与の仕組み(個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム)等について検討し、取りまとめ			内閣官房IT総合戦略室において順次検討を実施			

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑦」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命を支える環境整備②	<p><スピード感あるビジネス新陳代謝の促進> (第4次産業革命等を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等)</p> <p>(第4次産業革命等に対応した金融・資本市場の整備)</p> <p>(先端設備の投資促進)</p> <p>産業競争力強化法が2013年の臨時国会で成立し、2014年1月に施行</p> <p>平成26年度税制改正において、先端設備の導入やオペレーションの刷新・改善を促す設備に対して税額控除・即時償却を認める「生産性向上を促す設備投資税制」を創設、関連法案が国会で成立</p> <p>リース手法を活用した先端的新規設備投資の支援措置を盛り込んだ産業競争力強化法が2013年の臨時国会で成立し、2014年1月に施行。平成25年度補正予算で関連予算を措置、平成27年度末で申請受付終了。</p> <p>(第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進)</p> <p>○知的財産戦略本部に「次世代知財システム検討委員会」を設置し、デジタル・ネットワークの発達を最大限に活用することで、新たなイノベーションを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの在り方について議論を実施(2015年度)</p> <p>○文部科学省において、文化審議会の下にワーキングチームを設置し、デジタル・ネットワークの発達に伴う権利制限規定やライセンス体制の在り方について検討を開始(2015年度)</p>	<p>イノベーション投資、事業再編等に係る対応策の検討</p> <p>イノベーションを促進するためのエクイティ投資活性化の在り方の検討</p> <p>法の執行・関連施策の周知広報</p> <p>制度の執行・周知広報</p> <p>法の執行</p>	<p>必要な施策の実施 (制度的対応含む)</p>	<p>政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する</p> <p>政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)</p> <p>OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す</p> <p>MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す</p> <p>観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。</p> <p>2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す</p> <p>2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す</p>					
	<p>デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟な権利制限規定について検討を行い、必要な措置を講じる。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、ガイドラインの策定等、更に必要な措置を実施。</p>							
	<p>ライセンス環境の整備に資する著作物等の権利情報を集約化したデータベースの構築に向けた検討等を官民連携して実施。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。</p>							
	<p>AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財に関する制度の在り方や、第4次産業革命時代のグローバルなイノベーション創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿について検討。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。</p>							

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑧」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命を支える環境整備③	<p><国際標準化推進体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 新市場創造型標準化制度において、中堅・中小企業等の14件の提案について、標準化を行うことを決定。 各地域における潜在的な標準化案件を面的に発掘するため、「標準化活用支援パートナーシップ制度」の運用を2015年11月に開始。 大学及び大学院における標準化関連講義の拡充や講師派遣等を実施。 大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池に関する試験認証設備を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証基盤を順次整備し、運用を強化するとともに、新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用等による中小企業に対する支援強化（「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関を2016年末までに全国47都道府県に順次拡大）、標準化人材の育成、アジア諸国との連携強化等、国際展開を念頭に置いた標準・認証施策を推進。 国立研究開発法人等と連携し、先端技術等の国際標準化を推進。 						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)
	<p>(公正かつ自由な競争を維持するための実態把握と厳正な法執行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル市場における取引実態を把握するための調査 デジタル市場において市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないかを経済環境や市場の変化を踏まえて検証するなどにより、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う。 						<ul style="list-style-type: none"> OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
	<p><第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築></p>	<p>「第4次産業革命 人材育成推進会議」の立ち上げ</p>	<p>第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映</p>					<ul style="list-style-type: none"> MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す
	<p><中堅・中小企業に対するIT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及></p>	<p>プラットフォームロボットの具体化のための検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引き下げ(2020年まで) ロボット導入支援人材(システムインテグレーター)の倍増(2020年まで) 					<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。
		<p>ロボット導入手順の明確化のための検討</p>	<p>一万社以上でIT・ロボット導入等を支援(今後2年間)</p>					<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す
	<p><第4次産業革命に対応したIT産業の構造転換></p>	<p>IT産業における多重下請構造と長時間労働の改善に係る官民の協議の場の設置、実態把握、改善方策の推進等</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
		<p>第4次産業革命に対応した組込みソフトウェア等のIT産業の構造転換を促進するための技術者能力の向上等の取組推進</p>						

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑨」

第4次産業革命を支える環境整備④

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p><サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等></p> <p>推進体制の機能強化に関する取組方針を策定(2014年11月) 内閣サイバーセキュリティセンターを設置(2015年1月)</p>								<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを用途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に向けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
<p>「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」を策定(2014年5月 情報セキュリティ政策会議決定)</p>		<p>政府の製品・サービス調達における情報セキュリティの要件化 サイバーセキュリティに係る人材育成のための訓練・演習教材等の取組推進 情報処理技術者試験をはじめとした能力評価基準・資格等の在り方について検討</p>						
<p>重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画の見直しに向けたロードマップ 策定 (2016年3月サイバーセキュリティ本部決定)</p>		<p>サイバーセキュリティ戦略本部で策定したロードマップに従い、当該行動計画の見直しの検討を行う</p>			<p>強靱で活力あるサイバー空間の構築</p>			
<p>「サイバーセキュリティ国際連携取組方針」を策定(2013年10月 情報セキュリティ政策会議決定) 「サイバーセキュリティ戦略」(サイバーセキュリティ分野での国際戦略を含む)を策定(2015年9月閣議決定)</p>		<p>多角的なパートナーシップの強化</p>						
<p>制御システム等のセキュリティの国内での評価・認証を行う機関による制御機器の認証制度を創設(2014年度)</p>		<p>制御システムの評価について検討するとともに制御機器の認証の普及を促進する</p>						
<p>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律成立(平成28年4月15日)</p>		<p>政令等の策定</p>		<p>サイバーセキュリティ戦略本部の業務範囲拡大等 情報処理安全確保支援士制度の運用・周知拡大</p>				
<p>「IoT推進コンソーシアム」の設置(2015年10月)</p> <p>※「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoTセキュリティワーキンググループ」等を設置。</p>		<p>IoTセキュリティガイドラインの策定</p>						

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑩」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命を支える環境整備⑤		サイバーセキュリティ戦略の推進						
	中央省庁に加え、独立行政法人、府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等についても 監査・監視対象を段階的に拡大	→						• 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する
	GSOCシステムの検知・解析能力、運用体制の強化に係る方針の策定	→						• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)
	攻撃リスクの低減等を含む政府機関等の対策方針の策定	→						
	高度セキュリティ人材の民間登用	→						
	施策推進に当たり必要となる予算や体制についての措置(追加的に必要な経費等は、業務・システム改革その他施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向け)	→						
	個人情報保護委員会による監視・監督体制を整備	→						
	LGWANIについて集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備	→						• OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
	官民連携を実現するための認証連携のための枠組の取組方針を策定	→						• MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す
	企業サイバーセキュリティ対策に係る情報開示、経営上行うべき事項を明確化したガイドラインを策定	→						• 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。
	国際標準に基づく第三者評価・監査の実施	→						
	重要インフラのセキュリティ強化策の具体的内容を決定	→						
	IT化や技術進展を踏まえ、重要インフラの対象範囲を見直し	→						
	重要インフラの情報共有体制の整備及び基盤構築、実践的な演習・訓練の実施等	→						• 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す
	NEDOの支援事業や政府系ファンドによるベンチャー企業等の育成等を通じたサイバーセキュリティ産業の成長産業化	→						
IoTセキュリティガイドライン等の策定・見直し	→							
「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を策定(2016年3月サイバーセキュリティ戦略本部決定)	→						• 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す	
サイバー犯罪対策の強化	→							
	サイバーセキュリティの人材育成に係る施策の総合的な推進							
	対処機関における人的基盤の強化							

中短期工程表「第4次産業革命の実現①」

第4次産業革命を支える環境整備⑥

2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
	番号制度の導入、社会保障・税分野等における業務改革の推進						・政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する
預貯金付番等を可能とするマイナンバー法等改正法の成立(2015年9月)	マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討 (戸籍事務・旅券・在外邦人の情報管理、証券分野等において公共性の高い業務)						・政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)
	マイナンバーカードの公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等に関する検討 マイナンバーカードと国家公務員身分証一体化						
	マイナンバーカードのキャッシュカード等としての利用に向けた検討・実現						
	マイナンバーカードの利便性向上策について検討し、可能なものから順次実現(旧姓併記等の券面記載事項の充実等)						
「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、電子私書箱の機能検証、テレビ、スマートフォンによるマイナンバーカードの読み取り機能の実装に向けた検討を実施。	公的個人認証機能のスマートフォンでの申請・ダウンロードのための技術開発及び関係者間協議			スマートフォンを活用した読み取り申請開始			・OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
	自動車検査登録事務 全都道府県共同利用システム構築			提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施			・MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す
	マイナンバーカードを健康保険証として利用						
	各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現						・観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年にかけて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。
	ワンストップサービス/プッシュ型サービスや本人確認に係る官民連携等に関する検討			地方公共団体も含めたマイナポータルの本格運用開始			
	電子私書箱構築のための官民連携した仕組みの検討			マイナポータルの順次利用開始			
	電子行政手続への多様なアクセス手段の確保			運用開始			・2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す
「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、電子私書箱の機能検証、テレビ、スマートフォンによるマイナンバーカードの読み取り機能の実装に向けた検討を実施。	マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けた制度的措置及びシステム構築に関する検討			地方公共団体での利用可能化			
「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、法人間の取引等における権限の認証に係る制度整備に向けて検討を開始。	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討						・2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
「公開情報への法人番号の併記について」策定(2015年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)	政府が法人情報を公開する際、順次、法人番号を併記						
	「法人ポータル」の検討・構築			運用開始			

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑫」

2013年度～2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度～

KPI

概算要求
税制改正要望等

秋

年末

通常国会

「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」の決定(2015年6月 年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム)
(国税・地方税に係る帳簿書類の電子保存対象範囲の拡大、厚生労働省から国税庁への強制徴収委任の強化、法人番号の活用による年金・国税・地方税当局間での法人に関する情報連携の強化等を実施した。)

年金・国税・地方税等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供に向けての取組	サービス提供
国民年金保険料の簡便な免除申請手続(ワンクリック免除申請)導入に向けての取組	免除候補者に対する情報提供 簡便な免除手続
マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化に向けての取組	①被保険者に対し、自己負担額等を通知 ②被保険者が、①の情報を医療費控除に活用
マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の申告手続の簡素化に向けての取組	サービス提供
年金・国税・地方税の申告・申請等に係る提出書類の省略に向けての取組	提出書類省略
国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対する情報提供の強化に向けての取組	滞納者や免除該当者等に対する情報提供 マイナポータルを活用した情報提供
年金保険料・国税のインターネット上でのクレジットカード納付の導入に向けての取組 利用可能(年金保険料) 利用可能(国税) 地方税のクレジットカード納付対応自治体の拡大	
	国民年金保険料の前納時期の柔軟化
法人が活用しやすい税・社会保険に係る民間ソフトウェアの開発に向けた会議設置・制度改正やマイナンバー制度への対応などソフト開発に必要な仕様情報等の提供・助言	
国税の添付書類のデータ化送信に向けての取組 データ化送信の実現	
源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)の様式統一化・提出一元化に向けての取組	一括作成・提出が可能
国税・地方税に係る帳簿書類の電子保存対象範囲の拡大に向けての取組 対象範囲の拡大	
国民年金保険料滞納者についての督促の対象を段階的に拡大	免除対象者等を除く 全ての滞納者に対する督促
厚生年金適用漏れ解消のための集中的な加入指導等の一層の強化	
徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化(厚生労働省から国税庁への強制徴収委任要件の緩和等)	
若者に重点を置いた広報活動の強化(スマートフォンで年金情報等を確認できる年金アプリの開発等)	
年金・国税・地方税当局間の情報共有ネットワークの整備に向けての取組 ネットワーク整備	
法人番号の活用による年金・国税・地方税当局間での法人に関する情報連携の強化	

- 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する
- 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)
- OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す
- MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す
- 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。
- 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す
- 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

第4次産業革命を支える環境整備⑦

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑬」

第4次産業革命を支える環境整備⑧

2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
	<div data-bbox="845 534 1819 619" style="border: 1px solid orange; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; text-align: center;"> 対日直接投資、起業、引越、結婚、退職等の分野で必要になる一連の行政手続をワンストップで提供するための検討 </div>						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を取りまとめ (2013年12月 IT総合戦略本部決定)	<div data-bbox="762 648 1819 753" style="border: 1px solid blue; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;"> アクションプランに掲げられた各項目の着実な実施とフォローアップ </div>						
「IT利活用に係る基本指針」(2015年6月 IT総合戦略本部決定)	<div data-bbox="762 762 1819 833" style="border: 1px solid blue; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;"> IT利活用裾野拡大のための規制・制度改革の推進 </div>						

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑭」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
第4次産業革命を支える環境整備⑨	公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月)				API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充						<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年にかけて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
	地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの策定(2015年2月)				LOD等のデータ提供手引書の策定	LOD等のデータ提供の実施					
	オープンデータ2.0の方針取りまとめ				地方公共団体の人材支援策の検討	地方公共団体のオープンデータの取組推進		国民・利用者を中心とした電子行政サービスの推進			
	地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの策定(2015年2月)、地方公共団体に向けた各種支援策として、伝道師の派遣制度創設、ツールの提供、事例集の取りまとめ(2016年3月)				オープンデータ2.0に基づく施策の推進						
					政策分野を踏まえた強化分野に係る公開の取組についての具体的な目標の設定	政策課題を踏まえた強化分野に係る公開の取組の促進					
					民間企業等における協調領域でのデータ公開の協力依頼						
					地方公共団体のオープンデータの取組促進(伝道師派遣、ツールの横展開、事例集の拡充等)						
					政府情報システム改革ロードマップのフォローアップ・見直し 政府情報システムのクラウド化の推進						
					自治体情報システムのクラウド化を加速、クラウド導入市区町村の倍増を目指す						
		リモートアクセス機能等の整備(2014年10月)				政府職員のワークスタイル変革を促進					
					利用者の拡大						
					オフィス改革等によるペーパーレス化の推進						

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑮」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命を支える環境整備⑩	<p>工程表該当施策を中心に、規制改革や政策資源を集中的投入し、重点課題について分野複合的な解決を推進</p>		<p>成功モデルをパッケージで海外展開</p>			<p>安全・便利な生活が可能となる社会像の実現</p>		<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度末までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
	<p>「官民ミッション」の派遣、実証事業の強化や国際イベントを通じた戦略的な広報の推進、我が国のICTに精通した現地人材育成の推進、JICTの積極的活用によるリスクマネーの供給拡大等、機動的で実効的な官民連携体制を構築</p>		<p>G空間情報センターの運用開始</p>					
	<p>運営主体の決定</p>							
	<p>G空間プラットフォームで取り扱う情報の品質確保(更新頻度等)、二次利用、個人情報保護に係る提供ルールの整備等</p>							
	<p>情報通信審議会で新たな情報通信技術戦略を検討</p>							
	<p>IoT技術開発・実証推進体制の構築</p>		<p>社会全体のICT化の推進のために必要な技術の確立、社会実証の推進</p>					
	<p>「地方創生IT活用促進プラン」の策定(2015年6月IT総合戦略本部決定)</p>							
			<p>地域サービスイノベーションクラウドの普及促進</p>					
			<p>ふるさとテレワークの全国展開の促進</p>					
			<p>ふるさとテレワークの全国展開(モデル拠点の整備)</p>					
		<p>ICT街づくりの成功モデル等の普及展開</p>						
<ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド・ネットワーク及びクラウドサービス利用の普及 地域の中小企業等にクラウドサービス等のICT活用用の普及啓発やICT投資を促進する体制を整備 		<p>新たに整備した推進体制を活用し、ICT活用の成功事例の普及、セミナー開催等、地域の中小企業におけるICT利活用促進の支援策を講じる。</p>						

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑬」

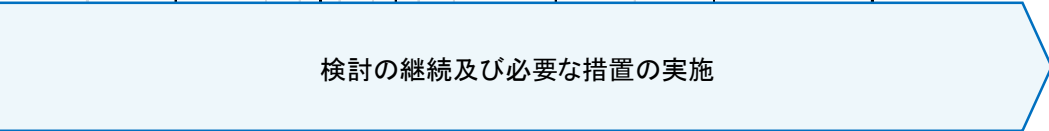
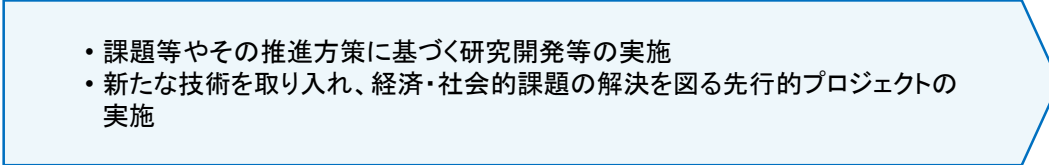
	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命を支える環境整備⑬	＜第4次産業革命を支える情報通信環境整備＞							<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
	世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化に向けたテストベッドの整備及び産学官への開放	世界最高レベル(1Tbps級)次世代光通信技術の研究開発の推進			5Gシステム総合実証試験の推進			
	第4世代移動通信システムの早期実用化に向け新たな周波数帯を割当(2014年12月)	順次、サービス開始に向けた準備を開始						
	移動通信システムの国際的追加周波数分配に向け国際電気通信連合(ITU)世界無線通信会議(WRC-15)等に提案	WRC-19等に向けた国際的な5G向け周波数の検討、各国間調整による移動通信システム用の周波数の検討						
	第5世代移動通信システム(5G)の実現に向けた周波数をより高度かつ効率的に利用可能とする技術の研究開発の推進							
	移動通信システム用の周波数の確保等のため、周波数有効利用技術の研究開発・技術試験、既存業務の周波数共用・再編・移行等の推進							
	小型無人機(ドローン)等のロボットにおける電波利用の高度化のための使用周波数帯の拡大等に向けた検討・制度整備				圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備			
	無料公衆無線LAN環境整備のための推進体制として無料公衆無線LAN整備促進協議会を設置(2014年8月) 「訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続の簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針」の策定(2016年2月)				圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備 無料公衆無線LAN環境の整備促進(エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化、共通シンボルマーク(Japan.Free Wi-Fi)の普及、海外向け情報発信、地方公共団体等への支援、民間事業者提供拠点の活用促進等) 主要な観光・防災拠点における重点整備箇所について、整備計画を作成(毎年度改定を予定)			
	訪日観光客等が持ち込む携帯電話端末等における国内発行SIMカードの利用円滑化のため、電気通信事業法等の一部を改正する法律による改正電波法の施行(2016年5月)				既設の無線LANアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、全国各地におけるシームレスな無線LAN環境を実現			
					空港・店舗への販売拠点の設置推進を通じた、訪日外国人向けの国内発行SIMカードの利用促進			

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑱」

第4次産業革命を支える環境整備⑱

2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p>「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会答申(2014年12月) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の成立(2015年5月) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行(2016年5月)</p> <p>総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付解約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月)。 プッシュ型通知、解約期間延長の実現(2016年3月)。</p> <p>モバイルネットワークの機能開放について、事業者間協議を促進するためガイドライン改正(2016年3月)</p> <p>「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」第四次報告書の公表(2016年1月)</p> <p>「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について情報通信審議会答申(2015年12月)</p> <p>国際ローミング料金の低廉化について、二国間協議を開始(2015年2月)</p>	<p>ガイドライン改正を踏まえ、事業者間協議の促進</p>			<p>圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備</p>			<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。
	<p>移動通信ネットワークのIPv6対応の推進・検証</p>			<p>IoTに対応したモバイルネットワークの高度化</p>			
	<p>多機能ルータを利用するアドホック無線ネットワークの利用環境の整備</p>			<p>M2M等向け専用番号の導入</p>			
	<p>データセンター地域分散化の推進</p>			<p>外国政府との二国間協議の推進</p>			
	<p>8K等超高精細映像データの医療分野での利活用に向けた検討</p>			<p>8K等超高精細映像データの医療分野での利活用に向けた取組の推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す
	<p>衛星放送での4K・8K実用放送のチャンネル数拡大に向けた技術的実証と周波数割当等の制度整備</p>			<p>実用放送開始</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

中短期工程表「第4次産業革命の実現⑱」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
ビッグデータ・人工知能等による産業構造・就業構造の変革	<p><産業構造・就業構造の変革への遅滞ない対応></p>									<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する。(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す MVNO契約数について、2016年中に1,500万契約を目指す 観光案内所、文化財、自然公園や、避難場所・避難所等の主要な観光防災拠点について、2020年に受けて無料公衆無線LAN環境の整備を目指す。 2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む)における成功モデル等の自立的な普及展開を目指す 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
	<p>IoT・ビッグデータ・人工知能がもたらす産業構造・就業構造の変化の絵姿と、その対応の検討(2016年4月中旬取りまとめ)</p>									
	<p><未来社会を見据えた共通基盤技術等の強化></p>			 <ul style="list-style-type: none"> 課題等やその推進方策に基づく研究開発等の実施 新たな技術を取り入れ、経済・社会的課題の解決を図る先行的プロジェクトの実施 						
<p>未来の幅広い分野における産業創造や社会変革に対応するため、新たな時代を支える共通基盤技術に関して重点的に取り組むべき課題等やその推進方策を取りまとめ</p>			<ul style="list-style-type: none"> 取りまとめた推進方策を踏まえ、人工知能や情報処理技術、高性能デバイス、ネットワーク技術、電波利用技術等については、コアテクノロジーの確立及び社会実装の推進 同様に、IoT・ビッグデータ・人工知能の分野を越えて融合・活用する次世代プラットフォームの整備に必要となる研究開発や制度整備改革等の推進 次世代人工知能の研究開発、実用化及び産業化支援等に関しては、総務省・文部科学省・経済産業省が一体的に推進。 新たなビッグデータ利活用と高精度・高速シミュレーションを実現する最先端スーパーコンピュータの利用に係る研究開発とその産業利用の促進 							

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ①」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
公的保険外サービスの活用促進①	【健康寿命延伸産業の育成】	<p>産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度を利用し、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を策定・公表(2014年3月)</p> <p>2016年4月に「次世代ヘルスケア産業協議会」において、ヘルスケア産業創出のための需給両面の対策をまとめた「アクションプラン2016」を策定・公表。これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給面として、 -地域版協議会の設置等による地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出 -地域包括ケアシステム実現に向けた民間活力活用に関する基本方針の策定 -ヘルスケアファンドの創設・支援 -ヘルスケアサービスの品質認証制度の構築・普及等による信頼に足るヘルスケアサービスのエビデンス作り -ヘルスケア分野のエコシステム作り等を行う。 需要面として、 -健康経営銘柄をはじめとした大企業、中小企業それぞれの状況に応じた健康経営の推進及び情報開示の促進等を行う。 <p>糖尿病が疑われる者等を対象に、ホテル・旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラムを開発し、試行事業を実施</p> <p>「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」において、機能性を表示できる新たな方策について検討の上報告書を公表(2014年7月)、食品表示基準に機能性表示食品として規定2015年4月施行し、初年度で約300件の届出品目を公表</p>						
		<p>グレーゾーン解消制度を活用し、ヘルスケアに係る新事業等を行いやすくするような適法性確認を推進</p>						
		<p>地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の設置促進・機能強化・相互ネットワークの構築、地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出</p>						
		<p>関係団体の協力を得て、地域包括ケアシステム実現に向けた民間活力活用に関する基本方針の策定</p>						
		<p>地域経済活性化支援機構における「地域ヘルスケア産業支援ファンド」や地銀と連携した資金供給の円滑化</p>						
		<p>ヘルスツーリズムの品質認証制度構築・普及等による信頼に足るヘルスケアサービスのエビデンス作り</p>						
		<p>資金供給と一体的に、ヘルスケア産業の事業化を促進する人材の育成・派遣体制の構築及びビジネスコンテスト等を通じた事業家支援プログラムや優良事例の顕彰により、ヘルスケア分野のエコシステムを構築</p>						
		<p>大企業の健康経営を促進するため、健康経営銘柄の継続的实施、選定企業等の分析による健康経営の投資対効果の研究、健康経営に取り組む企業への更なるインセンティブの設計</p>						
		<p>中小企業を対象とした、健康経営の優良企業に対する認定制度の創設に向け評価基準の策定等を行うとともに、当該認定制度等と連動したインセンティブ措置を検討</p>						
		<p>健康経営を行う中小企業の裾野拡大に向け、健康経営アドバイザーの制度設計・認定を開始、運用体制を全国的に整備</p>						
	<p>自治体における健康投資の促進のため、SIB等新たな資金供給手法の構築を促進</p>							
	<p>データヘルス計画と連携し、健康増進に係る取組が企業・保険者間で比較できるように評価指標を構築</p>							
	<p>普及促進</p>							
	<p>プログラムの効果検証</p>							
	<p>機能性表示食品制度を適切に運用し、届出品目の充実を図る</p>							
	<p>機能性表示食品制度創設時の積み残し課題の検討を行い、必要に応じて制度を見直し</p>				<p>施行状況の把握を行い、必要に応じて制度を見直し</p>			
							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】 2020年までにメタボ人口(特定保健指導の対象者をいう。)を2008年度比25%減【1400万人(2008年度)】 2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診含む。)[67.7%(2010年)] 	

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ②」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
公的保険外サービスの活用促進②	【介護を支える保険外サービス市場の創出等】	地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携を促進するための「保険外サービス活用ガイドブック」を策定・公表(2016年3月)						地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携を促進するための「保険外サービス活用ガイドブック」を活用し、取組を推進
		地域における保険外サービスについて、利用者や家族、ケアマネジャー等の関係者が情報を取得できるよう体験会等を実施						
	市町村が民間企業による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点等を把握し、介護サービス情報公表制度を活用して住民に情報提供する仕組みを構築	介護サービス情報公表システムを活用して効果的な情報提供を実施						
		介護食品の普及に向けた取組を実施						
	【データヘルス計画等の更なる取組強化】	保健事業の実施等に関する指針の改正等(2014年4月)、健保組合等におけるデータヘルス計画の策定・事業実施、有識者からなる支援体制を中央・全ての都道府県レベルで整備し、国保等の取組を支援						健保組合等においてデータヘルス計画に基づく事業の実施、保健事業の実施計画の見直し
		糖尿病性腎症の重症化予防等の好事例の横展開に向け、2015年7月に発足した日本健康会議の下に各種WGを設置し、支援策の調整・実施						国保等におけるデータヘルスの実施、保健事業の実施計画の見直し、有識者等からなる支援体制による国保等のデータヘルスへの評価、支援
		糖尿病性腎症の重症化予防等の好事例の横展開の実施						糖尿病性腎症の重症化予防等の好事例の横展開の実施
		医療費適正化効果の分析・検証結果の普及・啓発						医療費適正化効果の分析・検証結果の普及・啓発
		保険者による民間事業者の活用拡大に向けた実態把握・課題整理						民間事業者の活用拡大に向けた取組実施
		<ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」において、特定健診・保健指導による検査値の改善状況及び医療費適正化効果等について、最終取りまとめを公表(2015年6月) 医療保険制度改革において、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しや、国保等において、新たなインセンティブ制度を創設(2015年5月関連法案成立)。保険者種別に関わりなく共通的に推進すべき取組を取りまとめ(2016年1月) ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援などの実施方法等についてのガイドラインの策定(2016年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金の加算・減算制度の制度設計を検討 協会けんぽにおける新たなインセンティブ策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施 協会けんぽにおけるインセンティブ策の実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> 国保において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒して反映 保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者努力支援制度の本格実施 						
	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度における新たなインセンティブ制度の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度における保険者インセンティブの本格実施 						

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ③」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上 公的保険外サービスの活用促進③	【薬局・薬剤師の活用等】	薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進、健康サポート薬局の活用推進						<ul style="list-style-type: none"> ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】 重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台
	薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を実施(2014年度)、健康サポート薬局の公表制度の施行(2016年4月1日)							
	一般用医薬品のインターネット販売等の適切なルール等を整備する改正薬事法成立(2013年11月)、政省令改正(2014年2月)およびガイドライン公表(2014年3月)	新たな販売ルールの周知等、改正法の円滑な施行						
	スイッチOTCの一般用としてのリスク評価期間を原則4年から原則3年以下に短縮	スイッチOTCを加速するための、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査における審査期間の短縮、相談体制の拡充等						
	【ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上】	ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータを収集・分析するための実証実施			制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について結論			
	【ロボット介護機器開発5か年計画の実施等】	移乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業						
	介護現場への導入に関するマッチング支援、相談窓口の開設等	<ul style="list-style-type: none"> 「ロボット介護機器による自立促進・介護負担軽減5か年計画」の推進 ロボット介護機器の本格導入の実現 						
	生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482正式発行、我が国のロボット介護機器が世界で初めて同規格に基づく安全認証を取得(2014年2月)	国内認証の実施						
<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進 シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施(2014年度～) 	個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるためのシーズ・ニーズマッチング強化事業等、障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進を継続							

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ④」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
医療・介護等分野におけるICT化の徹底	【医療等分野におけるIDの導入等】								
	医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において報告書を取りまとめ(2015年12月)	医療保険オンライン資格確認システムの整備に向けて、具体的なシステムの仕組み・実務等について検討			システム開発	オンライン資格確認の基盤も活用して2020年本格運用を目指し医療等分野のIDを段階的に導入			
	次世代ICTタスクフォース立上げ(2014年3月)、中間取りまとめ策定(2014年7月)、同タスクフォースから次世代医療ICT基盤協議会への発展的改組(2015年1月)	次世代ICT基盤協議会及びその下のワーキンググループにおける包括的な検討・調整等、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用							
	【ビッグデータ活用等】								
	次世代医療ICT基盤協議会において「医療等分野データ利活用プログラム」を策定(2016年3月)	患者データの長期追跡、各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて引き続き検討							
		治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行うための新たな基盤となる「代理機関(仮称)」制度を検討し、2017年中を目途に所要の法制上の措置							
	難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針等において「データベースを構築する」旨を明記(2015年9月、10月)	難病対策等の推進のための患者データベースの構築				調査研究での効果的な利活用			
	【個人の医療・健康等情報の統合的な活用】								
	<ul style="list-style-type: none"> 各地の医療情報連携ネットワークで共有されている情報の調査等を実施 在宅医療・介護の関係者による情報連携を図るための標準規格の検討 平成28年度診療報酬改定において、画像情報・検査結果等の電子的送受に関する評価等を実施 	各都道府県が策定する医療計画等に地域医療情報連携ネットワークの今後の取組を記載することを促進 地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策							<ul style="list-style-type: none"> 2018年度までを目途に地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及実現【約200(2015年5月現在)】 2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%【57.3%(2011年10月1日現在)】
		在宅医療・介護分野における多職種が共有すべき情報項目等の標準化の推進							
引き続き、診療報酬上のICTを活用した医療情報の共有の評価の在り方を検討									
診療行為の実施結果の標準化されたデジタルデータの構築、ネットワーク構築に係るシステム仕様等の標準化、クラウド化等によるネットワークの整備・運営コストの低減									
電子版お薬手帳の普及推進									
保険者を異動した場合の特定健診データの円滑な引継ぎ方法等について、当面の対応方針について結論(2016年4月)	特定健診データを2018年を目途に個人が電子的に把握・利用可能とすることを旨とする								
	保険者・企業が有するレセプト・健診情報や健康情報を集約・分析し、「個別化健康サービス」の実証事業を実施				社会実装 他分野や他主体への横展開				
「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」において、個人が自らの健康・医療・介護情報を収集・活用する仕組み(PHR)等について検討結果を取りまとめ(2015年11月)	個人が自らの健康・医療・介護情報を収集・活用する仕組み(PHR)の実現に向けたモデル研究を実施								
ヘルスケアポイント付与大規模社会実証の設計及び実施	エビデンスの収集、実証の成果を踏まえた自立的運営モデルの検討			ICT健康づくりモデルを確立、民間主体による自立的普及展開					

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ⑤」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化等①	【医療分野の研究開発の推進】		健康・医療戦略の推進						<ul style="list-style-type: none"> 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を2020年までに20件実施 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を2020年までに5件策定 2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2019年度）】
	健康・医療戦略推進本部設置（2013年8月） 健康・医療戦略推進法及び独立行政法人日本医療研究開発機構法成立（2014年5月）		日本医療研究開発機構による医療分野の研究開発の推進						
	【イノベーション推進】		ナショナルセンター等の疾患登録情報を活用した臨床開発インフラの整備 （クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築）						
	「医療分野の研究開発に関する総合戦略」に基づき、ナショナルセンターと企業等との連携強化のため、治験連携事務局の設置及び疾患登録システムの構築を開始		改正法、新法の円滑な施行						
	薬事法改正法、再生医療等安全性確保法の成立（2013年11月）・施行（2014年11月）		<ul style="list-style-type: none"> iPS細胞等再生医療研究の推進、ヒト幹細胞等を用いた研究等に対する補助金等の支援による再生医療実現化ハイウェイ構想の推進 個別化医療や最先端医療機器開発の推進 						
	早期・探索的臨床試験拠点整備事業及び臨床研究品質確保体制整備事業の実施等		臨床研究品質確保体制整備病院等の整備						
	2014年度～ 医療機関(11施設)での医療機器開発の人材育成支援 2014年10月 「医療機器開発支援ネットワーク」の構築		医療機器開発の人材育成を実施する医療機関を選定し、事業を実施 医療機器開発支援機関の連携体制の運用・整備、医療機器産業への参入支援						
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度診療報酬改定：医薬品、医療機器やそれらを組み合わせた新規医療材料のイノベーション評価を実施 平成28年度診療報酬改定：医療ニーズの高い医療材料の評価、迅速導入加算の継続、医薬品と併せて開発された医療機器の保険収載の迅速化等を実施 		改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価						
	(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の強化、薬事戦略相談(2013年10月-)の実施		常勤職員数(上限)を2018年度末までに1,065人体制へ(第3期中期計画期間)						
			薬事戦略相談の強化、PMDAが保有する臨床試験成績等の電子データを解析し審査の迅速化と企業の開発促進に役立てる新たな仕組みの導入、PMDAと大学等の人材交流促進						
			市販後情報収集体制の強化等による、迅速な医療機器・再生医療等製品承認の実現						
	先駆け審査指定制度の検討、試行的運用		先駆け審査指定制度の試行運用を含む、世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化の推進(「先駆けパッケージ戦略」)						
	「国際薬事規制調和戦略」の策定、実行		同戦略に基づき国際規制調和・国際協力を推進することで、国内・国外メーカーの対日投資の呼びみや、優れた製品の輸出拡大による我が国の医薬品・医療機器産業の活性化を促進						
			革新的医薬品、医療機器・再生医療等製品の安全性、有効性の評価方法の確立に資する研究等の推進						
<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社等のスーパーコンピュータ利用促進方策の検討 2014年度～ ポスト「京」の開発開始 		<ul style="list-style-type: none"> 「京」の利活用方策の検討・導入と、製薬会社等への利用相談等の支援体制充実等による産業利用促進 効率的な創業の促進に資する最先端のスーパーコンピュータの開発と、産業界と連携したアプリケーションの開発 スーパーコンピュータによるシミュレーション手法の高度化 							
2013年4月 後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ公表		ロードマップに基づき、安定供給、品質への信頼性の確保等、後発医薬品の積極的活用に向けた促進策を実行 ロードマップの見直し							

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ⑥」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化等②	【先進的な医療へのアクセス向上】 先進医療の評価に際し、抗がん剤について、新たな専門評価体制を創設、運用開始(2013年11月)	再生医療、医療機器についても、専門評価組織を創設、運用開始						
	【療養時のアメニティ向上】 選定療養として導入すべき事例等について、国民からの提案・意見募集を実施(2015年3月)	選定療養として導入すべき事例等を定期的に把握し、随時、中医協で検討・措置						
	【保険適用評価時の費用対効果評価制度導入等】 中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会において、医療技術の費用対効果評価について検討、議論の中間的な整理を公表(2013年9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度より、医薬品・医療機器の保険適用に際し、費用対効果評価を試行的導入 ・本格的な導入に向けて、中医協における議論を継続 						
	【新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養」の創設)】 新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養」)を創設するための関連法案の成立(2015年5月)	制度の本格運用						
	【「人道的見地から実施される治験(日本版コンパッション・ポートユース)】 人道的見地から実施される治験の仕組みの検討、運用開始(2016年1月)	新たな制度の周知、運用						
	【医療の国際展開】 健康・医療戦略推進本部の下に医療国際展開タスクフォースを設置(2013年7月)	MEJ・JETRO等を活用し、新興国中心に日本の医療拠点の創設等						<ul style="list-style-type: none"> ・海外に日本の医療拠点を2020年までに10か所程度創設【3か所(2014年)】
	医療法人の現地法人への出資に係るルールの明確化(2014年3月)							
	2014年11月 医療国際展開タスクフォースの下にインバウンド・ワーキンググループを設置 2015年6月 「医療渡航支援企業認証等ガイドライン」の策定	外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制を充実 医療渡航支援企業の認証枠組みの運用、外国人患者受入れを行う「日本国際病院(仮称)」のリスト化、海外へのPR等を通じた医療分野のインバウンドの充実						<ul style="list-style-type: none"> ・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円【6,600億円(2013年)】
	WHO等の国際的な組織と連携しつつ、世界的な公衆衛生危機や高齢化・認知症等への取組に資する我が国の技術・知見の国際社会への発信 官民連携による、開発途上国向けの医薬品研究開発・供給支援(助成課題を順次採択し、進捗管理等を実施)							
	厚生労働省とバーレーン・トルクメニスタン・カンボジア・ラオス・ミャンマー・トルコ・ベトナム・メキシコ・ブラジル・インド・カタル・イラン・フィリピン・タイ各国の保健当局との間で、医療・保健分野における協力関係を樹立	各国の保健当局間の関係樹立を通じた、公的医療保険制度などの法制度の整備を含めたパッケージ輸出を推進						
	2014年10月 「医療機器開発支援ネットワーク」の構築	海外市場への進出支援						

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ⑦」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
「地域医療連携推進法人」制度の具体化等	【地域医療連携推進法人制度の創設等】 ・2015年9月 「地域医療連携推進法人制度」の創設等を含む関連法案の成立 ・2016年3月 地域医療連携推進法人に参加する場合の大学附属病院の大学からの別法人化についての対応を公表	政省令等の整備			施行準備	円滑な施行		
	【がん対策の取組の一層の推進】 「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を柱とした「がん対策加速化プラン」を策定(2015年12月)	同プランに基づきがん対策を推進			次期「がん対策推進基本計画」の策定	次期「がん対策推進基本計画」に基づきがん対策を推進		
	【医療・介護サービスの高度化】 「医療の質の評価・公表等推進事業」の実施団体として、3年度で計8団体(同一団体を含む)を選定し、参加病院間の横比較を可能とするようなデータの開示を推進	引き続き事業を実施・提供される医療に関する情報の公表範囲や方法の在り方の検討に資するよう、これまで実施した事業のレビュー研究を実施			レビュー研究の結果も踏まえながら、参加医療機関及び公表する評価指標の範囲の拡大を促すよう、事業の見直し、拡充を図る			
	レセプト情報等の提供に関する有識者会議による審査を経て、試行的にDPCデータ(集計表)の第三者提供を実施	第三者提供の本格的な運用に向け、DPCデータに係るデータベースを構築			DPCデータに係るデータベースのシステム運用を開始し、第三者提供を実施			
	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の評価に関連するアウトカム評価としての加算の効果検証に着手 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の評価に関連するアウトカム評価としての加算の効果検証を実施 介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについて引き続き検討 						
	<ul style="list-style-type: none"> 都市部の高齢化対策に関する検討会において、都市部での高齢化対策としての地域包括ケアシステムについて検討、報告書公表(2013年9月) 介護保険事業計画(市町村)、介護保険事業支援計画(都道府県)の策定 「地域医療構想策定ガイドライン」の策定(2015年3月) 	所要の措置を実施 第6期介護保険事業(支援)計画 地域の課題やニーズ等を把握し分析するための支援ツールの提供、他の都道府県・市町村の統計データ等を比較・分析できる仕組みの構築を推進 都道府県において地域医療構想を策定			市町村で「介護保険事業計画」、都道府県で「第7次医療計画」及び「第7期介護保険事業支援計画」を策定 第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画を実施			

中短期工程表「世界最先端の健康立国へ⑧」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
(良質な医療・介護へのアクセス向上) 安心して歩いて暮らせるまちづくり	【安心して歩いて暮らせるまちづくり】								
	2014年6月 リートによる高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドライン公表 2015年6月 病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン公表		ヘルスケアリートの普及啓発等の取組を継続、強化						
	・2014年5月 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律成立 ・2014年8月 交通政策審議会地域公共交通部会にて取りまとめ ・地域公共交通確保維持改善事業において、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実(平成27年度予算) ・地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する出資制度を創設(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第28号)・平成27年度財政投融资計画)		地域公共交通確保維持改善事業や出資制度の活用により、地域公共交通網形成計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実施						
	地域公共交通の充実のためにはバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を図るため、女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・分析した手引書を作成(平成27年度)		女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・分析したガイドライン作成、普及啓発等を実施(長期にわたり安定的な労働力(バスの運転者等)を確保し、地域公共交通の充実を図るもの)						省エネ性能等に優れ、高齢者等が安心して健康に暮らし、移動することができる住宅・まちづくり・交通の実現(「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出する)
	ビッグデータを活用し、地域のバスの利用状況、人の移動状況や地域住民のニーズ等の把握する手法を検討し、マーケット調査や経営分析するデータ収集・分析ツールを作成するとともに、路線バス事業者等がバス路線再編の計画、実施、評価、見直しを継続的に行うビジネスモデルを策定		バスの運転者等の確保について、女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・分析した手引書の普及啓発等を実施						
	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を実施(平成26年度予算)		交通関連ビッグデータを活用した交通計画の策定支援策を構築						
		超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速							
								・地域公共交通網形成計画の策定総数 2020年度に100件【地域公共交通網形成計画 26件(2015年3月末現在)】	

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 ①」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
生産現場の強化	○農地中間管理事業の実施 ・ 都道府県段階に農地中間管理機構を整備する法律の成立・施行(2013年12月成立、2014年3月施行) ・ 都道府県における農地中間管理機構の指定(2014年11月時点で全都道府県で指定完了) ・ 機構の活動を農林水産業・地域の活力創造本部で検証・評価(2015年6月) ・ 約9割の地域で人・農地プランの作成を実施(2015年6月末時点) ・ 平成28年度税制改正において、農地保有に係る課税の強化・軽減について措置		毎年度、実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化						<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される 今後10年間で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状比4割削減する 今後10年間で飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年度比2倍に向上させる 今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万人とする
	○経営所得安定対策の見直し ・ 米の直接支払交付金の2018年産から廃止を決定(2013年11月) ・ 畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として実施する担い手経営安定法(通称)の改正法が成立(2014年6月)		米の直接支払交付金の単価を7,500円に削減した上で2018年産から廃止			畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として実施			
	○米政策の見直し ・ 5年後(2018年産)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組むことを決定(2013年11月) ・ 米の需給・価格情報等の情報提供を強化(2014年3月以降随時) ・ 「米の安定取引研究会」において安定取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ(2015年3月)		収入保険に関する調査事業の実施・収入保険等に関する法制上の措置の検討			必要な法制上の措置 その後必要な準備・周知を経て制度開始			
	○経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進 ・ 農業経営基盤強化促進法等の改正(2013年12月成立)により、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等 ・ 日本農業経営大学の開校(2013年4月)、2学年体制のスタート(2014年4月) ・ 国から都道府県に対し、都道府県別目標を設定するよう要請(2015年7月)		農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備 ・ 生産数量目標の配分の工夫 ・ きめ細やかな情報提供 ・ 主食用米以外の作物の本作化(戦略作物の生産性向上・本作化、生産コストの低減) ・ 安定取引の推進(米の安定取引の拡大、現物市場の活性化) 飼料用米について、生産コストを調査・公表			行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産			
	○生産資材価格形成の仕組みの見直し ・ 産業競争力会議・規制改革会議において議論を開始(2016年2月)		検討の継続			検討結果を踏まえた取組の実施			
	○農協改革 ・ 農業委員の選出方法の見直し ・ 農業生産法人の役員要件・構成員要件の見直し ・ 農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行等を盛り込んだ農業協同組合法等の改正法が成立(2015年9月) ・ 改正法の周知		改革の実行						
	○革新的技術 ・ 「ロボット農機に係る安全確保ガイドライン(案)」を取りまとめ(2016年3月) ・ 農業ITシステムで利用される各種の名称、規格等の標準化(2016年3月)		安全確保ガイドラインの策定			有人監視下でのほ場内での無人システムの市販化実現			
	農地整備における担い手への集積・集約化を促す措置の強化等(2013年度)		個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進						
			大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進						

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 ②」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
国内バリューチェーンの連結	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の活用 ・51サブファンドを設立し、92件出資決定(2016年4月) ・農業参入した企業等によるファンド活用推進のためのガイドライン策定(2014年10月) ・サブファンドの出資割合の引上げを可能とするための措置(2014年10月) ・農業の6次産業化に必要な農業生産基盤の充実のためのガイドライン策定(2015年3月) 		支援基準改正	今回の改正内容(支援事業者への出資対象の拡大)を含めた制度の一層の周知を図り、更なる出資拡大を推進					・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定団体との生乳取引の多様化を図るための通知を発出(2014年9月) ・6次産業化のための小規模な乳業施設等の設置規制の緩和に係る告示制定等を実施(2014年11月)・関係者へ周知 ・6次産業化の取組件数 284件(2015年4月) 		改革内容の関係者への周知を徹底し、新たな生乳取引の実施につなげる						・酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする
	<ul style="list-style-type: none"> ○生産者優位の流通・加工構造の実現 ・産業競争力会議・規制改革会議において議論を開始(2016年2月) 		検討の継続	検討結果を踏まえた取組の実施					・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする
	「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を策定(2013年12月)		品種開発の加速化、ICT等の活用による栽培・品質管理の高度化等により、強みのある農畜産物を全国で生み出す(2016年末までに100以上創出)	取組の更なる推進					
	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品の原料原産地表示については、現在、22食品群+4品目に対して義務付け。 ・消費者庁と農林水産省の共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置(2016年1月) 		本年秋を目途に中間的な取りまとめ	中間的な取りまとめを踏まえた対応					
	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するための法律が施行(2015年6月)され、2016年3月時点で12産品を登録。 ・地理的表示の国際協定等に基づく海外との相互保護を可能とする仕組みを導入するための改正法案を閣議決定(2016年3月) 		制度の定着を図り、地域におけるブランド化の推進及びグローバル化に対応						
	地域食材の利用を促進する「食のモデル地域構築計画」を65件認定(2013年11月)		商工会等の異業種との連携による国産農林水産物の消費拡大や学校給食における利用拡大						
	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)が2013年11月成立、2014年5月施行		2018年までに再生可能エネルギー電気の発電を活用し地域の農林漁業の発展を図る取組を全国で100地区以上実現				取組の推進		
福祉、観光等と連携した都市と農村の交流を推進									

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 ③」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
輸出力の強化① ○戦略的輸出体制の整備 ・「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月) ○関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供 ○日本食材の品質を世界にアピール ・JASの仕組みを活用した日本製品の品質や特色を担保する制度の検討 ・外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大 ・日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売 ・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用 ○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進	検討結果を踏まえた取組の実施									
	継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供									
	ホームページでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等									
	省内における検討	有識者検討会の開催、枠組みの議論	JAS調査会における議論	具体的な枠組みの整備	運用の開始					・2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒して達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。
	「食と農の景勝地」ブロック説明会、全国募集	11月までに第1弾認定	海外へのPR	適宜追加認定						
	企画立案	イベントの実施			引き続き取組を実施					
	有識者委員会において、支援対象地域を決定	マーケティング、交流型滞在プログラムの開発等の実施	実績・効果の取りまとめ	引き続き支援を実施						
	モデルコースの策定	広域観光周遊ルートの各地域へ専門家チームを派遣			引き続き支援を実施					
	在外公館に対する指示	在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本食・日本産品PRのイベントを継続的に実施								
	ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す	ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討								
設置	プロモーションの企画と実行の指示									

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 ④」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
輸出力の強化②	<ul style="list-style-type: none"> ○日本食材の戦略的な販売・プロモーション ・ジャパンブランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備 ・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成 ・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発 	イベント時期・出荷の調整	青果物について、香港でリレー出荷販売			対象品目・国を拡大			<ul style="list-style-type: none"> ・2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒しで達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。
	2016年度から2017年度までで作成・公表	4半期ごとに更新・見直し・公表							
		高電圧方式の鮮度保持冷蔵コンテナによる輸送サービス							
		最新の鮮度保持輸送技術(CAコンテナ、窒素注入型のCA輸送等)について生産者等への周知を促進							
		新たな生産・加工・流通システムの構築による地域企業等の輸出促進及び成功事例の共有							
		更なる鮮度保持輸送技術等についての実証研究を実施							
	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援 	シンガポールでの農水産物産直市場設置の取組に対する支援を検討	検討結果を踏まえ、取組を推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の卸売市場の輸出拠点化 ・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進 ・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和 ・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備 	海外バイヤー等に施設を開放し、海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるように規制を緩和	見本市や商談会を活用して、海外バイヤーを市場に招へいし、市場利用を促進			更なる取組を推進			
			各市場の整備方針を確認・調整	コンテナヤード等輸出対応型の施設整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ○規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置 	チーム設置	ヒアリング・交渉方針を策定	各国への働きかけを実施、交渉結果を踏まえて交渉方針を適宜見直す					
<ul style="list-style-type: none"> ○国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化 ・NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の、本年度中を目指した範囲の拡大 ・動植物検疫について、主要海空港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応 	輸出証明書、漁獲証明書、衛生証明書の発行申請をNACCSで行うことを可能とすることについて、2016年度中の実施を目指し調整	NACCSによる各種証明書の発行申請を可能とする			引き続き動植物検疫に係る輸出検査を弾力的に実施				
	事業者の要請に応じて、主要海空港以外の海空港や栽培地・集荷地・市場においても動植物検疫に係る輸出検査を実施								

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 ⑤」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
林業・水産業の成長産業化	<ul style="list-style-type: none"> 新たな木材需要の創出につながるCLT(直交集成板)に関する日本農林規格(JAS規格)を制定(2013年12月) CLTを用いた建築物の一般的な設計法を策定(2016年4月) CLTの5万㎡程度の生産能力を実現(2016年3月) 	<p style="text-align: center;">新たな木材需要の創出</p> <p style="text-align: center;">国産材CLTの普及の拡大を進めるとともに、 2024年度までに年間50万㎡程度の生産体制の構築</p> <p style="text-align: center;">国産材の安定的・効率的な供給体制の構築</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における、未利用間伐材等を活用した小規模(2,000kW未満)な木質バイオマス発電の調達価格区分を新設(2015年4月) 環境関連投資促進税制の対象に木質バイオマス発電・熱供給設備を追加(2016年4月) 	<p style="text-align: center;">2020年までにエネルギー源等としての木質バイオマス利用量を600万㎡に拡大</p>							
	<p>所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」を全国551カ所で策定(2016年3月)</p>	<p style="text-align: center;">「浜の活力再生プラン」を全国で水揚げ量の約7割をカバーする600件策定</p> <p style="text-align: center;">複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」を170の地域・業種で策定</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> 「資源管理のあり方検討会」の取りまとめ(2014年7月)を踏まえ、IQ方式の効果実証や、漁業者が作成している約1,800の資源管理計画の改善等による資源管理の高度化を推進 漁業構造改革総合対策事業による高性能漁船の導入等の実証を推進 	<p style="text-align: center;">IQ方式の試験導入による効果検証の実施</p> <p style="text-align: center;">水産業の持続的発展のため、収益性の高い生産体制への転換と資源管理の高度化</p> <p style="text-align: center;">漁業者等が行う資源管理計画の評価検証の実施</p>							
		<p style="text-align: center;">水産物輸出や違法等漁業対策を推進するため、トレーサビリティの導入に向けたガイドラインを策定</p>							

中短期工程表「観光立国の実現 ①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に①	<魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放>	<ul style="list-style-type: none"> 赤坂迎賓館について、2016年4月19日から、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施 2016年度第一四半期を目途として、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始 						<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。
	<新たなツーリズムの創出>	<ul style="list-style-type: none"> 京都迎賓館について、2016年4月28日から5月9日の試験公開の結果を踏まえ、7月下旬を目途に、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施 赤坂迎賓館の特別開館の結果を踏まえつつ、その実施を検討 						
		その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開						
		<p>エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツツーリズム、インフラツーリズム等新たなツーリズムの創出を促進</p> <p>「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」など、産業遺産等を活用した産業観光を、国、自治体、観光協会、商工会議所等が連携して推進</p>						
<国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化>	<p>「国立公園満喫プロジェクト」の実施</p> <p>5箇所の国立公園において、「国立公園ステップアッププログラム2020」(仮称)を策定</p> <p>「国立公園ステップアッププログラム2020」(仮称)に基づく取組の実施</p> <p>優れたガイド人材の養成、自然資源を活用した魅力あるプログラム開発等によりエコツーリズムを推進</p>							

中短期工程表「観光立国の実現 ②」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に②	<文化財の観光資源としての活用推進>	<p>「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定</p> <p>・地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの事業を1,000程度実施 ・日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備</p>						<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。
	<地域の文化財の保存・整備、自然、文化遺産、伝統工芸体験や伝統芸能などの国内外への発信・活用>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化財の情報発信・活用方法について、文化審議会文化財分科会企画調査会が提言を取りまとめ(2013年12月) 日本遺産の発信手法等に係る調査研究を実施(2014年度) 日本遺産を18件認定(2015年4月) 東京で日本遺産フォーラム(2015年6月)、パリで日本遺産展(2015年11月)を開催する等、日本遺産を国内外へ発信(2015年度) 						
	文化財の英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等の検討	<ul style="list-style-type: none"> 日本遺産を国内外へ発信(2020年までに100件程度を認定し、認定地域の取組を支援) 日本遺産プロモーション事業により、日本遺産のブランド化の推進や認定地域の課題やニーズを踏まえた支援を実施 						
		地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた多言語解説のモデルケースを支援						
		地域の文化財の多言語での情報発信に対する支援						
		美術館・博物館の作品、各地域の文化財をデジタルアーカイブ化し、インターネット上で配信						
		能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、地域の伝統工芸体験、伝統芸能などの地域文化を観光資源化し、日本の歴史・文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進するとともに、滞在期間の長期化を図る						
		世界文化遺産活性化事業により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る						

中短期工程表「観光立国の実現 ③」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に③	< 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上 >	2020年を目途に、主要な観光地で景観計画を策定すべく、全国において景観計画の策定を促進、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進						<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを旨とする。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを旨とする。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを旨とする。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを旨とする。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを旨とする。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。 	
	観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、PPP/PFI手法等の活用により、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の重点区域等で無電柱化を推進								
	< 滞在型農山漁村の確立・形成 >	「食と農の景勝地」として、地域特有の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす取組を認定、一体的に海外に発信							
	< 地方の農林水産物・食品の販売促進 >	<ul style="list-style-type: none"> 主要空港(成田、羽田、関西、福岡)に輸出検査カウンターを設置(2015年4月以降順次設置) 輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成し、外国人旅行者等に配布(2015年7月以降実施) 外国人旅行者に農畜産物を販売する事業者が取り組みやすい動植物検査の受検方法・体制を構築 		<ul style="list-style-type: none"> 新千歳空港に輸出検査カウンターを設置 輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成・配布 		<ul style="list-style-type: none"> 外国人旅行者等が直売所や道の駅などで購入した農畜産物を動植物検査を経て空港やクルーズ船の寄港地で受け取れる体制を整備 			<ul style="list-style-type: none"> 輸出検査の利便性向上による農畜産物の持ち帰りの促進
	< 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大 >	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度税制改正において全ての品目を免税対象とするとともに、手続を簡素化(2014年10月運用開始) 平成27年度税制改正において、①免税手続の第三者への委託を可能とする「手続委託型輸出物品販売場制度」、②外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を創設(2015年4月運用開始) 平成28年度税制改正において以下4点を改正 <ul style="list-style-type: none"> ①免税販売の対象となる購入下限額の引下げ、②免税対象物品を海外直送する場合の免税販売手続の簡素化、③手続委託型輸出物品販売場制度における特定商業施設の範囲の見直し④購入者誓約書の電磁的な記録による提出・保存(2016年5月運用開始) 							
		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地方運輸局・地方経済産業局において説明会を実施し、「手続委託型輸出物品販売場制度」の活用を促して、特に地方での免税店の拡大を促進するとともに、下記に取り組むことで、地方での外国人旅行者による消費の更なる拡大を図る 外国人旅行者を惹きつけて消費を拡大するためプロデューサー派遣等を通じて地域の名産品の磨き上げを行う 地方運輸局・地方経産局を中心に、地域でショッピングを楽しめる買物ルートを形成・発信 商店街・中心市街地・観光地で外国人受入環境を整備(免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等) 商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例の収集・周知 地域産品の販売拡大を図るため、地方整備局が港湾管理者と連携して、クルーズふ頭における臨時的免税店届出制度の活用を促進 							
	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的工芸品産地への訪日外国人などの呼び込み 海外有識者の産地招へい、広報強化を通じた外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等 								

中短期工程表「観光立国の実現 ④」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概要要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に④	<p>＜広域観光周遊ルートの世界水準への改善＞</p> <p>地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信</p> <p>専門家チーム(パラシュートチーム)の派遣による、修景、体験プログラム開発等を重点的に実施</p> <p>テーマ別観光ルートを選択方式で 集中支援</p> <p>広域観光周遊ルート内における「都市周遊ミニルート」の選定、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等のパッケージでの重点支援</p> <p>ビッグデータを活用した既存の道路・駐車場の有効利用、即効性のある渋滞対策強化</p> <p>訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データの整備、活用促進</p>							
	<p>＜東北の観光復興＞</p> <p>海外の旅行会社やメディア関係者等の招請</p> <p>交通フリーパスの改善</p> <p>広域観光周遊ルート形成の促進</p> <p>宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の整備支援)</p> <p>全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第一弾として、東北プロモーションを実施</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを旨とする。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを旨とする。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを旨とする。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを旨とする。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを旨とする。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。 							

中短期工程表「観光立国の実現 ⑤」

観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に①

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
<p>＜観光資源の発掘と磨き上げ、新たな発想による観光地域づくり＞</p> <p>観光地域のブランド化の支援と観光地づくりのビジネス化の促進</p> <p>世界水準のDMOの形成・育成</p> <p>日本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進</p> <p>手引書の関係者への普及</p> <p>日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施</p> <p>「DMOクラウド」の開発</p> <p>DMO形成を行う者に対する提供</p> <p>「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進</p> <p>世界最先端の人材育成プログラムを開発・提供</p> <p>専門的な知識を有するマーケットと地域のマッチング、派遣までの一体的支援</p> <p>地方創生推進交付金なども活用した日本版DMOに対する総合的な支援</p> <p>官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組を案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施</p> <p>観光まちづくりを総合的に推進するため、自治体向けの「観光まちづくりガイドライン」(仮称)を作成・周知するとともに、観光まちづくりに関する相談窓口を国土交通省に設置</p> <p>ガイドラインの関係者への普及</p> <p>JNTOに地域コンサルティング窓口を設置し、地域に出向き、海外プロモーションに関するコンサルティングを行う事業を開始(2013年8月)・継続して実施</p> <p>観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が、包括的連携協定を締結(2014年5月)</p> <p>観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力のもと、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築</p> <p>観光地域づくりを担う組織の運営体制のあり方について、先進事例の情報提供を強化し、地域における取組の質の向上を促進</p>					
					<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。

中短期工程表「観光立国の実現 ⑥」

観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に②

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				
<p><観光経営人材の育成・強化></p>	<p>トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階(MBAを含む)に形成するため、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムの開発に着手</p>				<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目標とする。
<p>地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証を実施</p>	<p>2019年度の開学を目指す</p>				<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目標とする。
<p>2015年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議において、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」を取りまとめ</p>	<p>中央教育審議会で議論し、2016年年央までに結論を得た上で、その結果を踏まえた法制上の措置・新たな時代に即した設置基準の整備を目指す</p>			<p>2019年度の開学を目指す</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目標とする。
<p>地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る</p>	<p>周知・募集開始</p>				<ul style="list-style-type: none"> 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目標とする。
<p><「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開></p>	<p>「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能をREVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討</p>				<ul style="list-style-type: none"> 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目標とする。
<p><宿泊施設の提供></p>	<p>宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設</p>	<p>地方自治体による制度の運用を推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動産の地位を築く。
<p>宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の整備支援)</p>	<p>古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援</p>				

中短期工程表「観光立国の実現 ⑦」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に③	<ビザの戦略的緩和> <ul style="list-style-type: none"> 2013年7月～：タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ導入、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長 2013年10月～：アラブ首長国連邦向けの数次ビザ導入 2013年11月～：カンボジア、ラオス及びパプアニューギニア向けの数次ビザ導入 2014年1月～：ミャンマー向けの数次ビザ導入 2014年7月～：インド向けの数次ビザ導入 2014年9月～：インドネシア、フィリピン及びベトナム向けの数次ビザ発給要件の大幅緩和 2014年11月～：インドネシア、フィリピン及びベトナム向けの実質ビザ免除（観光目的、指定旅行社経由） 2014年12月～：インドネシア向けのビザ免除 2015年1月～：中国向けの数次ビザ発給要件の緩和 2015年6月～：ブラジル向けの数次ビザ導入 2015年8月～：モンゴル向けの数次ビザ導入 2016年1月～：インド向けの数次ビザ発給要件の大幅緩和 2016年2月～：ブラジル向けの数次ビザに係る滞在期間延長 2016年2月～ベトナム、インド向けの数次ビザの発給要件の緩和 		ビジット・ジャパン事業の重点20か国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施 <ul style="list-style-type: none"> 中国向けのビザ発給要件の緩和（数次ビザに係る商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長10年への延長及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）の決定を踏まえ、今夏までに実施 ロシア向けの数次ビザ発給要件の緩和（商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長5年への延長等）を早期に実現 インド向けのビザ発給要件の緩和（一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）を早期に実現 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制を整備 戦略的にビザ緩和を実施した国において、プロモーションを集中的に実施 							<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。
	<外国人の長期滞在を可能とする制度の導入> 一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討し、2015年6月施行。制度導入後、国内外に対して、制度のPR等を実施。		制度導入後の国内外に対するPR等を実施							
	<観光関係の規制・制度の総合的な見直し> 通訳案内士制度の在り方に関する検討会の開催、制度の見直し方針について検討		通訳案内士制度の在り方に関する検討会の取りまとめ		通訳案内士法の改正		通訳案内サービスの供給量拡大			
			・ランドオペレーターの実態把握 ・問題のある事業者に対して適切に指導・監督するための制度の検討		・所要の制度上の措置					
	旅行業全般について幅広く検討を行う 旅行産業研究会の設置（2013年9月）及び取りまとめ（2014年5月）		第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を検討							

中短期工程表「観光立国の実現 ⑧」

観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に④

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
	<p><民泊サービスへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時に一時的に自宅等を提供する際に旅館業法が適用されない場合を周知(2015年7月) ・旅館業法施行規則を改正し、小規模の農林漁業民宿に係る構造設備基準の特例措置の対象の範囲を拡大(2016年4月) ・年1回のイベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為を実施する自治体において行うべき内容・手順等を周知(2016年4月) 							<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 ・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 ・2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。
	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法施行令改正による簡易宿所の面積基準の緩和等を実施(2016年4月) ・「民泊サービス」に係るルール整備等について、「民泊サービス」のあり方に関する検討会において報告書(2016年6月)を取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民泊サービス」のあり方に関する検討会における検討結果を踏まえ、必要な法整備を実施 ・「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の実施状況等について検証を行い、具体的な課題を把握した上で、制度のより一層の利用が図られるよう検討 						
	<p><日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制の構築></p> <p>関係省庁の海外出展等の事業を含めたプロモーション方針を策定(2014年7月)</p>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国という国際的注目度をいかしつつ政府一体となって日本の魅力を海外に発信</p>						
	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月閣議決定)において、観光庁が実施する訪日プロモーション事業については、原則としてJNTOが発注主体となって実施することを決定、所要の体制を整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JNTOが訪日プロモーション事業の実施主体として迅速な意思決定のもと、海外目線で事業を実施 ・現地の旅番組や、パワーブロガー・Youtuberなど、現地において高い発信力を有する者を招請し、地方の魅力を海外の隅々に発信 ・夏シーズンに加え、春の桜、秋の紅葉、冬の雪のシーズンの魅力を発信することにより、年間を通して訪日需要を創出 ・地域の魅力あるショッピングエリアを巡るコースを、地方ブロックごとに作り上げて、JNTOが海外に発信 						
	<p>海外の学校関係者などの招請や、海外におけるセミナーの開催等支援パッケージを検討し、「学校交流・体験促進プログラム」(仮称)として取りまとめ、実行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信 ・海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進 						
	<p>独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が地域の工芸品、製造業、農業等地域の魅力を分野横断的に海外にPRし、輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」を実施。JNTOの協力を得て、メディア関係者の招へい等を行い、対外発信力を強化</p>							

中短期工程表「観光立国の実現 ⑨」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に⑤	<p><クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信促進></p>									
	<ul style="list-style-type: none"> 海外のテレビ局招請による観光地紹介番組の制作・放映等の訪日プロモーションを実施 日本関連コンテンツのローカライズ・プロモーション支援を実施 観光促進に資する映像コンテンツ等を継続的に海外発信 			<ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)や(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)とJNTOとの連携を強化 クールジャパン機構の投資により、海外での日本のコンテンツ専用チャンネルを確保し、日本の魅力をPR。2020年までに22ヶ国1.5億人への放送を実施 観光促進に資する映像コンテンツを、継続的に海外発信 既存の海外ネットワークを活用して日本関連コンテンツを放送し、効果的な日本の魅力発信 海外の消費者に対して影響力のある人材を活用した情報発信により日本の高品質なサービス事業等のインバウンド需要の拡大等を支援 						
	<p><2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた観光振興及びインバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組></p>									
	<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針を策定(2015年11月閣議決定) ホストタウン関係府省庁連絡会議を内閣官房に設置(2014年7月) 「ホストタウン推進要綱」を決定(2015年9月) 第一次登録団体の44組を公表(2016年1月) 			<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げる。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果を東京のみならず広く地域に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との適切な連携の下、文化情報基盤の整備を通じて地域の文化等を、多彩な観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を全国各地で実施 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2019年ラグビーワールドカップ日本開催をはじめとする他の国際大会等の確実な開催により、各地域に国内外から人々を誘客 						
	<ul style="list-style-type: none"> ビジットジャパン官民連携事業において、様々な主体との連携したプロモーションを展開 クールジャパンを活用した訪日外国人の増加等を目的としクールジャパン資源を観光に活用した地域経済活性化研究会を開催 			<ul style="list-style-type: none"> 日本政府観光局(JNTO)海外事務所が中心となって、現地日系企業や政府関係機関とコンソーシアムを形成し、日本ブランド全体を売り込む直接的で強力なプロモーションを展開 観光資源として活用可能なクールジャパン資源の発掘・磨き上げ、海外情報発信等を実施 旺盛なインバウンド需要の開拓のため、魅力ある観光地作りや海外での日本の魅力のPR等を実施する事業に対し、クールジャパン機構が支援を実施する。 						
<p>外部のマーケティング専門家等が参画するマーケティング戦略本部を観光庁に設置(2014年4月)</p>			<p>より科学的なマーケティングを実施</p>							
<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。 										

中短期工程表「観光立国の実現 ⑩」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に⑥	＜日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制の構築＞								
			年内に「MICE推進関係府省連絡会議」（仮称）を設置し、MICE支援策の検討等を推進			MICE支援策の検討を継続			<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。
	・「グローバルMICE戦略・強化都市」として7都市を選定（2013年6月）し、支援 ・「グローバルMICE強化都市」として5都市を選定（2015年6月）し、支援	2015年に選定した「グローバルMICE強化都市」に対して、支援			各都市への支援の深化				
	・学会の有力者等をMICEアンバサダーに任命（2013、2014年度） ・具体的な国際会議の誘致活動を行っている者をMICE誘致アンバサダーに任命（2015年度）	MICE誘致アンバサダープログラムにより、より効果的なMICEの誘致を促進							
	JNTOが、地方都市のニーズや体制に応じたきめ細かなコンサルティングを行い、地方都市のMICE誘致力を向上								
	MICE施設整備等の優良な民間都市開発プロジェクトについて、一般財団法人民間都市開発推進機構が安定的な金利で長期に資金を供給								
	＜ユニークベニューの開発、利用促進＞								
	・官民関係者からなるユニークベニュー利用促進協議会を設置（2013年8月） ・ユニークベニューの開発・利用促進のため、制度の運用上の課題及び対策を整理した事例集を取りまとめ ・ユニークベニューのリスト化・海外発信 ・一元化した問合せ窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ユニークベニューの海外発信 ユニークベニュー利用促進のため、国内関係者への普及啓発を実施 日本学術会議と観光庁の連携強化により、学会やアフターコンベンションでのユニークベニューの活用を促進 							
	＜訪日外国人増加を目的とした共同行動計画の策定＞								
	・観光庁、JNTO、経済産業省、JETROの4者により「訪日外国人増加に向けた共同行動計画」を策定（2013年6月）、定期的に4者会合を実施 ・海外の旅行博等において連携して日本の魅力を発信	定期的に4者会合を実施し、海外での旅行博等において連携して日本の魅力を発信							
＜国際的な大規模イベントの招致・開催＞									
・2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京への招致実現（2013年9月） ・数千人規模の複数の大型国際会議の日本誘致を実現	象徴性のある国際的なイベントの積極的開催を通じて、イベント大国、国際交流先進国としての日本の姿を海外に強力に発信								
	スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（2016年10月）								
＜統合型リゾート（IR）についての検討＞									
IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討									

中短期工程表「観光立国の実現 ⑪」

すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑪

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
<最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現>					
外国人旅行者が我が国への出入国を迅速かつ円滑に行えるよう、また、訪日外国人旅行者数の増加に対応できるよう、計画的に、地方空港・港湾を含めたCIQ(税関・出入国管理・検疫)及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析について、必要な物的・人的体制の整備を促進					
船舶観光上陸許可制度の創設とクルーズ船で再入国する際の手続の迅速化を内容とした改正入管法が施行(2015年1月)	施行				
「信頼できる渡航者」(トラスティド・トラベラー)として特定された者について、自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築	施行準備	施行			
入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得					
2016年中に、関西・高松・那覇にて実施					
拡大					
出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス(事前確認)の早期実現に向けた相手国・地域との調整協議					
運用開始					
日本人出国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けた必要な準備					
導入・拡大					
外国人の入国時に提供を受けた指紋情報を活用し、出国時の自動化ゲート利用を可能とすべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討					
・ファーストレーン実施に向けて航空会社、空港会社、航空局、観光庁、CIQ(税関・出入国管理・検疫)機関等をメンバーとする検討会を設置、対象旅客の範囲、費用負担のあり方等について検討 ・成田空港・関西空港の入国審査場において実現(2016年3月)	他の主要空港でのファーストレーン早期導入の実現に向けた検討				
<新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備>					
・「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするための実証実験の実施 ・ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続可能な航空網の構築					
観光客のニーズにあった観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーション等を実施					
・SA・PAの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、立体道路制度の拡充により鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化 ・地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進					
過疎地等における訪日外国人をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、国家戦略特別区域法の枠組みを活用して、自家用自動車の活用拡大					
高速道路会社が、国、地方自治体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で何回でも利用できる外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開					
					・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 ・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。

中短期工程表「観光立国の実現 ⑫」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑫	郵便局・道の駅等における観光情報の提供を促進							<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
	「道の駅」を地域の観光振興の核として位置付け、優れた取組を行う「道の駅」を全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」として選定し、各省庁の施策を総動員して、観光拠点化の取組を支援							
	＜地方空港等のゲートウェイ機能強化＞							<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
	首都圏空港を含めたオープンスカイについて、スイス、フィリピン、ミャンマー及びオーストリアとの間で合意	日本との往来の増加が見込まれる国・地域に対して、首都圏空港を含めたオープンスカイを戦略的に推進						
	<ul style="list-style-type: none"> LCC(低コスト航空会社)の参入促進のため、着陸料の引き下げ、手荷物取扱施設使用料の引下げ等を実施(成田空港、関西空港) LCC専用ターミナルの整備(成田空港:第3ターミナル(LCCターミナル)2015年4月8日供用開始、関西空港:新たなLCC専用ターミナル) 	新たなLCC専用ターミナルの整備(関西空港)			LCC専用ターミナルの整備(中部空港)			
		LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備						
		操縦士・整備士の確保・養成対策の推進などLCCの参入促進に資する施策の検討・実施						
	北海道において、複数空港の一体運営(コンセッション等)を推進							<ul style="list-style-type: none"> 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
	地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、地方空港の国際線の着陸料を軽減							
				新千歳空港において、来年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を拡大				
			新千歳空港において、本年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大					
<ul style="list-style-type: none"> 外国籍ビジネスチャーター機が我が国に乗り入れる場合において、一定の条件を満たす場合に、それに接続する国内区間を許可対象とする措置を実施 小型ビジネスジェット機によるチャーター事業を対象とした運航基準に係る包括的な基準の策定 羽田空港国際線旅客ターミナル内に専用CIQ施設等を備えた専用動線を整備 羽田空港において、ビジネスジェットの運航計画の月次申請締切日及び確定日の早期化(5日前倒し) 関西国際空港において、訪日外国人のビジネスジェット利用者も使用可能なファーストレーンの設定 成田空港において、ビジネスジェットが利用可能なスポットの増設 羽田空港において、ビジネスジェットの発着枠の拡大、発着調整における優先順位の引き上げ、駐機可能機数の拡大を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 羽田空港において、駐機可能スポットを増設 成田空港における受入環境改善の検討を進めるとともに、羽田・成田両空港の連携による更なる受入を図る 羽田・成田両空港はもとより、他空港も活用しながら、ビジネスジェット需要を万全に受け入れられるよう検討を促進 						<ul style="list-style-type: none"> 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 	
訪日需要の急速な増加等に対応するため、地域の拠点空港等の機能強化や先進的な保安検査機器の導入等を推進								

中短期工程表「観光立国の実現 ⑬」

すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ⑬

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等		秋	年末	
	通常国会				
<ul style="list-style-type: none"> 首都圏空港年間合計発着枠75万回化達成 羽田空港…年間発着枠44.7万回化達成(2014年3月) 成田空港…年間発着枠30万回化達成(2015年3月) 年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、2014年8月に羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化の方策の具体化について、関係自治体や航空会社が参画する協議会を設置 羽田空港の機能強化について、住民の幅広い理解を得るため、関係自治体の協力を得ながら、双方向の対話を実施(住民説明会:2015年7月～9月、2015年12月～2016年1月) 	<p style="text-align: center;">首都圏空港の機能強化方策の具体化に向けた協議・方策の実施</p> <p style="text-align: center;">メディア等を活用した広報</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">環境影響等に配慮した方策の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施設整備</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">防音工事等</div> </div> <p style="text-align: center;">深夜早朝時間帯の利便性向上等の空港アクセスバスの更なる改善</p>				<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
<p style="text-align: center;">国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会の設置</p>	<p style="text-align: center;">国内の地域間交流や訪日外国人の国内移動を更に活性化させるため、低廉かつ良質な交通サービスであるLCC等や高速バスのネットワークの充実及び新たな旅行需要の創出等を図る</p> <p style="text-align: center;">イメージ向上のためのプロモーション戦略の実施、低廉で利便性の高い空港アクセスの確保及びLCC等と空港アクセスのセットでのプロモーション、高速バスに係る情報プラットフォームの構築・「道の駅」との連携等に取り組む</p> <p style="text-align: center;">国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会において課題や対応策を整理 各課題についての具体的施策を着手可能なものから実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
<p style="text-align: center;">＜クルーズ船受入の更なる拡充＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国クルーズ船に対応する「ワンストップ窓口」のPRを実施(2013年9月ハンブルク、2014年3月・2015年3月マイアミ、2016年3月フォートローダーデール) 寄港地周辺の観光情報を提供するウェブサイトを開設(2014年3月)、港湾周辺で行われるイベントスケジュール一覧機能追加など同ウェブサイトの拡充(2015年11月) 全国クルーズ活性化会議と連携して、クルーズ船社、港湾管理者、地方自治体に参加する商談会(2014年11月から2015年2月に3回、2015年11月から2016年2月に4回)、クルーズ・シンポジウム(2015年1月)を開催 クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、クルーズ船の受入環境を緊急整備(2015年) 民間事業者による旅客施設等の建設等に係る資金の無利子貸付制度等を創設するための「港湾法の一部を改正する法律案」を2016年2月に国会に提出 「日ASEANクルーズ振興戦略」策定(2014年11月) ASEANと日本をつなぐクルーズのモデルルートをASEANと共同して作成するとともに、クルーズによる交流拡大のためのシンポジウムを開催(2016年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現を目指し、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・棧橋等の整備を推進するとともに寄港地のマッチングを推進 「みなとオアシス」の活用等による新たなクルーズビジネスを確立 民間による創意・工夫が盛りこまれた旅客ターミナルビルの整備を無利子貸付制度で支援し、CIQエリアや商業機能等を備えた国際クルーズ拠点を形成 全国クルーズ活性化会議と連携して、寄港地の全国展開に向けたプロモーションを推進(クルーズ船社等のキーパーソンを招請し、商談会を開催) <p style="text-align: center;">訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催</p> <p style="text-align: center;">振興戦略に基づき、ASEANからのクルーズ客の増加に寄与する施策を実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。

中短期工程表「観光立国の実現 ⑭」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑭	<公共交通利用環境の革新>								
	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会の設置(2015年3月) 訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会の取りまとめ 		引き続き必要な措置を実施するとともに新たな課題への対応策について検討						<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者に対するアンケート調査及びモニターツアーによる手ぶら観光のニーズ把握 共通ロゴマークの選定及び運用開始(平成28年2月現在80か所のカウンターを認定) 「手ぶら観光」をPRするホームページ・パンフレットの作成 多言語による補助媒体の作成 等 		<ul style="list-style-type: none"> 手ぶら観光の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> 共通ロゴマークの普及・活用 ホームページやパンフレットを活用した「手ぶら観光」の周知や海外旅行会社・航空会社への商品組込みの促進等 商店街等における免税販売手続と配送手続の一括化等によるサービスの高度化等 免税品の海外直送(国際手ぶら観光サービス)の本格的な展開 						<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> 貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位まで拡大する弾力化措置を実施(2014年4月) 地方ブロック単位又は営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を実施(2015年4月) 		手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置 手ぶら観光カウンター数(現行80程度)を倍増						<ul style="list-style-type: none"> 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
<ul style="list-style-type: none"> 貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位まで拡大する弾力化措置を実施(2014年4月) 地方ブロック単位又は営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を実施(2015年4月) 		地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を本年9月末まで実施することとしており、10月以降の対応方針恒久化も含めて検討							
<ul style="list-style-type: none"> 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会取りまとめ(2015年7月) 交通系ICカードの普及状況及び導入における諸課題・効果等の把握 		検討結果を踏まえて、ICカードの普及・利便性拡大に向け、関係者へ働きかけを実施						<ul style="list-style-type: none"> 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 	

中短期工程表「観光立国の実現 ⑮」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概要要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑮	<p><キャッシュレス環境の飛躍的改善、通信環境の飛躍的向上、誰もが一人歩きできる環境の整備></p> <p>海外発行カードで現金が引き出せるATMの設置を促進するとともに、利用可能なATMの情報をJUNTOのホームページ等にて提供</p> <p>クレジットカード決済・IC対応端末の普及促進</p> <p>無料公衆無線LAN環境の整備促進 (エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化、共通シンボルマーク(Japan.Free Wi-Fi)の普及促進、海外への情報発信、地方公共団体等への支援、民間事業者提供拠点の活用促進等)</p> <p>既設の無線LANアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万箇所以上のシームレスな無線LAN利用が可能な環境を実現</p> <p>新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速</p> <p>訪日観光客等が持ち込む携帯電話端末等における国内発行SIMカードの利用円滑化のため、電気通信事業法等の一部を改正する法律による改正電波法の施行(2016年5月)</p> <p>国際ローミング料金の低廉化について、二国間協議を開始(2015年2月)</p> <p>外国政府との二国間協議の推進</p> <p>外国政府との多国間協議の推進</p> <p>ピクトグラムや路面表示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出</p> <p><外国人患者受入体制等の充実></p> <p>外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制及び外国人旅行者への医療機関情報提供を充実</p> <p><休暇改革></p> <p>5日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付けることについて、労働政策審議会で検討し、2015年2月に取りまとめ、同年の通常国会に「労働基準法等の一部を改正する法律案」を提出</p> <p>労働基準法改正案の施行・周知を図る</p> <p>10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報</p> <p>地域において、関係労使、自治体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成</p> <p>各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むよう、教育委員会や学校等に対して一層の周知を実施</p> <p>教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進</p> <p>国家公務員の学校休業日に合わせた年次休暇取得促進</p>							<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。

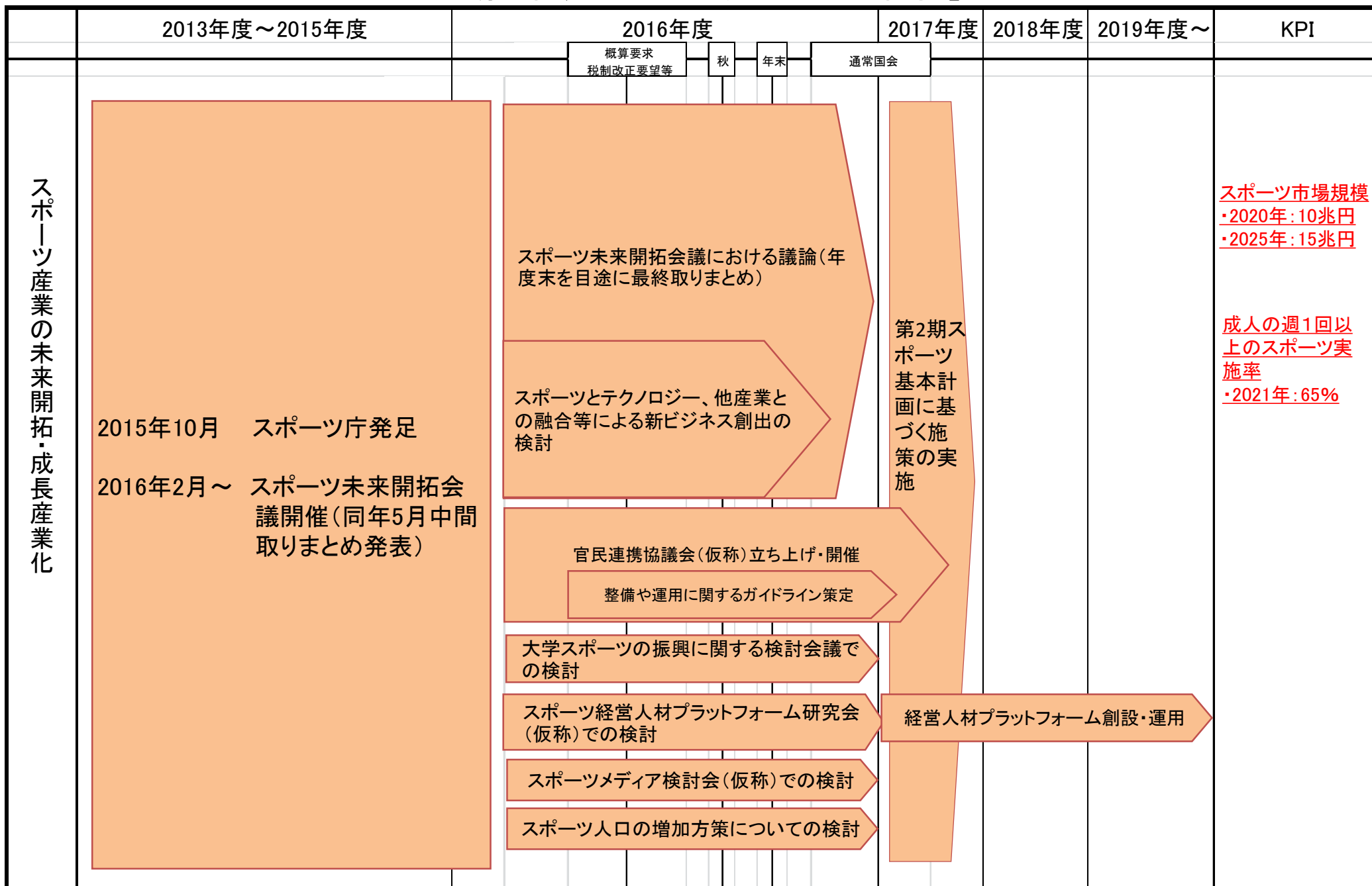
中短期工程表「観光立国の実現 ⑬」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑬	<多言語対応>		<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの周知 ・各モードにおける多言語対応の推進 						<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 ・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応の改善・強化のための共通ガイドラインを策定・公表(2014年3月) ・多言語音声翻訳システムの研究開発及びデータベースの整備を実施 ・「グローバルコミュニケーション計画」発表(2014年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 飲食店において、多言語メニューの用意等の取組が進むよう、事業者団体と連携しながら、先進的事例の紹介やセミナーの開催 						
			システムの翻訳精度の高度化にかかる研究開発の実施、データベースの更なる充実						
			社会実証の内容やシステムの検討			多言語音声翻訳システムの社会実証を実施			
			外国人運転者にも分かりやすい道路標識の在り方について検討						
	<ul style="list-style-type: none"> ・高精度測位技術等ICTを活用した情報提供、ナビゲーションの高度化に向けた課題の検討及び推進体制の構築 ・東京駅周辺で先行的に位置情報サービスの実証実験を実施 		空港や競技場、都内の主要駅等で屋内の電子地図・測位環境を整備・活用した位置情報サービスの実証実験を実施			実証・検討成果を展開			
	<ツアーオペレーターの認証制度、宿泊施設についての情報提供制度>								
	日本旅行業協会(JATA)が2013年度より運用を開始したツアーオペレーターの認証制度の普及促進及び認証取得事業者の周知		<ul style="list-style-type: none"> ・ツアーオペレーターの認証制度の定着 ・国内外で開催される旅行商談会等で認証事業者のPRを行うなど海外旅行会社に対する働きかけを実施 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設に関する情報提供のあり方について、今後の方向性を取りまとめ(2014年4月) ・外国人旅行者向け宿泊施設検索窓ロサイトの開設(2015年7月開設) 		外国人旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ(旅館のPR動画等)の充実						
	<宗教上の制約に配慮した受入環境の整備等>		<ul style="list-style-type: none"> ・日本における食事や礼拝環境等の情報を発信 ・宿泊施設・旅行者向け講習会、手引きの作成・配布による受入関係者への情報提供を実施 						

中短期工程表「観光立国の実現 ⑰」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI							
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会										
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑰	<p><2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置 														
	<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリパラ競技大会等を見据えて、国土交通省内にバリアフリーWGを設置(2014年9月)し、具体的な施策を取りまとめ、公表(2015年8月) 上記に基づき検討会を設置(2015年10月)し、今後のバリアフリー・ユニバーサルデザインのあり方について取りまとめ(2016年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 上記連絡会議において、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する検討を行い「ユニバーサルデザイン2020」を取りまとめ 			連携	<p>「ユニバーサルデザイン2020」の実行 (取りまとめと並行して実行開始)</p>				<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 					
<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、障害の有無に関わらず全ての人々にとって、参加可能な大会となるよう、大会会場やそのアクセス経路等に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化の基準となる「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を2016年春を目途に策定し、その考えに沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、潜在需要を取り込み、消費活動を活性化</p>								<p>バリアフリー法に基づく基本方針に定める整備目標の確実な達成を支援</p>							

中短期工程表「スポーツ産業の未来開拓」



中短期工程表「文化芸術資源を活用した経済活性化①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
文化芸術市場及び経済波及効果の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の文化GDPの試算 文化芸術資源の活用による経済波及効果の事例収集 我が国の文化GDPの定義の確立など、文化による経済効果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の成功事例の分析や文化芸術に係るデータの収集等 		<ul style="list-style-type: none"> 政策ロードマップの策定、施策の具体化 		<ul style="list-style-type: none"> ロードマップに基づく施策の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。
		<ul style="list-style-type: none"> データの充実に向けた検討 		<ul style="list-style-type: none"> データの充実に向けた取組の実施 				

中短期工程表「文化芸術資源を活用した経済活性化②」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
文化財・資源の コストセンターから プロフィットセンター への転換	「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定	文化資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって観光資源としての質の向上を計画的に進める。						<p>・2025年までに、<u>文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。</u></p> <p>・2020年までに、<u>鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。</u></p>
	<分かりやすい解説・多言語化>	文化財解説の多言語化等による、文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信						
	<ul style="list-style-type: none"> 多言語解説・情報発信に対する支援 分かりやすい英語解説のあり方についての検討 							
	<修理・美装化>	適切な周期による修理・整備						
	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財建造物等の保存と修理・整備 防災施設の整備 	文化財建造物についての美装化事業を開始			引き続き支援			
	<一体的活用>	日本遺産 平成32年までの間、毎年15件程度を認定し、地域主体の整備・活用、情報発信等に対して支援(2020年度までに100件程度)						
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財総合活用戦略プランの開始、優先支援枠の新設 「日本遺産」認定制度の創設: 18件の認定、国内外への戦略的発信 世界文化遺産活性化事業を開始 歴史文化基本構想の策定支援 	ブランド化推進のための事業を開始			引き続き支援			
	<人材・体制>	歴史文化基本構想: 策定の支援(2020年までに100件程度)						
	<ul style="list-style-type: none"> 学芸員や文化財担当職員等に対する文化財活用促進についての研修 史跡等マネジメントについての調査研究 活用・情報発信の優良事例を収集・公表 	学芸員や文化財担当職員等に対する観光振興講座の新設等による博物館の機能強化			質の高いHeritage Manager等の養成と配置			
		引き続き支援			引き続き支援			
	地方自治体等が行うマーケティング・マネジメント等を支援							

中短期工程表「文化芸術資源を活用した経済活性化③」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
地域活性化やブランド力向上に資する文化芸術の魅力創造と発信	<p>＜地域活性化やブランド力向上に資する文化芸術の魅力創造と発信＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国における自治体、劇場等や芸術団体の実施する文化芸術活動への支援 ・「文化プログラム」に向けた検討、ポータルサイトに関する有識者会議の設置等 ・「日本の美」懇談会の実施、障害者や高齢者等による社会的包摂の取組に関する事例収集等 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国における自治体、劇場等や芸術団体の実施する文化芸術活動への支援等 ○産学官(館)連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成 ○文化芸術活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成 				<ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。 ・2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者とともに事業計画やコンセプト等を検討 ・ 文化情報基盤に関する有識者会議での検討等 	<p>スポーツ・文化・ワールド・フォーラム</p>	<p>2020文化カプロジェクト(仮称)の全国展開・推奨</p> <p>ポータルサイトを活用した情報発信</p> <p>「beyond 2020 プロジェクト」の推進</p> <p>日本の美の国内外への発信のため、内閣官房・外務省と連携した「日本博(仮称)」の実施</p> <p>社会的包摂の取組の全国展開 地域における文化芸術における潜在的顧客・担い手の開拓</p>		

中短期工程表「文化芸術資源を活用した経済活性化④」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現	<①デザインを通じた文化の潜在力の発揮> <ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等へのデザイナー等の派遣による 新たな商品・サービスの開発支援 イノベーション創出に向けたデザイン活用方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携のためのプラットフォームの構築 デザイナーによるスタートアップへの支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> デザイナーの経営活用に関するアクションプランの検討、結論 	<ul style="list-style-type: none"> デザイン・技術・経営三位一体のカリキュラム導入等の人材育成支援・環境整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携のためのプラットフォームの活用、デザイナーによるスタートアップへの支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランに基づき、デザインの経営活用に関する取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果に基づき、デザイン人材の育成支援・環境整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに、<u>文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。</u> ・2020年までに、<u>鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。</u>
	<②コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略>	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの海外新市場開拓を支援 技術マップ2015(コンテンツ分野)の策定 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの現地化(字幕付与等)や発信・プロモーション活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開の支援 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの海外展開促進の取組の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な地域の魅力発信・広域展開の継続実施 		
	<ul style="list-style-type: none"> メディア芸術分野における人材育成やアーカイブの取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> マンガ・アニメ・ゲームなどのメディア芸術分野の人材育成・アーカイブ化・海外発信の更なる充実 	<ul style="list-style-type: none"> メディア芸術祭等を通じた海外への発信 					

中短期工程表「サービス産業の活性化・生産性向上 ①」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
生産性伸び率10%を達成する成長企業1万社の創出	日本サービス大賞の創設(2015年3月)			定期的な表彰を実施							<ul style="list-style-type: none"> サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0% (2013年:0.8%) となることを目指す
	サービスの品質を評価する新たな認証制度(おもてなし規格)の検討(2016年3月取りまとめ)			認証制度のパイロット版運用			認証制度開始				
	IT利活用状況を自己評価できるツールの策定			ツールの普及・活用推進							
	ボランタリーチェーン化のノウハウをまとめたマニュアルの策定に向けた検討			マニュアルの普及・活用推進							
	<ul style="list-style-type: none"> 「クラウド等を活用した地域ICT投資の促進に関する検討会」において、地方の小規模事業者等によるICT利活用促進策を取りまとめ 地域の中小企業等にクラウドサービス等のICT利活用の普及啓発やICT投資を促進する体制を整備 			新たに整備した推進体制を活用し、ICT利活用の成功事例の普及、セミナー開催等、地域の中小企業におけるICT利活用促進の支援策を講じる。							
	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」を策定(2015年2月)、改定(2016年2月)			ベストプラクティスの充実を検討・実施							
			サービス産業のグローバル化に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> おもてなし規格のISO化に向けた検討着手 サービス海外展開グランドデザイン(仮称)を策定し、日本貿易振興機構を活用しつつ実行 ハンズオン支援を中核としたワンストップサービスの実現 								

中短期工程表「サービス産業の活性化・生産性向上 ②」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
事業分野別の生産性向上 ①	<横断的取組>							
	「サービス業の生産性向上協議会」の開催 (2015年6月に第1回協議会開催)	モデル創出・ ノウハウの標準化			ノウハウ横展開	サービス生産性革命に向けた国民運動 の展開		
	中小企業等経営強化法案を提出(2016年通常国会)	施行準備、施策の着実な実行						
	<事業分野別取組(卸・小売)>							
	POSデータや気象情報等のビッグデータを活用した高度な需要予測システムの構築(平成26年度予算)	民間を主体とした運用体制の構築及び更なる普及の検討			更なる普及に向けて必要な措置の検討			
	多言語での商品情報提供の課題抽出するために係るワーキンググループを新たに設置(2015年7月)	ITを活用した外国人向け商品情報多言語提供システムの標準仕様の策定			システムの活用、活用成果に基づく普及促進			
<ul style="list-style-type: none"> 倉庫や店舗内での自動走行や隊列走行を行うロボット台車の活用に向け物流業務の自動化実証(平成26年度予算) 高齢者の買物支援等の先行実施(平成27年度予算) 	卸・小売におけるロボット活用の普及促進							
納品期限の見直しに係る業界による実証事業の実施(2013年8月～2014年2月)	納品期限の見直しについて、対象品目・企業の拡大(業界団体・消費者団体との意見交換等)年月表示化について、大手食品メーカーによる先行的取組の実施。その後、普及拡大							

・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す

中短期工程表「サービス産業の活性化・生産性向上 ③」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
事業分野別の生産性向上②	<事業分野別取組(宿泊産業)>								
	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設に関する情報提供の在り方について、今後の方向性を取りまとめ(2014年4月) 外国人旅行者向け宿泊施設検索窓口サイトの開設(2015年7月開設) 	外国人旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ(旅館のPR動画等)の充実							
	<ul style="list-style-type: none"> 旅館ホテル生産性向上協議会の設置(2015年10月) 	モデル旅館ホテルへのコンサルティングによる課題の抽出やモデル事例の創出							
	<ul style="list-style-type: none"> 旅館経営者向けe-ラーニング講座(経営入門編)の配信開始(2015年5～8月) 旅館経営者向け産学官連携教育プログラム(経営実践編)の開催 	オンライン講座の充実 ICT化やマルチタスク化等の業務運営体制の見直し							
	<事業分野別取組(運送業)>								
	トラック運送事業者、荷主、国交省、厚労省、経産省等が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央(2015年5月)及び各都道府県(2015年7月・8月)で立ち上げ、先進事例の共有や実態調査を実施	長時間労働改善に向けたパイロット事業の実施、課題や対策をまとめたガイドラインの策定・普及等						長時間労働改善の普及・定着の促進等	<ul style="list-style-type: none"> サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す
	<ul style="list-style-type: none"> 「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改訂(手待ち時間の解消に係る項目を新設)(2015年2月) トラック産業における書面化推進ガイドラインの策定(2014年1月) 	セミナーの開催等を通じて、各種ガイドラインの周知・普及を図り、適正取引・契約書面化を推進							
		ITを活用した中継輸送の実証を実施し、課題等を整理した上で、導入促進に向けた方策を検討・実施							
	<事業分野別取組(外食・中食)>								
	<ul style="list-style-type: none"> サービス業の生産性向上協議会の開催(第1回(5分野合同):2015年6月、第2回(外食・中食産業):2015年11月) 	農水省、厚労省、関係業界で、外食・中食産業の生産性向上等に向けたプラットフォームの構築	ベストプラクティスの普及促進、業務の標準化・IT利活用の推進						
<ul style="list-style-type: none"> 「外食における原産地表示ガイドライン」「惣菜・弁当の情報提供ガイドライン」を通じた原産地表示等の情報提供 ムスリムフレンドリー、メニューの多言語化の推進セミナーの開催 	原料原産地表示、食材アレルギー情報、ムスリムフレンドリー、多言語化対応等の顧客満足度向上に取り組む企業の顕彰								
<ul style="list-style-type: none"> 「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会」の設立、「日本食魅力発信アクションプラン10」の策定(2015年2月) 海外進出する外食事業者の支援(有望市場情報収集、商圈マップの作成等) 	輸出拡大戦略に沿って日本食文化を普及し、需要拡大につなげるための新たなアクションプランを策定し、同プランに基づく食文化や食産業の海外展開を推進								

中短期工程表「サービス産業の活性化・生産性向上 ④」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
事業分野別の生産性向上③	<事業分野別取組(医療)>							
	「地域医療構想策定ガイドライン」の策定(2015年3月)	各都道府県における「地域医療構想」の策定及びこれに基づく質が高く効率的な医療提供体制の構築を支援						
	医療機関間等での情報やり取りに使用する用語、コード等の標準規格を策定	診療データをオンラインで参照できるシステムの構築等ITを活用した効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 医療勤務環境改善支援センターの設置(2016年4月現在43都道府県で設置済) 医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を提供する「いきいき働く医療機関サポートWeb」の開設(2015年3月)・周知 各医療機関における勤務環境改善計画策定のための具体的な手引書の策定(2014年10月)・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年度中に全都道府県における支援センターの設置に向けた働きかけ 医療機関の取組事例の追加等、サポートWebの掲載情報の充実 セミナー等を通じた手引書の周知、改善計画策定の推進 						<ul style="list-style-type: none"> サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す
	<事業分野別取組(介護)>							
	<ul style="list-style-type: none"> 介護人材の需給推計(確定値)の公表(2015年6月) 介護人材確保に向けた福祉人材センターの機能強化や介護福祉士の資格取得方法の一元化等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律が成立(2016年3月) 「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材確保の事業の実施 介護人材の働き方の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域医療介護総合確保基金」等を活用した量・質両面からの人材確保対策の総合的・計画的推進 介護人材の機能分化の方向性の具体化に向けた有識者等による検討と、必要な制度的対応等 						
<ul style="list-style-type: none"> 「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」において、ニーズに即した実用性の高い機器の開発に向けた介護現場と開発現場のマッチングを支援 介護保険の対象となる福祉用具・住宅改修に係る要望の随時受付を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、介護ロボットの開発・実用化を推進 引き続き、介護保険の対象となる福祉用具・住宅改修に係る要望を随時受付 							
<ul style="list-style-type: none"> 「介護人材確保地域戦略会議」において、介護業界のIT活用方策を都道府県担当者と共有(2016年2月) 「地域医療介護総合確保基金」により、都道府県が行うIT活用事例の普及促進等を支援 	「地域医療介護総合確保基金」を活用した取組の推進							
	「介護人材確保地域戦略会議」等を活用し、IT活用の優良事例を全国に情報発信							

中短期工程表「サービス産業の活性化・生産性向上 ⑤」

2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p>事業分野別取組(保育) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、ガイドラインに基づく第三者評価の実施(第三者評価の受審及び公表を行った事業者に対する受審料の補助(2015年4月～)) ・ガイドラインに、IT利活用を位置づけ(2016年3月) <p>保育士の雇用管理のための手引きや事例集の策定</p>	<p>第三者評価の受審促進</p> <p>手引きや事例集の普及啓発</p>			<p>実施状況を踏まえ更に受審促進</p> <p>段階的な受審率の引き上げに向けた取組</p>			<p>・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す</p>

事業分野別の生産性向上 ④

中短期工程表「サービス産業の活性化・生産性向上⑥」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上	中小企業等経営強化法案を提出(2016年通常国会)	施行準備、施策の着実な実行 分野別指針の策定				
	地域企業の経営支援等の参考となる評価指標・手法「ローカルベンチマーク」を策定し、公表(2016年3月)	ローカルベンチマーク等を活用した成長資金の供給の促進 周知・活用状況について、有効事例の紹介などのフォローアップを実施するとともに、関係機関にとって有益なデータの分析など、ローカルベンチマークをより良いものにしていくための方策等に関する検討を行う。				
	地域の専門支援人材のリスト化	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援機関に集約・共有、地域の支援ネットワークの構築 よろず支援拠点における中小企業・小規模事業者からの経営相談支援体制の強化 				・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す
	事業者の経営課題と解決策、対応施策等を「見える化」し、公表(2015年7月)	<ul style="list-style-type: none"> 「見える化」した経営課題・解決策等や評価手法を事業者・支援機関に提供 これらを活用した支援機関による積極的な支援や、地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサル機能の発揮を推進 				
	中小サービス事業者にIT利活用の助言・支援を行うITコンサル人材のリスト化	ITコンサル人材に対する評価の仕組みを含むマッチングプラットフォームの構築・運用				
	【日本貿易振興機構を活用した海外展開支援】 ミッション派遣、有力者招聘、フランチャイズ展示会等	【日本貿易振興機構を活用した海外展開支援】 ハンズオン支援を中核としたワンストップサービスの実現				
	【サービス経営人材育成プログラム】 モデル校において産学協議の場を設置し、プログラムの開発を支援	【サービス経営人材育成プログラム】 大学等のカリキュラムへの反映等を目指し、大学等によるサービス産業に特化した実践的経営プログラムの開発・普及を支援				
	認定経営革新等支援機関の検索データベースの整備	個々の機関のサービス産業等に係る支援可能分野の精緻化やその中の得意分野・支援実績等の発信強化				

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新①」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
世界市場を目指した地域中核企業の成長支援	産官学金の連携体制により、地域中核企業候補の発掘及び支援体制の構築	産官学金の連携体制により、地域中核企業候補の発掘から中核企業の成長まで、一貫した支援体制の構築							<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援
		グローバル・ネットワーク協議会（仮称）を設置し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案、海外販路開拓等を支援							<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値））
	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済分析システム（RESAS）の利用を促進するため、全国セミナー及び政策アイデアコンテストを実施 RESASに地域経済循環や企業の保有特許等に関するデータを追加 	地域経済分析システム（RESAS）の利用促進、必要なデータの追加検討							<p>【補助指標】</p> <p>起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる</p>
	地域の産業・雇用創造チャートの公表、掲載データの拡充（2015年度）	地域の産業・雇用創造チャートの活用を含めた、国・地方公共団体・民間が保有するデータも組み合わせた新たな経済産業分析等の推進							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新②」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
TPPを契機とした地域中小企業等の海外展開支援	<p>・「中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業」において、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣(平成24・25年度補正予算)</p> <p>・「中核企業等輸出拡大支援事業」において、地方の中核となる中堅・中小企業105社の海外販路開拓に向けた戦略作りから成約までを専門家が一貫して支援(平成27年度予算)</p> <p>・TPPを契機に海外展開を目指す中堅・中小企業等を後押しするための「新輸出大国コンソーシアム」においてJETROがハンズオン支援を行う体制を構築</p>			<p>中堅・中小企業等に対して、海外展開に関する情報提供・相談体制の整備や専門家によるハンズオン支援、各種支援機関が連携した総合的な支援を拡充・実施(新輸出大国コンソーシアムの活用等)</p>						<p>・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援</p>	
	<p>「中小企業・小規模事業者海外展開支援事業」において、金融機関等の認定支援機関に対し、海外展開等の経営支援の手法の研修を実施(平成25年度補正予算、平成26年度補正予算)</p>			<p>認定支援機関に対し、研修を継続実施 支援能力向上のためのeラーニングを構築 (平成28年度予算)</p>						<p>・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))</p>	
	<p>・「小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業」において、海外向けホームページ、決済、物流のパッケージ化を支援(平成25年度補正予算)</p> <p>・「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」において、海外事業の実現可能性調査の支援に、海外向けホームページ、決済、物流のパッケージ支援を拡充し、継続実施(平成27年度予算)</p>			<p>海外事業の実現可能性調査の支援に、海外向けホームページ、決済のパッケージ支援を継続実施(平成27年度補正予算、平成28年度予算)</p>						<p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p>	
	<p>海外ワンストップ窓口(中小企業海外展開現地支援プラットフォーム)を2016年3月までに20か所設置</p>			<p>現地での相談対応、専門組織の紹介等を実施。中小企業等の進出動向を踏まえて拡充</p>						<p>・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす</p> <p>・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する</p>	

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新③」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
地域イノベーションの推進	〈地域の大学を中心とした研究力の向上〉						潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした20程度の拠点で世界に通用する研究分野を育成		
	〈目利き人材によるマッチング・協働機能の強化〉	戦略分野コーディネーター及びマッチングプランナーの情報交換を行う場を創設	企業の技術ニーズと大学等のシーズのマッチングの促進						・ 中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする
	〈産学官連携による集積の形成〉	異分野連携研究開発拠点の採択拠点1件及びFS（フィージビリティスタディ）拠点3件を決定	異分野連携研究開発拠点を2か所以上形成						・ 2016年までに1年あたりのよろず支援拠点での知財支援件数を2,000件とする
	〈地域中小企業の知財戦略強化〉		知財総合支援窓口の体制強化、知財ビジネスマッチング活動支援、知財橋渡し人材の配置等						・ 2020年までに1年あたりの地方における面接審査件数を1,000件とする
			よろず支援拠点及びよろず支援拠点全国本部の体制強化						
			地方における権利化支援の推進に必要な体制整備・強化						・ 2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する
	〈戦略的な標準化の推進〉	<ul style="list-style-type: none"> 標準化官民戦略に基づき、2014年7月に新市場創造型標準化制度を構築。2016年3月までに、中堅・中小企業等からの14件の提案について、当該制度を活用して標準化を行うことを日本工業標準調査会において決定。 各地域における潜在的な標準化案件を面的に発掘するため、地域のパートナー機関（自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関）と一般財団法人日本規格協会（JSA）が連携して標準化の支援等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」の運用を平成27年11月に開始。 	中堅・中小企業の標準化の支援体制整備（「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関を2016年末までに全国47都道府県に順次拡大することによる運用強化等）、新市場創造型標準化制度活用拡大等により、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進						
		地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元							

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新④」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
IT活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援	中小企業等経営強化法案を提出(2016年通常国会)	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		施行準備、施策の着実な実行 分野別指針の策定	1万社以上でIT・ロボット導入等を支援(今後2年間)	「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備		<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑤」

		2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
下請事業者の取引条件の改善	下請取引ガイドラインの改訂(2015年3月) (コスト転嫁に関する望ましい取引慣行等の 好事例の追加等)	ガイドラインに沿った対応要請、必要に応じて調査を実施・改善状況確認									
		大企業ヒアリング			中小企業の取引力・開発力の強化に向けた複数事業者の連携・ネットワーク化の促進						
		<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) 									
		<p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する 									

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑥」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化①	中小企業・小規模事業者の経営支援を行う「よろず支援拠点」の整備(平成26年度予算)			<ul style="list-style-type: none"> 多数の事業者への支援を一層行き渡らせるために、支援人材の増強やアクセシビリティの向上等の取組を進めるなど、支援体制の大幅な強化を図る 優れた支援人材の確保に努めるとともに、中小企業大学校等を活用したよろず支援拠点で活動する支援人材の早急な育成・レベルアップ よろず支援拠点を中心とした中小企業団体等との連携体制の構築 						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))
	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく商工会・商工会議所の支援能力強化のための認定制度の創設(2014年9月)			<ul style="list-style-type: none"> 商工会・商工会議所等の中小企業支援機関における相談体制強化 「経営発達支援計画」の認定の枠組みを活用した経営支援の質の向上推進 						
	認定経営革新等支援機関の検索データベースの整備			商工会、商工会議所等のサポート役である、中小企業全国団体によるサポートの充実に向けた取組促進						
	事業者の経営課題と解決策、対応施策等を「見える化」し、公表			個々の機関の支援可能分野の精緻化やその中の得意分野・支援実績等の情報強化						
			<ul style="list-style-type: none"> 「見える化」した経営課題・解決策等や評価手法を事業者・支援機関に提供 これらを活用した支援機関による積極的な支援や、地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサル機能の発揮を推進 						【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる	
			<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する 							

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑦」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化②	<地域活性化プラットフォームの推進>							<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値））
	地域活性化に関する関係閣僚会合を設置し、持続可能な都市・地域の形成、地域産業の維持・創出に関するモデルケースを選定	選定されたモデルケースに対し、政策対応チーム、ワーキングチームの専門家による現地総合コンサルティング等を通じて、地域活性化の取組を支援						
	各省の地域活性化関連施策をワンパッケージで実現するための改正地域再生法が2014年臨時国会で成立	地域再生法に基づき各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現						
	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法を改正し、新たな広域連携の仕組みとして「連携協約」の制度を創設 連携中枢都市圏の先行的なモデルを構築 連携中枢都市圏の都市圏条件を確定 定住自立圏のモデルケースを選定、取組成果の検証 	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中枢都市圏の全国展開						
		検証結果を踏まえ、定住自立圏の形成等を支援						
	集落ネットワーク圏の形成による個性ある地域資源型産業と、日常生活機能の確保のためのコミュニティ・ビジネスの育成に関する支援策の具体化	小さな拠点形成への支援 (地域再生法や関係府省の関係施策による地域の取組への支援、先発事例の情報発信等)						
	<地域のリソースの活用・結集・ブランド化>							
中小企業者や創業希望者の支援ポータルサイト「ミラサポ」の本格運用を開始（2013年10月）	<ul style="list-style-type: none"> 支援ポータルサイトの運用・機能の改善 積極的な周知や施策マップの掲載情報の充実 						<p>【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる</p>	
創業に必要な基本的知識からビジネスプランの作成支援までを実施する「創業スクール」を開催するため、「地域創業促進支援事業」を実施（平成26年度予算、平成27年度予算）	引き続き、全国にて「創業スクール」を実施							
							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する 	

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑧」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化③	<ul style="list-style-type: none"> 新たな産業クラスター政策の方向性を定義(2013年11月) 産学官金の連携体制を構築、地方競争力協議会で示された地域ごとの戦略産業を踏まえ、地企業の成長を支援(平成26年度予算、平成27年度予算) 	地域産業クラスターにおける地域中核企業候補の発掘から中核企業の育成まで、一貫した支援体制の構築						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))
	<p><「プレミアム地域ブランド」の創出></p> <ul style="list-style-type: none"> 商標法の改正による地域団体商標の登録主体の拡充等を盛り込んだ「特許法等の一部を改正する法律案」が第186回通常国会で成立(2014年4月) 地域団体商標に係る審査基準等の見直し(2014年8月及び2015年3月) 	地域団体商標制度の周知を通じた申請者の出願等のノウハウ向上による迅速な権利化						
	<ul style="list-style-type: none"> 「地域産業資源活用支援事業」において、地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓を支援(平成26年度予算、平成27年度補正予算、平成27年度予算) 地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓の取組の支援等に向け、中小企業地域資源活用促進法の改正法が2015年通常国会にて成立 小売業者等が製造業者と連携して行う販路開拓を通じて、消費者嗜好を捉える取組の支援(平成26年度補正予算) 「ふるさと名物」を地域ブランド化する人材育成に対する支援を実施(平成26年度補正予算) 	地域資源活用のモデル事業を支援			「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進する体制構築のため、市区町村による「ふるさと名物応援宣言」を促進			
		小売事業者等が製造業者と連携して行う販路開拓を通じて、消費者嗜好を捉える取組の支援(平成27年度補正予算、平成28年度予算)		必要な措置の実施				
		「ふるさと名物」を地域ブランド化する人材育成に対する支援を実施(平成27年度補正予算、平成28年度予算)						
	<ul style="list-style-type: none"> 地方版図柄入りナンバープレート等図柄入りナンバープレート制度の導入に向け、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が2015年通常国会にて成立 「図柄入りナンバープレート制度検討会」において、具体的な制度設計について検討、制度の創設・公表 	図柄入りナンバープレート制度導入・推進						
	高機能JISの策定を促進するため、「高機能JIS等整備事業」を実施(平成26年度より予算措置)	高機能JISの策定及び利用促進						
	業界団体を招集した会議や各種講習会等において、高水準のJAS規格の普及啓発を実施	JAS法に基づく高水準の規格の利用促進						
	<企業に対する経営支援強化等>	企業に対する事業性を重視したファイナンスや経営支援等の促進等						
							【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる	
						2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす		
						今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する		

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑨」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化④	<p><成長分野進出に向けた専門的支援体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援ポータルサイト「ミラサポ」において、中小企業・小規模事業者の開発成果を提供 中小ものづくり高度化法の技術分野の見直し等について公示(2014年2月) 技術分野の見直しの方針決定・技術分野の取りまとめ 中小ものづくり高度化法の技術分野の見直し等について公示(2015年2月) 中小企業を研究機関等が支援し、国レベルの課題に挑戦するプロジェクト委託型の研究開発事業を創設。 	ネットワークを活用した開発成果の普及啓発						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体・地域金融機関・大学・大企業OBらによる生産性改善指導員の育成機関(カイゼンスクール)を平成27年度より全国13か所で立ち上げ(平成28年4月時点) 	カイゼンスクールの全国展開、業界スクールへの横展開、企業体質強化に向けた指導方法の深掘り							
	<p>平成26年度予算において、技術研究組合を設立し、次世代産業用3Dプリンタ技術等の開発を開始(2014年4月)</p>	技術開発プロジェクトの推進、進捗状況を踏まえた更なる措置の検討							
	<p>国際認証の取得に向けた専門家派遣制度等について、支援ポータルサイトを通じた情報提供開始(2014年3月)</p>	ポータルサイトを通じた情報提供の推進、関係機関への専門家派遣制度の周知							
	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者が医療機器の国際規格認証を取得する際の費用を「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の補助対象に追加 開発初期段階から事業化までワンストップ支援を行う「医療機器開発支援ネットワーク」を構築(2014年10月) 	中小企業と医療機関等との連携支援							
	<p><大企業・異業種をターゲットにした新分野展開の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者や創業希望者の支援ポータルサイト「ミラサポ」の本格運用を開始(2013年10月) 優れた技術・製品を有する中小企業と、国内大手メーカーや海外企業のマッチングサイトを設立(2014年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業間の連携を促進する仕組みの整備 支援ポータルサイトのマッチング機能の改善 マッチングサイトの登録企業拡大 							
									<p>【補助指標】</p> <p>起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p>
									<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑩」

		2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と 事業再生・事業承継⑩	<地域企業と地域金融機関・支援機関との対話の促進>	地域企業の経営支援等の参考となる評価指標・手法「ローカルベンチマーク」を策定し、公表(2016年3月)			ローカルベンチマーク等を活用した成長資金の供給の促進						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))
	<信用保証制度の見直し>	信用保証制度の在り方について検討(2015年12月 中間的な整理)			信用保証制度の在り方について検討		必要な措置の実施				
	<事業再生、事業引継ぎ、事業承継・廃業の支援>				効果的な事業再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討		必要な措置の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不在の中小企業者の事業引継ぎを支援する「事業引継ぎ支援センター」の全国展開を実現 事業引継ぎガイドラインを策定(2015年4月) 	「事業引継ぎ支援センター」の機能強化及び金融機関・土業等との一層の連携強化を図るとともに、事業承継診断を実施すること等により、事業引継ぎのマッチングを更に促進						【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる			
	<ul style="list-style-type: none"> 廃業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充 小規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制度を創設(2015年10月) 	不採算事業に係る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進						2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす			
	事業承継の円滑化を図るため、民法特例の親族外対象化や小規模企業共済の機能強化等を盛り込んだ「承継円滑化法案」が2015年通常国会で成立し、2016年4月に施行。	法の執行・周知広報						今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する			

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑪」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と 事業再生・事業承継②	<起業・創業から立ち上がりまでの一貫した資金支援>	政府系金融機関による創業者向け融資、民間融資の更なる促進						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値））
	政府系金融機関による貸付金利の引下げや貸付限度額の拡充等（平成25年度補正予算、平成26年度予算及び平成26年度補正予算）							
	融資に活用できる技術評価手法の標準化を目指しモデル事業を実施	関係省庁と連携し、融資の際の技術評価の仕組みを全国展開						
	兼業・副業に関する委託調査を実施	兼業・副業の促進のための事例集の普及	兼業・副業の促進のための環境整備の検討	兼業・副業を促進				
	求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化・周知（2014年7月）	求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの周知を引き続き実施						
	日本政策金融公庫等や商工会・商工会議所等の支援機関による創業支援 <ul style="list-style-type: none"> 創業マインド向上の推進（日本公庫による高校生向け出張授業・ビジネスグランプリの推進、創業スクールの開催） 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画による地域の相談体制の整備の促進（相談窓口のネットワーク化・ワンストップ化の促進） 民間金融機関との連携・協調の促進（ノウハウ共有・連携促進のための体制整備） 創業者向けの円滑な資金供給の強化（地元の市町村と支援機関の連携強化） 	【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる						
	NPOを含むソーシャルビジネス事業者向け融資制度の拡充（2016年2月）	NPOを含むソーシャルビジネス事業者に対する金融支援の推進						
	「地域商業自立促進事業」において、商店街の空き店舗活用等に対する支援を実施（平成26年度予算、平成27年度予算）	商店街の成功要因や課題の分析、これに基づく効果的な取組の見える化及び地方自治体と連携した意欲ある商店街の先進的な取組の一層の後押し、成果の普及促進（平成28年度予算において左記事業による支援を実施）						
	高額の資金需要に対応する小規模事業者向け融資制度の新設（平成27年度予算）	小規模事業者に対する金融支援の推進						
	地域経済活性化支援機構等による「地域中核企業活性化ファンド」の設立（2015年4月）	同ファンドによる資金供給等を通じ、地域の中堅企業等の経営改善・成長を支援						
全国の市町村で創業支援事業計画を策定し、自治体を中心とした産学官金の連携の下、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げ								

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑫」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概要要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と 事業再生・事業承継③	<ベンチャー中小企業からの政府調達への推進> 官公需における創業10年未満の新規中小企業者の活用への配慮を新たに加え、「官公需についての中小企業者の受注機会の確保に関する法律」を改正、施行(2015年8月)。新規中小企業者との契約比率の目標や受注の機会の増大のための措置を定めた、平成27年度の国等の契約の基本方針を閣議決定。		創業間もない企業(中小ベンチャー企業)の政府調達への参入推進			平成28年度の「国等の契約の基本方針」を策定し、基本方針に基づく運用を実施		毎年度「国等の契約の基本方針」を改訂し、基本方針に基づく運用を実施	・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援
	<個人保証制度の見直し> 2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定、民間金融機関に対してガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定 ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表 ガイドラインのQ&Aの一部を改定 民間・政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表		・「経営者保証に関するガイドライン」の活用の促進 ・代替的融資手法の充実・利用促進						・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))
	政府系金融機関に対して「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた積極的な対応を要請、日本政策金融公庫等・商工組合中央金庫において経営者の個人保証によらない制度を実施、中小企業基盤整備機構等による相談窓口の設置・事業者に対する周知・普及等を通じてガイドラインを利用促進 等		・中小企業基盤整備機構等による事業者に対する窓口相談対応、周知・普及等を通じた利用促進 ・事業者への周知に関して中小企業団体等への協力を要請						【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる
	<稼ぐ力の確立に向けた金融機能の強化>		成長資金の供給にかかる政府系金融機関の取組の促進						
			民間金融機関における金融仲介の改善に向けた取組の成果等の見える化(情報発信)の推進						
			・中小企業再生支援協議会による抜本再生支援の促進 ・活用実績の公表等を通じた「経営者保証に関するガイドライン」の各金融機関における活用促進 ・準則型私的整理手続における迅速な債務整理の促進に向けた関連条例制定要請・関連規定の整備等の推進						・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす
	<地域の創業支援ネットワークの構築、若者・女性の創業支援>		創業支援に関する国、中小企業団体、地方自治体との連携強化						・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する
			・日本政策金融公庫等の創業者向け融資の一層の活用や起業教育の充実 ・日本政策金融公庫等の相談窓口、起業経験者、創業支援人材等のネットワーク構築 ・創業分野における政府系金融機関と民間金融機関の協調融資スキームの構築						

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑬」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
中小企業・小規模事業者による人材の確保・育成	地域の中小企業・小規模事業者に対し、人材確保から定着まで一貫支援を行う事業を開始(2015年3月)	地域の中小企業・小規模事業者に対し、地域内外から多様な人材の発掘・紹介・定着まで一貫して支援する取組を継続						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))
							<p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する 	

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新⑭」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
事業継続計画（BCP）の裾野の広い普及の促進	<p>災害等の非常事態に備えるための事業継続計画の策定等の取組を積極的に行っている企業等を第三者が認証する仕組みを構築するため、認証に関するガイドラインを2016年2月に公表し、認証実施機関による認証の募集を開始（2016年4月）</p>		<p>認証実施機関と協力して、制度周知のための説明会を実施</p>						<ul style="list-style-type: none"> 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値））
			<p>・認証取得団体における特筆すべき取組を収集・公表 ・認証取得のインセンティブ充実を図る観点から、関係省庁との調整やBCPに関連した融資等を行う金融機関等への説明・周知を実施</p>						
									<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす 今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「ものづくり産業革命の実現 ①」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
ロボットによる新たな産業革命の実現	<ロボット新戦略の実行・進化>	<p>2014年9月より「ロボット革命実現会議」を開催し、「ロボット新戦略」を策定 (2015年2月日本経済再生本部決定)</p> <p>「ロボット新戦略」の推進母体として「ロボット革命イニシアティブ協議会」を立ち上げ(2015年5月)</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービスなど非製造分野で1.2兆円 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】 重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台 国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現 	
	<中堅・中小企業によるロボット等の利活用促進>	<p>「ロボット新戦略」の着実な遂行 (技術開発、人材育成、導入実証、規制改革・安全基準策定等による現場への普及促進)</p> <p>「ロボット革命イニシアティブ協議会」の取組を推進 (製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案等の推進)</p> <p>高精度のセンサーやカメラシステム、人工知能を備えた次世代ロボット等の研究開発・実用化推進</p> <p>(個別分野の取組)・インフラ点検におけるロボット利活用促進 ・ロボット等を活用した介護の質・生産性の向上 ・農機の自動走行等の推進 等</p> <p>プラットフォームロボットの具体化のための検討 ・小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引下げ(2020年まで) ・ロボット導入支援人材(システムインテグレーター)の倍増(2020年まで)</p> <p>ロボット導入手順の明確化のための検討 1万社以上でIT・ロボット導入等を支援(今後2年間) 「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備</p>							
	<研究開発・社会実装の加速化に向けた環境整備等>	<p>イノベーション・コースト構想(ロボットテストフィールド、研究開発等施設の整備等)</p> <p>国際標準を見据えた評価基準の策定</p>							
		「ロボット国際競技大会実行委員会諮問会議」等立ち上げ(2015年12月)		「ロボット国際競技大会」開催形式等決定		「ロボット国際競技大会」プレ大会準備・開催(2018年)			本大会準備・開催(2020年)

中短期工程表「ものづくり産業革命の実現 ②」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
航空・宇宙産業の拡大	<航空機産業の拡大>	<ul style="list-style-type: none"> デュアルユースの観点も踏まえた戦略的な研究開発の強化 航空機の生産工程へのロボットの適用などIoTを活用した生産性の大幅な向上 地域中核企業を軸とした材料・部品産業の強化や技術開発等により、地域に裾野産業を育成 							
	<宇宙機器・利用産業の強化・拡大>	<p>準天頂衛星等宇宙インフラとG空間情報を活用した防災・災害対策や農機・建機の自動運転等の大規模実証・社会実装・国際展開の推進</p> <p>準天頂衛星システム等に高度なセキュリティ対策を行い、その安定的な利用環境を確保</p>							
	G空間社会の更なる高度化に向けた民間事業者の宇宙関連ビジネスへの参入促進のためのロードマップ策定				<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報活用推進基本計画を改訂 G空間情報センターの設立 			<ul style="list-style-type: none"> 宇宙関連ビジネスへのG空間情報センターの利活用促進及び連携強化 	
		宇宙産業ビジョン(仮称)中間取りまとめの策定			宇宙産業ビジョン(仮称)取りまとめ				
		<ul style="list-style-type: none"> 「宇宙システム海外展開タスクフォース」の立ち上げと推進 アジア、中東等の有望案件の実現に取り組む 					新たな官民連携の枠組みを構築		
		「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)」を通じて、宇宙ベンチャー創出、イノベーションを促進し、2020年度までに100の宇宙関連新事業の創出を目指す							
		人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案を国会提出			人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する許認可制度整備の準備			ロケット打ち上げ市場等への民間参入のための環境整備	
					衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する許認可制度整備の準備			衛星運用・画像販売事業の育成等	
		宇宙空間における国際的なルールの策定に向けた取組の推進							
		我が国宇宙産業の国際競争力を強化するためH3ロケットや次世代衛星の開発を推進							

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化①」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成	<ul style="list-style-type: none"> 2013年6月に既存住宅インスペクション・ガイドラインを策定し、講習や補助事業における活用により同ガイドラインの普及を促進 2014年3月に「中古戸建て住宅の建物評価の改善に向けた指針」を策定 2015年3月に「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」にて報告書を取りまとめ 2015年7月に鑑定評価における留意点の策定、既存住宅価格査定マニュアルの改訂 2015年11月に「既存住宅市場活性化ラウンドテーブル」を開催 住み替えの円滑化支援(住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業の実施等)(平成26・27年度予算) 既存住宅の長期優良化に係る基準案を取りまとめ、長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施を通じて基準案の検証(平成25年度補正予算～)を行い、認定基準として告示 宅地建物取引業者と他の専門事業者の連携によるワンストップサービスの開発を支援 2016年1月にレインズ(不動産流通標準情報システム)の利用ルールや機能の改善 		<ul style="list-style-type: none"> 「既存住宅市場活性化ラウンドテーブル」等を踏まえ、既存住宅・リフォーム市場活性化に向けて検討 宅地建物取引業法の重要事項説明に建物状況調査(インスペクション)の実施の有無等を位置付け 住宅ストック・維持向上促進事業等の補助事業によるインスペクションの普及促進と良質な住宅ストックが適正に評価される市場環境整備 長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施及び増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及 宅地建物取引業者と他の専門事業者の連携促進 「プレミアム既存住宅(仮称)登録制度」の創設 			<p>不動産取引の信頼性・安全性の向上、既存住宅の品質の向上・可視化、良質で魅力的な住宅ストックが市場で適正に評価・流通される仕組みの開発・普及、各種認定・登録制度の普及等を通じた既存住宅の長期優良化の促進、リバースモーゲージを含む高齢者の持ち家資産の活用、その他流通環境の整備に向けた検討等による既存住宅流通・リフォーム市場の活性化の促進</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増(2010年4兆円)※可能な限り2020年までに達成を目指す。 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増(2010年6兆円)※可能な限り2020年までに達成を目指す。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 2013年11月に改正耐震改修促進法を施行し、耐震診断義務付け対象建築物に対して、通常の助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設 2014年8月に都市機能や居住の立地誘導を図る都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行 2014年12月に改正マンション建替え法を施行し、専門家による相談体制の整備等の老朽化マンション等の課題の解決のための支援措置を実施 住宅団地の再生を促進するための事業法も含めた制度の在り方について検討・結論 住宅団地の再生のための「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定・国会提出(2016年2月) 		<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断義務付け対象建築物等への重点的・緊急的な支援等により、耐震診断・耐震改修を促進 立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施 老朽化マンション等の課題解決のための支援措置等を実施 							
			<ul style="list-style-type: none"> 空家の多いマンションの建替え等の促進に向けた合意形成ルールの合理化 							
	<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行(2015年5月) 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の策定(2015年2月) 		<ul style="list-style-type: none"> 同法に基づき市町村が策定する計画に沿った空き家の活用・除却の取組等を支援 							

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化②」

		2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI			
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会						
次世代住宅の普及促進		IoT住宅、健康住宅、セキュリティ住宅などの先進的な次世代住宅の普及促進											
		ICTの活用、住宅の省エネ化、木材利用の促進等により、健康の増進や環境負荷の低減に寄与するスマートウェルネス住宅の先進モデルの構築を検討											
		民間等による省エネ・省CO ₂ 技術の普及啓発に寄与する住宅等の先導的プロジェクトの募集・支援を実施(平成26・27年度予算)			民間等による省エネ・省CO ₂ 技術の普及啓発に寄与する先導的プロジェクトの募集・支援								
既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減等		サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進、高齢者等の居住の安定を図る先導性が高い提案の募集・支援を実施			サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施			公的賃貸住宅団地について、PPP/PFIの活用等による建替え等を契機とした再生・福祉拠点化の推進や民間住宅団地等での子育て支援施設整備を促進するとともに、省エネ住宅の先進モデルの構築、サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保の推進等により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり(スマートウェルネス住宅・シティ)を推進					
		居住支援協会による高齢者等の「住まい」の包括サポートの取組への支援											
		公的賃貸住宅団地(公営住宅、UR賃貸住宅等)の建替え等における福祉拠点化の事例収集及びPPP/PFI等の活用等による建替え等を契機とした再生・福祉拠点化の推進			PPP/PFIの活用等による公的賃貸住宅団地の建替え等を契機とした再生・福祉拠点化の推進								
		民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備促進											
					空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築						新たな仕組みの普及促進		
		都市再構築戦略検討委員会において中間取りまとめ策定(2013年7月)											
		都市再生特別措置法等の一部を改正する法律施行(2014年8月)											
		立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施											
			・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%(2005年)→3～5%(2020年)】										

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
電力システム、ガスシステム及び熱供給システム改革の断行	<p><電力システム改革></p> <ul style="list-style-type: none"> 改革の第1段階として、電力広域的運営推進機関を設立(2015年4月) 改革の第2段階として、小売全面自由化を実施(2016年4月) 							
	<p>改革の第3段階(送配電部門の法的分離等)に必要な措置を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力取引監視等委員会設立(2015年9月) ※ 電力・ガス取引監視等委員会に改編(2016年4月) 	送配電部門の法的分離のための環境整備					送配電部門の法的分離(2020年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する
	<ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引法を改正し、「電力」を先物取引の対象に追加(2014年6月) 電力先物市場協議会が報告書を取りまとめ(2015年6月) 	エネルギー先物市場の整備(電力先物市場の設計の具体化、LNG店頭市場の充実等)						<ul style="list-style-type: none"> 地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC(周波数変換設備)の増強(120万kWから210万kWまで)については2020年度を目標に、北本連系設備の増強(60万kWから90万kWまで)については2019年3月の運用開始を目指す
	<p><地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備></p>	FC(周波数変換設備)を、120万kWから210万kWまで増強(※2020年度を目標に運用開始)、その後300万kWまで増強 北本連系設備を、60万kWから90万kWまで増強(※2019年3月を目標に運用開始)						
	<p><ガスシステム改革></p>							
	<p>小売全面自由化や導管の中立性確保等を盛り込んだガス事業法の一部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p>	小売全面自由化のための環境整備			小売の全面自由化(2017年4月1日)			
		導管部門の中立性確保等のための環境整備					導管部門の法的分離(2022年4月1日)	
	天然ガスパイプラインの整備の在り方について検討、早期に取りまとめ							
<p><熱供給システム改革></p> <p>料金規制の撤廃等の熱供給事業法の一部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金規制の撤廃等の実施(2016年4月) 								

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ②」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
基本計画の策定 エネルギー		<ul style="list-style-type: none"> 第4次エネルギー基本計画を閣議決定(2014年4月) 長期エネルギー需給見通し(2030年)を決定(2015年7月) 	エネルギーをめぐる情勢の変化等を勘案し、少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを変更する。この検討に合わせて、長期エネルギー需給見通しについても、必要に応じて見直す						
徹底した省エネルギーの推進①	<産業部門における省エネの推進> 業務部門における産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)の創設 (コンビニエンスストア業において産業トップランナー制度を導入(2016年4月))	産業トップランナー制度の対象をホテル業等に拡大							
	セメント、製紙、化学工業において産業トップランナー制度における目指すべき水準の更なる深掘り	エネルギー需給や技術的動向等の変化により対応すべき事態が生じた場合に業種ごとに見直しを検討							
	省エネルギー相談地域プラットフォームを全国17か所に構築	全国に省エネ取組に係る支援窓口を構築							
		共同省エネルギー事業の評価方法を見直し、大企業から中小企業への省エネ技術の供与や事業連携を積極的に促進							
		原単位の改善に即した省エネや、業界やサプライチェーン単位で複数事業者が協調して行う省エネ等を後押しするよう、支援制度や省エネ法に基づく制度を見直す							
		産業トップランナー制度の対象について、全産業のエネルギー消費量の7割のカバーを目指す							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ③」

徹底した省エネルギーの推進②

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p><民生部門における省エネの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ基準に一次エネルギー消費量基準を導入(2015年4月完全施行) 一次エネルギー消費量等級を住宅性能評価基準に導入(2014年2月)、「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」を開始(2014年4月) 環境・ストック活用推進事業等による住宅・建築物の省エネ化の推進 大工・工務店向け省エネ技術講習会を実施 大規模建築物の省エネ基準への適合義務等を措置した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」が成立(2015年7月) 建築物省エネ法に基づく表示制度等が施行、「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」の評価対象に新たに住宅を追加(2016年4月) 		<p>ZEHへのインセンティブ付与の仕組みの見直し</p> <p>ZEHの実現・ZEHの加速的な普及</p>			<p>新築住宅・建築物の省エネ基準への段階的適合義務化(大規模建築物から)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す
<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の長期優良化に係る基準案を取りまとめ、長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施を通じて基準案の検証(平成25年度補正予算～)を行い、認定基準として告示 住宅性能表示制度における既存住宅の表示事項に、「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」を追加 建築物省エネ法に基づく表示制度等が施行、「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」の評価対象に新たに住宅を追加(2016年4月) 		<p>長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施及び増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及</p> <p>住宅性能表示制度、建築物省エネ法に基づく表示制度等の普及</p>			<p>ZEBの実証</p> <p>ZEBの設計ガイドラインの策定</p>			<p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年の新築住宅の省エネ基準適合率を100%とし、ハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する 2020年の新築ビルの省エネ基準適合率を100%とし、新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す
<ul style="list-style-type: none"> 建築材料(断熱材、窓など)をトップランナー制度に追加できるよう、省エネ法改正(2013年5月) LED電球をトップランナー制度の対象に追加(2013年11月) 建築材料(断熱材)をトップランナー制度の対象に追加(2013年12月) 建築材料(窓:サッシ及び複層ガラス)をトップランナー制度の対象に追加(2014年11月) 		<p>トップランナー基準の対象を、ショーケース、白熱灯等へ拡大</p>			<p>既存住宅の品質の向上、認定制度の普及等を通じた既存住宅の長期優良化の促進</p> <p>エネルギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価される環境整備を図る</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する 2020年までにLED等の高効率照明についてフローで100%の普及を目指す

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ④」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
徹底した省エネルギーの推進③	<運輸部門における省エネの推進>							
	「自動車産業戦略2014」を策定(2014年11月)	左記戦略に基づいて、先進的で活性化された国内市場の形成						<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> EV・PHVの普及台数を2020年までに最大で100万台とすることを旨す。 FCVの普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを旨す。 商用水素ステーションを2020年度までに全国に160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する
	EV・PHV・FCV・CDVの導入補助	引き続き車両購入時の負担軽減・初期需要創出を図り、世界に先駆けて自立的な市場の確立を目指す。						
	車載用蓄電池等に関する研究開発を実施	車載用蓄電池等の大幅な性能向上・コスト低減に向けた研究開発を実施						
	DC充電に関する国際標準発行(2014年3月) 車両とインフラ間の充電通信に関する国際標準発行(2014年3月)	電池・充電関連の国際標準化において、我が国が積極的に貢献						
	47都道府県及び高速道路会社4社が充電インフラ整備のビジョンを策定し、インフラ整備を推進 公共用充電器は2.2万基を整備(2016年3月)	公共用の充電器については、最適配置を目指すため、都道府県の充電器整備計画(ビジョン)を必要に応じて点検・見直す。また、非公共用の充電器については、特に共同住宅や職場を中心に整備を進める。						
	累計76箇所の商用水素ステーションが開所済み(2016年3月)	商用水素ステーションの先行整備 (4大都市圏を中心に累計100か所程度)			普及の拡大 ・2020年度までに累計160か所程度 ・2025年度までに累計320か所程度			
	2箇所の再エネ由来水素ステーションが開所済み(2016年3月)	再エネ由来水素ステーション(比較的規模の小さなステーション)の整備 (2020年度までに累計100か所程度)						
規制改革実施計画等に基づき、水素ステーション等に係る規制の見直しを実施(2016年2月 公道とディスプレイとの距離基準の性能規定化、移動式水素スタンドの基準の整備等を実施)	燃料電池自動車について、規制改革実施計画のフォローアップを通じ、燃料を供給する水素ステーションに係る規制・制度改革等(セルフ充電の許容等)を行い、導入を促進							
	世界市場の獲得を視野に、燃料電池自動車の国連規則の国内法令導入を行い、相互承認を実現							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑤」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
徹底した省エネルギーの推進④	<p><国民運動による省エネ低炭素型商品・サービスのマーケット拡大></p>								
	<p>・政府が旗振り役となった「COOL CHOICE」の推進</p>		<p>「COOL CHOICE」を旗印とする普及啓発の強化</p> <div style="border: 1px solid #FF8C00; padding: 5px;"> <p>環境大臣をチーム長とする 「COOL CHOICE推進チーム」の設置・開催</p> </div> <div style="border: 1px solid #FF8C00; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>LEDや省エネ家電等の主要分野毎に作業グループを設置し、 効果的な普及啓発を推進</p> </div> <div style="border: 1px solid #FF8C00; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各家庭への具体的な省エネ対策提案を行う家庭エコ診断の実施</p> </div>						<p>・2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする</p> <p>・2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す</p>

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」⑥

再生可能エネルギーの導入促進①

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
<p style="text-align: center;"> 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 </p>					
<p><再生可能エネルギーの導入促進></p> <p style="text-align: center;">再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統整備や系統運用の広域化、蓄電池の研究開発・実証、環境アセスメント手続の迅速化、ベースロード電源である地熱発電への支援策の強化など、各電源の特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入に取り組む</p>					
<p><固定価格買取制度の見直し></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> 買取制度運用WGにおいて、回避可能費用の算定方法と認定制度の在り方を見直し(2014年3月) 系統接続ルール・認定制度の在り方を見直し(2015年1月) 2015年度参加者向け買取価格・賦課金を決定(2015年3月) 2016年度参加者向け買取価格・賦課金を決定(2016年3月) </div> <div style="width: 65%;"> <p style="text-align: center;">固定価格買取制度(FIT)の安定的かつ適切な運用</p> <p style="text-align: center;">再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格買取制度の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる</p> </div> </div>					
<p><系統制約の解消></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>電力広域的運営推進機関の発足(2015年4月)</p> </div> <div style="width: 65%;"> <p style="text-align: center;">広域系統長期方針の策定 地域間連系線の運用ルールの見直し</p> </div> </div>					
<p><研究開発の推進></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>北海道・東北において風力発電向けの送電網を整備し技術の実証を行う事業を開始</p> </div> <div style="width: 65%;"> <p style="text-align: center;">送電網の整備・実証による風力発電の導入拡大</p> </div> </div>					
<p>地熱発電に関する技術研究開発事業を開始</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 65%;"> <p style="text-align: center;">地熱発電タービンの高度化に向けた技術開発等を通じ、世界市場獲得支援</p> </div> </div>					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> 福島県沖で浮体式洋上風力発電施設を運転開始 2,000kW(2013年11月)、7,000kW(2015年12月) 長崎県五島市沖で2,000kWの浮体式洋上風力発電施設を運転開始(2013年10月)、関連技術を確立 </div> <div style="width: 65%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">福島県沖において 5,000kWを設置</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福島県沖 で3基を運 用</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">2018年頃までの浮体式洋上風力発電の本格事業化を目指す</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">浮体式洋上風力発電の施工について、低炭素化手法や低コスト化手法を確立</p> </div> </div>					
					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までの地熱発電タービン導入量での世界市場7割を獲得する 2018年頃までに世界で初めて浮体式洋上風力を商業化する

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑦」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
再生可能エネルギーの導入促進②	<規制制度改革の推進>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">環境アセスメントの迅速化(3～4年程度 → 半減を目指す)、地域の方々の理解促進、ポテンシャル調査支援等により導入促進</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">風力発電・地熱発電における地域のエネルギー資源の有効活用と環境や地元配慮した地域主導型の適地抽出手法を確立</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">風力発電導入促進に向けたエリア設定の検討</div>						
	<ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者の統括事業場への選任でもって個別の発電所ごとの選任に替えることができる要件を明確化(2013年9月) 小型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術者の選任要件を見直し(2013年9月) 							
	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備について、第1種農地においても例外的に農地転用を可能とするよう措置							
	<p>港湾における洋上風力発電の導入の円滑化を図るため「港湾法の一部を改正する法律案」を2016年2月に国会に提出。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">港湾における洋上風力発電の円滑な導入に向けた事業環境の整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 30%;">改正後の港湾法で規定する占用公募制度部分の運用指針の策定</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 30%;">改正後の港湾法で規定する占用公募制度部分以外の運用指針の策定</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 30%;">占用に関する運用指針、改正前の港湾法を踏まえて策定した港湾における洋上風力発電の導入マニュアル及び技術ガイドラインを運用することによって生じる課題の抽出及び改善策の検討</div> </div> </div>							
<福島県における再生可能エネルギーの導入拡大>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">「福島新エネ社会構想」の推進</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">福島新エネ社会構想実現会議を設置(2016年3月)</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「福島新エネ社会構想」の策定</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">阿武隈山地・福島沿岸域における風力発電計画の実現に向けて効率的に送電線を増強</div>							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑧」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
新たなエネルギーシステムの構築等①	<電力分野の新規参入とCO ₂ 排出抑制の両立>								
	電気事業者による自主的枠組みのPDCAサイクル等を含む規約の発表								国の審議会において、電力業界の自主的枠組みにおける取組等を毎年度フォローアップ
	発電段階において、省エネ法で設備単位・事業者単位の効率基準の設定などのルール整備 小売り段階において、供給高度化法で2030年度に非化石電源比率44%以上を目標とするなどのルール整備								自主的枠組みの「実効性」と「透明性」を担保するために、省エネ法、高度化法等による措置を適切に運用し、毎年度取組の進捗状況を評価
	<石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化・迅速化>								
	「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況(BATの参考表)」を見直し(2014年5月)								毎年度見直し、必要に応じ修正
	2013年6月以降に環境影響評価法に基づく審査を完了した火力発電所7件(新設3件、リプレース4件)について、審査期間を平均約150日分短縮								環境アセスメントの明確化・迅速化(3年→リプレースでは最短1年強)
<電気料金の抑制>									
<ul style="list-style-type: none"> 各電力会社からの電気料金値上げ申請に対し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるか、厳正に審査し、値上げ幅を圧縮(2013年度～2015年度) 託送料金について、電力取引監視等委員会が厳正に審査を行い、その結果を踏まえて、経済産業大臣が認可(2015年度) 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価を実施(2015年度) 								<ul style="list-style-type: none"> 託送料金や経過措置期間中の小売電気料金といった規制料金について値上げ申請が行われた場合には、引き続き、電気事業法に基づいて電力・ガス取引監視等委員会が専門的かつ客観的な視点から厳正な審査を行い、その結果を踏まえて、経済産業大臣が判断を行う。 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価を実施する。 	

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑨」

		2013年度～2015年度				2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
						概算要求 税制改正要望等				秋	年末	通常国会	
新たなエネルギーシステムの構築等②	<高効率化に向けた技術開発・最新設備の導入・海外への普及促進>												
	(石炭火力)												
	・2013年12月に60万kW級と100万kW級のUSCが国内で運転開始 ・2013年8月に本邦企業がマレーシアからUSC機器を受注				USC(超々臨界圧火力発電)(実用化済)の導入・海外への普及促進								
	A-USC、1500度級IGCC、IGFCの実用化に向けた次世代発電技術開発												
	二酸化炭素貯留適地調査 二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術開発												
(LNG火力)													
2013年8月以降1,600度級LNG火力が国内で順次運転開始				高効率ガスコンバインドサイクル発電(1,600度級)の導入・輸出促進、 1,700度級の実用化に向けた次世代発電技術開発									
・次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す 【補助指標】 ・A-USCについて2020年代の実用化を目指す(発電効率:現状39%程度→改善後46%程度) ・1,500度級のIGCCについて、2020年代の実用化を目指す(発電効率:現状39%程度→改善後46%程度) ・IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO ₂ 分離回収技術(物理回収法)を確立し、2025年度までの技術の確立、2030年代の実用化を目指す(発電効率:現状39%程度→改善後55%程度) ・LNG火力について、2020年度頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す(発電効率:現状52%程度→改善後57%程度)													

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑩」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
新たなエネルギーシステムの構築等③	<ITの活用による再エネ・省エネ融合エネルギーシステムや地産地消のエネルギーシステムの構築>							
	2014年3月に開催された経済産業省の「スマートメーター制度検討会」において、全ての電力会社が、従来の導入計画を1年～8年前倒すことを表明	電力会社等によるスマートメーターの本格導入を促進						・電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す
	エネルギーマネジメントシステムについて、実証事業や導入補助等を実施	料金メニューの多様化(前掲)等に伴い、HEMS、BEMS、MEMS、CEMS等が本格普及開始						
	「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」において、電力利用データを利活用した新サービス創出に向けてプライバシーマニュアルを策定	IoT時代の到来を踏まえ、高度なエネルギーマネジメントや、新たなサービスの創出に向けて更なる措置を検討						
	・スマートコミュニティ4地域でのデマンドレスポンス(DR)実証の結果、電気料金の変動(電気料金型DR)によって2割のピークカットが継続的に可能であることを確認 ・4地域における実証での成果をいかし、ネガワット取引をはじめとするデマンドレスポンスに係る実証事業等を実施 ・エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの確立に向けた産学官有識者による検討を開始	需要家側エネルギーリソースの有効活用の推進						
		エネルギー機器を遠隔制御するための通信規格の整備		バーチャルパワープラントの構築に向けた実証				
<ネガワット取引の普及に向けた取組>								
ネガワット取引のガイドラインを策定(2015年3月) ネガワット取引に関する技術実証を実施 ネガワット取引市場の創設に向けた検討を開始	ネガワット取引市場の創設に向けた検討(ネガワット取引ルールの策定)				ネガワット取引市場の創設		・ 節電した電力量を取引する『ネガワット取引市場』を、2017年中に創設する。	
	デマンドレスポンスの制御技術の高度化に向けた実証							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑪」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
新たなエネルギーシステムの構築等④	<水素社会の実現に向けた技術実装の推進> 2014年に策定した水素社会の実現に向けたロードマップを改訂(2016年3月)	・ロードマップの着実な実行 ・進捗のフォローアップ						(燃料電池) ・家庭用燃料電池(エネファーム)は、2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す 【補助指標】 2020年にユーザー負担額が7.8年で投資回収可能な金額を目指す
	・定置用燃料電池(エネファーム等)について、日本提案による単位セルの性能試験法の国際標準が発行(2014年3月) ・家庭用燃料電池(エネファーム)の導入促進により、15万台が普及(2015年度末現在) ・定置用燃料電池の安全性及び設置要件について、国際標準に整合したJISを作成中	省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムを推進し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に照準を合わせ、成果を内外に発信						
	FCVの導入補助	自立化を見据えた、機器の価格低減スキームによる家庭用燃料電池(エネファーム)の導入促進						
	累計76か所の商用水素ステーションが開所済み(2016年3月)	業務・産業用の定置用燃料電池の技術開発・実証			業務・産業用の定置用燃料電池の導入促進			
	2か所の再エネ由来水素ステーションが開所済み(2016年3月)	「水素・燃料電池ロードマップ」(改訂版)に掲げられた数値目標達成のための必要な取組を進める。						
	規制改革実施計画等に基づき、水素ステーション等に係る規制の見直しを実施(2016年2月、公道とディスプレイの距離基準の性能規定化、移動式水素スタンドの基準の整備等を実施)	商用水素ステーションの先行整備(4大都市圏を中心に累計100か所程度)			普及の拡大 ・2020年度までに累計160か所程度 ・2025年度までに累計320か所程度			
		再エネ由来水素ステーション(比較的規模の小さなステーション)の整備(2020年度までに累計100か所程度)						
	燃料電池自動車について、規制改革実施計画のフォローアップを通じ、燃料を供給する水素ステーションに係る規制・制度改革等(セルフ充電の許容等)を行い、導入を促進							
	世界市場の獲得を視野に、燃料電池自動車の国連規則の国内法令導入を行い、相互承認を実現							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑫」

革新的エネルギー！環境技術の研究開発の強化

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
<革新的エネルギー技術の開発> ・第114回総合科学技術会議において、「環境エネルギー技術革新計画」を改訂(2013年9月) ・当該計画のフォローアップを実施(2015年3月)	国際的な発表及び計画に基づく研究開発の推進(進捗状況のフォローアップ)				(パワーエレクトロニクス) ・2020年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す
・「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定(2016年4月)	次世代デバイス、次世代太陽光、次世代地熱、次世代蓄電池、水素(製造・貯蔵・輸送・利用)等の革新的な技術の開発を重点化するとともに、政府が一体となった研究開発体制を強化				
<次世代デバイス・部素材(パワーエレクトロニクス等)> 大口径・高品質SiCウェハの実用化など、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化に向け、研究開発事業を実施	SiCに加えて、GaN等の革新材料を用いた省エネルギーに資する次世代パワーエレクトロニクスの事業化に向けた革新的な研究開発・技術開発・普及を加速				【補助指標】 2016年度までに新材料SiCを用いた次世代パワーエレクトロニクスの実用化を目指す
「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の課題の1つとして次世代パワーエレクトロニクスを決定	次世代デバイス・部素材(超低消費電力デバイス、光通信技術、超軽量・高強度の構造材料等)についても、商業化を見据え技術開発・システム化を進める				
「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の課題の1つとして次世代パワーエレクトロニクスを決定	研究開発計画に基づき、研究機関を選定し、本格的に研究開発を実施				
<蓄電池> 定置用リチウム二次性能に関し、IEC(国際電気標準会議)において日仏共同次電池の提案で国際標準を発行(2014年11月)					(蓄電池) ・国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模2020年に年間5,000億円を目指す(世界市場の5割程度) ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象
定置用リチウム二次電池の安全性に関し、IEC(国際電気標準会議)において日仏共同提案で国際標準を作成					
レドックスフロー電池の安全性に関し、IEC(国際電気標準会議)において日本提案で国際標準を作成					
	定置用蓄電池について、国内初期市場形成支援と併せて、日本発の安全性規格(JIS)による国際標準獲得等を通じ、海外市場獲得を進める				
系統用蓄電池について、研究開発・実証等を実施	系統用蓄電池について、研究開発・実証等を通じ、低コスト化を図り、導入を促進				・2020年までに系統用蓄電池のコストを半分に以下に(2.3万円/kWh以下)
車載用蓄電池等に関する研究開発を実施	車載用蓄電池等の大幅な性能向上・コスト低減に向けた研究開発を実施				

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑬」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等①	<安定的な資源開発投資の促進>	<div style="background-color: #f4a460; padding: 10px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 安定的な資源の供給確保のため、我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援 </div>						・2030年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上とする。 ・2030年にペースメタルの自給率を80%以上とする
	<海洋資源開発の推進・関連産業の育成>	<div style="background-color: #a4c639; padding: 10px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 砂層型メタンハイドレート:より長期の海洋産出試験等の実施 2018年度を目途に商業化に向けた技術の整備 </div>						・海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、砂層型メタンハイドレートについては平成30年代後半に、民間が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。また、海底熱水鉱床については平成35年以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう資源量の把握や技術開発を推進する。 【補助指標】 ・メタンハイドレートについて、2018年度を目途に商業化に向けた技術の整備を行う ・海底熱水鉱床について、2017年度に実海域での採鉱・揚鉱パイロット試験を行い、採鉱・揚鉱分野の要素技術を確立し、その成果を踏まえ、2018年度に経済性評価を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな「海洋基本計画」を策定(2013年4月) 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定(2013年12月) 砂層型メタンハイドレートについて、世界初の海洋におけるガス生産実験を受けて、商業化に向けた課題解決のための研究開発を実施 表層型メタンハイドレートについて、資源量把握に向け、本格的な分布調査等を実施し、2015年度までに1742か所のガスチムニー構造を確認し、また、有望地点約30か所で地質サンプルを取得 海底熱水鉱床等について、採鉱技術の改良加速化、資源量調査等を実施し、2014年度に2か所、2015年度にも2か所の有望な海底熱水鉱床の存在を確認 2015年の海の日に総理が立上げを表明したコンソーシアム(海洋開発の基盤となる技術者の育成のため、大学と産業界のマッチング等の調整を行う専門機関・組織)の立上げを表明 民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランを策定 	<div style="background-color: #a4c639; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 表層型メタンハイドレート:資源量把握に向けた調査の結果を踏まえ、資源回収技術の調査等の着手 </div>	<div style="background-color: #a4c639; padding: 10px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 海底熱水鉱床等:資源量調査、生産技術開発等を実施(2018年度を目途に経済性を評価) </div>	<div style="background-color: #a4c639; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> パイロット試験の実施 </div>	<div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 技術課題の克服 </div>			
		<div style="background-color: #a4c639; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 新たな鉱床の資源量の把握 </div>						
		<div style="background-color: #a4c639; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 新たな有望鉱床の発見 </div>						
		<div style="background-color: #a4c639; padding: 10px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 次世代海洋資源調査技術:2018年度までに海洋鉱物資源を低コストかつ高効率で調査する技術等を、世界に先駆けて実現 </div>						
	<div style="background-color: #a4c639; padding: 10px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> コンソーシアムの取組と一体となった人材育成システムの運用の推進 ・専門カリキュラム、教材等の作成 ・海外の大学等との連携体制の構築 ・技術開発推進 </div>	<div style="background-color: #a4c639; padding: 10px; border: 1px solid black; display: inline-block;"> 人材育成システムの着実な運用と更なる発展 </div>						

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑭」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等②	<二次資源の確保> 「都市鉱山」の利用によるレアメタル等の再資源化については、小型家電リサイクル法等に基づくリサイクルを実施するとともに、回収量向上や技術開発を推進	国内外で発生した二次資源について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等における輸出入管理の在り方について検討する。			検討結果を踏まえ、早期に必要な措置を実施			・ 今後10年間（2023年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 【補助指標】 2016年度末までに、日本全体の残油処理装置装備率：50%程度
		NEDOにおける「動静脈産業連携による循環制御型資源再生技術」開発を着実に実施する。			技術開発や評価・見直しを踏まえた取組の実施			
		小型家電リサイクル法に係る目標の評価・見直しを通じて再資源化を促進する。						
	<石油コンビナートの設備最適化・高付加価値化> ・ 2014年7月に、各石油会社に「設備最適化の措置」や「事業再編の方針」の計画の提出を義務付ける、エネルギー供給構造高度化法の新たな判断基準を告示 ・ 重質油処理能力向上のための分子構造解析等に必要の実験装置を導入	石油コンビナート設備最適化に向けた投資、精製設備の高度化を推進し、設備最適化・事業再編等を促進						
<石油・LPガス供給インフラ等のリスク対応力強化> ・ 製油所における非常用3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム（衛星通信等）、ドラム缶石油充填出荷設備）導入の推進（導入割合は38%（2012年度末）から100%（2015年度末）に上昇） ・ 巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施（2016年3月） ・ 高圧ガス設備（球形貯槽）の耐震基準の見直しを実施（2014年1月） ・ 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づき事業者が耐震補強に向けた改修計画を策定（2015年5月） ・ 内閣府・消防庁・経産省の3府省庁において大規模地震時の電気火災の発生抑制対策を取りまとめ（2015年3月） ・ 都市ガスの安定供給のための経年管対策の加速化	・ 製油所等における①耐震・液状化対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強対策等の実施を促進 ・ 「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社の「系列BCP」を不断に見直し ・ 中核SSの機能維持及びその充実 ・ 大規模災害を想定した自治体と石油業界等との連携による燃料供給体制の一層の整備の促進 ・ 需要家側への燃料備蓄（自衛的備蓄）の推進 ・ 電気・ガス設備の自然災害に対する復旧迅速化等に向けた取組強化 ・ 指導文書に基づき、高圧ガス設備の耐震補強に向けて事業者が策定した改修計画のフォローアップの実施							
	保安上重要な建物（学校、病院、地下街、地下室等）の経年管の削減促進							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑮」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等 ③	<p>「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更(2014年3月) 緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)2部隊を新設(2015年3月) エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの設計に基づき部分試作及び性能検証の完了(2016年3月)</p>	<p>2018年度までに緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を12部隊設置</p>					<p>順次導入・高度化</p>		
	<p><産業事故の防止></p>	<p>エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの設計、部分試作及び性能検証に基づき、単体ロボットの1次試作を完了</p>		<p>実用可能なロボット完成</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> 製油所の事故要因を分析し、ビッグデータ解析手法による製油所の稼働信頼性向上の可能性を検討 IoTやビッグデータの活用等による先進的な自主保安に取り組むなど、「産業保安のスマート化」を推進し、産業構造審議会保安分科会において進捗を取りまとめ(2016年4月) 	<p>製油所の稼働信頼性向上に資する新技術を活用した事故の防止策や、IoTやビッグデータの活用等により高度な保安を実現する事業所への制度上の優遇措置等を実施</p>							
	<p><備蓄の機動性向上></p>	<p>10地域ブロック毎に地域需要の4日分の国家石油製品備蓄を完了</p>			<p>倉敷、波方の国家石油ガス備蓄基地への備蓄増強を進める</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油製品の増強を行った結果、全国需要の4日分の備蓄を確保(2014年6月) タンク容量が不足する地域において、国家備蓄石油製品を蔵置するタンクの新設・改修を支援した(2016年3月) 国家備蓄石油ガスの増強を行った結果、115万トンの備蓄を確保(2016年3月) 								
	<p><地域における石油・LPガスの安定供給の確保></p>	<p>石油元売会社、販売事業者、業界団体及び国で組織する「SS過疎地対策協議会」を設置(2015年3月)</p>			<p>SS過疎地対策協議会のもと、地域の安定供給対策の実施・展開</p>				

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑬」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等④	<p><柔軟なLNG市場の育成発展></p> <ul style="list-style-type: none"> 米国において、現時点で日本企業が関与する全てのLNGプロジェクトが輸出承認を獲得し、FERC(米国連邦エネルギー規制委員会)の承認も取得 カナダにおいては、インフラ整備等の課題解決に向けて、連邦政府と2013年10月、ブリティッシュコロンビア州(BC州)政府と同年12月に覚書を署名し、政策協議を創設 	<p>北米からのLNGの低廉な調達に向け、2016年以降の生産開始に向けた支援や安定的かつ低廉な輸送確保に向けた取組等を進める</p> <p>日本企業の探鉱・開発事業への参画支援等による供給源の多角化(カナダ・モザンビーク等)</p>						
	<p><流動的なLNG市場の創出とLNG取引ハブの実現></p> <ul style="list-style-type: none"> 2012年度より、LNG産消会議を毎年度開催 2014年の国際会合(G7サミット等)に続き、G7エネルギー大臣会合(2015年5月)やG20エネルギー大臣会合(2015年10月)等において、柔軟なLNG市場の重要性について確認 G20アンタルヤ・サミット(2015年11月)では、透明性のある、競争的な“よりよく機能する”市場の促進の継続を首脳宣言に明記 2015年4月末、複数の電力会社が燃料・火力部門の包括的アライアンスに係る合併会社を設立 	LNG市場戦略の公表	<p>LNGの受渡しや必要なインフラへの第三者アクセスの確保</p> <p>LNG需給を正確に反映した価格指標の確立による適切な価格発見システムの構築</p> <p>2016年11月 LNG産消会議の開催</p> <p>LNG消費国間の連携強化等による日本のバーゲニングパワーの強化</p> <p>仕向地条項の緩和などによるLNG市場の柔軟化の促進</p>					

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑰」

		2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
安全性が確認された原子力発電の活用	<ul style="list-style-type: none"> 「新規制基準」施行(2013年7月) 原子力規制委員会は、川内原子力発電所1,2号炉(2014年9月)、高浜発電所3,4号炉(2015年2月)、伊方発電所3号炉(2015年7月)の原子炉設置変更を許可 川内原子力発電所1号炉(2015年9月)、同原子力発電所2号炉(2015年11月)、高浜発電所3号炉(2016年2月)が通常運転開始 高浜発電所4号炉(2016年2月)が原子炉起動 ※高浜発電所3,4号炉は仮処分命令により、運転停止中 			<p>いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう、取り組む</p>							

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑱」

日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進①

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
<p><美しい星への行動(ACE2.0)></p> <ul style="list-style-type: none"> • COP19において、イノベーション、アプリケーション、パートナーシップの三本柱で技術で世界に貢献する「攻めの地球温暖化外交戦略-Actions for Cool Earth (ACE)」を発表(2013年11月) • ICEF(Innovation for Cool Earth Forum)の開催(第1回:2014年10月、第2回:2015年10月) • COP21において、安倍総理より、2020年における官民合わせて約1兆3000億円の途上国支援実施と、経済成長との両立の鍵であるイノベーション強化の2本柱からなる貢献策「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表(2015年11月) 	<p><イノベーション>(革新的技術の開発等)</p> <p>第3回ICEFの開催</p> <p>ICEFの継続的な開催</p> <p>2020年度までの国地方の基礎的財政収支黒字化を前提としつつ、官民合わせ5年で1100億ドルの投資を目指す</p> <p><アプリケーション(ACEのみ)>(日本の技術の海外展開等)</p> <p>JCMプロジェクトの形成を支援する</p> <p>日本の技術の更なる海外展開</p> <p>2017年度を目途に温室効果ガス観測技術衛星の2号機を打ち上げ、全大気平均濃度と国別・大都市別排出量の監視を行う</p> <p><パートナーシップ>(途上国支援等)</p> <p>途上国支援の実施</p> <p>途上国支援の更なる強化に取り組む</p>				
<p><エネルギーインフラ輸出を通じたエネルギー産業の国際展開の推進></p> <p>インドネシア、タイ、インドとエネルギー政策対話を実施</p> <p>省エネ・再エネ導入促進ロードマップの対象国を検討</p> <p>APECエネルギー大臣会合で「質の高い電力インフラガイドライン」の作成に合意関連のワークショップを開催</p> <p>エネルギー管理制度の質の向上に向けた対象国の見極め</p> <p>IGCC等先端技術のFS実施</p>	<p>東南アジアを中心にエネルギー政策対話を実施 各国のエネルギーマスタープランづくりを支援</p> <p>当該国における現状の法制度、技術水準などの把握</p> <p>APECで「質の高い電力インフラガイドライン」を策定</p> <p>エネルギー管理の判断基準の策定・運用能力向上に向けたトレーニングシステムの構築を支援</p> <p>最先端の高効率火力発電所の導入に向け、FS支援、専門家派遣・招へい等の技術協力を実施</p>	<p>二国間調整</p>	<p>対象国の見直し・拡大</p> <p>対象国の拡大</p> <p>アジア地域への普及を促進</p>		

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑱」

日本のエネルギー！循環産業の国際展開の推進②

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
<二国間オフセット・クレジット制度(JCM)>					
関係省庁・関係機関等の協議会立ち上げ(2013年11月) 二国間協議国を対象としたプロジェクト発掘を開始	関係省庁・関係機関等の協議会で二国間文書に署名した国におけるプロジェクト形成促進				
国内制度の検討推進・登録簿等の制度整備に向けた ロードマップの策定(2013年9月)、8件のJCMプロジェ クトの登録(環境省設備補助事業及びNEDO実証事 業)(2016年2月末時点)	プロジェクトの本格的な開始及びクレジットの獲得				
16か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モル ディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カン ボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ)と JCMに係る二国間文書に署名(2016年2月末時点)	登録簿の運用、管理、改修				
チリとミャンマーを除く14か国との間で合同委員会を開催 (2016年2月末時点)	ASEAN、インド等、主要国との二国間協議を推進				
	二国間文書に署名した国との制度運用を実施				
	COP19における国際交渉を推進／ベストプラクティスとしての事例紹介を含む実績の国連への報告				
<制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進>					
8か国(シンガポール、インドネシア、フィリピン、ロシア、タイ、 ベトナム、中国、韓国)と協力覚書や政策対話等による廃棄 物分野の国際協力を実施(2016年3月末時点)	アジア諸国との廃棄物分野の国際協力の継続的推進				
二国間協力や自治体間協力と連携した循環産業の国際展開 の優先支援を開始。	循環産業の海外展開支援に新規参入事業者枠を新設				
国際研究開発・実証プロジェクト等において、海外技術実証 や制度構築支援等を実施	アジアにおける省エネルギー型資源循環制度の導入				
アジア・太平洋地域における廃棄物分野の情報整備に資す る「アジア太平洋3R白書」の策定準備2014年に開始。	2017年までに「アジア太平洋3R白書」の第一版を公表		第二版の検討開始		
2015年8月に第6回アジア太平洋3R推進フォーラムを開催	第7回会合開催		引き続き、継続的に会合を開催		
	「ハノイ3R宣言」等のアジア太平洋3R推進フォーラムを活用した、アジア・太平洋地域におけるハイレベルの廃棄物処理・3R政策強化の促進				

・民間活力を最大限活用して、JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、2020年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す

・焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2030年度までに倍増させることを目指す。

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ①」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化①	総合的な交通政策の基本的な枠組みを定める交通政策基本法に基づく交通政策基本計画を閣議決定(2015年2月)		交通政策基本計画に基づく諸施策の着実な推進						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、現状4位→3位以内に入る 	
	<ul style="list-style-type: none"> 都心直結線(都心-首都圏空港)整備に関する現況調査等を実施 東京圏における今後の都市鉄道のあり方(空港アクセス等)について交通政策審議会で審議(2014年5月～2016年4月) 		答申	「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(交通政策審議会答申)を踏まえた必要な措置の実施						
	三大都市圏環状道路の整備									
	高速道路等へのアクセス性の高い物流拠点の整備等を促進するため、物流拠点との直結や道路空間の有効活用について新たなルールの検討等を実施									
	首都圏において、利用重視の新たな料金の導入(2016年4月～) 特車ゴールド制度の導入(2016年1月～)		<ul style="list-style-type: none"> 利用重視の新たな料金体系の導入やETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策の実施 ダブル連結トラック導入を可能とする基準緩和や特車通行許可に係る審査期間の短縮 							
	<ul style="list-style-type: none"> 物流を考慮した建築物の設計運用ガイドラインの策定 安全性能、経済性等に係る格付け制度の創設や日本主導の国際規格の策定 									
	国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルの整備(2016年度までに12バース)									
	<ul style="list-style-type: none"> 港湾運営会社への国の出資を可能とする港湾法の改正(2014年4月成立) 阪神国際港湾株式会社の設立(2014年10月)及び同社に対する国の出資(2014年12月) 横浜川崎国際港湾株式会社の設立(2016年1月)及び同社に対する国の出資(2016年3月) 		国際コンテナ戦略港湾における港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営							

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ②」

都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化 ②

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<ul style="list-style-type: none"> 横浜港の強制水先の緩和に向けて、東京湾における安全対策を含めた検討を行い、結論を取りまとめ(2014年8月) 水先法施行令の改正・周知、地元協議会による安全対策の検討・周知、防衝対策、東京湾の管制一元化の横浜港における先行導入を実施 横浜港における強制水先の緩和(2015年8月～) 「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」交通政策審議会(海事分科会船舶交通安全部会付託)答申(2016年1月) 「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」を2016年の通常国会に提出(2016年2月) 		<p>東京湾における一元的な海上交通管制の構築</p> <p>東京湾における一元的な海上交通管制の運用</p> <p>運用開始時期を2018年度中から2017年度中に前倒し</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、現状4位→3位以内に入る
<p>「不動産投資市場政策懇談会」において、不動産投資市場の成長目標(2020年頃にリート等の資産規模約30兆円)と具体的な取組の取りまとめ(2016年3月)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 成長分野(観光、物流、ヘルスケア等)に係るリート市場の機能強化(組入れ支援等)等 志ある資金等を活用して地域の空き家・空き店舗等を再生する「ふるさと再生投資」事業のための枠組みの整備等 寄付等された遊休不動産の管理・活用等 民間の2次活用に役立つ不動産関連情報等のオープンデータ化等 不動産投資市場の拡大に資する鑑定評価の充実(不動産鑑定士・鑑定業者の質の向上、活用促進) 						
<ul style="list-style-type: none"> 分散して存在する不動産取引に必要な情報を効率的に集約し、適時適切に提供できるシステム(不動産総合データベース)の基本構想を策定(2014年3月) 基本構想を踏まえたプロトタイプシステムの構築(2015年3月) プロトタイプシステムによる横浜市での試行運用(2016年3月) 		<p>不動産総合データベースの全国展開に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 本格運用に向けたシステム検討 運営体制のあり方等に係る検討 情報の充実策の検討 情報提供のあり方の検討 			データベースの本格運用			
<ul style="list-style-type: none"> 「不動産市場における国際展開戦略」を取りまとめ(2013年8月) 海外向けに不動産市場情報の発信(2014年8月、2015年10月) 国際的な不動産投資促進の影響に係る調査、海外資金を活用した地域のブランド化や活性化に関する事例調査(2016年3月) 不動産市場の国際化に起因する課題の調査(2016年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> 官、民が保有する国際的な不動産取引に関する情報の整理、事業者向け情報発信 国際的な不動産取引に関するマニュアル整備等の検討 英語による日本の不動産市場に関する情報の発信 			日本の不動産市場の更なる国際化促進方策の検討及び実施			
<p>空きビル等既存ストックの再生・有効活用のための不動産マネジメント手法(ビジネス手法の多角化と関係者間のコーディネート等)やエリアとしての評価に関する新たな指標の検討</p>		ガイドラインの作成・普及						

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ③」

	2013年度～2015年度	2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化③	不動産価格指数(住宅)の試験運用及び本格運用の開始(2015年3月) 不動産価格指数(商業用不動産)の試験運用の開始(2016年3月)	・不動産価格指数(住宅)の提供・活用				・不動産価格指数(商業用不動産)の開発・提供・活用			
	<ul style="list-style-type: none"> 都市開発の円滑化のための土地境界情報の整備の加速化の一環として、国土調査事業十箇年計画の中間見直しを実施(2014年8月) 新技術やITの活用等による地籍整備の新たな促進策を検討 	新技術やITの活用等による地籍整備を普及・推進するとともに、技術・制度の両面から新たな促進策を検討				新たな促進策も含め、地籍整備の更なる加速化			
	都市再生等の基盤となる都市部における登記所備付地図の整備を推進するため、新たな3つの計画を策定(2015年4月)	登記所備付地図作成作業の推進							
	<ul style="list-style-type: none"> 都市再構築戦略検討委員会において中間取りまとめ策定(2013年7月) 大都市戦略検討委員会において「大都市戦略」を策定(2015年8月) 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定・国会提出(2016年2月) 	民間都市開発、国際的なビジネス・生活環境の形成、シティセールスの強化等に係る支援措置を実施							
									<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、現状4位→3位以内に入る

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ④」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 -税制改正要望等-	秋	年末	通常国会			
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化④	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進		<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施 立地適正化計画制度についての周知・普及を図るとともに、コンパクトシティ形成支援チーム等を通じて、都市のコンパクト化に取り組む地方公共団体を支援 既存ストックを活用して、地域の身の丈に合った規模の市街地再開発を可能とする新たな市街地再開発手法の周知・普及 国際的なビジネス・生活環境の向上に向けて、国際会議場や外国人対応の医療、子育て施設等を整備 空き店舗、遊休施設等のリノベーション事業などの地域の民間活動へ支援 						2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、現状4位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> 都市再構築戦略検討委員会において中間取りまとめ策定(2013年7月) 市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市再生特別措置法を改正して立地適正化計画制度を創設(2014年8月施行) 関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置(2015年3月) 新たな市街地整備手法の創設を含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定・国会提出(2016年2月) 								
	<ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会地域公共交通部会において中間取りまとめ策定(2014年1月)、最終取りまとめ策定(2014年8月) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」成立(2014年5月) 地域公共交通確保維持改善事業において、同法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実(平成27年度予算) 地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する出資制度を創設(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」成立(2015年5月)・2015年度財政投融資計画) 		地域公共交通確保維持改善事業や出資制度の活用により、地域公共交通網形成計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実施						
	<ul style="list-style-type: none"> 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」が成立(2014年4月)し、同法に基づく基本方針が改定(2014年7月) 法改正等により創設した制度により、中心市街地の活性化に資する民間プロジェクトを支援 「まちの賑わい」づくりに資する包括的政策パッケージ策定(2016年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化に向けた必要な措置の実施 「まちづくりを支援する包括的政策パッケージ」の普及・改訂 「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を目指す多様な取組を「地域のチャレンジ100」として取りまとめ 						
	Jアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置を全ての市区町村で整備(2015年度末時点)		Jアラートの情報伝達訓練、システムの強化、緊急速報メールや防災行政無線の戸別受信機能などによる情報伝達手段の多重化・多様化の推進						
	全ての指定都市で新型レーダによる詳細なリアルタイム雨量観測を開始(2015年6月)		Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供						
	観測・予測研究・データ配信の更なる高度化								
『「世界一安全な日本」創造戦略』を閣議決定(2013年12月)									
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に入れた『「世界一安全な日本」創造戦略』に基づく施策の推進									

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ⑤」

次世代インフラの機能強化①

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
<ul style="list-style-type: none"> インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月) インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(国・地方公共団体等)を推進 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定(国・地方公共団体等)を推進 国による地方公共団体等への計画策定支援体制等の充実、継続的な支援 基準・マニュアルを見直し、それに基づき運用 公共施設等総合管理計画の策定指針の公表(2014年4月) 	インフラ長寿命化基本計画に基づく施策の推進							<ul style="list-style-type: none"> 国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年頃までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 	
	インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(国・地方公共団体等)								
	個別施設ごとのインフラ長寿命化計画(個別施設計画)の策定(国・地方公共団体等)								
	国による地方公共団体等への計画策定支援体制等の充実、継続的な支援								
	新基準・マニュアルに基づき運用								
	基準・マニュアルの見直し								
	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度の活用 建設だけでなく異業種からの参入も促進するためのインフラメンテナンス国民会議(仮称)の開催 メンテナンスにおける優れた取組の表彰の実施 	メンテナンス産業の育成・拡大							
		民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保							
		「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置 産官学が連携し、民間の新技术の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成							
		「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を設置 事業者等の取組を促進し、理念を普及							
<ul style="list-style-type: none"> インフラ情報のデータベース化とともに各施設の現状等のデータを统一的に扱うプラットフォームを構築(2015年3月一部運用開始) 	インフラ情報のデータベース化								
	インフラ維持管理・更新情報プラットフォームの本格運用、機能強化								
	対象インフラの順次拡大								
IT、ロボット、非破壊検査技術の研究開発・随時現場導入							<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 災害調査等の一部の技術については2015年度に前倒し </div>		
次世代社会インフラ用ロボットの公募、現場検証、評価等									
試行的導入を経て本格導入									
社会インフラのモニタリング技術の公募、現場検証、評価、随時現場導入等									

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ⑥」

		2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI		
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会					
次世代インフラの機能強化②	インフラ長寿命化に貢献する新材料の関係府省間の連携等による研究開発・随時現場導入											
	<ul style="list-style-type: none"> 物質・材料研究機構と土木研究所の間で包括的連携協定を締結(2013年7月) 物質・材料研究機構と鉄道総合技術研究所、農業・食品産業技術総合研究機構との連携推進 			本格導入								
	準天頂衛星システム(4機体制)の構築							4機体制運用	7機体制構築			
	リモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用に向けた最適構成等の検討											
<ul style="list-style-type: none"> 国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 												

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ⑦」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
次世代インフラの機能強化③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転支援システム高度化計画の決定(2013年10月) ・ 官民ITS構想・ロードマップの決定(2014年6月)及び改定(2016年5月) ・ 自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンの策定・公表(2015年1月) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">官民ITS構想・ロードマップ2016に基づく戦略の展開</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交通データ利活用に向けた方向・取組の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業革新等を推進するため、具体的なサービスメニュー等の実現に向けた効果検証や実証的試行サービス等を実施</div>						<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年に安全運転支援装置・システムが、国内車両(ストックベース)の20%に搭載、世界市場の3割獲得 ・ 2030年には、安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中韓におけるNEAL-NET対象港湾拡大 ・ 日中韓とASEAN諸国等でNEAL-NET対象港湾の拡大協議を実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">日中韓におけるNEAL-NET対象港湾の更なる拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日中韓とASEAN諸国等でNEAL-NET対象港湾の拡大協議及び順次拡大</div>						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ NEAL-NET対象港湾のコンテナ離着岸情報、港湾への搬出入、船積み・卸し情報の共有 ・ 船舶以外の輸送モードに係る貨物情報の共有協議の開始 ・ 日中韓におけるパレットに係る物流情報の共有協議開始 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新たな貨物ステータス情報や船舶以外の輸送モードに係る貨物情報の共有協議及び順次共有</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日中韓におけるパレットに係る物流情報の共有協議</div>						
	貿易関連手続の電子化推進、民民間貿易取引の電子化推進とNACCS連携、通関手続に係る電子手続の原則化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">次期更改NACCS稼働</div>						
	動物検疫検査手続電算処理システム、植物検疫検査手続電算処理システム、輸入食品監視支援システムの輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)への統合(2013年10月) ・ 医薬品等輸出入手続機能を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)に追加(2014年11月)							

中短期工程表「新たな規制・制度改革メカニズムの導入」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
新たな規制・制度改革メカニズムの導入		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">概算要求 税制改正要望等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">秋</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年末</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常国会</div> </div>				
		<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>「ロードマップ方針」の導入による規制・制度改革の推進</p> </div> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <p>事業者目線で規制改革、行政手続簡素化、IT化を一体的に進める 新たな規制・制度改革手法の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について一年以内に結論(早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手) ・上記以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手。 こうした取組と上記取組の実施状況等を踏まえ、来年年央までに、重点分野と削減目標を決定 </div>				

中短期工程表「攻めの経営」の促進①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上①	＜コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上＞	<p>「フォローアップ会議」での以下の議論・検討を通じ、上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関投資家に対し、企業側に「気づき」を与える対話を促すとともに、スチュワードシップ責任に即して顧客・受益者の利益に沿った議決権行使等が確保されるよう、適切な利益相反管理の在り方について検討 ・企業が、資本政策の基本的な方針も含めた経営方針、経営戦略・計画を株主に分かりやすく公表することや、英語により情報発信することなど、対話の基礎となる企業の取組を促す。 ・日本取引所グループ等と連携し、CEOの選解任や取締役会の構成・運営・評価等に関する上場企業の取組状況を把握・公表するなど、経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための取組を促す。 ・政策保有株式の縮減に向けた上場企業の対応状況について、日本取引所グループ等と連携して分析するとともに、「保有させている」側の企業が売却を妨げることがないよう、その縮減状況をモニタリングする。 ・フォローアップ会議における検討や取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信する。 						<p>・今後3年間 (2018年度まで) のうちに、設備 投資を年間80兆 円程度に拡大さ せることを目指 す</p>

中短期工程表「攻めの経営」の促進②」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上②	<p>＜コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上＞</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				
		<p>G20/OECDコーポレートガバナンス原則に示されている考え方も踏まえ、金融審議会において、実効性あるコーポレートガバナンスに資する市場構造の実現方策について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効的なコーポレートガバナンスの確保等に資する取引所の自主規制機能の発揮の在り方 ・公平かつ効率的な価格発見機能を阻害していないか等の指摘があるアルゴリズムを用いた高速取引が、市場の公正性・透明性・安定性等に及ぼす影響 <p>国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を2019年前半を目途に目指す。</p> <p>関係省庁及び東証が事業報告等と有価証券報告書について一体的に開示する場合の考え方を整理し、開示内容の更なる制度的な共通化が可能な項目があれば、必要な作業内容と期限を含め、具体的な共通化の進め方について、本年度中に結論を得る。</p> <p>四半期開示に関する決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析、今後の必要な改善点の把握を順次開始</p> <p>株主総会の日程や基準日を欧米諸国等の状況を比較しても合理的かつ適切に設定するための総合的な環境整備の取組を進める。</p>				<p>・今後3年間 (2018年度まで) のうちに、設備 投資を年間80兆 円程度に拡大さ せることを目指 す</p>

中短期工程表「攻めの経営」の促進③」

	2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上③		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <p>1. 会計基準の品質向上 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、財務会計基準機構、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、日本取引所グループ、企業等と連携して、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFRSの任意適用企業の拡大促進 ・IFRSに関する国際的な意見発信の強化 ・日本基準の高品質化 ・国際会計人材の育成 <p>2. 会計監査の品質向上・信頼性確保 有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、会計監査の在り方に関する懇談会の提言を踏まえ、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人の組織的な運営のための原則(監査法人のガバナンス・コード)を策定し、監査法人のマネジメントの強化を図る。 ・監査法人に対して、ガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組等について適切に開示・説明することを求めることで、透明性が高く実効的な監査法人のガバナンスの確立に向けた切磋琢磨を促すとともに、監査先企業の株主・投資家を含む市場参加者や当局等、外部からのチェックが効きやすいようにする。 ・監査人の選解任に係る株主の判断が適切に行われるよう、企業が同一の監査人による監査を受けてきた期間など、企業等による会計監査に関する開示を充実させ、会計監査に関する株主等への情報提供を充実させる。 ・当局と大手・準大手監査法人等との間で継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準の向上を図る。 </div>				

中短期工程表「攻めの経営」の促進④

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上④	＜コーポレートガバナンス・コードの策定及びコーポレートガバナンスの強化＞								
	2013年臨時国会に社外取締役の導入に関する会社法改正法案を提出。2014年通常国会で成立し、2015年5月に施行								
	<ul style="list-style-type: none"> 『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版ステュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の策定・公表(2014年2月) 『コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～』を策定(2015年3月)、コーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015年6月)。2015年末までに2,500社を超える上場会社がコードへの対応状況を公表 形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるため、「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置(2015年8月)。同会議において、「取締役会のあり方」についての意見書を取りまとめ、国内外へ情報発信(2016年2月) 		両コードのフォローアップ会議を引き続き開催し、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言し、国内外に情報発信すること等を通じ、コーポレートガバナンスの実効性の向上を図る。						<ul style="list-style-type: none"> 今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す
			国内外に向けた情報発信・周知活動の実施によるコーポレートガバナンス・コード、ステュワードシップ・コードの普及・定着						
			機関投資家によるステュワードシップ・コードの受入れ状況の公表						
	収益力の低い事業の長期放置を是正するため、企業における経営改善や事業再編を促すための施策について検討する「日本の「稼ぐ力」創出研究会」を開催し、検討結果を取りまとめ(2015年5月)		取りまとめを踏まえた必要な措置の実施						
	収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックス「JPX日経400」の算出開始(2014年1月)								
	「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」旨の上場規則の改正(2014年2月実施)								
独立社外取締役に係る監督指針の改正等(2014年6月)									

中短期工程表「攻めの経営」の促進⑤

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上⑤	<p><持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進></p> <p>「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」による提言取りまとめ(2015年4月)</p> <p>・「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」より、会社法の解釈指針や国内外企業のプラクティス集等を内容とする報告書を公表(2015年7月)</p> <p>・平成28年度税制改正要望において、株式報酬や業績連動報酬に係る制度整備等を実施。</p>	コーポレートガバナンスの実効性の更なる向上に向けた取組の検討等						<p>・今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す</p>
	<p><株主総会プロセスの見直し等></p> <p>・株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会が招集通知添付書類／議決権行使の電子化の課題や必要な措置、適切な基準日設定の在り方等について提言取りまとめ(2016年4月)</p> <p>・全国株懇連合会がグローバル機関投資家等の株主総会出席ガイドラインを策定(2015年11月)するとともに、ガイドライン実施のためのモデル定款等を策定(2016年4月)</p> <p>・全国株懇連合会が適切な基準日設定について実務的観点から検討開始</p>	取締役会の機能強化、指名・報酬委員会の実務等に関する指針や具体的な事例集の策定			指針に即した取組の普及			
		招集通知添付書類の電子提供の促進・拡大に向けて、講ずべき法制上の具体的な措置内容等の検討			議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策について、関係団体等における継続的な検討			
		適切な基準日の設定のあり方について、関係団体等における継続的な検討						
		対話型株主総会プロセスの実現に向けた関係者の取組についてのフォローアップ会議の開催						
	<p><プラットフォーム作りの推進></p> <p>中長期的情報の開示や統合的な報告の在り方、企業と投資家の対話・エンゲージメント促進の方策等を検討するための産業界・投資家コミュニティ、関係機関からなるプラットフォームを創設(2015年6月)</p>	「経営者・投資家フォーラム」を通じて中長期的情報の開示や統合的な報告の在り方、企業と投資家の対話・エンゲージメント促進の方策等を継続的に検討						
	<p>持続的な企業価値を生み出す企業経営・投資の在り方やそれを評価する方法の検討</p>	投資の最適化等を促す政策対応に係る検討			必要な施策の実施			

中短期工程表「攻めの経営」の促進⑥」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
コーポレートガバナンス改革 による企業価値の向上⑥	<p><企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等></p> <p>・3メガバンクグループは、各行のコーポレートガバナンス報告書において、政策保有株式の縮減方針を明確化(2015年6～7月)するとともに、「当面の削減目標」を公表(2015年11月)</p>	<p>・金融機関のコーポレートガバナンス及び財務の健全性、リスク管理の更なる向上等を促進</p> <p>・独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮減等の取組を注視・促進</p>						<p>・今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す</p>
	<p><企業と投資家との対話の促進等></p>	<p>・東京証券取引所、日本銀行の取組を支援</p> <p>・企業の中長期的な成長力や収益力の強化に向けて、企業と投資家との対話が積極的に進むように促す。</p>						
新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等①	<p><産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援></p> <p>企業に対する事業性を重視したファイナンスや経営支援等の促進</p>							
	<p><グローバルベンチマークの設定による収益力向上に向けた取組や新陳代謝の後押し></p> <p>グローバルベンチマークについて検討し、2015年12月までに石油化学、石油精製、鉄鋼、エレクトロニクス、板ガラス、紙パルプ及び自動車の7分野について、検討経過を公表。</p>	<p>グローバルベンチマークを踏まえつつ、必要に応じ、産業競争力強化法第50条等により、収益力向上に向けた取組等や新陳代謝を後押し。</p>						
	<p><企業における攻めのIT経営促進></p> <p>「攻めのIT経営銘柄」の選定(2015年5月) 「攻めのIT-IRガイドライン」の策定(2015年12月)</p>	<p>・ガイドラインに基づくIT経営に係るIR活動の促進</p> <p>・官民連携によるIT経営の実証研究やIT経営人材の育成・意識改革の推進</p> <p>・その他必要な措置の実施</p>						
		<p>企業のIT経営の実態把握のための統計整備</p>	<p>統計の継続的实施</p>					
	<p><海外展開に伴うガバナンス機能の発揮></p> <p>・不正競争防止法に規定された「外国公務員贈賄罪に関する指針」を2015年7月30日に改訂</p>	<p>「外国公務員贈賄指針に関する指針」の普及・啓発</p>						

中短期工程表「攻めの経営」の促進⑦」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI					
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会								
新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等②	<海外M&A・海外展開の促進>														
	<p>「海外展開支援出資ファシリティ」及び「海外展開支援融資ファシリティ」の活用 (実績:出資ファシリティは14件(約1,228億円)、融資ファシリティは442件(約499億ドル)(2016年1月末)) 「海外展開支援融資ファシリティ」の重点化及び新たな融資手段として「劣後ローン」、「LBOファイナンス」の導入</p>			<p>JBICの「海外展開支援出資ファシリティ」及び「海外展開支援融資ファシリティ」の推進</p>											
	<多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進等>														
	「ふるさと投資」連絡会議(2014年10月～)の開催			連絡会議等と連携			各種クラウドファンディングの利用促進								
	「株主コミュニティ制度」を活用した資金調達の支援														
地域金融機関と地域経済活性化支援機構が連携・出資するファンド等による資金供給の促進															
<民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進>															
<p>「成長資金の供給促進に関する検討会」において取りまとめ、公表(2014年11月)</p> <p>日本政策投資銀行法及び商工組合中央金庫法改正(2015年5月)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 商社や機関投資家など民間主導のファンド組成等によるエクイティ資金等の供給を促し、大企業の収益性向上を目指した事業再編や海外M&A等の成長に向けた積極的な取組を支援 ・ 法改正により強化した日本政策投資銀行の成長資金供給機能の活用等も含めて成長資金供給の成功事例を積み上げることにより、民間資金の呼び水としてエクイティ資金等の供給を促すとともに民間の担い手育成を促進 ・ グローバルニッチトップ企業等の海外展開など、リスクが高く民間が独自に融資することが困難な場合に、政府系金融機関が補完・協調し、地域において需要を創出。中長期的にはこれらに対する資金供給も民間金融機関により行われるよう制度設計に配慮 												
<p>・ 今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す</p>															

中短期工程表「攻めの経営」の促進⑧

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
事業再生の促進	<事業再生の促進>							
	<p>企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直しについて、有識者による検討会が報告書を取りまとめ(2015年3月)</p>	<p>企業再生に関する法的枠組み等の検討</p>						
			<p>効果的な事業再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討</p>		<p>必要な措置の実施</p>			
								<p>・今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す</p>

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等①	＜成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等＞	<ul style="list-style-type: none"> ①家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA及びジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を目指す。 ②フィデューシャリー・デューティー <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の資産形成に携わる全ての業者において、フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）の徹底が図られるよう、必要な対応について、金融審で検討 ・顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供の観点から、投資信託や貯蓄性保険などのリスク性商品にかかる手数料の透明化・適切化に向けた取組を進める。 ③金融機関の資産運用の高度化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の資産運用の高度化について、資産運用の位置付けや経営としての問題意識等を確認しつつ取組促進 ④長期安定的投資を支えるツールの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・JPX日経インデックス400の更なる普及・定着や新しい株価指数の開発を促す。 ・多様な投資家が参加できる厚みのある市場の形成に向けて、ETFの流動性向上や販売チャネル等を金融審で検討 ⑤市場の公正性・透明性・安定性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高速取引のシェアが増大する証券市場において、投資家間の公平性等が阻害されることのないよう、金融審で検討 ⑥官民ファンド等による成長資金の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・補完性の原則、外部性の原則に留意しつつも、依然として成長資金供給に対する呼び水的効果の発揮が強く求められている現状に鑑み、更なる機能発揮に向けた取組を検討 ⑦国際金融規制への戦略的対応、国際的ネットワーク・金融協力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議を積極的に誘致・開催し、情報発信する。 ・IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）常設事務局の開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を実施する。 ・海外金融当局等の能力向上の観点から、深度ある金融協力を実施 ・中長期的な連携強化のため、「グローバル金融連携センター」において、アジア諸国のみならず、中東・アフリカ等からも研究員の受入れを強化 ⑧東京を国際金融センターにするための連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、外国の金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融コンジェルジュサービ」を展開するほか、フィンテック企業誘致の推進等に取り組む。 ・大手町から兜町地区までの永代通り周辺のエリアが、2020年には、海外の高度金融人材が集積するショーケースとして機能するよう、国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等に取り組む。 			<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る ・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る ・2020年までに、<u>世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る</u> 			

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現②」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等②	<p><金融資本市場の利便性向上と活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラファンド市場を創設(2015年4月) ・不動産投資市場の政策を取りまとめ(2016年3月) ・日本証券クリアリング機構において、外貨建て金利スワップの取扱い開始や、金利スワップ取引と国債証券先物取引のクロスマージン制度導入(2015年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用業者の多様化を図るとともに、内外から優れた運用業者や高度金融専門人材等呼び込む環境を官民で整備 ・海外のアセット・マネージャー/オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置。東京都のワンストップセンター等とも連携 ・国債や株式等の決済期間の短縮化に向けた取組の着実な実施を促す。 ・インフラファンド市場の持続的な成長のための環境整備、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を進める。 ・東京プロボンド市場の活性化に向けた市場関係者による取組を政府としても促進 						<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る
		総合取引所を可及的速やかに実現、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保						<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る
	<p><IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進></p>	2015年4月に「IFRS適用レポート」を取りまとめ、公表	IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進					<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る
	<p><質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大></p>	投資信託の運用改善に向けた総合的な環境整備等の政府令・監督指針を改正(2014年9月、12月)	モニタリング等を通じて、販売会社・投資運用業者の双方に対し、より質の高い商品の提供を促す。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・NISAの年間投資上限額を引き上げる(100万円→120万円)とともにジュニアNISAを導入(2016年1月) ・NISAの利用状況や販売されている商品内容及び販売態勢等について総合的な制度の効果検証を実施 ・NISAの特設サイトを開設、運営 	NISA及びジュニアNISAの更なる普及促進、金融経済教育の推進						
	<p><確定給付企業年金の制度改善></p>	確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主を加入者で柔軟に分け合えるハイブリッド企業年金制度を導入						

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現③」

	2013年度～2015年度	2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等③	<国際金融規制改革への戦略的対応、国際的なネットワーク・金融協力の強化>								<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> 広く国際的なコンファレンスの場等を活用した積極的な意見発信 ハイレベルの国際会議を日本で開催 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な意見発信を継続 国際会議等の積極的な開催・誘致 							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)常設事務局の東京設置が決定 	<ul style="list-style-type: none"> IFIAR常設事務局の開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を実施 							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> 欧州、アジア等の金融当局等との間で2国間協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局等との間で対話及び協力関係の促進 							
	<ul style="list-style-type: none"> アジア諸国等の金融当局との間で金融技術協力に関する覚書締結・書簡交換を行い、深度ある金融協力を実施 	<ul style="list-style-type: none"> アジア諸国等の金融当局に対し深度ある金融協力を継続 							
	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁にアジア金融連携センターを設置 その後、同センターをグローバル金融連携センターに改組 	<ul style="list-style-type: none"> グローバル金融連携センターにおいて継続的に新興国の金融当局職員を受け入れ、各国金融当局との連携・協力を強化 							

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現④」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等④	<p><資金決済高度化等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全銀システムの24時間365日化について、全国銀行協会が、「全銀システムのあり方に関する検討状況（最終報告）」を取りまとめ、公表（2014年12月）。銀行業界においてシステム設計／開発を開始 			<ul style="list-style-type: none"> 全銀システムの24時間365日化が可能な環境の整備に向け、銀行業界におけるシステムの設計／開発 						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 	
	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年11月に「金融・資本市場活性化有識者会合」を立ち上げ、検討 同年12月に「金融・資本市場活性化に向けての提言」を取りまとめ、公表 2014年6月に「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を取りまとめ、公表 2015年6月に「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を取りまとめ、公表 			<p>これらの「提言」を踏まえ、制度改正を含む必要な措置を実施</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 	
	<p>個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を2015年の通常国会へ提出</p>									<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、<u>世界経済フォーラムの国際競争力ランキング</u>において、日本が、<u>2015年6位→3位以内に入る</u> 	
	<p>大阪取引所にJPX日経インデックス400先物が上場（2014年11月）</p>			<p>JPX日経インデックス400オプション取引を開始予定</p>			<p>JPX日経インデックス400について、更なる普及・定着のための取組の促進</p>				
				<ul style="list-style-type: none"> 企業再生に関する法的枠組み等の検討 監査の質・公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組・広報 							
	<p>JBIC「海外展開支援融資ファシリティ」の推進</p>										

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現⑤」

		2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
フィンテックを巡る戦略的対応	<FinTechを巡る戦略的対応>										<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、<u>世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ITの急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境変化を踏まえ、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において、決済高度化に向けたアクション・プランを含め、提言を取りまとめ、公表(2015年12月) 上記提言を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を通常国会に提出(2016年3月) 	海外展開も視野に入れた日本発のFinTechベンチャーを創出するため、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置し、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築などFinTechエコシステムの構築を進めるとともに、FinTechに係る国際的なネットワーク形成等を行う。									
		FinTechによる金融高度化を推進するため、 <ul style="list-style-type: none"> 企業間の銀行送金電文を2020年までを目途にXML電文に移行し、金融EDIを実現。また、XML電文化の効果を最大化する観点から、金融EDIに記載する商流情報の標準化について、本年中に結論を得る。 安価で急がない国際送金(ロー・バリュー送金)を実現する新たな仕組みの提供、情報セキュリティに留意しつつ銀行システムと連携した多様な金融サービスの創出を可能とする銀行システムのAPI(接続口)の公開及びブロックチェーン技術などの新たな金融技術の活用について、官民連携して検討 キャッシュ・マネジメントの高度化に向けた環境整備を推進 これらの取組みを官民挙げて実行していくための体制を整備 									
FinTechの動きへの制度的な対応を進める観点から、 <ul style="list-style-type: none"> 銀行法等の一部改正法の早期施行に向けて所要の政令、内閣府令を速やかに整備し、金融機関と金融関連IT企業との連携強化や仮想通貨への対応等のための環境を整備 イノベーションを促す環境を整備するため、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討。その中で、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech企業と金融機関の関係をめぐる法制の在り方等についても、検討 											

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現⑥」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI			
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会						
キャッシュレス化の推進等	<p><キャッシュレス化の推進等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性向上を図るための対応策を取りまとめ、公表(2014年12月) ・産業構造審議会割賦販売小委員会において、決済代行業へのFinTech参入等の取引環境の変化を踏まえ、FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を提言(2015年7月) ・キャッシュレス決済のビッグデータの利活用に向けた環境整備の具体的方策として、「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」報告書を公表(2016年2月) 	<p>関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づく下記施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人向けの利便性向上等 ・クレジットカード等を消費者が安全に利用できる環境整備 ・公的分野の効率性向上の観点から電子決済の利用拡大 			<p>クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を推進</p>			<p>クレジットカード分野において、FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る ・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る ・2020年までに、<u>世界経済フォーラムの国際競争力ランキング</u>において、日本が、2015年6位→3位以内に入る
	<p>クレジット決済端末の100%IC対応化等の取組</p>										
	<p>クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を推進</p>			<p>関連事業者団体におけるプライバシー配慮に関するルール整備を促す。</p>							
	<p>ビッグデータの政策的活用(各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成)の検討等</p>			<p>金融機関の海外発行カード対応ATMの設置促進</p>							
	<p>流通・物流分野における情報の利活用に関する対応策を取りまとめ、公表(2016年5月)</p>			<p>購買情報(レシートデータ)のフォーマット策定</p>		<p>策定したフォーマットの普及</p>					
				<p>個人情報の保護・利活用に向けたガイドライン策定</p>		<p>ガイドラインの普及、必要に応じて改訂</p>					
				<p>IT(複数のタグ情報を非接触で瞬時に読み取り可能な電子タグ等)を活用した実証事業</p>		<p>サプライチェーンで生まれる多様な情報を集約・利活用するための環境整備</p>					

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現⑦」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
金融仲介機能の質の改善	<金融仲介機能の質の改善>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく。 システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。 金融機関に対して、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく。 地域金融機関については、持続可能なビジネスモデルを構築して地域の発展に貢献するという観点から、中長期的な経営戦略の策定・実行を促していく。 金融機関による企業の海外進出支援について、環境を整備し、関係省庁と連携しつつ、金融機関による更なる取組を促す。 金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させるとともに、金融機関自身のリスク管理能力の不断の改善につながるようなプルーデンス政策の枠組みについて、検討する。上記枠組みの実効性を確保する観点から、今後の金融機関に対するモニタリングの在り方についても検討を行う。 					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る 	
	<金融仲介機能の更なる充実・強化>	<p>2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定、民間金融機関に対してガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定</p> <p>ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表</p> <p>ガイドラインのQ&Aの一部を改定</p> <p>民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表</p> <p>短期継続融資の取扱いの明確化(目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るための金融検査マニュアルの明確化)を実施</p> <p>上記、短期継続融資の取扱いの周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における事業性評価融資の取組 経営コンサルティング機能の強化 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用 地域経済活性化支援機構による地域金融機関向け短期トレーニー制度の活用等の促進 短期継続融資の取扱いの周知 					
		<p>融資先企業に対するヒアリングの継続的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定等 金融機関と関係機関等の連携強化等 						

中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現⑧」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
公的・準公的資金の運用等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議を設置、同有識者会議において提言を取りまとめ、公表(2013年11月) GPIFは新しい基本ポートフォリオを決定、ガバナンス会議の設置等を公表(2014年10月) より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のためのGPIFの組織等の見直し等の所要の措置を講ずるためのGPIF法改正を含む法案を通常国会へ提出(2016年3月) 	<p>有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。</p>					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、<u>世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る</u> 	
企業年金等の改善	<p><企業年金等の改善></p> <p>個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を2015年の通常国会へ提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の成立後、その円滑な施行を図るとともに、「リスク分担型確定給付企業年金制度」等の導入により、企業年金等の普及・拡大を図る。 スチュワードシップ・コードの受入促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る。 						

中短期工程表「公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）①」

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公共施設等運営権等の民間開放①</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後10年間のPPP/PFI活用のためのアクションプラン（2013年6月策定）に基づく施策の着実な実施及び今後3年間の集中強化期間と数値目標を設定する「取組方針」の策定（2014年6月） コンセッション事業（公共施設等運営事業）の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講ずるためのPFI法改正法が平成27年9月11日に成立、同年12月1日に施行 「PPP/PFI 推進アクションプラン」（平成28年5月18日）を策定。 	<p style="text-align: center;">概算要求 税制改正要望等</p>	<p style="text-align: center;">秋</p>	<p style="text-align: center;">年末</p>	<p style="text-align: center;">通常国会</p>	
	<p>アクションプランに基づく施策の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>成長対応分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場などの規制緩和等を検討 北海道における複数空港の公共施設等運営権方式の活用を効率的に進める。 市管理空港に係る地方交付税措置や補助等のイコールフットINGの在り方を検討。 複合的・一体的な公共施設等運営権方式の活用を検討 文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）について公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、2016年度中を目途に結論。 文教施設について、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討。 クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用される仕組みや既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する手法等を検討。 クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設について、公共施設等運営権方式を活用する目標設定。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>成熟対応分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業において、先行案件を形成するため、交付金や補助金等による措置を検討。 水道事業において海外における先行事例を収集・分析し、2016年中に周知。 地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時も水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み等を検討。 水道法、工業用水道事業法における申請手続等を、2016年中に周知。 公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、2016年中に結論を得る。 水道事業において、期中の設備投資費用について準備金等の措置を検討。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進する施策を検討</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業の広域化を推進 				<ul style="list-style-type: none"> 10年間（2013～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する

中短期工程表「公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)②」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI		
		概算要求 税制改正要望等			秋	年末	通常国会			
公共施設等運営権等の民間開放②	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間のPPP/PFI活用のためのアクションプラン(2013年6月策定)に基づく施策の着実な実施及び今後3年間の集中強化期間と数値目標を設定する「取組方針」の策定(2014年6月) コンセッション事業(公共施設等運営事業)の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講ずるためのPFI法改正法が平成27年9月11日に成立、同年12月1日に施行 「PPP/PFI 推進アクションプラン」(平成28年5月18日)を策定。 		アクションプランに基づく施策の推進 分野横断の施策 <ul style="list-style-type: none"> 民間企業から意見聴取を行い、2016年中に取りまとめる。 公共施設等運営権方式の活用を進めるに当たり、適切な人材供給が図られるよう、必要な環境整備を図る。 PPP/PFI地域プラットフォームの取組の推進。 							<ul style="list-style-type: none"> 10年間(2013～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する
	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の上部空間を有効利用するための立体道路制度の既存高速道路への適用拡大に係る道路法の改正(2014年5月成立) 築地川区間等をモデルケースとして具体的検討の開始 		都市再生プロジェクトと連携した首都高速の再生を進めるため、東京都等関係機関と連携した検討会を設置し、築地川区間等において具体的検討・実施							

中短期工程表「国家戦略特区による大胆な規制改革」

	2013年度～2015年度	2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
「国家戦略特区による大胆な規制改革」	2013年10月	国家戦略特区における「規制改革事項等の検討方針」日本経済再生本部決定							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る
	2013年12月	臨時国会において「国家戦略特別区域法」成立							
	2014年1月	「国家戦略特別区域諮問会議」設置							
	2014年2月	「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定							
	2014年4月	「国家戦略特別区域を定める政令」閣議決定							
	2014年5月	「区域方針」内閣総理大臣決定							
	2014年6月	「関西圏国家戦略特別区域会議」の立上げ（9回開催、21件の事業を認定） 「福岡市国家戦略特別区域会議」の立上げ ※2016年1月より「福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議」に改称（6回開催、25件の事業を認定）							
	2014年7月	「新潟市国家戦略特別区域会議」の立上げ（5回開催、19件の事業を認定） 「養父市国家戦略特別区域会議」の立上げ（5回開催、16件の事業を認定） 新たな措置に関する提案募集を実施							
	2014年10月	「東京圏国家戦略特別区域会議」の立上げ（11回開催、56件の事業を認定） 「沖縄県国家戦略特別区域会議」の立上げ（4回開催、4件の事業を認定）							
	2015年7月	新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立							
	2015年8月	国家戦略特区の2次指定							
	2015年9月	「仙北市国家戦略特別区域会議」の立上げ（4回開催、6件の事業を認定） 「仙台市国家戦略特別区域会議」の立上げ（2回開催、5件の事業を認定） 「愛知県国家戦略特別区域会議」の立上げ（3回開催、16件の事業を認定）							
	2016年1月	国家戦略特区の3次指定							
2016年3月	通常国会において新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」を提出 「広島県・今治市国家戦略特別区域会議」の立上げ（1回開催、7件の事業を認定） 1次指定6区域の認定区域計画の進捗状況に係る評価の実施								
		国・自治体・民間による国家戦略特別区域会議の運営							
		区域計画の追加等							
		区域計画の認定							
		特定事業の実施							
		更なる規制改革事項等の検討（事業実現のための「窓口」機能の強化）							
		更なる規制改革事項等の法的措置等（2017年度までを集中改革強化期間とし、残された岩盤規制について、突破口を開く）							
		必要であれば、新たな区域を指定							

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化①」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ①	〈内閣府設置法改正〉 2014年5月、総合科学技術会議の「総合科学技術・イノベーション会議」への改組等を規定した改正内閣府設置法施行	第5期科学技術基本計画						
	〈事務局機能の抜本的強化〉 関係省庁の協力を得て、事務局の人員体制の強化や調査分析機能の強化を図るため、上席政策調査員・科学技術政策フェローの採用、政策立案調査を実施		上席政策研究員等専門人材の登用、政府系シンクタンク等との連携・協力、企画・立案のための調査を推進し、事務局機能の抜本的強化を図る					
	〈アウトカムを重視したPDCAの積極的推進〉 2016年1月に「第5期科学技術基本計画」を策定するとともに、2015年6月に「科学技術イノベーション総合戦略2015」を策定		・毎年度、基本計画の進捗把握、課題の抽出及びフォローアップ等を実施する。 ・科学技術イノベーション政策の全体像を俯瞰した上で、限られた資源を必要な分野・施策に適切に配分するため、総合戦略を毎年度策定し、科学技術関係予算の重点化を主導する。					
	〈「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の推進〉 ・平成26年度予算で「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設し、10課題を決定。平成27年度に1課題追加 ・SIPガバナリングボードを開催し、各課題のプログラムディレクターの選定、研究開発計画の策定等を実施		・各課題の研究開発計画に基づき、本格的に研究開発を実施 ・総合科学技術・イノベーション会議による管理運営・評価の実施					
	〈「革新的研究開発推進プログラム」(ImPACT)の推進〉 ・平成25年度補正予算として550億円を計上し、「革新的研究開発推進プログラム」(ImPACT)を創設するとともに、改正科学技術振興機構法に基づき同法人に基金を設立 ・平成26年度にプログラム・マネージャーを12名任命。平成27年度に更に4名任命		・各研究開発プログラムの全体計画に基づき、研究開発を実施 ・総合科学技術・イノベーション会議による管理運営・評価の実施					
	〈官・民の研究開発投資の強化〉 ・官・民の研究開発投資を強化するため、予算戦略会議を通じて政府科学技術関係予算の重点化等を主導 ・平成27年度税制改正において民間の研究開発投資を促進する研究開発税制を拡充		官・民の研究開発投資強化策の着実な実施					
								・イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内(2017年度末まで)に世界第1位に
								・2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。 ・官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化②」

イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ②

2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p>〈大学改革〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年3月、理工系人材育成戦略を策定 2015年5月、理工系人材育成に関する産学官円卓会議を設置。理工系人材育成戦略を踏まえた産学官の行動計画の策定に向けた検討を実施 	<p>第3期国立大学法人 中期目標期間</p>						<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す 大学の特許権実施許諾件数を2020年度末までに5割増にすることを目指す。 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを目指す。 国立大学法人の第3期中期目標(2016年度～2021年度)を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組(改革加速期間中(2013年度～2015年度)の改革を含む。)への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す。 2020年度末までに40歳未満の本学本務教員の数を1割増にすることを目指す。
<p>大学のガバナンス改革に関する学校教育法及び国立大学法人法の改正法に基づき、2015年に総点検・見直しの結果調査を実施</p>	<p>行動計画の策定</p>			<p>行動計画の実施・フォローアップ</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 2014年4月、国立大学法人等から大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする産業競争力強化法施行 大阪大学、東北大学、京都大学について、ベンチャーキャピタル及びファンド設立のための事業計画を認定、東京大学について、同キャピタル設立のための事業計画を認定 	<p>各大学への周知・徹底、円滑な施行に向けた取組等</p>			<p>出資事業に取り組む大学の出資認定・認可等</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 年俸制適用者数約10,400人(2015年10月現在) 「国立大学経営力戦略」に基づき、法人ごとに中期計画に人事給与システム改革等に関する計画を記載 	<p>計画に基づき、年俸制、学外機関との混合給与、クロスアポイントメントを促進</p>			<p>年俸制の導入状況の調査</p>			
<p>2013年11月、「国立大学改革プラン」策定。2014年1月、国立大学法人評価委員会の体制強化、同年4月から運営費交付金の戦略的・重点的配分を実施(平成26年度は18大学、平成27年度は30大学に重点配分)</p> <p>2015年6月、「国立大学経営力戦略」策定。同年12月、同戦略等を踏まえ、第3期中期目標期間の運営費交付金の重点配分に係る評価手法等を決定(「3つの重点支援の枠組み」)</p> <p>平成28年度予算において、機能強化促進係数、学長裁量経費の係数及び額を決定し、上記評価手法による重点配分を実施</p> <p>平成28年度税制改正において、国立大学法人等への一定の個人寄附に係る税額控除制度を導入(所得控除制度と選択可)</p> <p>本年5月、指定国立大学法人制度、財務運営の自由度拡大方策を盛り込んだ「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立。</p>	<p>国立大学法人における第3期中期目標期間の改革推進</p>			<p>「3つの重点支援の枠組み」による重点配分(KPI等を用いた進捗状況の評価)</p>			
	<p>学長裁量経費も活用した教育研究組織や、学内資源配分等の見直しを促進</p>			<p>評価(予定)</p>			
	<p>指定国立大学法人制度の創設準備</p>			<p>指定国立大学法人制度の適切な運用</p>			
	<p>財務運営の自由度拡大方策の運用準備</p>			<p>財務運営の自由度拡大方策の適切な運用</p>			
	<p>国立大学法人等への一定の個人寄附に係る税額控除制度の運用</p>			<p>卓越大学院の具体化に向けた取組・運用</p>			
	<p>卓越大学院の具体化に向けた取組・運用</p>			<p>卓越研究員制度の運用</p>			

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化③」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
		世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)の構築を推進							
イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ③	〈競争的研究費改革〉								
	<ul style="list-style-type: none"> 2015年3月、競争的資金について、研究期間の確保、消耗品や備品の購入に関するルールの一等を申合せ。2015年度以降、新たな公募事業から、申合せを踏まえ、ルールの一等を実施 2015年9月から関係府省の競争的研究費における間接経費の適切な措置等について検討 		文科省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費について間接経費30%を措置(新規採択案件)						
			関係府省の競争的研究費における間接経費の適切な措置等について順次実施						
			競争的資金について、申合せを踏まえ、新たな公募事業からルールの一等を実施						
			直接経費からの人件費支出の柔軟化、設備・施設の共用化促進等運用改善、デュアルサポートシステムの再構築を図るための方策について検討を進め、順次実施						
	2015年9月、科学研究費助成事業(科研費)について、審査システムの見直し等について具体的な実施方針・工程表を策定		国際共同研究の促進、分野融合の促進、若手研究者の独立支援(採択率・充足率の向上)等を図る						
		科研費の新しい審査システム導入に向けた準備			新しい審査システムの運用				
〈国立研究開発法人の機能強化と「クロスアポイントメント」制度の積極的な導入〉									
<ul style="list-style-type: none"> 産総研の第4期中長期目標に、同期間終了時までに、民間企業からの資金獲得額を現行(46億円/年)の3倍(138億円/年)以上とすること等を記載 NEDOの第3期中期目標等を変更し、新規採択額に占める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を20%以上とする目標等を設定 		<ul style="list-style-type: none"> 産総研において、中長期目標・計画に基づき、「橋渡し」機能強化に取り組む NEDOにおいて、変更した中期目標・計画に基づき、「橋渡し」機能強化に取り組む 「橋渡し」機能強化について、他の研究開発法人に対し、業務の特性等を踏まえ、その成果を展開 							
	<ul style="list-style-type: none"> 理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、物質・材料研究機構、国立環境研究所、森林総合研究所等において、クロスアポイントメントや民間との共同研究の推進等に関する目標を設定するとともに、中長期目標にクロスアポイントメントや民間との共同研究の推進等を位置付け、機能強化を図る。 科学技術振興機構において、中長期目標・中長期計画に「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記する。 								

・2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを旨とする。

・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを旨とする。

・国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを旨とする。

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化④」

2013年度～2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度～

KPI

概算要求
税制改正要望等

秋

年末

通常国会

イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ④

・2014年12月、クロスアポイントメント実施に当たっての医療保険、年金等に関する各種法制度との関係等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」として公表
 ・国立大学法人等において、125名にクロスアポイントメント制度を適用(2015年11月現在)
 ・理化学研究所において5名、産業技術総合研究所において22名、物質・材料研究機構において8名(2016年3月末現在)にクロスアポイントメント制度を適用

大学や研究開発法人等において、クロスアポイントメント制度を積極的に導入・活用

改正独法通則法等に基づき、平成27年4月、国立研究開発法人制度創設

国立研究開発法人制度の着実な推進

長期的な国の成長の原動力となる基幹技術について、国立研究開発法人による研究開発・社会実装を推進・強化その過程でスピナウトして生まれる技術等をベースにした、ベンチャー等の創出を促進

・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月閣議決定)において、具体的な改善事項への対応を決定
 ・上記閣議決定に基づき、報酬・給与、調達、自己収入の取扱い等について具体的な運用改善策を実施

改善策に係る適切な運用の確保
 改善が必要な事項について、継続的にフォローアップ

- ・2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。
- ・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを目指す。

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑤」

		2013年度～2015年度				2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
						概算要求 税制改正要望等				秋	年末	通常国会	
イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ⑤	<オープンイノベーション推進のための新たなイノベーション・サイクル・システムの構築>												
	革新的シーズを有する大学等と、研究機関を核にしたオープンイノベーションアリーナの形成を通じたイノベーション・サイクル・システムの構築												・2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。
	共同で研究を円滑に進めるために必要な諸制度の改革 (調達をはじめとする制度改善等の検討・実施)												
	中堅・中小企業を対象とした幅広い支援の拡充、支援プラットフォームの構築 地域経済分析システム(RESAS)の利用促進、必要なデータの追加検討												・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを目指す。
	<研究開発推進体制の強化>												
	<ul style="list-style-type: none"> 「プログラムマネージャー育成・活躍推進プログラム」等を通じて、JSTを中核にプログラムマネージャーを育成 NEDOにおいてプロジェクト・マネジメント人材を育成・確保し、活躍の場を提供 												
													・各省連携による国内外の科学・産業技術動向の調査・分析 ・日本の「強み」、「優位性」を活かした戦略・ロードマップの策定
												国立研究開発法人が主体となり、国家プロジェクトの成果を確実に社会実装につなげる(サンプル提供、技術の国際標準化等)	

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑥」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進	<p>〈本格的な産学官連携の推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「組織」対「組織」の本格的な産学連携の推進 ・産学連携の推進体制、知財の取扱い、営業秘密の保護等の課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインの策定、同ガイドラインに基づく取組の促進 									
	<p>〈特定国立研究開発法人等の取組の強化〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>2016年5月、「特定国立研究開発法人」制度の創設を盛り込んだ「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」が成立</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>「特定国立研究開発法人」制度の創設準備</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>・「特定国立研究開発法人制度」の適切な運用・展開</p> </div> </div>									
	<p>少なくとも5つの大学・研究開発法人について、世界のトップ人材や企業との共同研究施設を備えた、世界最先端の戦略研究拠点とすることを旨とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定国立研究開発法人等について、革新的なイノベーションが求められる分野等において、非競争領域を中心に産学官連携の研究開発・実証拠点の形成を推進 ・我が国が強みを活かせる分野においてビッグデータ等を戦略的に利活用するための国際研究拠点を形成し、人的・研究ネットワークの構築を図る。 						<ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを旨とする。 ・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを旨とする。 			

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑦」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進①	<p>〈第4次産業革命に対応した知財等の制度整備〉</p> <p>○知的財産戦略本部に「次世代知財システム検討委員会」を設置し、デジタル・ネットワークの発達を最大限に活用することで、新たなイノベーションを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの在り方について議論を実施（2015年度）</p> <p>○文部科学省において、文化審議会の下にワーキングチームを設置し、デジタル・ネットワークの発達に伴う権利制限規定やライセンス体制の在り方について検討を開始（2015年度）</p>	<p>デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟な権利制限規定について検討を行い、必要な措置を講じる。</p>				<p>左記の取組を踏まえ、ガイドラインの策定等、更に必要な措置を実施。</p>		
	<p>〈国際標準化推進体制の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 新市場創造型標準化制度において、中堅・中小企業等の14件の提案について、標準化を行うことを決定。 各地域における潜在的な標準化案件を面的に発掘するため、「標準化活用支援パートナーシップ制度」の運用を2015年11月に開始。 大学及び大学院における標準化関連講義の拡充や講師派遣等を実施。 大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池に関する試験認証設備を整備。 	<p>ライセンス環境の整備に資する著作物等の権利情報を集約化したデータベースの構築に向けた検討等を官民連携して実施。</p>	<p>AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財に関する制度の在り方や、第4次産業革命時代のグローバルなイノベーション創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿について検討。</p>		<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす 2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑧」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進②	〈知財・標準化人材の育成〉							
	<ul style="list-style-type: none"> 次期学習指導要領の方向性に沿って、知的財産に関する資質・能力が教育課程総体として育まれるよう各学校における教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。 	創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校において、次期学習指導要領の方向性を踏まえ、発達段階に応じた系統的な知的財産に関する教育を推進。						
	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や関係団体等から構成される「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を2016年度中に整備。 	地域コンソーシアム(仮称)を中央から支援する場として「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を構築。						
	<ul style="list-style-type: none"> 知財教育に資する教材を作成。 	産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発。						
	<ul style="list-style-type: none"> 標準化に関する全社的な戦略の推進を担う最高標準化責任者 CSO (Chief Standardization Officer)の設置等、企業内体制の強化を促進。 	関係機関と連携し、企業経営層に対する説明会等を通じ、CSO設置や戦略的な標準化を全社的に活用する取組の働き掛けを実施。						
	<ul style="list-style-type: none"> 標準化人材に係る新たな資格制度を検討。 	日本規格協会(JSA)と連携して、標準に関する資格制度の創設に向けて検討。					標準化に係る新たな資格制度を創設。	
	<ul style="list-style-type: none"> 産学官で連携して標準化人材を育成。 	大学・大学院における複数コマ及び学期を通した標準化講座の新設・拡充の取組を推進するとともに、カリキュラム作成や職員派遣などを通じて支援。						
〈知財紛争処理システムの機能強化〉								
<ul style="list-style-type: none"> 知財紛争処理システムの機能強化の在り方について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。 	産業界や有識者を交えた審議会等において、具体的に検討を進め、法制度の在り方に関する一定の結論を得る。					左記について、必要に応じて引き続き検討するとともに、検討結果に応じ、適切な措置を実施。		

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑨」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進③	<p>〈国際的に遜色ないスピード・質の高い審査実現〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の例外を除き審査の権利化までの期間を36か月以内を実現(2014年度) 「審査品質管理の充実に向けて」を提言(2015年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 任期付審査官を含む審査官の確保等による審査体制の整備・強化 「審査品質管理の充実に向けて」等を踏まえ、引き続き品質管理システムを強化 						<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする
	<p>〈グローバルな権利保護・取得の支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年1月に「中韓文献翻訳・検索システム」をリリースし、中国語・韓国語の特許文献のデータ受領後6か月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を実現 特許法条約及びシンガポール条約(商標)に対応した特許法等の改正を実現する「特許法等の一部を改正する法律案」が2015年の通常国会で成立 	<ul style="list-style-type: none"> 特許審査ハイウェイの拡充、アジア諸国の知財庁への我が国審査官の派遣、アジア諸国の知財庁の審査官の受入れ等により、海外支援体制の強化を図るとともに我が国の知財システムを輸出 我が国による国際調査の対象国拡大など、審査のグローバル化を推進 大学や企業が保有する特許の取引を活性化し、中小企業等による活用・事業化の促進について検討、国際意匠出願に対応した審査の着実な運用と国際意匠登録制度の利用促進。 						
	<p>〈職務発明制度の見直し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し等を含む「特許法等の一部を改正する法律案」が2015年の通常国会で成立 	<p>職務発明制度の見直し等を含む特許法の施行。従業者等のインセンティブへの影響など本法の運用状況について適宜調査・検証を行う。</p>						
	<p>〈営業秘密保護対策の推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を行う「営業秘密官民フォーラム」の設置・開催 営業秘密の漏えいに対する抑止力向上のための「不正競争防止法の一部を改正する法律」が2016年1月1日に施行 2016年2月に「秘密情報の保護ハンドブック」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「営業秘密官民フォーラム」(年1回程度)(高度化する手口や被害実態を継続的に情報共有) 「秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発 中小企業等の総合的な知財保護・活用戦略のワンストップ支援体制の整備(特許化/秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の知財戦略や、営業秘密の管理に関する相談受付等) 						

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑩」

ベンチャー・チャレンジ2020の実現⑩

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
<p><世界と地域をつなぐ関係施策の一体的実施></p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				
<p>地域と世界の架け橋プラットフォームの構築</p>	<p>地方への案件発掘キャラバンの実施等</p> <p>政府全体のベンチャー支援に係るアドバイザー リーボード設置</p>	<p>ベンチャー企業の世界市場への挑戦を支援 するとともに、国のベンチャー支援策に関する アドバイスを実施</p>			<p>・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値))</p>
<p><グローバル・ベンチャーエコシステムの構築(シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト)></p>					
<p><企業の架け橋> 中小・中堅・ベンチャー企業のシリコンバレー派遣・現地受入体制等について検討</p>	<p>中小企業・中堅企業・ベンチャー企業を米国のイノベーション先端地域に派遣し、イノベーション拠点の訪問、現地企業との交流等を実施</p>				
<p><ヒトの架け橋> 「グローバル起業家等育成プログラム(始動 Next Innovator 2015)」を実施し、大企業内の新規事業担当者や起業家等をシリコンバレーに派遣</p>	<p>起業家、大企業内の新事業に挑戦する人材、ベンチャー支援人材をシリコンバレーに派遣し、ベンチャービジネスのスキル向上や提携先発掘等を後押し</p>				
<p><機会の架け橋> 2015年10月に東京とシリコンバレー双方でビジネスマッチングイベントやシンポジウムを開催</p>	<p>日米の大企業・投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベントやシンポジウムの開催(東京、シリコンバレー)を通じた、事業提携、共同研究、投資、M&A等の促進</p>				
<p><グローバルなベンチャーエコシステムとの連動></p>					
<p>ベンチャー関連施策を有機的に統合・連携し、2020年までのロードマップとなる「ベンチャー・チャレンジ2020」の策定</p>	<p>各種派遣プログラムを発展させながら、複数の国際ビジネスマッチング企画との提携関係を構築</p>		<p>2020年 グローバルベンチャーサミットの開催</p>		<p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p>
<p><次世代を担うグローバル・ベンチャー育成支援></p>					
<p>「未踏IT人材発掘・育成事業」において、ITを駆使してイノベーションを創出することができる、突出した若い人材を発掘・育成 未踏事業修了者に対する事業化支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未踏事業によるITイノベータの発掘・育成の推進 未踏修了者等のITイノベータの能力を活かした事業化の促進 				
<p>NEDOが認定したベンチャーファンド等の支援を受ける研究開発型ベンチャー企業等に対して、マッチング等の支援を実施(平成26・27年度補正予算)</p>		<p>必要な措置の実施</p>			<p>ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増(現状:0.028%(2012-14年の3か年平均))</p>
<p>「大学発新産業創出プログラム」により大学の革新的技術の研究開発支援及び民間の事業化ノウハウをもった人材による事業育成を一体的に実施</p>	<p>海外の投資家とのネットワーク構築等の関連施策と連携することで、我が国の研究開発型ベンチャーの創出とグローバル展開を加速</p>	<p>必要な措置の実施</p>			

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑪」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
ベンチャー・チャレンジ2020の実現②	「大学発新産業創出プログラム」により大学の革新的技術の研究開発支援及び民間の事業化ノウハウをもった人材による事業育成を一体的に実施		海外の投資家とのネットワーク構築等の関連施策と連携することで、我が国の研究開発型ベンチャーの創出とグローバル展開を加速			必要な措置の実施			<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004年～2009年の平均値）） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる </div> <div style="color: red; margin-top: 10px;"> ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増（現状：0.028%（2012-14年の3か年平均）） </div>
			少なくとも5つの大学・研究開発法人について、世界のトップ人材や企業との共同研究施設を備えた、世界最先端の戦略研究拠点とすることを目指す。						
	<ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き・支援人材の育成>		目利き・支援人材ネットワークの活用						
	・「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」（平成25年度補正予算） ・「先端課題に対応したベンチャー事業化支援等事業」（平成26年度補正予算）								
	<個人によるベンチャー投資促進>		・エンジェル税制活用促進のための、制度の周知・普及						
	2013年9月に申請様式の改正を行い手続負担の軽減を図った。また、2013年秋から2013年度末にかけて、全国10力所での施策PRを実施。さらに、2016年度より都道府県への確認事務の移譲を実施。								
<民間企業等によるベンチャー投資促進>		制度の利用促進に向けた周知・普及 制度の在り方に関する検討							
産業革新機構における意思決定プロセスの簡略化を規定した産業競争力強化法が2013年の臨時国会で成立し、2014年1月に施行		産業革新機構によるベンチャー支援の継続							

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑫」

ベンチャー・チャレンジ2020の実現③

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p><個人保証制度の見直し></p> <p>2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定、民間金融機関に対してガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定 ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表 ガイドラインのQ&Aの一部を改定 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「経営者保証に関するガイドライン」の活用の促進 代替的融資手法の充実・利用促進 						<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値)) <p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <p>ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増(現状:0.028%(2012-14年の3年平均))</p>
<p>政府系金融機関に対して「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた積極的な対応を要請、日本政策金融公庫等・商工組合中央金庫において経営者の個人保証によらない制度を実施、中小企業基盤整備機構等による相談窓口の設置・事業者に対する周知・普及等を通じてガイドラインを利用促進 政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表 等</p>		<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基盤整備機構等による事業者に対する窓口相談対応、周知・普及等を通じた利用促進 事業者への周知に関して中小企業団体等への協力を要請 						
<p><既存企業の経営資源の活用(スピノフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション推進)></p> <p>「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」等を活用したスピノフ・カーブアウト支援(平成25年度補正予算・平成26年度補正予算) 2014年1月には、当該事業の取組を周知するためのシンポジウムを開催</p>		<p>目利き・支援人材ネットワークを活用したスピノフ・カーブアウト支援</p>						
<p>株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律が2015年通常国会で成立</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日本政策投資銀行による「特定投資業務」及び「大手町イノベーション・ハブ」の活用 事業の目利きの協働を通じた新ビジネス形成の取組と、民間資金の呼び水となるリスクマネー供給を一体的に実施 						

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑬」

ベンチャー・チャレンジ2020の実現④

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
<「ベンチャー創造協議会」等による大企業の巻き込み>									
大企業とベンチャー企業の連携等を促進するための「ベンチャー創造協議会」を創設(2014年9月)	ベンチャー創造協議会の運営							<ul style="list-style-type: none"> ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値)) <p>【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <p>ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増(現状:0.028%(2012-14年の3か年平均))</p>	
種類株等の活用の促進策やM&Aの促進策について検討を実施し、2015年3月に報告書を作成	種類株等の活用の促進								
兼業・副業に関する委託調査を実施	兼業・副業の促進のための事例集の普及、環境整備の検討	兼業・副業の促進のための環境整備の検討		兼業・副業を促進					
クラウドファンディングの手法を用いた地域資源活用型ベンチャー等の新しい資金調達手段を軸とした起業支援モデルの検討					クラウドファンディングを活用したベンチャー投資の加速化				
廃業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充小規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制度を創設(2015年10月)	不採算事業に係る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進								
<政府調達での参入の促進等支援環境の整備>									
官公需における創業10年未満の新規中小企業者の活用への配慮を新たに加え、「官公需についての中小企業の受注機会の確保に関する法律」を改正、施行(2015年8月)。 新規中小企業者との契約比率の目標や受注の機会の増大のための措置を定めた、平成27年度の国等の契約の基本方針を閣議決定。	創業間もない企業(中小ベンチャー企業)の政府調達への参入推進								
	平成28年度の「国等の契約の基本方針」を策定し、基本方針に基づく運用を実施		毎年度「国等の契約の基本方針」を改訂し、基本方針に基づく運用を実施していく						
求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化・周知(2014年7月)	求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの周知を引き続き実施								

中短期工程表「イノベーション・ベンチャー創出力の強化⑭」

ベンチャー・チャレンジ2020の実現⑤

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">概算要求 税制改正要望等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">秋</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年末</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常国会</div> </div>					
<p>2015年3月、NEDO中期目標等を変更し、大幅に権限を付与されたプロジェクト管理を行う人材の下でのマネジメントの充実、中小・中堅・ベンチャー向け目標の設定等を実施</p>	<p>NEDOにおいて、変更した中期目標等に基づき、業務を実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004年～2009年の平均値）） 	
<p><国民意識の改革と起業家教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育の教員等向けに「生きる力」を育む起業家教育のススメ 指導事例集」を策定（2015年3月） ・小中学校でのモデル的な起業家教育の支援、普及に関する実態調査を実施 	<p>指導事例集の普及周知を通じて、起業家教育を普及促進</p>					
<ul style="list-style-type: none"> ・「グローバルアントレプレナー育成促進事業」により先進的な起業家育成を行う大学を支援 ・起業家教育を受講している大学・大学院生を対象とするビジネスプランコンテストの実施（起業家教育に係る教員も参加） 	<p>大学・大学院の起業家教育講座の教員ネットワークの強化及び国際化</p>	<p>進捗状況を踏まえた更なる取組</p>				
<p>天才的IT起業人材の発掘及び革新的ITベンチャーの起業成功者によるスタートアップ支援の加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未踏事業によるITイノベータの発掘・育成の推進 ・未踏修了者等とスタートアップアクセラレータのマッチング促進によるITイノベータの能力を活かした事業化の促進 					
<p>インパクトのある新事業を創出した起業家やベンチャー企業に対して内閣総理大臣賞を付与する「日本ベンチャー大賞」を創設。第1回表彰式を2015年1月、第2回表彰式を2016年2月に実施。</p>	<p>表彰制度の実施</p>					
<p>創業後間もない女性、若者、シニアの起業家に対する低利融資制度のうち、技術ノウハウ等に新規性がみられる場合における金利優遇措置について、従来の設備資金に加え運転資金も対象に拡充</p>	<p>多様な人材を活用したベンチャーを創出するための低利融資の実施</p>					
<p>【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる</p>						
<p>ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増（現状：0.028%（2012-14年の3年平均））</p>						

中短期工程表「人材力の強化 ①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
初等中等教育を通じた資質能力の強化	<第4次産業革命に対応した初等中等教育改革>							
	2014年11月 中央教育審議会総会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問	中央教育審議会における次期学習指導要領についての審議・結論 ※高等学校において主体的に社会参画を行う上で必要な力を育む新科目の在り方等に関する検討を含む	学習指導要領改訂	周知・広報、教科書作成・検定・採択など	新たな教育課程の実施(2020年度～)			<ul style="list-style-type: none"> 授業中にITを活用して指導することができる教員の割合について、2020年までに100%を目指す 都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す 無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%を目指す
	2015年8月 教育課程企画特別部会教育課程部会「論点整理」を取りまとめ							
	2015年秋～ 「論点整理」の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討	教育コンソーシアムの構築に向けた検討	教育コンソーシアムの構築・運用					
		学校教育におけるIT環境整備の推進						
	「プログラミング人材育成の在り方に関する調査研究」を実施(2014年度)、NPO法人等の取組に関するスキルの体系化等に向けた基礎的な検討を実施、先導的教育システム実証事業の一環として、一部の学校でプログラミング教育を実施(2015年度)	クラウド利用型プログラミング教育モデル(地域における民間指導人材の育成・活用方法を含む)の実証・確立		(教育コンソーシアムによる)プログラミング教育の全国展開				
	文化審議会著作権分科会等においてICT活用教育の推進に係る著作権制度及びライセンスの在り方について検討を開始(2015年度～)	教員が自作教材等を管理・共有する際の著作権に係る課題を含め、ICT活用教育の推進に向けた著作権制度及びライセンスの在り方の検討を行い、あるべき方向性について取りまとめ		左記の取組を踏まえた措置を実施				
	ITを活用した指導方法、デジタル教科書・教材等の機能の在り方、ITを活用した教育の効果等を取りまとめ(2014年3月)	デジタル教科書の位置付け・関連した教科書制度の在り方についての検討						
	教育現場におけるクラウド導入促進のための「クラウド導入ガイドブック2015」の作成(2016年版、同年3月)	クラウド等の活用や、1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策の整理・推進、デジタル教材の開発や教員の指導力向上に関する取組の推進		クラウド活用を、全国の学校に普及				
	クラウド活用やデジタル教材等の検証、教員のICT活用指導力向上に向けた実証事業を実施	プログラミング等を含めた情報活用能力育成の指導モデルの策定		ハイレベルなIT人材の育成・確保				
プログラミング教育等の充実のための教員向け資料の作成(2015年3月)	学校における円滑なICT利活用を図るための支援員の養成・確保							
高等教育を通じた人材力の強化①								<ul style="list-style-type: none"> 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを旨とする。 2020年度末までに40歳未満の本学本務教員の数を1割増にすることを旨とする。
	・2015年3月、卓越研究員制度検討委員会において、「卓越研究員制度の在り方について」を取りまとめ、本年3月より公募開始。毎年度150名程度の卓越研究員を選定予定。	卓越研究員制度の実施						

中短期工程表「人材力の強化 ②」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
高等教育を通じた人材力の強化②	<トップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化> 高等教育における数理教育の強化	数理・情報分野の専門人材育成や全学的な数理・情報教育の強化に向けた調整等			学部・大学院の整備・強化、産学連携ネットワークの構築、情報教育コアカリキュラムの策定等 数理・情報教育研究センター（仮称）整備、理工系基礎の数学教育の標準カリキュラム開発等			
	AI/IoT/ビッグデータ等を牽引するハイレベル人材の育成	IoT・ビッグデータ・人工知能等の研究と人材育成を一体的に行う体制を整備し、実施			より発展的な研究と人材育成を実施			
		我が国が強みを生かせる分野でビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、専門人材を育成			国際研究拠点において、ハイレベルな専門人材を育成			
	<実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化> 2015年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議において、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」を取りまとめ	中央教育審議会で議論し、2016年年央までに結論を得た上で、その結果を踏まえた法制上の措置・新たな時代に即した設置基準の整備を目指す			2019年度の開学を目指す			
					周知・募集開始			
	<「第4次産業革命 人材育成推進会議」の設置>	「第4次産業革命 人材育成推進会議」の立ち上げ			第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映			
	<高度専門職業人養成機能の充実>	<ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院制度の見直し（認証評価の導入、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化・可視化等） 経営系専門職大学院について、各校の特徴を伸ばす形での機能強化策の実施 						
		専修学校における企業等と連携した教育システム構築への支援			産学協同教育プログラム構築に向けたガイドラインの作成			
		「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」（2016年5月～）における「職業実践専門課程」の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方の検討			産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等			
					高等専門学校における、今後の社会の変化や企業ニーズに対応した教育プログラムの見直し推進・海外展開の促進			
				インターンシップの単位化、中長期・有給のインターンシップ等を実施する大学等の取組推進				
							2018年 ・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人（2013年：12万人）	

中短期工程表「人材力の強化 ③」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
企業の 人材管理の 促進①	<企業における人材育成等の取組の情報提供の促進>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 求職者にとって実用性が高く、人材育成に前向きな企業が積極的に評価されやすいデータベース化に向けた対処方針を取りまとめ </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> データベース化の実施 (労働環境の「見える化」推進) </div>		・産業雇用安定センターの機能強化や民間人材ビジネスの活用により、今後3年以内(2017年まで)で2万人の失業なき労働移動を支援(2013年度:1万人) 2020年 ・20～34歳の就業率:79% 2018年 ・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人(2013年12万人)	
	<中高年人材の最大活用>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 試行型出向のノウハウ・課題を整理・取りまとめ、更なる支援制度の在り方を検討、結論 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 更なる支援制度の創設を目指す </div>			
	<未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化>								
	教育訓練につながるキャリアコンサルティングのうち一定の条件を満たすものに要する費用について、特定支出控除の対象となる旨を明確化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「セルフ・キャリアドック」等の普及促進、積極的な情報提供 「セルフ・キャリアドック」の導入モデル・実施マニュアルの作成 </div>							
	2016年4月 ・キャリア形成促進助成金の要件・インセンティブとして「セルフ・キャリアドック」を追加 ・キャリア形成促進助成金の対象企業を拡充 ・キャリア形成促進助成金等の活用による、教育訓練休暇等制度の導入促進 ・キャリア形成促進助成金やキャリアアップ助成金の活用による、OJTとOff-JTを組み合わせた雇用型訓練の取組促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育休暇制度等の導入促進やOJTとOFF-JTを組み合わせた雇用型能力開発の推進を通じた企業内人材育成の体制整備 </div>							
	ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援(平成26～28年度予算)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援 </div>							
	2015年9月 積極的な職場情報の提供の仕組み等を中心とする「若者雇用促進法」成立 2015年11月 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の職場情報を提供するポータルサイトを創設 2016年1月 職場情報の具体的な項目として、キャリアコンサルティングの有無(「セルフ・キャリアドック」含む)等を省令に規定(同年3月施行)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> サービス分野を中心とした成長分野における業界内共通の検定の整備、認定社内検定の拡充・普及促進事業等による社内検定の普及・導入企業等に対する積極的な支援 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 引き続き、サービス分野を中心とした成長分野における業界内共通の検定の整備、社内検定の普及・導入企業等に対する支援 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・企業による職場情報の積極的な提供促進 ・職業紹介事業者や募集情報提供事業者による、企業の職場情報の積極的な提供促進 ・ポータルサイトの機能拡充による各企業の人材育成等の取組に関する情報のデータベース化・「見える化」の更なる推進 </div>								

中短期工程表「人材力の強化 ④」

		2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概要要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
企業の 人材管理の 促進②	2013年9月・2014年11月・2015年11月 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施 2014年9月 労働条件相談ダイヤル事業を開始 同年10月 大学生等を対象とした労働条件セミナーを開始 同年11月 労働条件ポータルサイトを開設(平成25年度補正予算、平成26年～28年度予算)	引き続き、相談体制・情報発信・監督指導等を強化								
	地域人材育成コンソーシアムの組成支援 (平成25年度補正予算、平成26年度補正予算)	地域人材育成コンソーシアムの組成による複数企業間での人材育成を目的とした出向や他企業でのOJT研修等の人材育成支援に係る各種取組を広く社会に拡げる								
	・2013年10月 起業家支援等のためのポータルサイト立上げ ・経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに整備(平成26年度予算)	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家支援等のためのポータルサイトによる若い起業家の応援 ・経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに整備 								2020年 ・20～34歳の就業率:79%
	わかものハローワークの充実(2013年度3箇所→2015年度28箇所) (平成26～28年度予算)	わかものハローワークの充実によるフリーター等の正社員化支援								2018年 ・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人(2013年12万人)
	就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策の実施	新卒者等に対する支援策の実施								
	社会人の学び直し等のための産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証(平成26年度予算、平成27年度予算)	産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証の推進	普及の促進							
	若者雇用促進法が2015年の通常国会で成立	法の着実な施行								
	人材確保・育成のための施策、周知・啓発運動、所要の制度改正等を実施・検討	医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理改善・マッチング対策・人材育成など、若者をはじめとする人材確保・育成対策の総合的な推進								

中短期工程表「人材力の強化 ⑤」

行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換①

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p>2014年4月 雇用調整助成金から労働移動支援助成金への資金シフト(平成26年度予算) ※雇用調整助成金: 545億円(←平成25年度1,175億円) ※労働移動支援助成金: 301億円(←平成25年度2億円)</p> <p>2015年4月 雇用調整助成金から労働移動支援助成金への資金シフト・予算規模の逆転(平成27年度予算) ※雇用調整助成金: 193億円(←平成26年度545億円) ※労働移動支援助成金: 349億円(←平成26年度301億円)</p>								
<p>2014年12月～ ・「キャリア・パスポート(仮称)構想研究会」報告書まとめ ・「ジョブ・カード制度推進会議」にて普及浸透方策まとめ ・これらの検討状況の公表・機運の醸成</p> <p>2015年4月 企業内人材育成推進助成金によるジョブ・カードのインセンティブ付与</p> <p>2015年10月 ジョブ・カード新制度へ移行</p>		ジョブ・カードの活用促進						<ul style="list-style-type: none"> 失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少(2012年:151万人) 転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間(2018年まで)で9%(2011年:7.4%)
<ul style="list-style-type: none"> ジョブ・カードの電子化やネット化による共有促進のための調査研究実施 2015年12月～ ジョブ・カード制度総合サイトの創設、ジョブ・カード作成支援ソフトウェア等の開発・リリース 		ジョブ・カードの電子化及びデジタル・ネットワーク上での活用促進						
<p>2014年7月 キャリア・コンサルタント養成計画策定</p> <p>2015年 体制整備の方策についての検討・結論を踏まえ、職業能力開発促進法改正を含む改正法が成立、キャリアコンサルタント登録制度の施行(2016年4月)</p> <p>2015年4月 企業内人材育成推進助成金によるインセンティブ付与</p>		<p>インセンティブ付与等によるキャリアコンサルティング体制整備の推進</p>			<p>キャリアコンサルタント登録制度の円滑な執行 キャリアコンサルティング技法の開発及びキャリアコンサルタントの養成</p>			<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳～64歳の就業率81%(2012年:75%)
<ul style="list-style-type: none"> サービス分野の検定制度のモデル事例の開発 2014年6月～ 能力評価制度全体の見直し等、職業能力開発促進法を含む政策全体の在り方について検討 2015年 職業能力開発促進法改正を含む改正法が成立 		<p>引き続き、サービス分野を中心とした成長分野における検定制度のモデル事例の開発</p>			<p>改正法案を踏まえたサービス分野を中心とした成長分野における業界内共通の検定・社内検定の普及・拡大</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 2014年 社会人の中長期的なキャリア形成促進のための教育訓練給付拡充等を含む雇用保険法改正法成立 中長期的なキャリア形成を目指す訓練の対象講座の指定等 2014年10月～ 中長期的なキャリア形成を目指す訓練を受講する社会人に対する支援を、着実に執行 		引き続き、中長期的なキャリア形成を目指す訓練を受講する社会人に対する支援を着実に執行						
<ul style="list-style-type: none"> 中長期的なキャリア形成を目指す訓練を従業員に受講させた事業主に対する支援(平成26年度予算) 2014年10月～ 事業主に対する支援を着実に執行 		引き続き、事業主に対する支援を、着実に執行						

中短期工程表「人材力の強化 ⑥」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI		
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会					
行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換②	<ul style="list-style-type: none"> 産業雇用安定センターの向出・移籍あっせん機能の強化(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成27年度予算) 個人の課題に応じた支援メニュー策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練等の実施 			引き続き、個人の課題に応じた支援メニュー策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練等の実施								<ul style="list-style-type: none"> 産業雇用安定センターの機能強化や民間人材ビジネスの活用により、今後3年以内(2017年まで)で2万人の失業なき労働移動を支援(2013年度:1万人)
	職業訓練の開発・実施・検証を行う地域レベルのコンソーシアムの形成(平成26～28年度予算) コンソーシアムにより、地域ニーズを踏まえた職業訓練の実施										<ul style="list-style-type: none"> 今後3年間(2017年まで)で公共職業訓練の委託を受ける民間教育訓練機関及び求職者支援訓練の認定を受ける民間教育訓練機関のうち、職業訓練サービスガイドライン研修を受講した者等の割合を100%とすることを目指す 	
	職業訓練サービスガイドライン研修を全国で実施			引き続き、職業訓練サービスガイドライン研修を全国実施				民間教育訓練機関の質の向上の推進			<ul style="list-style-type: none"> 今後5年間(2019年まで)で地域において職業訓練の質を検証・改善する仕組みを47都道府県に展開することを目指す 	
	客観的な民間委託の職業訓練の調査研究開始			調査研究取りまとめ			調査研究を踏まえた職業訓練の見直し					

中短期工程表「人材力の強化 ⑦」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化	ハローワークのパフォーマンスの比較・公表、意欲を持って取り組む職員が評価される仕組みにつき2015年度から実施	引き続き取組実施						<ul style="list-style-type: none"> 失業期間6か月以上の者の数を今後5年間（2018年まで）で2割減少（2012年：151万人） 転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）を今後5年間（2018年まで）で9%（2011年：7.4%） 2020年 <ul style="list-style-type: none"> 20歳～64歳の就業率81%（2012年：75%） 	
	ハローワークでのITの利活用の促進								
	2014年9月～ ハローワークの求人情報のオンラインでの提供	引き続き提供実施							
	2016年3月～ ハローワーク求職情報の提供サービスの開始	引き続き提供実施							
	2013年10月 民間人材ビジネスの活用を希望する場合への円滑な誘導開始（延べ4,000社が参加）	当面の間、実施							
	<ul style="list-style-type: none"> 2014年 4月 民間人材サービス推進室の設置 優良な民間人材サービス事業者の認定、育成・活用策の強化 	引き続き、優良な民間人材サービス事業者の認定、育成・活用策の強化							
		オールジャパンでの外部労働市場整備の成功例紹介							
		労働市場全体のマッチング成果の評価・向上							
	地方自治体等との一層の連携強化（ベスト・プラクティスの整理・普及等）								
	トライアル雇用奨励金のハローワーク紹介要件の緩和、対象拡大の調整（平成25年度補正予算、平成26年度予算）	引き続き、ハローワーク以外の紹介、正社員就職が難しいと認められる者へのトライアル雇用奨励金の支給							
キャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等についての民間委託（平成26年度予算、平成27年度予算）	キャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等についての民間委託推進	事業者の取組評価・選定への活用	キャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等についての民間委託推進						
学卒未就職者等への紹介予定派遣を活用した正社員就職支援、研修と職業紹介を一体的に実施する民間職業紹介事業者支援の実施（平成25年度補正予算）	引き続き、学卒未就職者等へ紹介予定派遣を活用した正社員就職支援、研修と職業紹介を一体的に実施する民間職業紹介事業者支援の実施	ビジネスモデルの構築・普及							

中短期工程表「人材力の強化 ⑧」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
グローバル化等に対応する人材力の強化⑧	2013年12月 国家公務員総合職試験への外部英語試験導入方法の決定・公表 2015年度～ 導入開始	実施状況等を踏まえた所要の見直し						
	2014年3月 官民が協力した海外留学支援制度の創設(平成26年度予算)、民間資金を活用した奨学金制度「官民協働海外留学支援制度～トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム～」の学生募集(第1期生) 2014年4月 「若者の海外留学促進実行計画」策定 2014年6月 第1期生323人(106校)を選抜、同年8月から順次留学開始 2015年2月 第2期生256人(110校)を選抜、同年4月から順次留学開始	官民が協力した海外留学支援制度の着実な推進						2020年 ・海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 ・外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
	2013年12月 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」取りまとめ、優秀な外国人学生確保のための重点地域等を設定 2014年7月 「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会」報告書取りまとめ	重点地域における日本留学のプラットフォームの中核となる海外拠点整備、 宿舎等の環境の整備や就職支援の充実・強化、外国人留学生のネットワーク強化、 日本語教育の推進等						2017年 ・英語教員の英語力強化(TOEFL iBT 80程度等以上 中学校:28%から50%、高校52%から75%)
	「スーパーグローバルハイスクール」の創設 (平成26年度:56校、平成27年度:56校、平成28年度11校を新規指定)	指定校等のネットワークの構築、高校生が国際的に発信できる機会の創出を検討する等の取組を推進						2018年 ・国際バカロレア認定校(2013年6月現在 DP:16校)等を200校
	<ul style="list-style-type: none"> 一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム(日本語DP)の開発に着手(平成25年度予算より) 日本語DPの拡充(日本語で実施可能な科目の拡充等)及び導入 日本語DP等による国際バカロレア候補校の申請・認定手続に係る支援 国内大学入試における国際バカロレアの活用促進及び国際バカロレア導入に向けた環境整備(教育課程の特例措置、教員の養成・確保等) 	引き続き、日本語DPの導入促進						<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す
		引き続き、国内大学入試における国際バカロレアの活用促進及び国際バカロレア導入に向けた環境整備(教育課程の特例措置、教員の養成・確保等)						
		引き続き、日本語DP等による国際バカロレア候補校の申請・認定手続に係る支援						
	日本語DPIによる試験開始							

中短期工程表「人材力の強化 ⑨」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
グローバル化等に対応する人材力の強化 ⑨	2013年12月 小・中・高等学校における英語教育の強化のため、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表 2014年4月 現職教員への英語指導力研修の強化 2014年9月 有識者会議において、「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」を取りまとめ 2015年6月 「生徒の英語力向上推進プラン」を策定 2015年8月 中央教育審議会において、「教育課程企画特別部会」論点整理を取りまとめ	小学校の英語教育実施学年早期化・教科化等に向けた検討 中央教育審議会における次期学習指導要領全体についての審議・結論	学習指導要領改訂	周知・広報、教科書作成・検定・採択など	新たな教育課程の実施			2020年 ・海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 ・外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
	<ul style="list-style-type: none"> サービス産業生産性協議会の再構築(2015年2月末現在の活動参加企業数1740社(2013年比約10倍)) サービス産業の高付加価値化に関する研究会の開催 	現職教員の英語指導力向上、生徒の英語力の向上状況の把握・検証を通じたPDCAサイクルの構築			次期学習指導要領の改訂に向けた指導体制の強化、外部人材の活用促進などの環境整備			2017年 ・英語教員の英語力強化(TOEFL iBT 80程度等以上 中学校:28%から50%、高校52%から75%)
	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関の日本人職員増強戦略の策定 人材発掘・育成の強化 若手日本人送り込みの強化(JPO(Junior Professional Officer)派遣制度の拡充) 	在外教育施設における質の高い教育の実現、海外から帰国した子供の受入れ環境整備			企業のイノベーション促進、サービス産業の新陳代謝促進			2018年 ・国際バカロレア認定校(2013年6月現在 DP:16校)等を200校
	スーパーグローバル大学創成支援 2014年10月 採択校決定・事業開始	人材の発掘・育成(2025年までに国連関係機関の日本人職員を1,000人(現在約800人)にすることを旨とし、国連広報を含めた広報活動の強化、日本人(特に女性)の就職・昇進支援、JPO(Junior Professional Officer)派遣制度の拡充、幹部候補となる中堅レベルの日本人の送り込み強化、国際機関経験者の外務省での積極的な登用・活用)			採択校の支援・取組状況の公表、人材教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成			今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す
					中間評価			

中短期工程表「働き方改革、雇用制度改革 ①」

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
働き方改革の 実行・実現 ①(多様な働き方の実現)	2013年9月～ 労働時間法制について、労働政策審議会 で総合的に議論・取りまとめ 2015年4月 2015年の通常国会に「労働基準法等の 一部を改正する法律案」を提出			制度の創設・普及を図る ※長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策を含む						2020年 ・ 20歳～64歳の 就業率 81% (2012年:75%) 2020年度末 ・ 不本意非正規雇 用労働者の割合 10%以下 (2014年:18.1%)
	大学の研究者等に対し、労働契約法の特例(無期転換申込権発生ま での期間(5年間)の10年間への延長)を設けること等を規定した「研 究開発力強化法等改正法(議員立法)」が2013年の臨時国会におい て成立			説明会等を通じた制度の趣旨・内容の周知						
	現行の業務区分による期間制限を撤廃し、全ての業務に共通する派 遣労働者個人単位の期間制限及び派遣先の事業所単位の期間制限 を設けること等を内容とする労働者派遣法改正法が2015年の通常国 会で成立			制度の普及を図る						
	「派遣労働者のキャリア形成支援事業」を実施(平成26～28年度予算)			事業を着実に執行						
	「ジョブ・カードを活用した登録型派遣労働者等の職業能力の 向上等に係る調査・研究事業」を実施(平成26年度予算)									
	2014年7月～ 『多様な正社員』の普及・拡大のための有識 者懇談会」報告書を公表・労働契約法の解 釈について通知するとともに、周知を実施。 加えて、好事例・就業規則の規定例等の情 報発信を実施			引き続き、「雇用管理上の留意点」を取りまとめた「導入モデル」や労働契約法の解釈、 好事例、就業規則の規定例等について情報発信						
				「多様な正社員」導入拡大のための政策的支援						
	専門的知識を有する有期雇用労働者及び定年後の高齢者に ついて無期転換ルールの特例等を設けることを内容とする 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措 置法」が2014年成立、2015年4月施行			パンフレットの配布等を通じた法律の趣旨・内容の周知						
	通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取 扱いの禁止の対象者の拡大等を内容としたパートタイム労働 者法改正法が2014年成立、2015年4月施行			法律の趣旨・内容の周知						
2016年1月 今後5年間の正社員転換・待遇改善に係る目標や具体 的な取組を定めた「正社員転換・待遇改善実現プラン」を 策定 2016年3月 各都道府県労働局にて「地域プラン」を策定			「正社員転換・待遇改善実現プラン」等を踏まえた正社員転換・待遇改善の推進							
<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は全国加重平均で2013年度は764円(対前年度15円引上げ)、2014年度は780円(対前年度16円引上げ)、2015年度は798円(対前年度18円引上げ) 中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の充実(平成26～平成28年度予算) 			<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す 中小企業・小規模事業者の生産性向上等や、取引条件の改善等のための支援を実施 							

中短期工程表「働き方改革、雇用制度改革②」

	2013年度～2015年度	2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
働き方改革の 実行・実現② (長時間労働 是正)	2013年9月・2014年11月・2015年11月 過重労働等が疑われる企業等に対する重点監督の実施 2015年1月～ 月100時間超の時間外労働を把握したすべての事業場等に対する監督指導の徹底、同年4月から「過重労働撲滅特別対策班」を東京及び大阪労働局に設置、同年5月から社会的に影響力が大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返した場合に、是正を指導した段階で公表	新たに、月80時間超の時間外労働が疑われる全ての事業場を重点監督の対象として監督指導を徹底する等、引き続き、相談体制・情報発信・監督指導等を強化							
	2015年5月(中央)・7, 8月(各都道府県) トラック運送事業者、荷主、国交省、厚労省、経産省等が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を立ち上げ、先進事例の共有や実態調査を実施	トラック輸送における長時間労働を抑制するため、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等の枠組みを活用しパイロット事業の実施、対策の検討、ガイドラインの策定等を行う。						長時間労働改善の普及・定着の促進等	
	「朝型」の働き方等に関して、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインに盛り込むことについて、労働政策審議会で検討し、2015年2月に取りまとめ	「朝型」の働き方等を、好事例の収集・情報発信及びシンポジウムの開催等により国民運動として推進 取りまとめを踏まえ、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの改正・周知							
	2015年春以降「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の普及に向け、関係労使団体への協力要請や、企業等への働きかけを実施	引き続き「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の国民運動を展開。国家公務員については、率先して実施							
		<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働是正に向けた企業の取組を促進することを目的として、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの見直し検討・普及 中小企業に対する支援体制の充実 							2020年 ・20歳～64歳の就業率 81% (2012年:75%)
労働市場での見える化促進		各府省等における調達時のワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価等の実施、各府省が所管する独法等、地方公共団体や民間企業等の調達における取組の促進							
		分野を問わない職場情報のデータベース化の検討(労働環境の「見える化」推進)		分野を問わない職場情報のデータベース化の実施(労働環境の「見える化」推進)					
紛争解決システムの構築等	「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理を実施 諸外国の関係制度、運用に関する調査研究を実施	「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の構築に向けた検討を速やかに進め可能な限り早期に結論、労働政策審議会の議論を経た上での所要の制度的措置							

中短期工程表「多様な働き手の参画 ①」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
女性の活躍推進①	【女性活躍推進法、データベース等】 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立(2015年8月) ・円滑な施行に向けた取組を実施し、2016年4月から全面施行	法の着実な施行				法の施行3年後見直しの検討			
	・女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業への支援等の充実(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算) ・「女性の活躍『見える化』サイト」(内閣府)と、「女性の活躍・両立支援総合サイト」(厚生労働省)を統合し、女性活躍推進企業データベースを開設・運営開始(平成27年度予算) ・女性活躍推進法に基づく状況把握項目や情報公表項目に残業時間の状況に関する項目を設定、行動計画策定指針で長時間労働の是正に向けた効果的な取組を規定 ・女性活躍推進法に基づく認定において、認定基準に残業時間の状況に関する項目を設定、企業の認定取得を促進 ・「女性活躍加速化助成金」を新設し、支給要件に長時間労働は正など働き方の改革に関する取組の実施を設定(平成27年度予算) ・女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について、中小企業向けの説明会や個別訪問、相談援助などの支援を実施(平成28年度予算)	左記施策の着実な実施を図るとともに、更なる施策について検討							
	【国家公務員、地方公共団体等の取組促進】 ・2013年5月、2014年6月、2016年2月：地方公共団体に対し女性の活躍促進に向けた取組の推進を要請 ・2013年10月：各府省大臣に対し女性の国家公務員の採用・登用等の促進について要請及び通知発出 ・2014年2月：「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律」の施行 ・2014年6月：各府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」を設置 ・2014年6月：人事評価マニュアルの改正 ・2014年9月：ワークライフバランス推進に関する人事評価における取組について通知発出 ・2014年10月：「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」の策定・公表 ・2014年12月～2015年2月：各府省の取組計画の策定・公表 ・2016年3月～：「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」で、霞が関の働き方改革について検討	国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組 ・業務の効率化や超過勤務の縮減等に向けた働き方改革 ・子育てや介護等と両立できる職場環境の整備 ・女性の採用拡大、女性職員のキャリア形成支援と計画的育成による登用拡大 ・女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等について、定期的に調査し、その結果を公表するなどのフォローアップを実施 ・「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」の検討を踏まえ取組を実施							・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度 2020年 ・25歳～44歳の女性就業率：77% (2012年：68%)
		・「女性の活躍推進企業データベース」について、機能を拡充し、利便性を向上するとともに、掲載企業数の増加に向けた取組を推進 ・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画や上記データベース等のプラットフォームを活用し、各企業の労働時間の状況等の「見える化」を推進 ・企業訪問や電話相談等により、管理職割合が低い業種等を中心に、中小企業の女性活躍推進法に基づく行動計画策定の支援を充実							
		・地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認 ・女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等							

中短期工程表「多様な働き手の参画 ②」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
女性の活躍推進②	【女性が働きやすい制度等への見直し】	働きたい女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への検討・環境整備						
	政府税制調査会において「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(2014年11月)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(2015年11月)を取りまとめ	左記取りまとめを踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論						
	短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、従来の大企業に加えて、中小企業にも適用拡大の途を開くことを内容とする法案を提出(2016年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の適用拡大(大企業:2016年10月施行、中小企業:法案提出済) 更なる適用拡大に向けた検討、検討結果に基づいた必要な措置 						
	人事院において「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催(2015年11月～2016年3月)	人事院の検討結果を踏まえ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について速やかに対処						
	厚生労働省において「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」の報告書を取りまとめ(2016年4月)	厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討」に關し考慮すべき事項について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促す						
	【有価証券報告書における役員女性の比率記載】	有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書等を通じた女性の登用状況の情報開示						2020年 ・第1子出産前後の女性の継続就業率:55%(2010年:38%)
	有価証券報告書において役員女性の比率の記載を義務付ける内閣府令を公布(2014年10月)							
	【ダイバーシティ経営の実現】	検討会を立ち上げ、ダイバーシティ経営について、企業・投資家双方への訴求力を高める方策を検討・具体化			検討結果を踏まえ取組を実施			
	「なでしこ銘柄」の選定、「ダイバーシティ経営企業100選」等の表彰(2012年度～毎年度実施)							
	【子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備】	円滑な施行に向けた取組		着実な法の施行				2020年 ・男性の育児休業取得率:13%(2011年:2.63%)
子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を行うため、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の改正を行う「雇用保険法等の一部を改正する法律」が2016年3月成立								
【次世代法の改正、少子化対策大綱】	<ul style="list-style-type: none"> 法の着実な施行 (プラチナ)くるみんマークの普及促進、(プラチナ)くるみんマーク取得企業における雇用環境改善の働きかけ 長時間労働の是正に向けた働き方の見直しに関する事項を強化した認定基準的的確な運用 						2020年 ・男性の配偶者の出産直後の休暇取得率:80%	
次世代育成支援対策推進法(次世代法)を延長・強化する「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」が2015年4月1日施行								
「少子化社会対策大綱」の推進(平成27年3月20日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> 出産直後からの休暇取得を始めとする男性の子育て目的の休暇の取得促進(「さんきゅうパパプロジェクト」の推進等) 							
【家事支援サービス】	「家事支援サービス事業者ガイドライン」の普及促進							
「家事支援サービス事業者ガイドライン」(2015年1月) 「家事支援サービス事業者自己診断ツール」(2016年2月)の策定	家事支援サービスに関する事業者認証制度構築に向けた所要の検討							
【テレワーク】	テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽出		モデルの普及					
テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽出のための取組を措置(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成26年度補正予算、平成27年度予算、平成28年度予算)	テレワーク月間やふるさとテレワーク等推進に向けた取組の強化							

中短期工程表「多様な働き手の参画 ③」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
女性の活躍推進③	【待機児童解消】								
	・「待機児童解消加速化プラン」緊急集中取組期間(2013年度・2014年度)、取組加速期間(2015年度～) ・待機児童解消に向けた緊急対策(2016年3月～)	「待機児童解消加速化プラン：取組加速期間」					引き続き保育の受け皿整備を積極的に実施		<ul style="list-style-type: none"> ・2013～2017年度で約50万人分の保育の受け皿を整備 ・2017年度末までの待機児童解消を目指す(2012年4月1日現在：24,825人) ・2013～2017年度で約9万人の保育人材を確保 ・放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分を新たに整備する
	・子ども・子育て支援新制度等による取組 ・保育の場の整備状況の的確な実態把握等(2015年度～)	子ども・子育て支援新制度等による取組 保育の場の整備状況の的確な実態把握等							
	「保育士確保プラン」の策定(2015年1月)	保育士確保プランの実施・安定財源を確保しつつ、更なる保育人材確保策の強化							
		保育士の社会的評価向上に向けて諸外国調査を実施			中長期的により評価を向上させる方策を検討				
	朝夕の保育士配置要件の特例措置の在り方について検討・結論	朝夕の保育士配置要件の特例措置の実施 (保育の受け皿拡大が一段落するまでの当分の間)							
		福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくするための方策について速やかに検討・結論・順次所要の措置							
		大規模マンション建設時の保育所併設の促進							
	・潜在保育士の掘起しのための効果的対策の実施 (短時間勤務の保育士の取扱いに関する運用は正に向けた働きかけ) ・保育士の雇用環境改善に向けた保育事業者の取組支援 (保育事業者が取り組むべき標準的な人事雇用管理モデルの策定・公表) ・保育士試験の年2回実施 等	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士の掘起しのための効果的対策の実施 (仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金の創設) ・新卒保育士の就職率の向上に向けた取組 (卒業生の保育士就業率等、定量的就業成果を保育士養成施設助成の評価指標へ取り入れ) ・保育士の雇用環境改善に向けた保育事業者の取組支援 (保育補助者の雇上支援や保育所等におけるICT化の促進等) ・保育士試験の年2回実施の大幅拡大 等 							
		保育所における第三者評価の受審促進			実施状況を踏まえ更に受審促進 段階的な受審率の引上げに向けた取組				
・都市公園内における保育所等の設置を可能とする特例措置、 地域限定保育士制度の創設を可能とする特例措置を盛り込んだ 改正国家戦略特別区域法が成立(2015年7月) ・都市公園内における保育所等の設置について国家戦略特区に おいて事業認定を実施(2015年11月、2016年2月、4月) ・地域限定保育士制度の実施について国家戦略特区において 事業認定(2015年9月)及び保育士試験を実施(2015年10月)	・保育所による都市公園の占用特例の一般措置 化			適切な運用					
	・地域限定保育士制度の実施(国家戦略特区の活用)								
【放課後子ども総合プラン】									
・「放課後子ども総合プラン」の策定(2014年7月) ・所要の制度的措置の実施(次世代法に基づく「行動計画 策定指針」の策定(2014年11月)等)	「放課後子ども総合プラン」の着実な実施								

中短期工程表「多様な働き手の参画 ④」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
高齢者・障害者等の活躍推進	【高齢者の活躍推進】								
	<ul style="list-style-type: none"> 職域拡大や雇用環境の整備を行う事業主を対象とした高齢者雇用安定助成金の助成上限額を引き上げるなど拡充（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算） ハローワークの高齢者の相談窓口における再就職支援等の実施（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算） 高齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施（平成28年度予算） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の継続雇用に取り組む企業への職域開発等の支援 65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実 高齢者の再就職支援の充実 						2020年 ・60歳～64歳の就業率:67% (2012年:58%)	
	<ul style="list-style-type: none"> 2015年6月に「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」報告書を取りまとめ 65歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバー人材センターの業務拡大等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律」が2016年3月成立、同年4月から一部施行 地域のニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会の確保を行う事業を創設（平成28年度予算） 	<ul style="list-style-type: none"> 改正雇用保険法等の着実な施行 地域で多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを全国展開 							
	【障害者等の活躍推進】								
	障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加支援の充実（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算）	引き続き、障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加支援の実施						2020年 ・障害者の実雇用率:2.0% (2012年6月1日現在:1.69%)	

中短期工程表「多様な働き手の参画 ⑤」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
外国人材の活用①	<高度外国人材の受入促進>	ポイント制の広報実施カレンダーの充実、広報ツールの更なる充実						<ul style="list-style-type: none"> 2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す。さらに2020年末までに10,000人の高度人材認定を目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> ポイント制の活用に向けて、2013年12月に年収基準の緩和等の認定要件等の見直しを行うため法務省告示を改正 高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格等の創設を含む入管法一部改正法が2014年の通常国会で成立 潜在的にポイント制対象者が多い業界において制度を周知 在留資格審査手続の対応事例等の周知(2016年3月) 	世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設			高度人材の受入れ加速化			
		我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方の検討						
	<留学生、海外学生の活躍支援強化>	各大学が日本語教育、インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを設置するための推進方策の策定や、留学生関係団体と連携した普及広報の強化の措置を速やかに講じる			各大学が設置した特別プログラムを認定する			
	<ul style="list-style-type: none"> アドミッション・ポリシー等の明確化のためのガイドラインを策定・公表(2016年3月) 「外国人材活躍推進プログラム」の立ち上げ(2015年5月) 	プログラム修了者に対する在留資格変更手続上の優遇措置の検討			特別プログラム等を通じた留学生の日本への就職率5割達成			
	ODA等による高度人材育成事業で輩出された外国人材に対する支援措置の検討			外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実				
				左記施策の着実な推進				
				在留資格取得上の優遇措置、就職マッチングの実施等を通じた受入促進				
				受入大学の開拓・調整、モニタリング・フォロー体制の整備・強化				
<IT分野における外国人材の活躍促進>	IT分野における外国人材の活躍促進							
<ul style="list-style-type: none"> コンピューター協会を母体として、アジア等IT人材定着支援協議会を設立(2015年11月) 第3回日印共同作業部会(JWG)を開催(2015年11月) 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合(2015年4月) IT分野の人材に関する在留資格要件の明確化・周知(2015年12月) 								
<観光分野における外国人材の活躍促進>	ホテル・旅館等における専門的な知識を要するフロント業務等における外国人材の活躍推進							
ホテル・旅館等における専門的な知識を要するフロント業務等に関して在留資格が認められる場合の明確化、周知(2015年12月)								

中短期工程表「多様な働き手の参画⑥」

2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
<観光分野における外国人材の活躍促進>		外国人スキーインストラクターの在留資格要件についてニーズ調査を実施し、実務経験年数要件に替わる要件を検討						外国人スキーインストラクターの受入促進	
通訳案内士として活動している外国人から、活動状況や外国人材の活用方策等についてヒアリングを実施		通訳案内士業務における留学生等外国人材の活用方策の検討、具体的な取組の開始			通訳案内士業務における留学生等外国人材の活躍推進				
<経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進等>		経済連携協定に基づく介護福祉士候補者及び介護福祉士の受入れ対象施設の拡大等について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2016年3月に報告書を取りまとめ						経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進	
<外国人技能実習制度の見直し>		外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を提出(2015年通常国会、継続審議中)						管理監督体制の抜本的強化、実習期間の延長、受入れ人数枠の拡大に係る制度設計の検討・技能実習の適正な実施	
対象職種として、自動車整備など計7分野を追加		対象職種の拡大(随時)							
介護の対象職種追加について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2015年1月に中間報告書を取りまとめ		質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う							
<グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進>		製造業における海外子会社等従業員の国内受入れについて、経済産業大臣の認定を前提とした制度である「製造業外国従業員受入事業」の開始						取組拡大に向けて、対象分野等についてニーズ調査の上、検討を実施	我が国成長に資する分野への制度拡大

外国人材の活用②

中短期工程表「多様な働き手の参画⑦」

		2013年度～2015年度				2016年度				2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
						概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
外国人材の活用③	<外国人家事支援人材の活用>	外国人家事支援人材の活用											
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする特例措置を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法が成立(2015年7月) 東京圏及び関西圏の国家戦略特区において家事支援外国人受入事業を認定 												
	<介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等>	介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍促進に向けた準備											
	介護福祉士の国家資格を有する者の国内における就労を認めるための新たな在留資格の創設を盛り込んだ入管法一部改正法案を提出(2015年通常国会、継続審議中)												
	<在留管理基盤強化と在留資格手続の円滑化・迅速化>	外国人の就労状況を把握する仕組みの改善				在留管理基盤の強化				在留資格手続のオンライン化に向けた所要の準備			オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化
<外国人受入れのための生活環境整備>	外国人受入れのための生活環境整備について、担当する省庁が速やかかつ着実に実施												
対日直接投資推進会議において、生活環境整備に関する施策を検討	日本語指導を必要とする外国人児童生徒が、日本語指導を受けている割合100%												
	外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度へ拡充				2020年までに100か所を目標に拡充								
	日常生活の場面での外国語対応拡充及び情報発信												

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み①」

	2013年度～2015年度		2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進	<国益に資する経済連携交渉の推進>		<ul style="list-style-type: none"> TPP: 2013年7月、TPP協定交渉に参加。累次の交渉を重ね、2015年10月アランタでの閣僚会合で大筋合意。2016年2月オークランドにて署名し、同年3月に協定及び整備法案を国会提出。 日EU・EPA: 2013年3月、交渉開始を決定し、4月以降、16回の交渉会合を開催。2015年11月及び2016年5月に行われた日EU首脳会談では、2016年中のできる限り早期の実現を目指すことで一致。 RCEP: 2013年5月以降、12回の交渉会合、4回の閣僚会合を開催。2015年11月、RCEP首脳は2016年内の交渉妥結を期待する旨表明。 日中韓FTA: 2013年3月、第1回交渉会合を開催。以降、数か月ごとに交渉会合を開催。 日豪EPA: 2014年4月、アボット豪首相来日時に大筋合意。同年7月、安倍総理訪豪時に署名。2015年1月15日に発効。 日モンゴルEPA: 2014年7月、エルベグドルジ・モンゴル大統領来日時に大筋合意。2015年2月、サイハンビレグ首相来日時に署名。 日トルコEPA: 2014年1月、エルドアン・トルコ首相来日時に交渉開始に合意。同年12月以来、これまでに4回の交渉会合を開催。 日コロンビアEPA: 2012年12月に第1回交渉会合を開催。これまでに13回の交渉会合を開催。 					<p>TPPの速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進し、包括的でバランスのとれた高いレベルの世界のルールづくりを牽引</p>		<ul style="list-style-type: none"> 2018年までに、FTA比率70%以上 2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の署名・発効
	<経済連携の強化に向けた規制制度に関する取組>		<p>2013年7月に規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループ(2014年9月以降は投資促進等ワーキング・グループに再編)を設置し、対日投資促進を阻害する各種規制の改革や海外との相互認証制度の推進等について検討を実施</p>					<p>非関税措置の見直しによる規制の国際調和の推進</p>		
	<投資協定・租税条約の締結・改正推進>		<ul style="list-style-type: none"> 2013年度から2015年度までの間、毎年度3本の投資協定が発効、2015年度に2本の投資協定に署名。2016年通常国会に2本の投資協定を提出 「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を公表(平成28年5月) 					<p>「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成28年5月公表)の下、戦略的かつ積極的に協定の締結・改正交渉を推進</p>		
	<p>2013年度に3本の租税条約、1本の租税条約改正議定書が発効。2014年度に2本の租税条約、2本の租税条約改正議定書が発効。2015年度に1本の租税条約が発効。2016年通常国会に2本の租税条約、1本の租税条約改正議定書を提出。</p>		<p>租税条約の締結・改正によるネットワーク拡充の取組を加速化</p>							
<外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ>		<ul style="list-style-type: none"> 訪日前研修の拡充、国家試験に向けた学習支援、滞在期間の延長等、訪日前後から帰国後まであらゆる段階での制度改善を通じたインドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者受入れの拡大 ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始(2014年6月) 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者及び介護福祉士の受入れ対象施設の拡大等について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2016年3月に報告書を取りまとめ 					<p>日本語能力の向上、国家試験合格に向けた支援等の取組を通じた受入れの一層の拡大、受入れ対象施設の拡大等</p>			

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み②」

		2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援①	<海外展開支援体制強化> 新輸出大国コンソーシアムの設立(2016年2月)	<ul style="list-style-type: none"> 2013年7月に支援ポータルサイト「ミラサポ」を開設し、海外展開支援の情報を提供 2013年末に「海外展開一貫支援ファストパス制度」を構築、2014年2月より運用開始(参加機関は運用開始時の321から2015年6月の352まで拡大) 2013年度より、在外公館が民間のコンサルタントを活用し、情報収集体制を強化(2015年度は9公館)。 2015年度より、在外公館が日本の弁護士を活用し、法的側面からの企業支援を強化(2015年度は6公館)。 2015年度より、在外公館に日本企業支援担当官(食産業担当)を指名(58公館等・65名) 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣 	・中堅・中小企業等に対して、海外展開に関する情報提供・相談体制の整備や専門家によるハンズオン支援、各種支援機関が連携した総合的な支援を拡充・実施(新輸出大国コンソーシアムの活用等)						・『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を2020年までに、2010年比で2倍
	<海外現地における「海外ワンストップ窓口」創設> 海外ワンストップ窓口 (中小企業海外展開現地支援プラットフォーム)を 2015年12月までに20か所設置	企業に現地での相談対応、専門組織の紹介等を実施。中小企業等の進出動向を踏まえて拡充							
	<我が国企業の人材の育成とグローバル化の推進> 国際即戦力育成インターンシップ事業実施 HIDA・JETROが連携し2013年度は17か国152人、2014年度は17か国191人、2015年度は21か国124人を派遣 さらに2015年度は13人を受入れ	インターン 公募・選定	派遣	取組推進					
	現地日系企業における「社長の右腕・実務のトップ」 2013年度は1,822人、2014年度は1,983人、2015年度は1,464人の現地人材を育成	毎年1,000名以上の現地人材を育成							

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み③」

		2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援②	<国内外人材の活用による企業の海外展開支援> ・中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣				シニア人材等を活用した企業支援を実施			取組推進			
	・中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクト、海外人材確保・定着支援事業)を実施 ・外国人雇用サービスセンターでの外国人留学生に対する就職支援を実施 ・2014年度から新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを新設(15都道府県16か所(2016年4月現在))				我が国に来ている外国人留学生の就職あっせん(年間1万人の国内での就職を目指す)						
	<ODAを活用した中小企業等の海外展開支援> ・平成25年度以降、「基礎調査」、「案件化調査」及び「普及・実証事業」により計396件を採択、「民間技術普及促進事業」により計67件、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」により計45件を採択し、JICAとの契約を了した案件から順次事業を実施 ・平成25年度補正予算にて「普及・実証事業」を計上、平成26年度及び平成27年度補正予算にて「案件化調査」及び「普及・実証事業」を計上 ・中堅企業も対象にした「民間技術普及促進事業」、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を平成27年度補正予算(普及促進のみ)、平成28年度予算にて計上				「普及・実証事業」、「民間技術普及促進事業」、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を実施(中堅・中小企業等の採択、事業実施、報告書作成)						

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み④」

2013年度～2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度～

KPI

概算要求
税制改正要望等

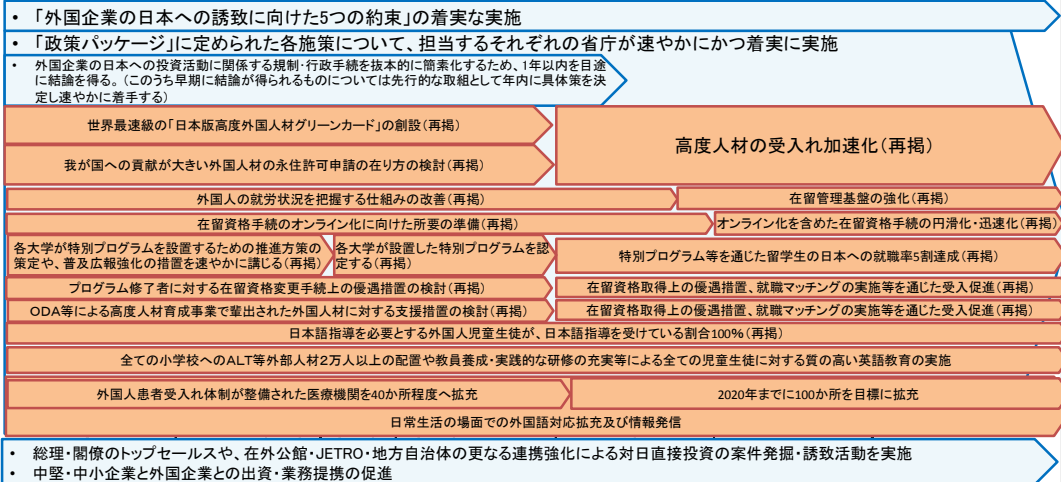
秋

年末

通常国会

<対内直接投資の促進体制強化>

- 投資案件の発掘・誘致活動、及び必要な制度改革等の司令塔として対日直接投資推進会議を2014年4月に立ち上げ、2015年3月に総理出席のもと、同会議において、小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、無料公衆無線LANの整備、地方空港におけるビジネスジェット受入れ環境整備、外国人留学生の日本での就職支援、企業担当制の実施等を内容とする「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定
- 対日直接投資推進会議において、TPPを契機に我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指し、2016年5月に地域の中堅・中小企業に対する外国企業の出資・業務提携を含めた提携の促進策、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的簡素化、高度人材の呼び込み強化、外国人留学生の日本での就労促進、日本人に対する英語教育の強化、外国人児童生徒の教育環境改善、日常生活における外国語対応、日本法令の外国語訳拡充の促進等を内容とする「政策パッケージ」を決定
- 2014年にロンドン(5月)及びニューヨーク(9月)で、また2015年には、ロサンゼルス(5月)及びニューヨーク(9月)において対日直接投資セミナー等を開催し、総理自ら日本への投資を呼び掛けるなど、総理・閣僚によるトップセールスを展開
- 国家戦略特別区域法改正法が成立(2015年通常国会)



・2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増(2012年末時点19.2兆円)

対内直接投資誘致の強化

<JETROの誘致体制の強化、外国企業に対する包括的なサポート等の実施>

- JETROにおける誘致専門のスタッフを60名(2013年度)から158名(2015年度)に増員するとともに、外国企業の拠点整備のための支援措置を整備(2015年度予算等)
- 各自治体のニーズと強みに応じたタイラーメード支援を強化。2015年度においては、11の自治体が対日投資事業をJETROに委託。
- 2015年4月より、東京圏国家戦略特別区域において、法人登記や税務、労務、保険、雇用等、起業に係る相談及び各種申請手続のための窓口を集約する「開業ワンストップセンター」をJETRO本部内に開設
- 2013年9月、JETROに対日投資相談ホットラインを設置し、包括的サポートを開始
- 進出済みの外資系企業の二次投資を誘致するための「外資系企業支援課」をJETROに新設

自治体担当者への人材育成や、内外における投資成功事例の提供に加え、地方創生推進交付金の活用も含めた自治体事業の支援等、自治体への支援策の充実。また、JETROの体制強化を通じ、投資インセンティブの提供等個別案件への営業と支援を強化することによる、研究開発部門等の高付加価値部門の積極的誘致。

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑤」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
インフラシステム輸出の拡大①	「インフラシステム輸出戦略」の早期実現に向け、経協インフラ戦略会議にて2013年10月に実施状況の取りまとめ、2014年6月、2015年6月及び2016年5月に同戦略の改訂を実施	重要プロジェクトについては経協インフラ戦略会議等を活用して、その工程管理を実施。公的関係機関等から支援の取組につき、ヒアリングを実施。定期的に「インフラシステム輸出戦略」のフォローアップを実施						<ul style="list-style-type: none"> 我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円(2010年約10兆円) 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上
	「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」(2016年3月)の着実な実施(今後年1回の改訂を実施予定)							
	トップセールスの実行と官民連携体制強化 (実績:総理・閣僚による外国を訪問してのトップセールス実施件数は2013年から2015年の合計で222件(うち総理98件、閣僚124件)、うち48件には経済ミッションが同行)	首脳・閣僚レベルによるトップセールスを毎年10件以上実施						
	<ul style="list-style-type: none"> 2013年4月、10月、2014年6月、11月、2015年6月に円借款・海外投融資の戦略的活用のための制度改善を実施 2015年2月、開発協力大綱を閣議決定 	経済協力の戦略的な活用						
	<ul style="list-style-type: none"> 2015年5月、「質の高いインフラパートナーシップ」を公表。同年11月、その更なる具体策を公表。 	施策の着実かつ効果的な実施・活用						
		国際開発金融機関との連携強化						
戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化 PR映像等対外広報資料の作成、一元的な情報発信のためのウェブサイトの整備 戦略的対外広報								
質の高い電力インフラガイドラインの策定、他の分野への取組の拡大に向けた検討								
<ul style="list-style-type: none"> 2016年5月、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表 	世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大及び更なる制度改善、並びにJICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤確保							
	円借款の一層の迅速化							

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑥」

インフラシステム輸出の拡大②

2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<ul style="list-style-type: none"> 貿易保険の機能見直しを行う貿易保険法の一部を改正する法律が2014年4月、通常国会で成立し、同年10月に施行 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法が2014年4月に通常国会で成立、同年10月に同機構を設立 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法が2015年5月に通常国会で成立、同年11月に同機構を設立 NEXIを特殊会社化する貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が2015年7月に通常国会で成立（一部関連政令が2016年4月に施行）。 質の高いインフラ案件への投融资のため、JICAとADBの新たな連携パッケージの合意（2015年12月） 「質の高いインフラ投資」推進のための米州開発銀行（IDB）とのパートナーシップに合意（2016年4月） JBICの機能強化のため、国際協力銀行法の一部を改正する法律が2016年5月、通常国会で成立 	<p style="text-align: center;">公的ファイナンススキームの充実</p> <p style="text-align: center;">新スキームの周知・積極的活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p style="text-align: center;">株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p style="text-align: center;">都市開発を含む総合的広域開発を推進するための官民連携体制の強化</p> <p style="text-align: center;">株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の積極的な活用によるICTインフラ、サービス及び放送コンテンツのパッケージ展開等の推進</p> <p style="text-align: center;">関連政省令の整備、日本貿易保険の特殊会社への移行準備</p> <p style="text-align: right;">特殊会社化、貿易保険の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進</p>						
<ul style="list-style-type: none"> 「産業人材育成協力イニシアティブ」の公表（2015年11月） 	<p style="text-align: center;">2017年度末までに4万人の産業人材育成を実施</p> <p style="text-align: center;">幅広い新興国の成長市場における戦略的な人材育成の実施</p>						
<p>大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の整備に向けたグローバル認証基盤整備事業を実施（平成25年度補正予算）（2015年度末に施設整備完了）</p>	<p style="text-align: center;">先進的な技術・知見等をいかした国際標準等の獲得及び認証基盤の整備、新たなフロンティアとなる分野への進出支援</p> <p style="text-align: center;">大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の運用開始（2016年度より）</p>						
<ul style="list-style-type: none"> 米国において、日本企業が関与する全てのLNGプロジェクトが輸出承認を獲得し、FERC（米国連邦エネルギー規制委員会）の承認も取得（2015年6月現在） カナダにおいて、インフラ整備等の課題解決に向けて、2013年10月に連邦政府と、同年12月にブリティッシュコロンビア州（BC州）政府とそれぞれ覚書に署名し、政策協議を創設。これまでに連邦政府とは1回、BC州とは3回政策協議を実施 2015年4月末、我が国企業が世界屈指の規模を誇るアブダビの陸上油田の権益獲得にアジア企業として初めて成功 2014年7月、日チリ間の鉱業分野の関係強化に係る覚書を締結 「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の下、現地人材育成、リスキーマー供給等を実施 2015年5月、アフリカ16か国の代表団参加の下、「第2回日アフリカ資源大臣会合」を開催、共同議長総括を取りまとめ・採択 2012年に引き続き、2013年9月、2014年11月にLNG産消会議を東京で開催 LNG先物市場の創設に向け、LNGのスポット取引価格に関する政府統計を2014年4月より公表 	<p style="text-align: center;">安定的かつ安価な資源の確保の推進</p> <p style="text-align: center;">2016年11月 LNG産消会議 開催</p>						

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑦」

クールジャパンの推進①

	2013年度～2015年度			2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<p><発信・連携の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」の取りまとめ(2015年6月) クールジャパン関係府省連絡・連携会議による各省連携プロジェクトの創出・実施 クールジャパン官民連携プラットフォームの立ち上げ(2015年12月) 				<ul style="list-style-type: none"> 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」のアクションプランを受けた具体的施策の実施、実施状況・成果の検証 クールジャパン関係府省連絡・連携会議をプラットフォームとして新たな各省連携プロジェクトを創出・実施(大規模国際イベント等を利用した効果的な日本の魅力発信(ジャパンプレゼンテーション事業等)) 地方版クールジャパン推進会議の定期的な開催、地域のブランド化支援による地方の魅力の発掘・発信 在外公館等を活用した我が国の多様な魅力の発信と人的交流の一層の推進 						
				<p>民間のコンテンツ関連イベント等と連携したセミナーの開催、連携に関する各分野のニーズ調査</p>						
				<p>マッチングフォーラム等において、コンテンツと周辺産業との連携プロジェクト形成を促進</p>						
				<p>クールジャパン機構により、事業化アドバイスなどマッチング支援策の拡充</p>						
				<p>民間のクールジャパン拠点構築に向けた後押しを検討</p>			<p>民間プロジェクトの後押し</p>			
<p><(株)海外需要開拓支援機構の設立></p> <ul style="list-style-type: none"> (株)海外需要開拓支援機構の設立(2013年11月) 2014年3月にJETRO、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、日本政府観光局、九州経済連合会、北海道とそれぞれ業務提携 2016年3月上旬までに合計14件、約380億円の投資決定を公表 				<p>リスクマネー供給等によるクールジャパンの推進</p>						
<p><コンテンツ等の海外展開の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 映像コンテンツ権利処理機構(aRma)における権利利用料の徴収・分配のシステム化(自走化) 実演家に係る権利処理、レコード原盤権に係る権利処理について、初めから海外での販売を想定した権利処理ルールの方策 JAPACONの機能強化による権利情報管理・権利処理・情報発信の一元化窓口の整備 				<p>放送コンテンツの権利処理の一層の迅速化に向けた取組の推進</p>						
				<p>コ・フェスタとの連携によるJAPACONの登録情報の充実、機能強化に向けた支援の継続実施</p>						<ul style="list-style-type: none"> 2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させる
<ul style="list-style-type: none"> 2014年度末までに2,610件のローカライズ支援、1,204件のプロモーションコスト補助を採択(平成24年度補正予算) 2013年度末までに72件の国際共同製作支援を採択(平成24年度補正予算) 				<p>コンテンツの製作・現地化(字幕付与等)から継続的な発信・プロモーション活動に至るまで、一体的、総合的かつ切れ目ない支援を実施</p>			<p>放送コンテンツ等海外展開促進の取組の継続実施</p>			

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑧」

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
クールジャパンの推進②	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEJ)の設立(2013年8月) ASEANをはじめとするアジア諸国において、BEJとの協力のもと、地上波、衛星放送、動画配信プラットフォーム等における放送枠・配信枠を確保し、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信(平成25年度補正予算にて、13か国・地域で43事業を実施。平成26年度補正予算にて、14か国・地域で34事業を実施。) (株)海外需要開拓支援機構において、世界22か国以上において日本のコンテンツを24時間365日放送するジャパンチャンネル事業等の支援を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEJ)と密接に連携しながら、ASEAN等のアジア諸国に続いて、段階的に展開先を拡大し、日本の魅力ある放送コンテンツの継続的な放送を実施。 (株)海外需要開拓支援機構を活用した放送枠の確保等 						
	<p><日本産酒類の輸出促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類教育機関WSETへの日本酒講師派遣(2014年12月) ミラノ万博(2015年9月)等での日本産酒類の特性・魅力の発信 在京大使等を対象とした酒蔵ツアーの実施(2016年2月) 	<p>日本産酒類の認知度向上のため、国際イベントや外交上のレセプション・会食でのプロモーション、主要な国際空港でのキャンペーン、「酒蔵ツーリズム」、メディア等を通じた情報発信、海外における日本産酒類の専門家の育成を実施</p>					<ul style="list-style-type: none"> 日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す 	
	<ul style="list-style-type: none"> ワイン表示ルールの策定(2015年10月)、地理的表示(GI)制度の改正(2015年10月)、GI「日本酒」の指定(2015年12月) TPP参加国の酒類の関税・非関税措置撤廃(2016年2月署名) 民間団体による日本酒輸出協議会の設立(2014年9月)、協議会における「日本酒の輸出基本戦略」の策定(2015年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本産を示す表示の明確化、地理的表示制度の見直し・活用等によるブランド力の向上 輸出先国における障害除去・緩和のための働きかけ 業界一体となった取組体制を支援するとともに、官民一体となってオールジャパン体制で日本産酒類の輸出を促進 						
	<p><海外広報体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 「対外広報戦略企画チーム」(2013年8月に発足)などの省庁横断的な枠組みを通じて、海外広報体制を強化 2014年度より、我が国の主要施策から社会・文化まで幅広い情報提供を行う日本政府公式ウェブサイト「JapanGov」を立ち上げ、アプリ、SNS等を活用しつつ積極的に発信 	<p>我が国の海外広報を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、クールジャパン、ビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等、日本の多様な魅力や政策の対外発信について、省庁間の連携強化、在外公館の一層の活用により、国内外にて政府一体となった国際広報活動を強化</p>						

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」

2013年度～2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度～

KPI

概算要求
税制改正要望等

秋

年末

通常国会

<地域別戦略の開始>

中国・ASEAN

- ・トップセールス、ミッション派遣(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先:ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオス)
- ・インフラ開発によるサプライチェーン強化(2014年4月に供与決定したティラワ経済特別区開発への海外投融資などを活用して2015年9月に同区を開業、ダウエー開発について、2015年7月に今後の協力に関する覚書を、同年12月にSPVへの出資に関する新たな協定を日本・タイ・ミャンマー3か国で署名、日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ(PROMOSI)の立ち上げを2015年3月の日インドネシア首脳会談で合意)
- ・新分野進出支援(2013年12月のインドネシアでのクワイエイティブ・プロダクツ・ウィークなどクールジャパンによる市場獲得)
- ・日本方式の制度の海外展開(ミャンマーの車検、インドネシアの信用情報制度等)

南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米

- ・トップセールス、ミッション派遣(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先:ロシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、サウジアラビア、UAE、トルコ、バーレーン、クウェート、カタール、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ、インド、バングラデシュ、スリランカ、トリニダード・トバゴ、メキシコ、コロンビア、チリ、ブラジル、キューバ、イラン、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタン)
- ・有望分野での投資交流・技術協力の合意形成(2015年4月「日印間の投資貿易促進及びインド太平洋経済統合に向けたアクションアジェンダ」合意)
- ・資源国との関係強化(サウジアラビアやUAEにおいて、日本企業の投資促進、人材育成協力等により現地の産業多角化に貢献)
- ・インドAP州の新州建設に向け日本の包括的協力を合意(2014年11月)、AP州官民協議会を設立(2016年3月)
- ・投資協定の締結(2015年9月コロンビアとの協定発効、2015年10月カザフスタンとの協定発効、2015年11月ウクライナとの協定発効、2015年6月オマーンとの協定署名、2016年2月イランとの協定署名)

アフリカ

- ・トップセールス(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先:コートジボワール、モザンビーク、エチオピア、ケニア、タンザニア、エジプト)、ミッション派遣(アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション、日・南部アフリカ政策対話)
- ・第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で表明した官民合わせて3.2兆円の取組によるインフラ整備、人材育成(ABEイニシアティブ等)等を通じた貿易・投資促進、第1回TICAD V閣僚会合(2014年5月、於:カメルーン)を通じたフォローアップ
- ・アフリカ経済戦略会議の立ち上げ(2014年3月～)
- ・資源・インフラ獲得のための協力枠組みの構築・取組開始(「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」に基づく現地人材育成)
- ・投資協定の締結(2014年8月モザンビークとの協定発効)
- ・域内のJETRO事務所の5年間での倍増計画(5→10か所)に基づき、2014年12月にモロッコに事務所を設置。また、2016年春にエチオピア事務所を開設予定。

<支援体制の整備>

新興国市場獲得のためのJETRO機能強化

- ・「海外展開一貫支援ファストパス制度」を2014年2月から開始
- ・「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を2015年12月までに20か所設置
- ・中堅・中小企業へのシニア人材の派遣(2013年度と2014年度に計1,616社への支援を実施)
- ・関係府省等が海外発信のために統一ロゴ「ジャパンマーク」を使用することに合意(2015年3月)

<戦略の深化>

※ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き下記を実施

○制度整備への協力

- ・日本企業の製品・サービス・技術が適切に評価されるような、社会課題分野におけるルール形成を推進
- ・東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)を活用し、ASEAN内の規制の調和と履行強化に協力
- ・中国、ASEAN諸国における法制度整備支援の実施

※関係強化は出来ているものの、保護主義の傾向が強い国が多いことを踏まえ、従来の取組に続き下記を実施

○進出企業の課題解決のため、在外公館による現地政府への働きかけ及び民間等によるロビイング強化

- ・在外公館を中心とした現地政府への働きかけ
- ・JETROや現地日系企業等による相手国でのロビイング強化

※投資協定等環境整備は進んでいるものの進出企業数がまだ少ないため、下記の従来の取組を引き続き実施

○商機の拡大

- ・官民経済ミッション派遣、ビジネス・フォーラムの開催、TICAD V 支援策の着実な実施
- ・見本市・展示会の出展、投資協定の締結、安全対策セミナー等の継続実施等

TICADVIの機会を利用した展示会の開催

※これまでのJETROを通じた支援の経験を踏まえ、更に必要な支援を強化

○海外市場獲得の推進

- ・統一ロゴ「ジャパンマーク」の展示会等での使用、新輸出大国コンソーシアムの体制整備・充実や中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の拡充などにより、JETROを中心として、我が国の製品・サービス、農林水産品・食品等の海外市場の獲得、知財活用ビジネス等中堅・中小企業の海外展開を、強力に推進
- ・「地域の元気創造プラットフォーム」を活用し、自治体が対日直接投資の窓口となり、地域経済に貢献する企業の誘致に取り組むとともに、地元産品の海外への販路開拓の取組を強化する「地域経済グローバル循環創造事業」を、JETRO・中小機構と連携して推進

○中堅・中小企業群の展開支援

- ・JETROを活用し、日本の中堅・中小企業群が持つ技術・サービスにより新興国各地の課題を解決

地域「」との戦略的且つ重点的な市場開拓

2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比:

・「中国、ASEAN等」:2倍

・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」:2倍

・「アフリカ地域」:3倍

「改革2020」プロジェクト

(I) 技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出

1. 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用

ITSの官民連携推進母体や、総合科学技術・イノベーション会議におけるSIPによる研究開発成果を最大限活用し、①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での東京臨海部での次世代都市交通システム（ART：Advanced Rapid Transit）を実現する。更に高度な自動走行技術を活用し、②高齢者等の移動制約者に対する移動手段の確保、③トラックの隊列走行の実現を図る。

① ストレスフリーな次世代都市交通システム

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に大きな交通需要が発生する都心と臨海副都心とを結ぶ公共交通システムの導入を検討しており、車いすやベビーカーの利用者が介助なしで乗降できる使いやすさを実現するほか、車内転倒事故の防止や定時運行性の確保を図るARTの社会実装を行い、オリンピック・パラリンピック関係者や観光客等の輸送を行う。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 全体進捗管理をSIP自動走行システム推進委員会次世代都市交通ワーキンググループにおいて行う。
- 研究開発について、SIP自動走行システムの下で、自動走行（正着）制御技術（自動幅寄せ・車高調整機能）、スムーズな加減速制御、公共車両優先システム（PTPS:Public Transportation Priority Systems）の高度化に向けた開発、ARTシステム統合化に向けた開発等を来年度までに順次実施し、2018年度までに、東京都と連携しつつ、実証試験を行ったのち、実用システムへ技術導入する。
- 必要な規制・制度改革は、実証実験等を通じて明らかにし、関係各省庁や東京都と連携して速やかな対応を図る。
- 2019年度の事業運行開始に向け、事業主体による基本計画の具現化を進

める。その際、並行して必要なインフラ整備（来年度以降）及び車両調達（2018年度以降）等を進める。

- また、関心を有する各自治体の公共交通担当者等への情報発信や試乗イベントの開催、海外先進事例との技術・事業モデルの比較などを通じて導入ニーズの喚起に努めるなど、東京都以外の自治体等への展開、普及促進を図る。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容		役割分担・事業主体
研究開発	自動走行(正着)制御	SIP自動走行システム*
	加速度最適制御	
	PTPS高度化(公共車両優先システム)等	
	ARTシステム統合化開発	SIP自動走行システム*、運行事業者等
実証実験	公道での実証実験	SIP自動走行システム*、東京都関係部局、運行事業者等
制度整備	(検討中)	(必要に応じて、関係各省庁・東京都各部局が担当)
事業の仕組み作りと運営	計画策定	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会(東京都・都市整備局)、東京都関係部局、運行事業者等 (注1)2015年9月 運行事業者は東京都が公募し、京成バスに決定。 (注2)2016年4月「都心と臨海副都心とを結ぶ BRTIに関する事業計画」を策定。 (注3)インフラ、車両、システム等の整備は、運行事業者・協力事業者・関係する自治体が連携して進める。
	BRTの運行に必要な整備や車両調達等	
東京都以外への展開・普及促進	関心を有する自治体の担当者や海外の専門家等への情報発信等	SIP自動走行システム*、東京都関係部局、運行事業者等

※関係府省庁：内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省等

② 高齢者等の移動手段の確保・③ 隊列走行の実現

(1) 2020年のショーケース化の内容

<高齢者等の移動手段の確保>

- 高齢者等の快適な生活に係る大きな課題は、高齢化により自動車運転が困難になること等による移動制約である。このため、自動走行技術を活用した高齢者等の移動手段の確保の実現を図る。

< 隊列走行の実現 >

- 少子高齢化による人口減少社会へ突入する中、労働力不足への対応は極めて重要な課題である。例えば、物流業界においては、ドライバー不足が大きな課題となっている。このため、自動走行技術を活用したトラックの隊列走行の実現を図る。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 昨年度に自動走行ビジネス検討会において自動走行活用ニーズ及び隊列走行活用ニーズの明確化がなされたことを受け、事業モデルの明確化及び技術開発・実証、制度・事業環境に係る具体的な検討に向け、本年度から技術開発・実証事業の公募を開始する。
- 事業モデルについては、本年度前半までに事業実施場所の選定方法を決定し、本年度中に実施場所を選定する。並行して、②高齢者等の移動手段の確保については需要量の推計等の事業性シミュレーションを、③隊列走行の実現については運行形態等の事業モデルの検討を、それぞれ本年度から開始する。
- 技術開発・実証及び制度・事業環境検討については、本年度から来年度までに、ブレーキ、機能安全、セキュリティ、運行管理等について、仕様を検討し、技術開発を進め、2018年度から、電子連結に関する制度的取扱いの検討を行う。また、来年度からテストコースでの安全性の検証を行う。これらの実施状況等を踏まえ、②高齢者等の移動手段の確保については来年度以降に、また、③隊列走行の実現については2018年度以降に、可能なものから実証事業を開始する。
- あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行による移動サービスが可能となるようにするため、来年までに必要な実証を可能とすることを含め、制度やインフラを整備する。

(3) 役割分担・事業主体

<高齢者等の移動手段の確保>

取組内容		役割分担・事業主体
事業モデルの明確化 (実施場所、事業性等)	実施場所の選定	自治体(ユーザー)、自動車メーカー、自動車部品メーカー、関係省庁等
	事業性シミュレーション	
技術開発・実証、 制度・事業環境検討	仕様検討、技術開発	
	電子連結に関する制度的取扱いの検討	
	テストコースでの安全性検証	
	可能なものから実証事業開始	
	ハンドルやアクセル等がない無人自動走行による移動サービスを実証・実施できるよう、制度やインフラを整備	

<隊列走行の実現>

取組内容		役割分担・事業主体
事業モデルの明確化 (実施場所、事業性等)	実施場所の選定	物流事業者(ユーザー)、自動車メーカー、自動車部品メーカー、関係省庁等
	事業モデルの検討	
技術開発・実証、 制度・事業環境検討	仕様検討、技術開発	
	電子連結に関する制度的取扱いの検討	
	テストコースでの安全性検証	
	可能なものから実証事業開始	

<本プロジェクトによって加速化が求められる日本再興戦略の施策>

本プロジェクトは、「世界一の ITS 構築」に向けた総合科学技術・イノベーション会議における SIP との連携による戦略展開につながるものであり、2025 年を目途に完全自動走行システムの市場化を目指し、技術開発等を推進する取組等を加速するものである。

2. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

エネルギー・環境問題への対応は、世界共通の課題である。エネルギーの安価で安定的な供給と、二酸化炭素（CO₂）排出量の低減の双方を、同時に実現しなければならない。エネルギー・環境分野における課題は、世界共通であるがゆえ、この課題解決を成長市場と捉えたグローバル競争が激化しているが、水素や新たなエネルギーマネジメントシステムに関する分野はこうした競争の中で我が国が主導権を握り得る分野と考えられる。その際、IoT技術の進展を踏まえた競争力あるビジネスモデルの構築も必要となってくる。

こうした新たな動きを好機と捉え、①再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の利用と、②革新的エネルギーマネジメントシステムの確立を図る。

① 再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の利用

（1）2020年のショーケース化の内容

- 導入拡大が進められている太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用については、発電量が天候に左右されるため安定性に課題があり、一斉に発電能力を発揮した場合には、余剰が発生し得る。拡大する再生可能エネルギー設備の発電能力をフルに発揮させるため、地方の再生可能エネルギー設備の電力を活用してCO₂フリーの水素を製造し、これを都市部などの高需要地へ輸送し、燃料電池バス等で利用することで、地方と都市部が一体となった次世代のCO₂フリーの水素社会モデルの構築を図り、将来の水素社会の実現に向けたステップとして活用する。

（2）今後の取組の具体的内容

- 本プロジェクトの事業計画については、本年度中に民間事業者による詳細な事業計画を策定し、来年度以降は、水素・燃料電池戦略協議会の下に設置する実務者ワーキンググループにおいて進捗管理を行う。
- 再生可能エネルギー源の調達及びその地域選定に向けて、本年度より、再生可能エネルギー発電事業者や地元自治体との調整を始め、2018年度に取組の進捗評価を実施する。当該評価を踏まえ、2018年度から実装を開始し、2019年度からのテスト稼働を目指す。
- 再生可能エネルギーを活用した水素製造技術の開発・実証に向けて、本年

度よりフェージビリティ・スタディを実施し、来年度前半には取組の進捗評価を実施する。当該評価を基に基本設計を行い、2018年度から実装を開始し、2019年度からのテスト稼働を目指す。

- 効率的な水素の輸送方法の確立に向けた取組を進める。液化水素に関しては、来年度から基本設計を進め、2018年度に取組の進捗評価を行う。当該評価を基に2018年度から実装を開始し、2019年度からのテスト稼働を目指す。次世代の水素輸送方法である有機ハイドライドについては、水素化・脱水素化システムの開発を進め、2018年度中に取組の進捗評価を実施するとともに、フィールドでの実証に向け、2018年度から実装を開始し、2019年度からのテスト稼働を目指す。
- 水素利用については、水素ステーションの整備を2020年度までに4大都市圏を中心に160か所程度、比較的規模の小さい再生可能エネルギー由来の水素ステーションについては100か所程度進めるとともに、燃料電池バスについては2020年度までに、東京都を中心に100台以上の導入を目指す。
- 規制制度改革については、2019年度以降にセルフ充填の導入を進めるべく、2018年度中に、水素ステーションにおけるセルフ充填可能化に向けた検討を進め、結論を得る。また、2017年度までに、液体水素ポンプ設置に係る必要なデータ等が得られた場合には、技術基準の整備を行う。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容		役割分担・事業主体
事業計画策定		エネルギー事業者、経済産業省、国土交通省、環境省、自治体等
開発・実証・導入	再生可能エネルギーを活用した水素製造技術の開発	エンジニアリング事業者、経済産業省、環境省、自治体等
	効率的な水素輸送方法の確立	エネルギー事業者(水素/電気)、経済産業省、国土交通省、環境省、自治体等
	燃料電池バス等の開発・普及	自動車メーカー、経済産業省、国土交通省、環境省、自治体等
	水素ステーションの計画的な整備	水素ステーション事業者、経済産業省、国土交通省、環境省、自治体等
	規制改革等の制度整備	必要に応じて関係省庁等
テスト稼働		エネルギー事業者等

② 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 分散して存在している再生可能エネルギーや蓄電池等と、高度な需要管理手法であるデマンドリスポンス等を統合的に活用することであたかも1つの発電所(仮想発電所)のように機能させる新たなエネルギーマネジメントシステムを確立する。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 本プロジェクトの事業計画については、昨年度までに実施したフィージビリティ・スタディ等を踏まえ、本年度中に民間事業者による詳細事業計画を策定する。来年度以降は、VPP 事業委員会(仮称)において進捗管理を行う。
- 分散する蓄電池等の群制御技術の確立・実証については、制御システムの構築、数十台規模の蓄電池の分単位での制御、ピークカットやピークシフトを活用した電力コスト削減のための需要整形技術の習得、高度制御型デマンドリスポンスの実証等を来年度中に実施し、2018年度前半に取組の進捗評価を実施する。当該評価に基づき、2018年度以降は、制御システムの拡張、数百台規模の蓄電池の秒単位での制御、周波数・電圧調整サービスの提供、EVの使用時間帯などの行動予測を踏まえたEVの蓄電池としての活用を行う。
- 気象観測・予測データの活用による安定的な電力供給については、太陽光・風力のモニタリングシステムと予測技術の開発、蓄エネ設備と連動して出力変動を制御する技術等の開発を2018年度中まで実施し、2019年度に進捗評価を実施する。当該評価を基に、2019年度以降に自然変動電源発電の予測・制御技術を実用化する。
- 蓄電池の長寿命化については、分単位の制御において、各種蓄電池の特性も踏まえ、長寿命化に資する充放電制御方法の検証を2018年度前半までに実施する。2018年度からは、秒単位の制御において、EVを含む各種蓄電池の特性も踏まえ、長寿命化に資する充放電制御方法の検証を進める。

- 需要家側エネルギー資源の活用に向けた環境整備については、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会等における制度整備を本年度以降進める。具体的には、本年度中にエネルギー機器の遠隔制御に係る通信規格の整備や逆流に係る計量方法の整理を行うとともに、実運用上のルール等の整備を含め、需要家側エネルギーリソースの活用拡大に向け検討を進める。あわせて、本年度中に「ネガワット取引に関するガイドライン」の改定を行うなどの事業環境整備を進め、来年中にネガワット取引市場を創設する。並行して、送配電事業者によるネガワットの試行的活用を来年度以降に実施する。
- 上記の取組を実施しつつ、本年度後半からテスト稼働を実施する。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容		役割分担・事業主体
事業計画策定		エネルギー事業者、蓄電池メーカー、経済産業省等
開発・実証・導入	蓄電池等の群制御技術の確立	蓄電池メーカー、エネルギー事業者、経済産業省等
	蓄電池の長寿命化	蓄電池メーカー、自動車会社、経済産業省等
	気象観測・予測データの活用による安定的な電力供給	エネルギー事業者、経済産業省等
	需要家側エネルギー資源の活用に向けた環境整備(規制・制度改革)	経済産業省
テスト稼働		エネルギー事業者等

<本プロジェクトによって加速化が求められる日本再興戦略の施策>

本プロジェクトは、「CO2 排出の少ない水素社会の実現」を着実に進めるため、「水素ステーションに関する規制見直し」や「再生可能エネルギー由来水素を活用した CO2 フリー水素製造・供給システムの確立」に向けた動きを加速するとともに、「環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現」を図るため、「ディマンドリスポンスやエネルギーマネジメント手法等によりエネルギー需要を抑制する仕組みの導入」や、国内企業の先端蓄電池市場規模拡大の動きを加速させるものである。

3. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

① 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 現在、我が国は産業用ロボットの年間出荷額、国内稼働台数ともに世界一の「ロボット大国」である。人口減少社会における労働力不足の顕在化という社会的課題を抱える中、技術力をいかしてあらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、実体験の機会を、台場及び青海地域等において、提供する。
- 具体的には、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボットなどの先端ロボット技術を体験できるフィールドを構築する。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 昨年度に立ち上げたユニバーサル未来社会推進協議会を順次開催する。同協議会において、引き続き、参加機関（会員）を募集するとともに、本年度から、フィールド構築や技術開発・実証を行うためワーキンググループを順次設置する。また、2020年のショーケース構築に向けたアクションプランの策定を進め、フィールド構築や技術開発・実証を行うためのワーキンググループを順次設置し、技術開発・実証における課題や必要な規制・制度改革の明確化など社会実装に向けた検討を行う。なお、実施主体、実施場所については、本年度中に明確化し、来年度以降も逐次追加していく。
- 本年度は、千葉市幕張新都心ワーキンググループを設置し、台場及び青海地域に加え、幕張新都心地域においてもショーケース構築に向けた検討を進める。まずは、自動運転モビリティサービス・プロジェクト及びパーソナルモビリティシェアリングサービス・プロジェクトの検討を進め、パーソナルモビリティシェアリングサービス・プロジェクトについて公募によるロボットの選定を行うとともに、両プロジェクトにおいてビジネスモデルの検討、試行的な社会実証を行う。来年度以降、実装を見据えた本格的な社会実証を行い、当該社会実証の結果を検証し、技術改善（安全、コスト、社会受容の観点を含む。）、ビジネスモデル改善等に取り組むほか、

次期社会実証の検討・準備や情報発信、地域連携に向けた検討を行う。さらに、プロジェクトの追加についても順次検討を行う。

- 2019 年度以降、台場及び青海地域等を中心としたショーケース構築を進める。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
全体調整	ユニバーサル未来社会推進協議会、文部科学省及び関係府省(内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、観光庁、警察庁等)
技術開発・実証	民間企業(ロボットメーカー等)、研究機関(大学法人、国立研究開発法人等)
フィールド構築	台場及び青海地域(日本科学未来館を中心とした関係機関等、公園・道路等周辺地域を所管する東京都等の関係地方公共団体との調整・協力)、千葉市幕張新都心(千葉市を中心とした関係機関、ショッピングモール等の大規模集客施設等)

② ロボット社会実装プロジェクト (市街地・空港)

(1) 2020 年のショーケース化の内容

- 現在、我が国は産業用ロボットの年間出荷額、国内稼働台数ともに世界一の「ロボット大国」である。人口減少社会における労働力不足の顕在化という社会的課題を抱える中、技術力をいかしてあらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な人達が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、実体験する機会を、市街地・空港等の公共空間等において、提供する。
- 前記①の先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクトとも連携し、市街地・空港などの日常環境をはじめとする公共空間において、先端ロボット技術の実体験の機会を提供する。具体的には、コミュニケーションロボット(翻訳・道案内サービス)、搬送ロボット、清掃ロボット、警備ロボットなど多様な自律移動型ロボットが相互に連携等を行い、サービスを常時提供する姿を実装し、世界に発信する。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 昨年度以降、ロボット革命イニシアティブ協議会においてなされてきたロボット活用に係る安全性確保に関するルールの検討結果を活用し、本年

度から空港やショッピングモール等において、実証事業を実施し、プロジェクトの実施場所・実施主体を明確化した上で、プロジェクトの具体化を図る。また、本年度中に、2020年のショーケース構築に向けたアクションプランを策定する。

- 実証事業の実施に際しては、当該ルールを適用することとし、その結果について、同協議会に対しフィードバックを行い、同協議会において必要に応じてルールの追加・見直しを実施することで、PDCAサイクルを回しながら、翌年度の実証事業の効果的な実施を図る。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
空港、市街地等の日常環境におけるロボット活用に係るルールの整理・検討	ロボット革命イニシアティブ協議会、関係府省庁
最新の自律移動型ロボットの開発・実証事業の実施	国内外のロボットメーカー、事業主体(空港関係者など、ロボットを活用する場の管理・運営事業者を想定)
実装	事業主体(空港関係者など、ロボットを活用する場の管理・運営事業者を想定)

<本プロジェクトによって加速化が求められる日本再興戦略の施策>

本プロジェクトは、ロボットによる新たな産業革命の実現に向け策定された「ロボット新戦略」(平成27年2月10日日本経済再生本部決定)の推進や技術開発の加速を図るとともに、ロボット市場の拡大や、様々な分野のロボット、ユニバーサルデザインなどの日本の最先端技術の世界への発信につながるものである。

4. 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウン

ド）

（１）2020年のショーケース化の内容

- 2020年を我が国の医療を海外に発信する好機と捉え、海外からのニーズが高く、我が国の医療が国際的優位性を有すると考えられる分野に着目して、国外からの医療サービス（健診や治療・検診（治療後のフォローを含む。))の受診者（以下「渡航受診者」という。）を積極的に受け入れる医療機関をリスト化し、渡航受診者による我が国医療の実体験（病気にならないための予防・早期発見、罹患後の治療・リハビリを通じた生活復帰等）の機会を拡大する。

（２）今後の取組の具体的内容

- 全体進捗管理を医療国際展開タスクフォース及びインバウンド・ワーキンググループにおいて行う。
- 医療渡航支援企業に係る取組としては、医療国際展開タスクフォースの下に設置されたインバウンド・ワーキンググループが昨年6月に策定した「医療渡航支援企業等認証ガイドライン」に基づき、認証組織である一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ) が医療渡航支援企業を随時認証するとともに、MEJによる医療渡航支援企業の育成、サービスの高度化等に必要研修・セミナー・シンポジウム等の機会の提供を進める。
- 外国人患者の受入れを行う「日本国際病院（仮称）」のリスト化の基準に係る検討を進め、本年度前半にリスト化基準を公表し、公募を開始、本年度中に「日本国際病院（仮称）」のリストを策定する。なお、「日本国際病院（仮称）」のリストについては、随時更新を行う。
- 医療渡航支援企業の認証及び「日本国際病院（仮称）」の双方に関して、来年度中に医療渡航支援企業認証等ガイドラインの効果検証・課題抽出を行い、海外の医療機関との連携進化に係る方策をはじめ、必要に応じ新たな対応を検討する。

- 来年度以降、医療国際展開タスクフォースインバウンド・ワーキンググループにおいて2020年にショーケース化する重点的な医療分野を検討し、「日本国際病院（仮称）」と連携しつつ、ショーケースの具体化を進める。
- 上記の取組と並行して、我が国医療及び上記取組について、イベント、インターネット、テレビ番組、認証医療渡航支援企業の海外拠点等を活用した広報活動を通じて、海外への積極的なPRを実施する。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
「医療渡航支援企業」の随時認証	医療国際展開TF インバウンド・ワーキンググループ(注)にて方針を検討・提示 認証機関が実施
医療渡航支援企業の育成、サービスの高度化に必要な研修、セミナー、シンポジウム等の機会の提供	
外国人患者の受入れを行う「日本国際病院(仮称)」のリスト化、随時更新	
海外に発信したい日本の医療を実際に体験してもらう拠点(既存の医療機関等)をショーケース化	日本国際病院(仮称)の医療機関
日本の医療の海外へのPR	医療渡航支援企業
医療渡航支援企業認証等ガイドラインの効果検証・課題抽出、必要に応じた新たな対応の検討	

(注) 医療国際展開タスクフォース インバウンド・ワーキンググループ メンバー

内閣官房健康・医療戦略室、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁、一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ)

<本プロジェクトによって加速化が求められる日本再興戦略の施策>

本プロジェクトは、「医療の国際展開（アウトバウンド・インバウンド）の促進」を図るため、新興国を中心にニーズが高く、世界最高水準の医療を提供する国内医療機関について発信する方策や、外国医療機関等との連携など、システムティックに需要を掘り起こす仕掛けの検討などの取組を加速するものである。

(Ⅱ) 訪日観光客の拡大に向けた環境整備等

5. 観光先進国のショーケース化

世界最先端の観光先進国を実現するため、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人旅行者数の目標達成を見据え、観光資源などのポテンシャルをいかして世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うこととし、観光産業を我が国の基幹産業の一つに押し上げることを目指して、①観光地域、②東京、③成田空港・羽田空港において、以下の取組を行う。

① 観光地域

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 日本の観光のトップランナーとしてふさわしい地域の中から、観光立国ショーケースを選定し、各省庁の施策を集中投入することにより、観光資源を磨き上げ、多言語音声翻訳対応をはじめとしたストレスフリーの環境を整備し、海外に情報発信していき、2020年までに、より多くの訪日外国人旅行者に選ばれる、観光先進国を体現する観光地域を作り上げる。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 訪日外国人旅行者の地方への誘客のモデルケースとなる対象地域として、本年1月に釧路市・金沢市・長崎市の3市を選定した。各市において、本年度、(i)関係者の合意形成、(ii)マーケティングに基づく戦略策定、(iii)各種事業のマネジメント等を行う日本版DMOが発足予定であり、発足した日本版DMOにおいて、ショーケースとしての磨上げを行うため、本年度中に実施計画を作成する。

観光庁を中心に設置した行政における部局横断的なプロジェクトチームにおいて、関係省庁が連携を取りつつ、当該、実施計画に対して、優先的に支援を行う。加えて、必要となる規制改革については、速やかに対応を進める。

- 観光資源については、訪日外国人旅行者に売り込めるコンテンツとして徹底的に磨き上げ、満足度の高い滞在プログラムとして提供する仕組みづくりを行う。

具体的には、(i)プロデューサー派遣を通じたクールジャパンを活用した地域資源の発掘・磨上げ、(ii)「食と農」をいかした受入れプログラムの

策定、(iii)日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する「日本遺産」をはじめとした文化財の活用、(iv)エコツーリズムの普及・推進のためのガイドの育成などの取組例の中から、地域に合った取組を行う。

- ストレスフリーの環境整備については、訪日外国人旅行者が快適・円滑に滞在・周遊を楽しむための環境整備を行う。

具体的には、2020年以前に日本全国でのサービスの提供が可能な(i)無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の環境整備、(ii)スマホ・タブレット端末等による多言語音声翻訳対応等について、観光立国ショーケースとして選定された地域の観光・防災拠点において、訪日外国人旅行者が不自由なく確実に利用できるようにする。

また、観光立国ショーケースとして選定された地域における取組として、(iii)訪日外国人旅行者に発行した専用のカード・アプリから得られるビッグデータ(属性・決済情報等)及び交通系ICカードやスマートフォン等を利活用し、宗教の属性に配慮した食事場所の情報や多言語観光地ガイド等を提供する。

さらに、2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。

- 海外への情報発信については、在外公館等も活用し、観光立国ショーケースとして選定された地域の魅力を積極的に発信することにより、地域の観光需要の増加、地域産品の販路開拓等を図る。

具体的には、(i)ビジット・ジャパン事業による現地への出展、日本への招致、(ii)地域の魅力を紹介する放送コンテンツの海外展開の支援、(iii)海外でのクールジャパン関連事業者との連携による一層の情報発信、(iv)文化プログラムの活用等を行う。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容		役割分担・事業主体
ショーケースの選定	ショーケースの選定	国土交通省
関係省庁連携チーム	日本版DMOに対する支援等	関連各省庁
日本版DMO	日本版DMOの確立及び磨き上げ等	国土交通省、自治体等
観光資源の磨き上げ	地域資源を活用した新商品・サービスの開発・提供	経済産業省等
	日本食・食文化、農山漁村等の魅力活用	農林水産省等
	文化財の保存・整備・活用、地域の歴史的まちなみ等の活用	文部科学省、国土交通省等
	地域の自然を活かしたエコツーリズムの推進	環境省等
ストレスフリーの環境整備	訪日外国人旅行者が滞在・周遊を楽しむための環境整備	国土交通省、各関連民間事業者等
	ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備	総務省、各関連民間事業者等
	カード・アプリによる「ストレスフリー」な環境整備	経済産業省、各関連民間事業者等
海外への情報発信	ビジットジャパン事業により海外へ地域の魅力を発信	国土交通省、農林水産省等
	地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の発信	総務省、経済産業省等
	文化プログラムを活用した日本文化の発信	文部科学省等

② 東京

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 2020年までに、東京の主要ターミナル駅、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設、人気観光スポット等を結ぶ連続的なエリアにおいて、日本版DMOに選定された地域におけるストレスフリーなどの取組に加え、バリアフリー化と分かりやすい案内情報の提供を徹底的に推進し、超高齢化が進む日本におけるベストプラクティスを実現する。

(2) 今後の取組の具体的内容

- バリアフリー化については、下記の表のとおり、高い目標を設定し、他の先進国に先駆けた水準を実現する。

また、公共交通事業者の職員教育を通じた接遇の向上、公共交通機関等における心のバリアフリー推進運動の展開により、心のバリアフリーについて国民の理解を促進する。

	2014年度	2020年度
東京の鉄軌道駅 ^{※1} の段差解消率	87%	約100%
東京の鉄軌道駅 ^{※1} の案内設備	70%	約100%
東京（23区）の特定道路 ^{※2} におけるバリアフリー化	91%	約100%

※1 1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の駅（東京都全駅のうち93.5%が該当）

※2 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

- 上記の取組によるショーケースとしての訴求力を高めるため、国土交通省を中心として関係省庁が密接に連携するとともに、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議において、本年末を目途に事業の明確化を進め、ショーケースの磨上げを図る。また、海外等に向けたプロモーションを実施する。
- 分かりやすい案内情報の提供については、(i)デジタルサイネージによる交通系ICカードやスマートフォン、クラウド基盤を活用した言語等の個人の属性に応じた情報提供機能の拡大（例：災害情報の一斉配信、美術館のクーポン入手等）、(ii)ピクトグラム（絵文字）の新規作成、(iii)バリアフリールートの情報提供の充実等を行う。
- また、東京における取組をショーケースとするとともに、本年末を目途に「ユニバーサルデザイン2020」を策定し、全国へユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を展開する。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
ユニバーサルデザイン2020の実行	国土交通省、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局、文部科学省、総務省等
公共交通機関の旅客施設におけるバリアフリー化	国土交通省、東京都、自治体、交通事業者、空港事業者等
公共交通機関の車両のバリアフリー化	国土交通省、東京都、交通事業者等
道路、都市公園、路外駐車場、建築物のバリアフリー化	国土交通省、東京都等
心のバリアフリー	文部科学省、国土交通省、東京都、交通事業者等
分かりやすい案内表示の推進	総務省、経済産業省、国土交通省、東京都、自治体、交通事業者等

③ 成田空港・羽田空港

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 成田空港・羽田空港において、日本版 DMO に選定された地域におけるストレスフリーなどの取組に加え、鉄道・バスによる空港アクセスの改善に取り組み、空港をゲートウェイにした情報発信の拠点（世界最先端のトイレ、ロボット活用、日本版 DMO の対象地域の観光資源の発信等を含む。）を整備し、利便性・快適性を向上させる。また、同様の取組を成田空港・羽田空港以外の地方の空港に波及させる。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 鉄道による空港アクセスについては、本年4月に取りまとめがなされた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（交通政策審議会答申）を踏まえ、関連駅におけるバリアフリー化等を推進する。
バスによる空港アクセスについては、深夜早朝時間帯におけるバスアクセスの更なる利便性向上等を図る。
- 空港をゲートウェイにした情報発信の拠点整備については、成田空港・羽田空港において、(i)交通系 IC カードやスマートフォン、クラウド基盤を活用した言語等の個人の属性に応じた、デジタルサイネージによる訪日外国人旅行者への観光情報等の提供、(ii)世界最先端の高機能トイレのショーケース化、(iii)翻訳・道案内サービスを行うコミュニケーションロボットの活用に向けた検討等を行い、日本の優れた技術や取組を世界に発信していく舞台として活用する。
- 上記の取組により、成田空港・羽田空港を世界に誇る日本の玄関口とするため、国土交通省を中心として協議会等を設置し、ショーケースの磨上げを図る。その中で、本年度中に事業内容や実施主体・時期等を明確化する。また、海外等に向けたプロモーションを実施する。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
省庁連絡協議会の設置	国土交通省、関係各省庁
ストレスフリー等の取組(無線LAN、多言語対応、バリアフリー情報)	総務省、国土交通省
鉄道・バスによる空港アクセスの改善	国土交通省、交通事業者、空港事業者
空港をゲートウェイとした様々なコンテンツの発信	総務省、経済産業省等、国土交通省、空港事業者等
世界最先端のトイレ	内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室、国土交通省、空港事業者

<本プロジェクトによって加速化が求められる日本再興戦略の施策>

本プロジェクトは、「観光地域づくりを担う組織の運営体制」、「全国各地で多言語対応」、「観光地等における無料公衆無線 LAN 環境の整備」等を着実に実施するものであり、「世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入環境整備」に向けた動きを加速させ、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人旅行者数の目標達成につなげるものである。

(Ⅲ) 対日直接投資の拡大とビジネス環境等の改善・向上

6. 対日直接投資の拡大に向けた誘致方策

(1) 2020年のショーケース化の内容

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、我が国に対する国際的な注目度が高まる2020年に向けて、対内直接投資の拡大に重点的に取り組むことが、その実現に効果的である。その際、外国企業のニーズを踏まえるのは言うまでもなく、国内企業にとっても魅力あるビジネス環境等の整備を図ることが重要である。成長戦略に盛り込まれた施策の推進を通じたビジネス環境等改善の成果を積極的に発信し、地方自治体等との連携の下、投資案件の発掘・誘致活動等に戦略的に取り組んでいくことが必要である。また、こうした発掘・誘致活動の展開を梃子にして、国内における規制・制度改革を加速させることにもつなげていく。
- 対日直接投資の拡大に向け、2020年をターゲットイヤーとして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントも最大限活用しながら、ビジネスカンファレンスの開催など、我が国を挙げた取組について対外発信を行う。

(2) 今後の取組の具体的内容

- 2020年に開催されるJapan Business Conference (JBC) に向けて、ビジネス環境整備やトップセールスを含めた情報発信、企業誘致活動を進めつつ、2018年度から開催に向けた具体的な検討を行う。
- 2019年から2020年にかけて開催されるRegional Business Conference (RBC) に向けて、まち・ひと・しごと創生関連の地方版総合戦略や交付金などの活用とも連携して、地方自治体における、強み・弱みの把握、誘致戦略の策定や、トップセールス・情報発信、個別企業へのアプローチ、立地支援・フォローアップ等を、JETROによる支援も行いながら促進する。あわせて、来年度から、RBC開催に向けた具体的な検討を行う。
- 2020年に開催される「グローバル・ベンチャー・サミット」に向けて、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」の一環として昨年度から実施しているシリコンバレー派遣プログラムについて、本年度から派遣対

象地域の拡大等を実施するとともに、国際的イベントの国内開催を後押しするなど、開催に向けた環境整備を進める。その上で、2018年度から開催に向けた具体的な検討を開始し、2019年度に準備会合を開催し、開催方針を決定する。

- 本年10月に開催される「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」については、成長戦略の内容のPRに向けた検討を具体化することに加え、世界経済フォーラムと連携して実施する官民ワークショップ等の議論の成果を検討し、「改革2020プロジェクト」をはじめとする政府の成長戦略に反映するなど、対日直接投資拡大に向けた施策との連携を図る。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
Japan Business Conferenceの開催	経済産業省その他関係省庁
Regional Business Conferenceの開催	地方自治体、地方経済産業局等
スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	文部科学省その他関係省庁
グローバルベンチャーサミットの開催	経済産業省その他関係省庁

＜本プロジェクトによって加速化することや海外に積極的に発信していくことが求められる日本再興戦略の施策＞

本プロジェクトは、「対内直接投資促進に向けた事業環境の改善及び誘致体制の進化」や「グローバル・ベンチャーエコシステムの構築」を進めるとともに、2020年に向けたビジネス環境等の改善・向上を加速するものである。また、本プロジェクトを進めていくことに合わせて、関連する取組の成果についても、積極的に海外に発信していくことが求められる。

〔日本再興戦略におけるビジネス環境等の改善・向上の主な取組〕

	改善・向上に向けた取組
フロンティア チャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・企業実証特例制度の活用 ・グリーゾーン解消制度の活用
コーポレート ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着

	<ul style="list-style-type: none"> ・企業情報の統合的開示の検討 ・株主総会プロセスの見直し
開業・ベンチャー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・東京開業ワンストップセンターにおける開業支援 ・「地域と世界の架け橋プラットフォーム」によるグローバル・ベンチャーの創出 ・グローバル・ベンチャー企業創出の苗床となる大学改革 ・官公需において、創業10年未満の中小企業者が国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する旨を法定化
事業再編等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ円滑な事業再編・再生に向けた法的枠組み等の検討
雇用制度改革	<ul style="list-style-type: none"> ・高度プロフェッショナル制度の創設 ・企画型裁量労働制の対象業務拡大等 ・フレックスタイム制の見直し ・「多様な正社員」の普及拡大 ・専門的知識を有する有期雇用労働者等の無期転換に関する特例の導入 ・予見可能性の高い紛争解決システムの構築 ・雇用労働相談センターの設置と「雇用指針」による雇用ルール明確化・周知徹底
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における英語の教科化の検討 ・日本人に対する英語教育の強化 ・大学における教員の外国人比率・英語授業比率の向上 ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
外国人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設 ・高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知促進 ・高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る ・外国人の就労状況を把握する仕組みの改善、オンライン化を含めた在留資格手続きの円滑化・迅速化 ・日本語教育、インターンシップ、キャリア教育等を含む特別プログラム等を通じた外国人留学生の日本

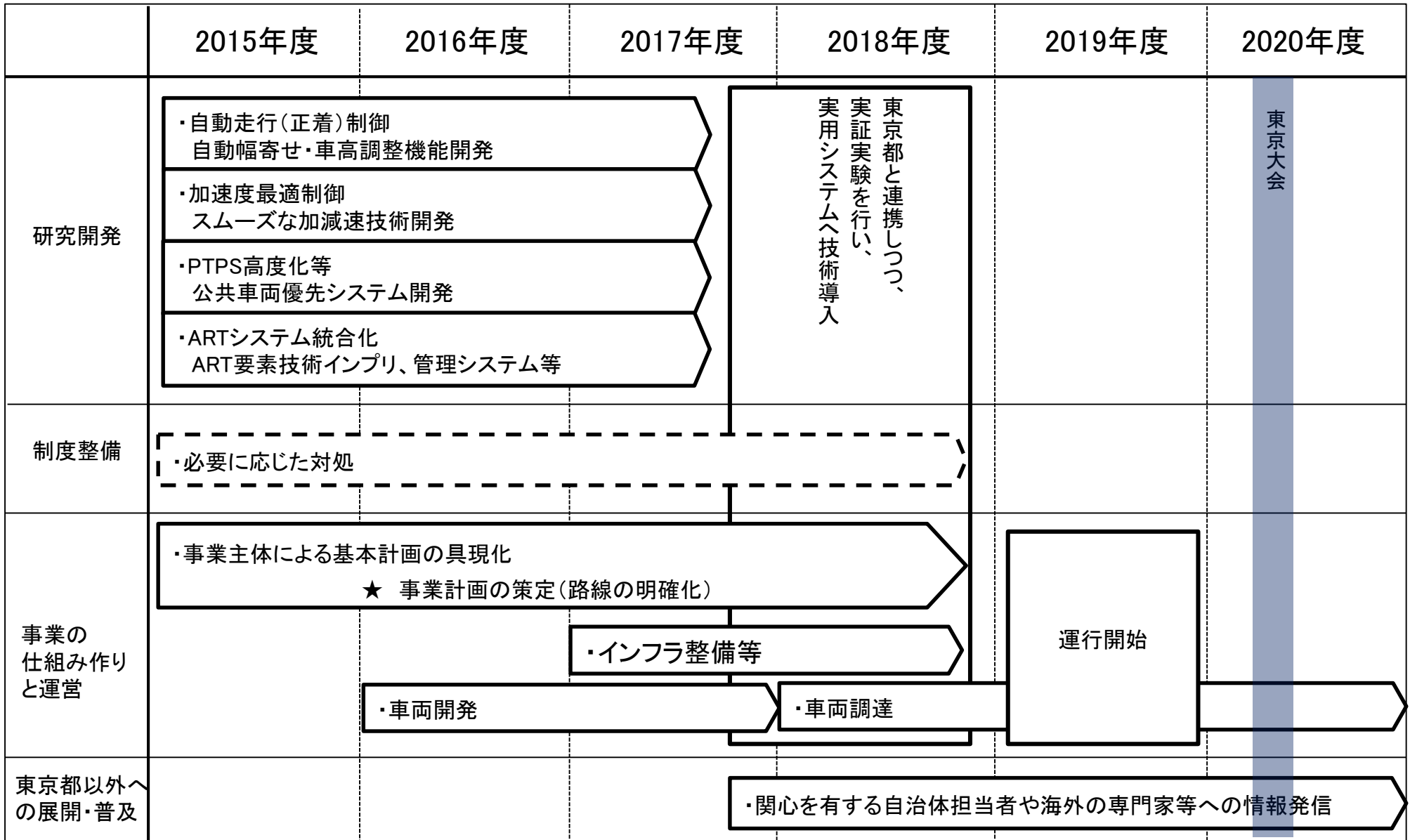
	<p>への就職促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ODA 等による高度人材育成事業で輩出された外国人材の受入促進 ・ 外国人児童生徒等に対する教育環境の充実、日常生活の場面での外国語対応の促進などの外国人受入環境の改善
イノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の推進 ・ 革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) の推進 ・ 大学・研究機関・企業の研究開発人材の「クロスアポイントメント」制度の活用推進 ・ 国際的に遜色ないスピード・質の高い特許審査の実現 ・ 大学間競争による国立大学経営力の強化 ・ 指定国立大学法人制度の創設・卓越大学院 (仮称) の形成
IT 利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法の下でのビッグデータ活用 ・ マイナンバー制度の導入と利活用範囲の拡大 ・ パーソナルデータの流通を担う代理機関の創設 ・ モバイル分野の競争促進・利用環境整備 ・ 移動通信用の周波数帯の拡張
税制改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長志向の法人税改革 (法人実効税率の 20% 台への引下げ (平成 27・28 年度税制改正))
国家戦略特区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特区に指定されている 10 区域における規制改革と事業計画の具体化
PPP/PFI の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営権方式を含む PPP/PFI の更なる活用拡大に向けた取組の推進
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力システム改革の推進 (小売全面自由化、送配電部門の法的分離などの制度設計) ・ ガスシステム改革の推進 (小売全面自由化などの制度設計)・熱供給システム改革の推進 (参入規制の合理化などの制度設計)
経済連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ TPP 早期発効及び参加国・地域の拡大に向けた取組、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉の推進 ・ 「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」 (平成 28 年 5 月公表) の下での、投資関連協定の締結・改正推進 ・ 租税条約の締結・改正推進
少子化対策・	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童解消加速化プランの実行

女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 保育士確保プランの実行・ 放課後子ども総合プランの実行・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等による長時間労働是正や女性活躍の更なる推進、男性の子育て目的の休暇取得促進のための職場環境整備・ ダイバーシティ経営の実践の促進
---------	---

「改革2020」工程表

1. 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用

①次世代都市交通システム



1. 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用

② 高齢者等の移動手手段の確保

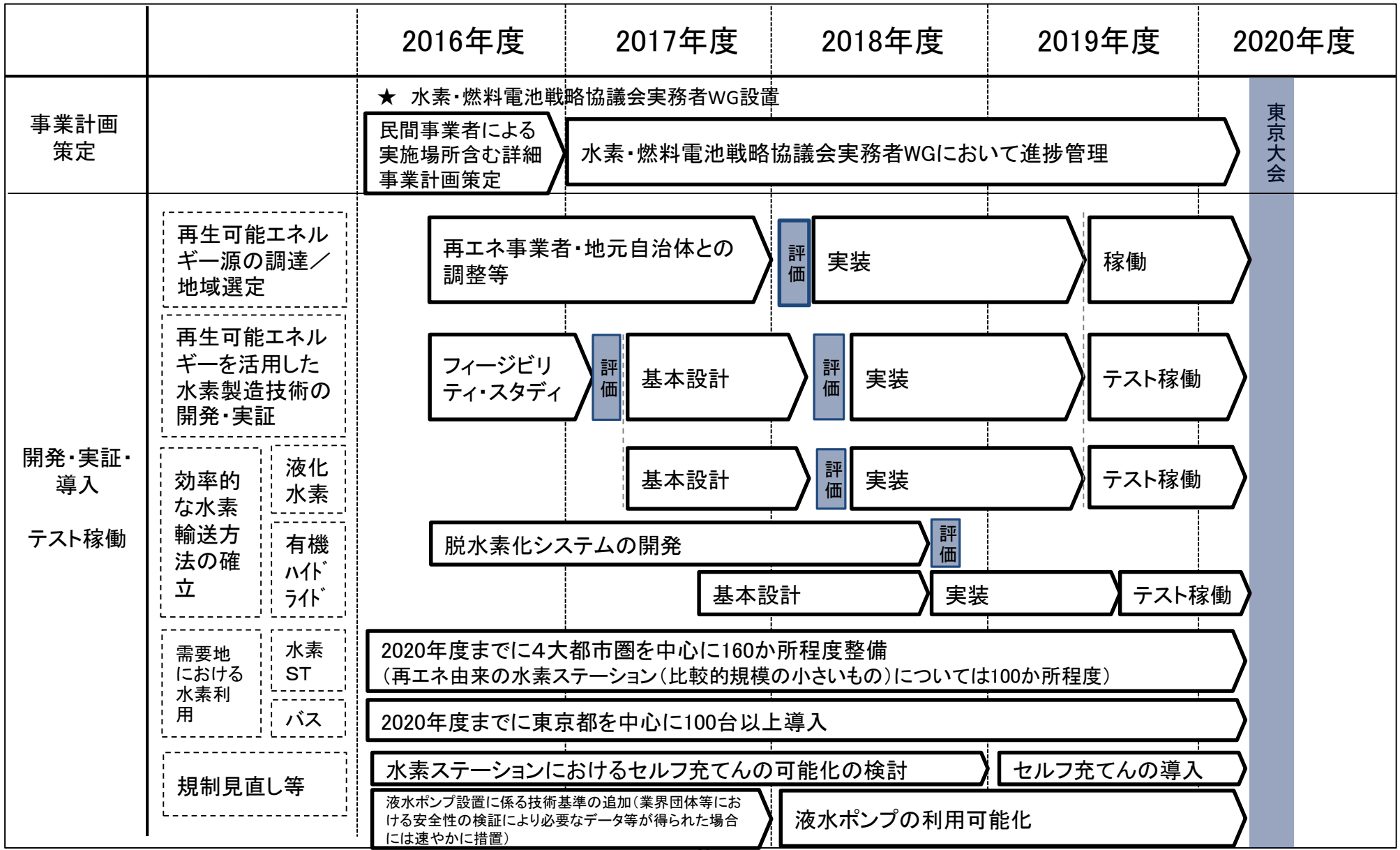
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
事業モデルの明確化 (実施主体・場所、事業性等)	<ul style="list-style-type: none"> 自動走行活用ニーズの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体、場所を選定 ※選定方法を2016年度前半に決定 需要量の推計等の事業性シミュレーションの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 2020年に向けて必要な公道実証が可能に 				東京大会
技術開発・実証、 制度・事業環境検討		<ul style="list-style-type: none"> 技術開発・実証事業の公募開始 	<ul style="list-style-type: none"> 需要量の推計等の事業性シミュレーションの精緻化 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様検討→技術開発 ※ブレーキ、機能安全、セキュリティ、運行管理 等 電子連結に関する制度的取扱いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ハンドルやアクセル等がない無人自動走行による移動サービスを実施できるよう、制度やインフラを整備 	<ul style="list-style-type: none"> 電子連結に関する制度的取扱いの検討 	
		<ul style="list-style-type: none"> ハンドルやアクセル等がない自動車の制度的取扱いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> テストコースでの安全性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 実証開始 	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発・実証及び制度・事業環境検討の実施状況等を踏まえ、可能なものから実証事業開始 		

③ 隊列走行の実現

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
事業モデルの明確化 (実施場所、事業性等)	<ul style="list-style-type: none"> 隊列走行活用ニーズの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所を選定 ※選定方法を2016年度前半に決定 運行形態等の事業モデルの検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 運行形態等の事業モデルの検討を継続 				東京大会
技術開発・実証、 制度・事業環境検討		<ul style="list-style-type: none"> 技術開発・実証事業の公募開始 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様検討→技術開発 ※ブレーキ、機能安全、セキュリティ、運行管理 等 電子連結に関する制度的取扱いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 電子連結に関する制度的取扱いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> テストコースでの安全性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 実証開始 	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発・実証及び制度・事業環境検討の実施状況等を踏まえ、可能なものから実証事業開始

2. 分散型エネルギーの活用によるエネルギー・環境課題の解決

①再生可能エネルギー由来のCO2フリー水素の利用



2. 分散型エネルギーの活用によるエネルギー・環境課題の解決

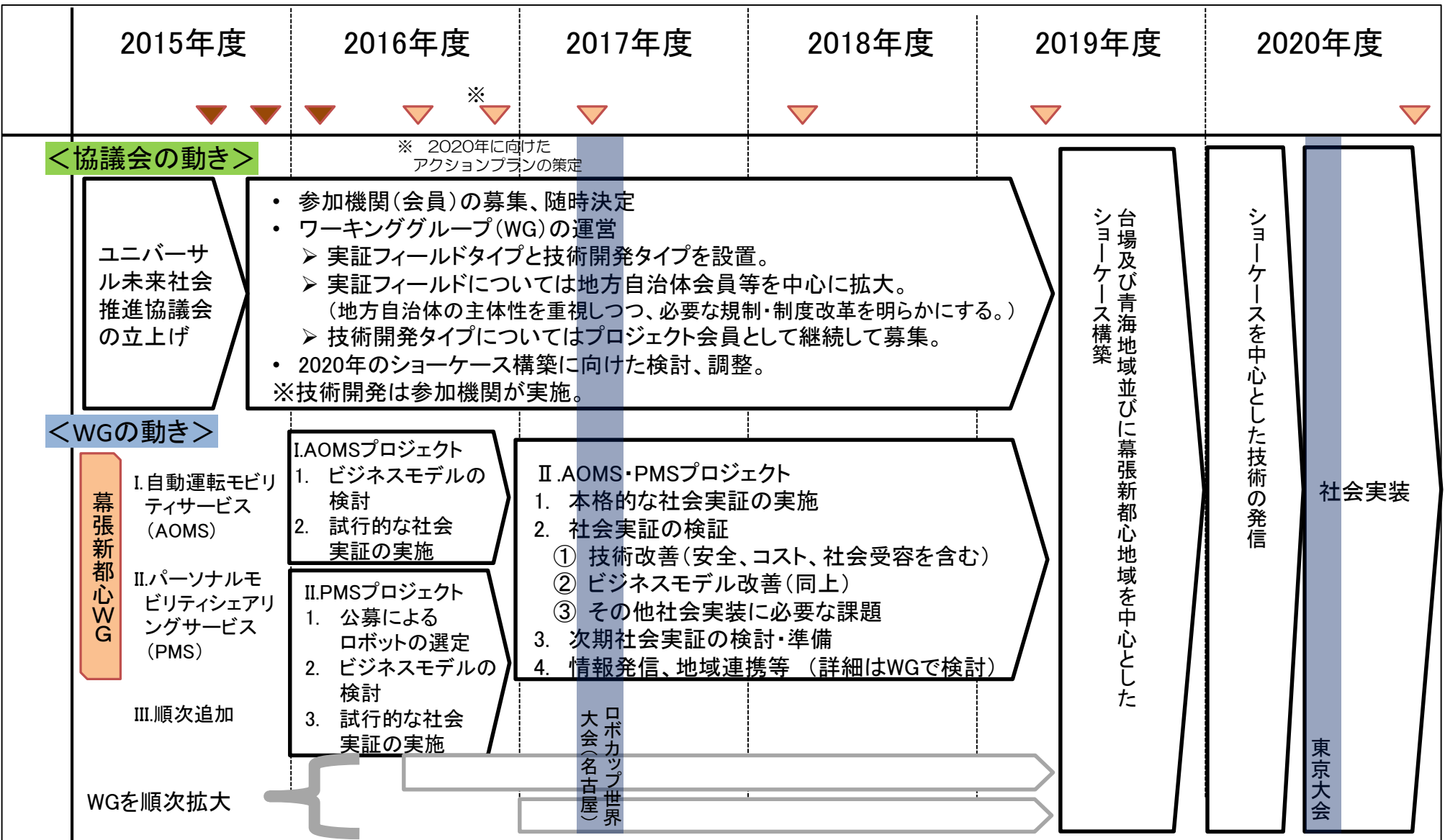
②革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事業計画策定	フィージビリティ・スタディ	★ VPP事業委員会(仮称)設置 民間事業者による実施場所含む詳細事業計画策定	VPP事業委員会(仮称)において進捗管理			東京大会
開発・実証・導入	分散する蓄電池等の群制御技術の確立・実証	制御システムの構築、数十台規模の蓄電池を分単位で制御、電力コスト削減のための需要成形技術の習得、再エネ出力抑制回避モデル、高度制御型ディマンドリスポンスの実証		評価	制御システムの拡張、数百台規模蓄電池を秒単位で制御、周波数・電圧調整サービスの提供、行動予測を踏まえたEVの蓄電池としての活用	
	気象観測・予測データの活用による安定的な電力供給	太陽光・風力のモニタリングシステムと予測技術の開発、蓄エネ設備と連動して出力変動を制御する技術等の開発			評価	自然変動電源発電予測・制御技術の活用
	蓄電池長寿命化に資する制御技術の開発	分単位の制御において、各種蓄電池の特性も踏まえ、長寿命化に資する充放電制御方法の検証		秒単位の制御において、EV含む各種蓄電池の特性も踏まえ、長寿命化に資する充放電制御方法の検証		
	需要家側エネルギー資源の活用に向けた環境整備	エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会等における制度整備 エネルギー機器の遠隔制御に係る通信規格の整備、逆潮流に係る計量方法等の整理		実運用上のルール等の整備を含め、需要家側エネルギーリソースの活用拡大に向けた更なる検討		
		ネガワット取引市場の創設 「ネガワット取引に関するガイドライン」の改定		送配電事業者によるネガワットの試行的活用		
テスト稼働		テスト稼働				

3. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

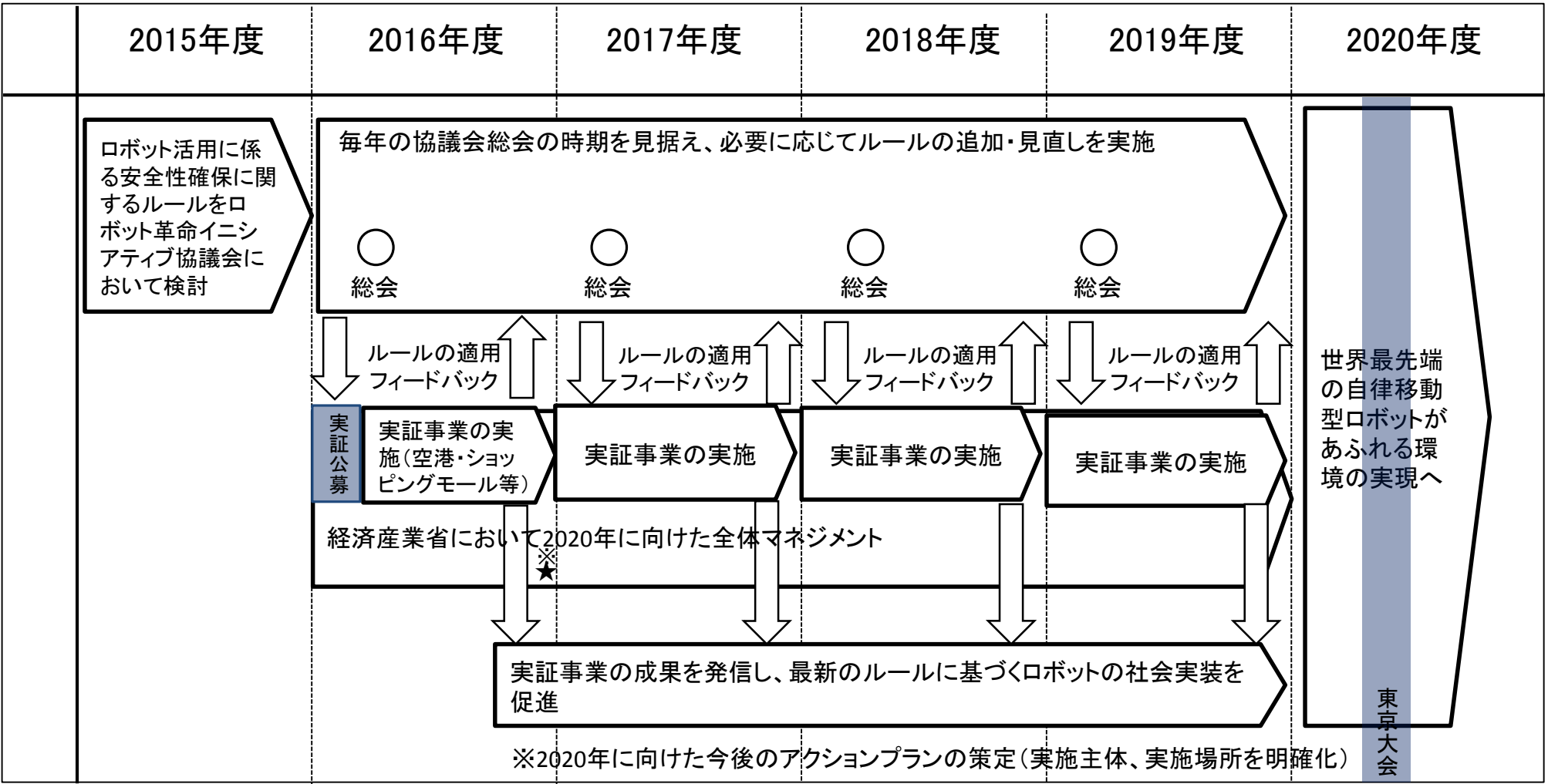
①先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト

※協議会開催予定時期(実績 ▼、予定 ▼)

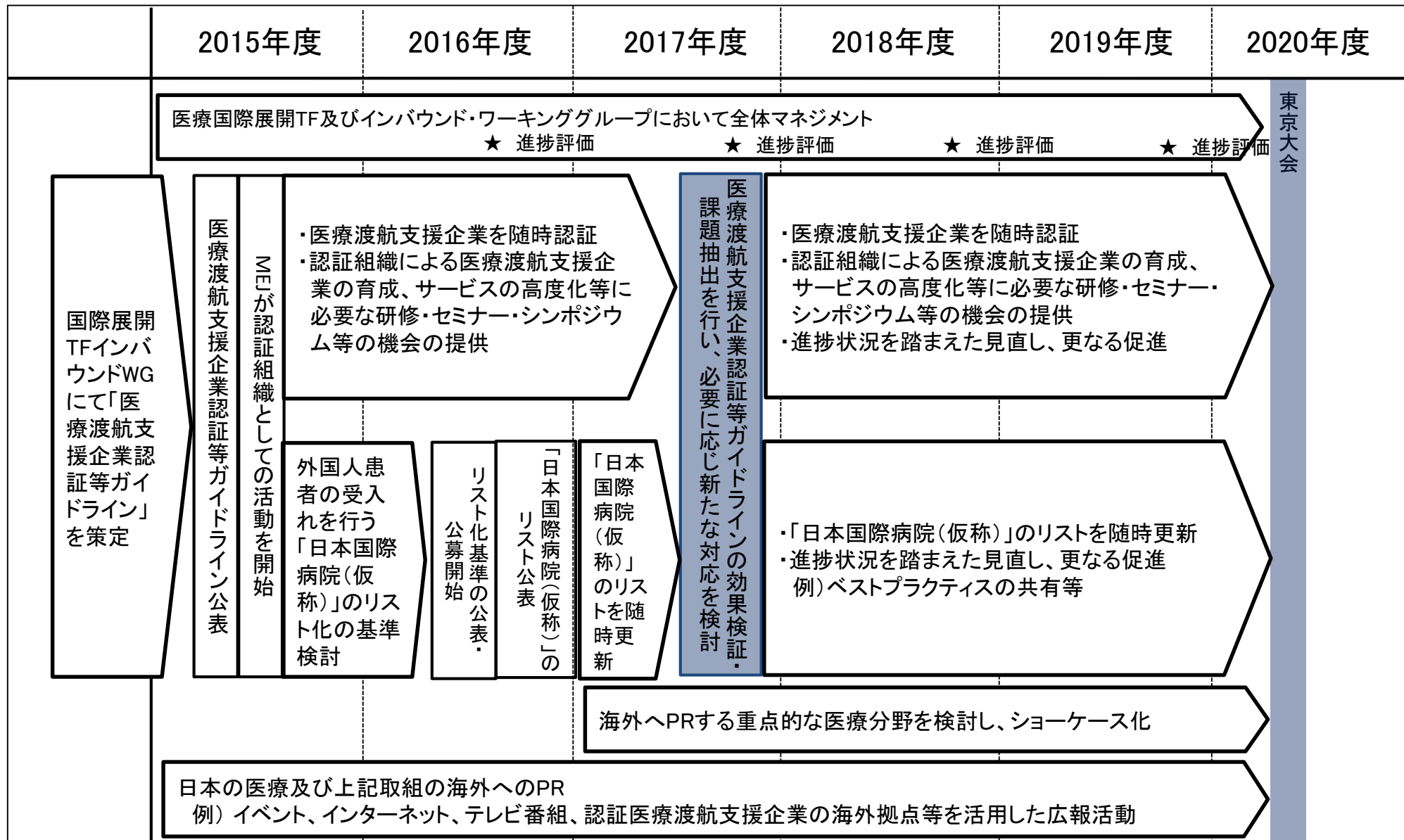


3. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

②ロボット社会実装プロジェクト



4. 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開(医療のインバウンド)



5. 観光先進国のショーケース化

① 観光地域

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ショーケースの選定	エリア選定方法検討	エリア選定・確定(釧路市、金沢市、長崎市)		中間取組評価		東京大会
関係省庁連携チーム	部局横断プロジェクトチーム発足	各省庁連携し、ショーケースの磨き上げについて、優先的に支援				
日本版DMO		日本版DMOの立上げ、取組体制整備	実施計画の策定	観光資源の磨き上げ・プロモーション等		
観光資源の磨き上げ		<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した新商品の開発・提供 日本食・食文化、農山漁村等の魅力活用 文化財や地域の歴史的まちなみの保存・整備・活用、良好な景観の形成等 エコツーリズムの推進 等		既に提供された商品や実証中の取組等を踏まえ、中間的な評価を行う。	中間評価を踏まえ、更なる観光資源の磨き上げを推進	
ストレスフリーの環境整備		<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fiの整備、クレジットカード決済・IC対応端末の普及促進、免税店数の増加などストレスフリーの優先的な環境整備 		整備状況を踏まえた評価	中間評価を踏まえ、更なる充実を図る	
海外への情報発信		<ul style="list-style-type: none"> 在外公館等も活用した海外への魅力発信、クールジャパンとの連携 地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の発信 文化プログラムを活用した文化の発信 等		取組を整理し、トップランナーとしての発信	これまでの情報発信を踏まえ改善	

5. 観光先進国のショーケース化

② 東京

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
ユニバーサルデザイン2020		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年2月：「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置 ・ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する検討を行い「ユニバーサルデザイン2020」を取りまとめ 		<p>中間評価</p> <p>「ユニバーサルデザイン2020」の実行 (取りまとめと並行して実行開始)</p>			東京大会
		<ul style="list-style-type: none"> ・ショーケースとしての取組主体及び場所・内容の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間年における取組内容の見直し ・ショーケースとしてのプロモーションを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の確認 ・ショーケースとしてのプロモーションを実施 		
公共交通機関等におけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・オリ・パラに向けたバリアフリー化調査 → 2015年度末に取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年度のバリアフリー化調査の結果等を踏まえ、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等における面的・一体的なバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー法の整備目標の着実な達成を目指すことで、利用者の9割以上をカバーする旅客施設において全ての方がバリアフリー化された公共交通施設を利用できるようにする。 				
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者の職員教育を通じた接遇の向上 → 「バリアフリー教室」の着実な開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国民に対する普及・啓発活動 → 副教材や、当事者参画によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン2020の「心のバリアフリー分科会」等において、事業者等への働きかけや国民全体に向けた取組について検討し、並行して実行開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーに関する国民的運動の展開 → 国民的運動を推進し、高齢者・障害者等に対して市民が手助けする文化を醸成 			
分かりやすい案内情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージによる使用言語等の属性に応じた情報提供機能の拡大の検討 ・案内表示の統一化、ピクトグラムの新規作成等に向けた調査 → オリパラに向けたピクトグラムのあり方について交通エコモ財団による検討会に参画 ・屋内外の電子地図等の整備・活用への促進に向けた先行的な実証実験の実施 ・オープンデータサイトの開設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の属性(言語等)に応じた情報提供を実現するための共通基盤の機能検証等を実施 ・作成したピクトグラムのJIS化に向けた調整 ・情報提供設備の調査 ・大会関連施設や周辺地域における実証、試行的なオープンデータ環境の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンや交通系ICカード、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を活用・連携し、言語等の個人の属性に応じた情報提供等の検証・相互接続の実現 ・2015年度、2016年度の調査結果等を踏まえ、ピクトグラムやデジタルサイネージを活用した新しい案内表示の導入支援 ・バリアフリールート等の情報提供の充実 ・ICTオープンデータプラットフォームの構築 ・各省施策の連携によるプレサービスの実現 		<p>中間評価を踏まえた改善とプロモーション</p>		

5. 観光先進国のショーケース化

③成田空港・羽田空港

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度		
省庁連絡協議会の設置		<ul style="list-style-type: none"> 協議会の設置 海外の事例を収集 おもてなしを検討 設置主体及び場所・内容の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認 	<p>中間評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間年における取組内容の見直し 実装箇所におけるヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認 ショーケースとしてのプロモーションを実施 	東京大会		
ストレスフリー等の取組 (無線LAN、多言語対応)	<ul style="list-style-type: none"> 無料公衆無線LAN環境の整備促進等 多言語音声翻訳の研究開発等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備の促進 成田空港におけるバリアフリー情報等提供の実証実験実施 無料公衆無線LANの整備促進及び周知広報 多言語音声翻訳技術の研究開発・社会実証を通じた社会実装等 			<p>中間評価を踏まえた改善とプロモーション</p>			
空港アクセスの改善 (鉄道・バス)	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏における今後の都市鉄道の在り方について交通政策審議会で審議(2014年5月～2016年4月) 	<p>答申</p> <ul style="list-style-type: none"> 空港アクセス関連駅におけるバリアフリー化等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区における空港アクセスバス事業の推進(運賃の柔軟な設定等)、深夜早朝時間帯におけるバスアクセスの利便性向上等を通じたバスアクセスの更なる充実 深夜早朝時間帯の利便性向上等の空港アクセスバスの更なる改善 					
空港を ゲートウェイ とした コンテンツの 発信 (デジタル サイネージ・ ロボット・ 世界最先端 のトイレ)	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージの普及 標準仕様を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の属性(言語等)に応じた情報提供を実現するための共通基盤の機能検証等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンや交通系ICカード、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を活用・連携し、言語等の個人の属性に応じた情報提供等の検証・相互接続の実現 					
	<ul style="list-style-type: none"> 世界最先端のトイレ トイレの質の向上の検討 	<ul style="list-style-type: none"> トイレ等の環境整備・利用の在り方に関する調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの使用方法・マナー向上等の啓発活動実施 					
	<ul style="list-style-type: none"> ロボットの活用 ロボットの活用 ロボットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ロボットの活用 ロボットの活用 ロボットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 実装 	<ul style="list-style-type: none"> ロボットの随時活用 				
	<ul style="list-style-type: none"> ロボットの活用 ロボットの活用 ロボットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 実証事業の公募・採択 	<ul style="list-style-type: none"> PDCAを回しルールを改訂 					

※同様の取組を成田空港・羽田空港以外の地方の空港に波及させる。 — 10 —

6. 対日直接投資の拡大に向けた誘致方策

